第二部　勞動者運動

概說……一七九
第一篇　勞働爭議……一八〇
第一章　工●鑛●交通業勞働者の爭議……一八〇
第一節　爭議の大勢……一八〇
第二節　主要なる爭議……一八六
第三節　特に重要なる爭議の顚末……二〇一
第二章　農業勞働者の爭議（小作爭議）……二〇七
第一節　爭議の大勢……二〇七
第二節　主要なる爭議……二一七
第三節　小作調停……二二一
第三章　中間階級者の爭議……二二二
第四章　婦人勞働者及職業婦人の爭議……二二五
第二篇　勞働運動……二二五
第一章　工●鑛●交通業勞働者の運動……二二五
第一節　共通運動……二二四
第二節　勞働團體各個の運動……二三〇
第二章　農業勞働者の運動……二三四
第一節　農民組合運動……二三五
第二節　地方的農民組合の運動……二三九
第三節　其他の運動……二四〇
第三章　中間階級者の運動……二四五
第四章　婦人勞働者及職業婦人の運動……二四五
第五章　勞働者教育運動……二四六
第三篇　勞働組合……二四九
第一章　工●鑛●交通業勞働者の組合……二四九
第一節　主要なる勞働組合……二四九
第二節　其他の勞働組合……二五九
第二章　農業勞働者の組合……二五九
第一節　農業者團體……二七五
第二節　農民組合……二七六
第三章　中間階級者の組合……二八一
第四章　婦人勞働者の組合……二八一
附　主要勞働組合一覽表……二八二
第四篇　產業組合及勞働者の自立運動……三一一
第一章　產業組合……三一一
第一節　一般狀況……三一一
第二節　產業組合の事業及運動……三一二
第三節　植民地に於ける產業組合……三一五
第二章　消費組合……三一六
第一節　一般狀況……三一六
第二節　消費組合の事業と運動概說……三一九
第五篇　無產政黨……三二〇
概說……三二〇
第一章　共通運動……三二一
第一節　第五十六議會對策……三二一
第二節　市町村會選擧……三二三
第二章　無產政黨各個の運動……三三〇
第一節　全國的無產政黨……三三〇
第二節　地方政黨……三四三
附　主要無產政黨一覽表……三四四
第六篇　借家人運動……三四九
第一章　運動勃發に至る迄の情勢……三四九
第二章　借家人組合……三五三
第三章　運動の概況……三五六
第四章　運動の結果……三五八

第二部　(勞動者運動)統計表

第一表　工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計
(當所調)
其一　業態及日別表
其二　業態及府縣別表
其三　業態及原因別表
其四　業態及經過別表
其五　業態及結果別表
第二表　工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計
(社會局調)
其一　月別累年表
其二　爭議種別月別表
其三　業態別件數
其四　原因別件數
其五　結果別表
第三表　小作爭議統計
其一　府縣別統計(府縣別)
其二　累年表
第四表　勞働組合及組合員數
第五表　產業組合統計
其一　組合累年表
其二　組合員數及出資金額累年表
其三　組合員職業別累年表
其四　組合事業累年表
其五　市街地購買組合概況

概　説

金解禁を豫想する濱口内閣の緊縮政策は、世界的不況に包圍せられてゐた我が經濟界を愈々深刻なる不況のドン底に突き落してしまつた。この趨勢は昭和四年の年末に近づくに從つて、即ち金解禁斷行期の近づくに從つて益々そのテンポを速めた。かくて金融資本の政策に惱み拔く産業資本の勞働者に對する攻勢は愈々意識化され、所謂合理化政策は勞働者の意識的な抗爭にも拘らず强力に遂行された。地主も亦、一方において益々金融資本との妥協を策しつつ他方漸落する農産物價格の釣上げに狂奔した。資本家及地主のかうした意識的攻勢は、新政府の陰險なる彈壓政策と容易に抱合し、無産階級の全戰線に向つて背面から强力なる攻擊を加へた。それは、治安維持法の改惡と一切のテロリズム的政策とを以つて正面から巨彈を投じた田中内閣に比して、はるかに陰險、狡智、且つ効果的、實質的なる彈壓であつた。

この支配階級の攻勢と未曾有の不況との中で生存を脅かされた無産階級の退引きならぬ經濟鬪爭は必然的に急激なる進展を示した。勞働爭議は近年になき件數に上り、小作爭議また大正十五年以來の件數を數へてゐる。而してその何れもが主として下半期において展開された結果であることは特に注目を要するのである。

かかる陰鬱なる空氣の下に無産階級は經濟戰線において政治戰線においても再び戰線の分裂と紛亂とを繰返へさざるを得なかつた。前年度にみなぎつた合同統一の要望は、本年度の現實の前には單なる空念佛に終つたのである。所謂四・一六事件や合法的勞農黨出現の事實は、右翼戰線の分裂と合法運動の狹隘化とを象徴し、總同盟大阪聯合會の分裂は非右翼指導精神の破綻であり引いては大右翼結成の野望に對する致命的傷痍を意味した。この間漁夫の利を占むるかに見えた中間派日本大衆黨においては、合同半歲ならずしてはしなくも再度の分裂を惹起した。比較的靜穩の一年を送つた中間派組合運動においても尙ほ思想的動搖は免がれ得ず「合同絶望時代」の反映はそこにも見出されたのである。たゞ農民組合戰線においてのみ殆んど波瀾を見ることなく寧ろ沈滯の一年であつたが、その原因には四・一六によつて幾多の鬪士が奪取されたことをも擧げねばなるまい。

だが混亂の時代は自ら整理と統一とを要望する。この要望は、本年度の市町村會選擧における無産黨の好成績、言ひ換へれば無産政黨勢力の大衆層への侵透、擴大といふ事實と共に、來るべき年の光明を期待せしめるものと云へよう。本年鑑においてはかうした觀點から本年度勞働運動界の出來事を忠實に報告せんとするものである。

第一篇　勞働爭議

第一章　工・鑛・交通業勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

過去數年に亘る漫性的不況は本年下半期に入つて急激に深刻化した。これを反映して勞働爭議も本年下半期に入ると共に頓に激增し、近年にない件數に達した。それが未曾有の不況に藻掻く資本の苦悶の結果であり、その苦悶を勞働階級の負擔に轉化せんとする結果であることは、爭議原因中資本家の攻勢に依るものゝ割合が著しく高いこと、又、勞働者側の受動的原因中賃銀値下反對、待遇改惡反對、解雇反對が最も多數を占むること、等々において明かに窺はれる。この情勢は爭議の結果についても固より現はれてゐる。即ち爭議の結果は勞働者側の敗北に終るもの多く、そのことは殊に横濱ドツク、東京市電、横濱市電、三越、東京モスリンの如き本年度の代表的爭議の結末が有力に物語つてゐる。尚ほ往年の如き所謂大爭議の勃發は稀れとなり、之に代つて中小企業の階層における爭議件數の增大せることも、最近時における著しき一特徴と云はねばならぬ。

爭議業態別件數　當研究所の調査に據れば、昭和四年中に發生したる爭議件數は七六八件にして、そのうち工場勞働者の爭議は五五五件を占め總件數の約七二・三%を占む。工場勞働者の爭議においては雜工業一五〇件、染織工業一四七件化學工業一二四件、金屬工業一一一件といふ順位である。本年度においては雜工業に化學工業に著しく增加してゐるのが見られる。これを前年度との比較において見れば左の如くである。

		昭和三年	昭和四年
工業	染織工業	八五件	一四七件
	金屬工業	七四	一一一
	化學工業	五一	一二四
	飲食物工業	一六	一二
	雜工業	六四	一五〇
	特別工業	五	一〇
	計	二九四	五五五
	家內工業	三五	二七
	人夫その他勞働者	一五	八九
	合計	三四四	六七一
鑛業		一〇	一三
交通業	水上交通業	一三	一五
	陸上交通業	二五	四三
計		三八	五八

官公業	通信交通業	一三	一九	
	工業その他	四五	八	
	計	一八	二七	
總計		四一〇	七六八	

總

即ち總數において實に三五八の増加であり、各業態について見ても殆んどみな激増を示してゐるが、就中、工業全體並びに工場工業にあつては正に倍加に近い勢を示してゐる。業態別に見て減少せるは飲食物工業と家内工業とのみである。

爭議月別　當研究所の調査に據れば、昭和四年中爭議の最も多かつた月は前年と同様に八月の九九件（一二・九%）と九月の九四件（一二・二%）とであるが、一年間を通じて見れば本年度は押しなべて下半期において著しく増加してゐる。殊に五月までの趨勢においては前年度と左程甚しい懸隔を示してゐないところを見れば、本年度における爭議激増は主として下半期にあることを知る。この點前年度の趨勢と相異するところであり、金解禁の豫想と政府の緊縮政策とを反映する不況の深刻化を語るものに他ならぬ。

	工・鑛・交通業全體（實數）		工・鑛・交通業全體（百分率）	
	昭和三年	昭和四年	昭和三年	昭和四年
一月	三六	四四	八・八	五・七
二月	二四	四九	五・八	六・四
三月	三四	六三	八・三	八・三
四月	四三	三一	一〇・二	四・一
五月	四一	三九	一〇・〇	五・一
六月	三一	七五	七・六	九・八
七月	三四	七三	八・三	九・五
八月	六一	九九	一四・九	一二・九
九月	四八	九四	一一・七	一二・二
十月	三二	六二	七・八	八・一
十一月	一三	七四	三・二	九・六
十二月	一三	六五	三・四	八・五
總計	四一〇	七六八	一〇〇・〇	一〇〇・〇

爭議分布　當研究所の調査に據れば、昭和四年中に爭議の發生したる地方は一道三府四十縣であり殆んど全國に亙る。最多數を占めるのは東京府の一九五件（二五・四%）、これに次で大阪府の一四九件（一九・四%）、何れも前年度に比し實數割合ともに著しく増加してゐる。更にこれに次ぐ兵庫縣の六九件（九・〇%）を加ふれば、以上の二府一縣を以て全國爭議件數の過半（五三・八%）を占むることを知る。業態別にこれを見れば、工場工業にあつては大阪の一四一件（工場工業爭議全數の二五・四%）が首位を占め、東京一三二件（同じく二三・八%）、兵庫四九件（同じく八・八%）である。工場工業にあつては上の三地方が全數の五八・〇%を占むることを知る。今、件數の比較的多き地方をとつて前年度と比較すれば左表の如くである。

	實數 昭和三年	實數 昭和四年	百分率 昭和三年	百分率 昭和四年
東京	七三	一九五	一七・八	二五・四
大阪	七三	一四九	一七・八	一九・四
兵庫	三九	六九	九・五	九・〇
神奈川	一七	三三	四・二	四・二
愛知	一三	二八	三・二	三・七
福岡	一三	二七	三・二	三・五
岐阜	七	二四	一・七	三・一
廣島	一四	二〇	三・四	二・六

尙ほ詳細は第二部統計第一表其二を參照。

爭議原因　同じく當研究所の調査に據れば、本年度の爭議中資本家の挑戰に端を發したるもの四八二件(六二・八%)、勞働者の能動的原因に基づくと見られるもの二八六件(三七・二%)である。これを前年度並に數年來の傾向に對比すれば、本年においては數年來の傾向が著しく鋭化し、資本家の能動的態度に基づく爭議の數が甚しく增加してゐる。

	實數 資本家の挑戰に端を發したるもの	實數 勞働者の要求に端を發したるもの	百分率 資本家の挑戰に端を發したるもの	百分率 勞働者の要求に端を發したるもの
昭和四年	四八二	二八六	六二・八%	三七・二%
昭和三年	二二四	二四七	五四・六	四五・四

	件數	全爭議百中占むる割合 昭和三年	同上 昭和四年
工場閉鎖	三五	四・六%	一・七%
解雇反對	七九	一〇・三	八・三
解雇手當要求	三三	四・三	五・四
休業手當要求	一三	一・七	一・七
組合壓迫	四一	五・三	八・五
賃銀不拂	六六	八・六	六・六
賃銀値下反對	一〇二	一三・二	一四・四
待遇改惡反對	九七	一二・六	六・一
其他	一七	二・二	一・九
計	四八二	六二・八	五四・六

次にこれを業態別に見るに、本年度における資本家の挑戰に依る爭議の率は工業、鑛業、官公業においては前年度に比

し増加してをり、交通業においてのみ減少を示してゐる。この種の爭議の率の最も高かつたのは概して工場工業であり、就中化學工業（七五・八％）最も高く、雜工業、金屬工業これに次ぐ。鑛業も全體としてその率甚だ高く六六・七％を示してゐる。これを前年度と比較すれば次の如くである。

各業態別爭議百中占むる割合

	昭和三年	昭和四年
工業		
工場工業		
染織工業	五六・五％	五三・二％
金屬工業	五八・一	六六・七
化學工業	五六・九	七五・八
飲食物工業	五六・二	六一・五
雜工業	五六・二	七五・三
特別工業	二五・〇	七〇・〇
計	五六・五	六一・一
家内工業	五一・四	五九・三
人夫その他勞働者	七三・五	四六・一
合計	五六・七	五九・〇
鑛業	五〇・〇	六六・七
交通業		
水上交通業	四六・一	三五・三
陸上交通業	四八・〇	四四・二
計	四七・四	四一・四
通信交通業	五〇・八	五七・九
官公業		
工業その他	四〇・〇	五七・五
計	五三・五	五一・九
總計	五四・六	六二・八

（各業態別爭議原因中受動的原因の細別については第二部統計第一表其三を參照）

次に勞働者側の要求に端を發したる能動的原因に就てその內容を見るに、待遇改善最も多く一三一件（一七・〇％）、これに亞いでは依然賃銀値上が多く七三件（九・五％）を占む。この趨勢は大體昨年度と大差なしと云へるが、賃銀値上の件數の割合は昨年度に比して可成り減少してゐる。

昭和四年中爭議能動的原因細別

	件數	全爭議百中占むる割合	同 昭和三年
賃銀値上	七三	九・五％	一五・四％
解雇手當制定要求	一二	一・七	一・〇
退職手當制定要求	三	〇・四	〇・二
待遇改善要求	一三一	一七・〇	一六・八
組合確認要求	九	一・二	〇・五
感情的原因	五二	六・九	六・一
其他	四	〇・五	五・四
計	二六	五七・二	四五・四

更にこれを業態別に見るに、工業、鑛業、官公業において

はその率昨年度より可成りに減少してをり、増大せるは交通業のみである。殊に工場工業にあつては染織工業を除けば各業とも著しく減少してゐる。尚ほ工業のうち人夫その他勞働者の率が甚しく上昇してゐるのは注目に値しよう。

各業態別爭議百中占むる割合

		昭和三年	昭和四年
工業	工場工業		
	染織工業	四五・五%	四六・八%
	金屬工業	四一・九	三五・三
	化學工業	四三・一	二四・二
	飲食物工業	四三・八	三八・五
	雜工業	四三・八	二四・七
	特別工業	七五・〇	三〇・〇
	計	四三・五	三八・九
	家内工業	四八・六	四〇・七
	人夫その他勞働者	二六・七	五五・九
	合計	四三・三	四一・〇
鑛業		五〇・〇	三三・三
交通業	水上交通業	五三・九	六六・七
	陸上交通業	五二・〇	五五・八
	計	五二・六	五八・六
官公業	通信交通業	六九・二	四二・一
	工業その他	六〇・〇	六二・五
計		六六・七	四八・一

總數　一八四

（各業態別に依る爭議原因中勞働者側能動的原因細別は第二部統計第一表其三に收錄）

爭議經過　勞働爭議の戰術として勞働者側から使用されるものは罷業、怠業、示威運動の三者をその主要なるものとする。昭和四年中に於ける戰術別爭議件數は次の如くである。

	實數	全爭議百中占むる割合
罷業	五九二	七七・一
怠業	二六	三・四
示威運動	三	〇・四
怠業・罷業	一六	二・一
罷業・示威	八五	一一・一
怠業・示威	四	〇・五
罷・怠業・示威	三	一・五
紛議	三〇	三・九
計	七六八	一〇〇・〇

即ち罷業が大部分を占め五九二件（七七・一%）に達し、次で怠業二六件（三・四%）、示威運動最も少く僅かに三件（〇・四%）に過ぎない。以上は單獨行使の場合であるが、各戰術の併用の狀態を見れば、罷業と示威運動の併用最も多く八五件（一一・一%）に達す。尚ほ罷業が他の戰術と併用された全件數は一一三件（一四・七%）であり、罷業の單獨行使と合算

すれば正に七〇五件に達す。尚ほ紛議に止るものは本年度においては比較的少く三〇件(三・九%)を數ふるに過ぎない。

次にこれを工・鑛・交通業全體、工場工業、金屬工業に分つて見れば、

	實數 工・鑛・交通業全體	實數 工場金屬工業	比率(各業態別爭議百中占むる割合) 工・鑛・交通業全體	比率(各業態別爭議百中占むる割合) 工場金屬工業
罷業	五九二	四三三	七七・一	七六・二
怠業	二六	二〇	三・四	三・六
示威運動	三	三	〇・四	〇・六
怠業・罷業	一六	一四	二・一	二・五
罷業・示威	八五	六五	一一・一	一一・七
怠業・示威	四	四	〇・五	〇・七
罷・怠・示威	一三	一〇	一・五	一・八
紛議	三〇	一六	三・九	二・九
計	七六八	五五五	一〇〇・〇	一〇〇・〇

これを更に前年度と比較すれば、

	各業態別爭議百中占むる割合 工・鑛・交通業全體 昭和三年	昭和四年	工場工業 昭和三年	昭和四年	金屬工業 昭和三年	昭和四年
罷業	四六・一	七七・一	四八・五	七六・二	三五・一	七〇・七
怠業	五・九	三・四	五・六	五・四	一・三	五・四
示威運動	七・二	〇・四	〇・六	〇・七	〇・四	〇・七
怠業・罷業	四・一	二・一	二・五	二・四	三・八	三・四
罷業・示威	一一・〇	一一・一	一一・七	一三・六	一四・九	一三・六
怠業・示威	〇・七	〇・五	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七
罷・怠・示威	二・九	一・五	一・八	二・一	一・八	二・一
紛議	三・〇	三・九	二・九	三・四	二・九	三・四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

即ち本年度においては一般に示威運動は減少して罷業の單獨行使が著しく増加してをり、罷業示威併用は依然として相當多數に登る。尚ほ怠業の單獨行使は全體としては減じてゐるが、金屬工業にあつては可成り増加してゐるのを見る。

次に業主側のこれに對してとられる對策は全部に亘つては知り難いが、明かに表明せられたる對策に依つてその趨勢を窺へば凡そ次の如くである。

	實數 工・鑛・交通業全體	工場工業	金屬工業	比率(各業態別爭議百中占むる割合) 工・鑛・交通業全體	工場工業	金屬工業
工場閉鎖	一八	一七	九	二・三	三・一	六・一
解雇	五七	四五	二	七・〇	八・一	七・五
解雇閉鎖	五	四	一	〇・七	〇・〇	〇・七

解雇最も多く、工場閉鎖これに亞ぎ、解雇閉鎖は最も少い。

これを前年度と比較すれば、依然兩三年來の傾向を辿り、解雇、工場閉鎖、解雇閉鎖いづれも減少の傾きを示してゐる。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體 昭和三年	工・鑛・交通業全體 昭和四年	工場工業 昭和三年	工場工業 昭和四年	金屬工業 昭和三年	金屬工業 昭和四年
工場閉鎖	三・九	二・三	五・一	三・一	一〇・五	六・一
解雇	一一・七	七・〇	一三・九	八・一	一四・九	七・五
解雇閉鎖	一・〇	〇・七	一・四	〇・七	—	〇・七

爭議結果　爭議の結果は不明なるものが甚だ多い。且つ一應は表面上の解決を見てもその條件が業主に依つて完全に履行せられない場合も多く、爭議の顚末が果して勞働者に有利であつたか否かを決定することは可成り困難と云はざるを得ない。當研究所の調査に據つて歸趨の明かなるものにつきその結果を見るに、妥協最も多く二八三件、全爭議の三七%弱を示してゐる。勞働者側に有利に解決したと見得べきもの一八・六%、業主側に有利なるもの一六・五%、勞働者側に有利に解決せる數がやゝ多い。これを業態別に見れば、工場工業ではたゞ金屬工業のみが勞働者側の勝利と見得べき割合著しく高きも、他の産業部門では大體同率であるか乃至は勞働者側の敗北の割合が多い。工場工業以外では人夫其他勞働者と所謂官公業にあつては勞働者側の敗北は著しく目立つ。これについては第二部統計第一表其五の參照を乞ふ。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體	工場工業	金屬工業
被傭者に有利解決	一八・六	一九・五	二七・二
業主に有利解決	一六・五	一六・四	一一・六
妥協	三六・九	三八・五	四〇・八
不明	二八・〇	二五・六	二〇・四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

尙ほ上の爭議結果を前年度の趨勢と比較すれば次の如くである。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體 昭和三年	工・鑛・交通業全體 昭和四年	工場工業 昭和三年	工場工業 昭和四年	金屬工業 昭和三年	金屬工業 昭和四年
被傭者に有利解決	一九・五	一八・六	一九・四	一九・五	二〇・三	二七・二
業主に有利解決	二〇・〇	一六・五	二一・一	一六・四	一八・九	一一・六
妥協	四〇・七	三六・九	四〇・五	三八・五	三五・一	四〇・八

（勞働爭議に關する當研究所調査及社會局調査の諸統計は第二部統計第一表及第二表に掲載）。

第二節　主要なる爭議

一、染織工場

(工場名)	(發生月)	(參加人員)	(關係團體名)
白金メリヤス工場(東京)	一月	六三	關東メリヤス勞働
大阪染工合資會社(大阪)	一月	一〇〇	大阪紡織勞働
一〇友禪工場(大阪)	一月	七〇	美術友禪工組合
紀陽染工會社(和歌山)	一月	三六四	和歌山勞働
斗賀野製糸場(高知)	一月	一〇五	
三重織布工場(三重)	一月	八〇	
東洋紡王子工場(東京)	一月	一三七	
日本紡尼ヶ崎工場(兵庫)	二月	三〇	關西合同勞働
東京モス吾嬬工場(東京)	三月	三、八九〇	紡織勞働、東京モス從業員組合
山崎染物工場(東京)	三月	四七	總同盟
東洋紡知多工場(愛知)	三月		知多一般勞働 關西一般勞働等
日本紡尼ヶ崎工場(兵庫)	三月	四〇	
出雲製織帆布工場(大阪)	三月	四三〇	關西一般勞働
倉敷紡●萬壽工場(岡山)	三月	一二五	
東京モス吾嬬工場(東京)	四月	(再燃)	
日本紡●尼ヶ崎工場(兵庫)	四月	一四七	
福島紡●飾磨工場(兵庫)	四月	一〇	組合同盟●飾磨合同勞働
合同紡●神崎工場(兵庫)	四月	一、三〇〇	總同盟●尼ヶ崎紡織勞働
大塚織物工場(岡山)	四月	三	
東京紡織工場(東京)	五月	一九六	
朝倉中央製糸工場(福岡)	五月	二六	
合同毛織●今津工場(兵庫)	五月	一五二	
第一織染工場(和歌山)	五月	三、五〇〇	組合同盟
北原製糸場(群馬)	五月		
東洋モスリン●本工場(東京)	六月		
西川モスリン工場(東京)	六月	一〇〇	總同盟●飾磨合同勞働
日本毛織●姫路工場(兵庫)	六月	二〇〇	
合同毛織今津工場(兵庫)	六月	一一〇	總同盟●灘紡織勞働組合同盟●日本紡織勞働
天滿紡織工場(大阪)	六月	九五〇	總同盟●大阪紡織天滿合同支部
合同紡●今宮工場(大阪)	六月	一〇〇	總同盟●大阪紡織勞働
柏原紡織工場(大阪)	六月		
福島紡●福山工場(廣島)	六月		
四國製糸工場(高知)	六月	二一	組合同盟
中山共立モスリン工場(千葉)	六月		
福田館製糸場(群馬)	六月	三〇	
日本紡●高田分工場(奈良)	六月		關西勞働組合準備會
東京モス●吾嬬工場(東京)	七月	八〇〇	吾嬬工場從業員組合
丸德織布工場(愛知)	七月	二〇〇	勞働組合協議會
明治紡織工場(福岡)	七月	二五	中部合同勞働
龍田紡織工場(兵庫)	七月	二一	

岸和田紡春木工場（大阪）	七月	六〇〇	（總同盟●大阪紡織勞働大阪陶業勞働）	
富士瓦斯紡大阪工場（大阪）	七月	二〇〇	總同盟●大阪聯合會	
柏原紡織工場（大阪）	七月	五〇		
大阪紡績工場（大阪）	七月	一五二	總同盟●大阪紡織勞働	
廣島染工工場（京都）	七月	三	京都染織勞働	
紀陽織布工場（和歌山）	七月	七〇	（和歌山一般勞働和歌山勞働者組合）	
荻原紡織工場（埼玉）	七月	一五〇	（組合同盟●日本紡織勞働）	
長野製糸會社（長野）	七月	五二		
是撚機業●型付工場（群馬）	七月			
是製絲工場（宮崎）	七月	一〇〇		
今三撚糸織物工場（福井）	七月	二五		
寶來絹糸工場（鳥取）	七月	五〇		
旭絹織工場（滋賀）	七月		紡織勞働●聯合會支部（組合同盟●洋モス從業員組合）	
東洋モスリン第二工場（東京）	八月			
友禪型付染物工場（東京）	八月	二	關東美術友禪工組合	
豐田押切紡織工場（愛知）	八月	二七二	協議會●中部合同勞働	
伊丹由多加織製造所（兵庫）	八月	三三		
昭和染工場（大阪）	八月	二	（鮮勞）	
岸和田紡織工場（大阪）	八月	一、三〇二	大阪紡織勞働	
岸和田紡●野村工場（大阪）	八月	一、一五二	（大阪紡織勞働大阪陶業勞働）	
永井メリヤス製造所（大阪）	八月	五〇	總同盟●大阪紡織勞働	
三光染工場（大阪）	八月	一五	總同盟●大阪紡織勞働	
片倉製糸●高知製糸所（高知）	八月	一八八	（高知勞働士佐電氣勞働等）	
清水製糸工場（長野）	八月	一五二		
森田友禪工場（千葉）	八月	二七六		
中村製糸工場（鹿兒島）	八月	八〇		
矢島製糸第三工場（山梨）	八月	一六二		
佐々木機業工場（福井）	八月	四〇五	全日農	
日本モスリン工場（東京）	九月	四〇		
博多ラミー紡織工場（福岡）	九月	一九八	（日本紡織勞働瀧ノ川支部）	
横濱織物加工共同工場（神奈川）	九月	六〇		
天滿織物●城北工場（大阪）	九月	一五	（總同盟●聯合會染織勞働組合支部）	
西田木工場（東京）	九月	一八	總同盟●大阪紡織勞働	
小津武林起業會社紡績工場	九月	五四	總同盟●中央合同勞働	
內外綿文一工場（大阪）	九月	二六〇	（勞働組合●關西同盟大阪聯合會）	
大阪合同紡住吉工場（大阪）	九月	五八	（全國同盟●關西紡織勞働）	
稻畑染工場（大阪）	九月	八〇		
上州絹糸紡績工場（群馬）	九月	一五〇	總同盟●大阪紡織勞働	
大阪合同紡●今治工場（愛媛）	九月	五〇〇	總同盟●關東釀造勞働	
宮城社製糸場（宮城）	十月	一〇〇	今治一般勞働	
田尻織物嘉詳寺工場（大阪）	十月	八九		
京都染機工業工場（京都）	十月	五三	（總同盟●大阪陶業勞働●大阪紡織勞働）	
日本絹麻會社（愛媛）	十月	一一〇		
中虎染物工場（神奈川）	十一月	四七		
		二五		

山田メリヤス工場(神奈川)	十一月	一四		
熊見撚糸工場(大阪)	十一月	八	全國同盟●大阪合同勞働	
森竹友禪工場(大阪)	十一月	四八	日本美術友禪工組合	
組合製糸南向館(長野)	十一月	二〇		
東京モスリン●沼津工場(靜岡)	十一月	三〇		
鳥取染織會社工場(鳥取)	十一月	九五		
小川製糸場(東京)	十二月	二三		
岡田織布工場(大阪)	十二月	七三		
中山メリヤス工場(大阪)	十二月	一七		
森竹友禪工場(大阪)	十二月	四八	日本美術友禪工組合	
近藤友禪工場(京都)	十二月	九	京都染物勞働	
土井織布工場(和歌山)	十二月	二八		
平井製糸場(長野)	十二月	二三	(鮮勞)	
組合製糸富田館(長野)	十二月	一三〇		
出雲製糸工場(島根)	十二月	四五		

二、金屬工場

細井鑪工場(東京)	一月	二八	組合同盟●金屬産業勞働	
日本艤裝株式會社工場(東京)	一月	二七	總同盟●東京鐵工	
日ノ出紡機製作所(愛知)	一月	六〇	總同盟●名古屋勞働	
日本フォード會社工場(神奈川)	一月	六〇〇	組合同盟	
林吉鑄造所(大阪)	一月	一四	大阪鑄造工組合 關西一般勞働組合 準備會等	
朝日乾電池製造所(大阪)	一月	一〇〇	總同盟●大阪合同勞働	
阪東アルミニウム工場(大阪)	一月	一六六	總同盟●金屬勞働	
永瀬鑄鐵所(埼玉)	一月	二五	總同盟●東京鐵工	
日發造船所(山口)	一月	一〇八	組合同盟●東京鐵工	
後藤車體製造工場(東京)	一月	七八	關東金屬勞働	
東京機械製作所(東京)	二月	二七	總同盟●東京鐵工	
針田工場(東京)	二月	五八	總同盟●東京鐵工	
日本艤裝會社工場(東京)再燃二月		一三	總同盟●尼ヶ崎聯合會	
谷口鐵工所(東京)	二月	八	神戸金屬勞働	
輕銀靴型鑄造工場(兵庫)	一月		總同盟大阪合同勞働	
尼ヶ崎造船工場(兵庫)	二月		勞働大衆黨	
日本發動機工場(兵庫)	二月	二五	總同盟●東京鐵工 川口支部	
大阪タクシー修繕工場(大阪)	一月	四、八四八	日本海員組合●石川島造船浦賀ドック	
日蓄●京都工場(京都)	二月			
林伸銅工場(埼玉)	二月	一〇四	總同盟●東京鐵工	
横濱ドック(横濱)	三月	七	建國會	
大東工業會社工場(東京)	三月	三一	關東一般勞働	
隅田川製鐵所(東京)	三月	三七	朝鮮勞働總同盟	
染谷自轉車工場(東京)	三月	三三	總同盟●東京鐵工 川口支部	
島田生子板工場(東京)	三月	三三	總同盟●東京鐵工	
小林伸銅所(東京)	三月	七五	名古屋勞働組合	
水垣製作所(東京)	三月	三	福岡合同勞働	
藤田製作所(名古屋)	三月			
古賀鐵工所(福岡)	三月			

安田商事●坂光工場	(福岡)	三月	三〇〇	
高田アルミニウム製造所	(大阪)	三月	二一	立憲勞働黨
大阪電機工業所	(大阪)	三月	八九	總同盟●大阪金屬勞働
藤屋鐵工場	(北海道)	三月	二二	
神戸製銅所●門司伸銅所	(福岡)	四月		總同盟
松葉乾電池製作所	(大阪)	四月	二七	總同盟●大阪合同勞働
阪口鐵工所	(大阪)	四月	三三	總同盟●大阪金屬勞働
中道ポンプ製造所	(大阪)	四月	一四	總同盟●大阪金屬勞働
保坂鑄工場	(埼玉)	四月	二四	(總同盟●東京鐵工 川口支部)
榎本黃銅製板工場	(東京)	五月	三〇	總同盟●東京鐵工
紡機製作所	(名古屋)	五月	四	(鮮勞名古屋勞働
淺野造船所	(横濱)	五月	一八六	總同盟●神奈川鐵工
川口鑄鐵所	(埼玉)	五月	一三	總同盟●東京鐵工
川口機械製作所	(埼玉)	五月	五二	總同盟●東京鐵工
增芳鑄工場	(埼玉)	五月	二九	總同盟●東京鐵工
山下鐵工造船所	(山口)	五月	四二	山下造船所工友會
東京鐵骨橋梁製作所	(東京)	六月	一八七	總同盟●東京鐵工
谷口鐵工所	(東京)	六月	四三	總同盟●東京鐵工
浦日時計側工場	(東京)	六月	一九	
淺野ドック會社	(横濱)	六月		
帝國鑄造鐵工所	(神戸)	六月	三一	神戸金屬勞働
久保田●鐵工場尼ヶ崎工場	(兵庫)	六月	八一〇	
石川伸鐵所	(大阪)	六月	五九	大阪勞働者組合
大阪金屬工場	(大阪)	六月	二	大阪朝鮮勞働
石川鑄造所	(大阪)	六月	三	大阪勞働組合
住友電線製造所	(大阪)	六月	八〇	總同盟●大阪聯合會
松本乾電池會社		六月	三七	大阪合同勞働
西山鐵工所	(大阪)	六月	二〇	總同盟●大阪金屬勞働
日本洋傘骨工場	(大阪)	六月	二	大阪朝鮮勞働
近藤鐵工場	(埼玉)	六月	一八	(總同盟●東京鐵工 川口支部)
東洋金網製造會社	(東京)	七月	一七	關東金屬勞働
山中無線電機製作所	(東京)	七月	六四	京濱勞働校友會
都築●尾久工場	(東京)	七月	一六	關東金屬勞働
東京機械製作所	(東京)	七月	一四〇	總同盟東京鐵工
石井鐵工所	(東京)	七月	七三	關東金屬勞働
細井鑪工場	(東京)	七月	一〇二	金屬產業勞働
宇佐美製作所	(名古屋)	七月	二七	中部合同勞働
フォード自動車會社	(横濱)	七月	二二五	組合同盟●神奈川縣聯
國友鐵工所	(大阪)	七月	二八	總聯合●關西聯合會
木村鋼管工場	(大阪)	七月	四九	大阪金屬勞働
萬年スレート會社	(大阪)	七月	四一	總同盟●大阪金屬勞働
坂鐵工所	(大阪)	七月	六	大阪勞働者組合
中山薄鐵板工場	(大阪)	七月		
東京パイプ工場	(千葉)	七月	三九	總同盟關東釀造勞働
奥村電機商會	(京都)	八月		
仲山製作所	(東京)	八月	二六	總同盟●東京鐵工
加藤製作所	(東京)	八月		東京一般勞働(自由聯合)

東京金網會社（東京）	八月	八	總同盟●東京鐵工	
齋藤時計工場（東京）	八月	二〇		
鈴木啓正式特許品製作所（東京）	八月	九一	總同盟●東京鐵工	
日本艤裝會社（東京）	八月	三三	總同盟●東京鐵工	
野上織機製作所（愛知）	八月	二四	名古屋金屬勞働	
日ノ出紡機製作所（愛知）	八月	六一	組合同盟●名古屋勞働	
中川製釘所（兵庫）	八月	三三		
久保田鐵工場（兵庫）	八月	五	總同盟●尼ケ崎聯合會	
大同電線會社（大阪）	八月	八		
大阪製罐工場（大阪）	八月	三四	總同盟●大阪合同勞働	
西田伸銅所（大阪）	八月	三五	關西一般勞働	
久保田鐵工所恩加島工場（大阪）	八月	二六	總同盟●大阪金屬勞働	
佐薙金屬製作所（大阪）	八月	八〇	總同盟●大阪金屬勞働	
大阪製鎖所（大阪）	八月	一六〇	總同盟●大阪金屬勞働	
野上輕銀器具工場（大阪）	八月	三三	總同盟●大阪金屬勞働	
谷口鐵工所（佐賀）	八月	三三		
高田鐵工所（北海道）	八月	一〇		
小島鐵工所（群馬）	八月	一七四		
桑野電機製作所（東京）	九月	三七	總同盟●東京鐵工	
帝國喞筒製造會社（東京）	九月	二	總同盟●東京鐵工	
仲山針製作所（東京）	九月	一	總同盟●東京鐵工	
長谷川外二十電磁器製造工場（愛知）	九月	八三	瀨戸電氣陶工	
加藤武金屬工場（大阪）	九月	四二	全國同盟●大阪金屬勞働	
淺野鐵工所（大阪）	九月	三（鮮勞）	大阪金屬產業勞働	
二和自轉車附屬品製作所（大阪）	九月	二三	全國同盟●大阪聯合會	
大阪所鍛鑄鐵所（大阪）	九月	三四	總聯合●關西聯合會	
佐薙金屬製作所（大阪）	九月	八〇	總同盟●大阪金屬勞働	
谷口鐵工所（佐賀）	九月	一八〇		
品川ガスメーター製作所（東京）	十月	一九〇	總同盟●東京鐵工	
大島製作所（東京）	十月	六〇	關東合同勞働	
一心社製作所（東京）	十月	六	關東金屬產業勞働	
原鐵工所（福岡）	十月	一五		
横濱工業會社（神奈川）	十月	五九		
浦賀船渠横濱工場（横濱）	十月	一三四	工愛會●横濱支部	
東京製綿會社川崎工場（神奈川）	十月	三〇	總同盟●神奈川鐵工	
尼ケ崎製釘會社（兵庫）	十月	九	總同盟	
舟谷製作所（兵庫）	十月	一三	全國同盟●大阪金屬勞働	
大阪鋼管株式會社工場（大阪）	十月	四八		
登理鑄工所（大阪）	十月	一六	總同盟●大阪金屬勞働	
汎建製作所（大阪）	十月	六二	總同盟●大阪金屬勞働	
田中車輛工場（大阪）	十月	二〇〇	全大阪勞働者	
石川伸鐵所（大阪）	十月	三五	全大阪勞働	
岩橋製作所（大阪）	十月	三五	全國同盟●大阪金屬勞働	
田島アルミニウム（大阪）	十月	二五		
小林鑄工場（埼玉）	十月	四	組合同盟●關東金屬產業勞働	
極東鑪製造工場（廣島）	十一月	二九		

細井ヤスリ工場(東京)	十一月	六三	關東金屬勞働組合
松尾合名會社(東京)	十一月		(組合同盟●關東金屬産業勞働)
久保金網製造所(東京)	十一月	一三	關東合同勞働
白石時計工場(東京)	十一月	一四	關東金屬勞働
尼ケ崎製釘所(兵庫)	十一月	三三	總同盟●尼ケ崎聯合會
黑川鐵工所(大阪)	十一月	三一	立憲勞農黨
岩橋製作所(大阪)	十一月	四三	(全國同盟●大阪金屬勞働)
爪田電機器具製作所(大阪)	十一月	二一	關西一般勞働者組合
細井ヤスリ工場(東京)	十二月	一〇三	金屬産業勞働
都築製作所モス工場(東京)	十二月	一三	
斗南電機製作所	十二月	三〇	
橋本鑄造所(東京)	十二月	八	
松尾船渠株式會社(大阪)	十二月	六〇	(全國同盟●大阪金屬勞働)
日本●ゼネラル●モータース(大阪)	十二月	一、一七五	大阪金屬勞働
三井金屬工業會社(大阪)	十二月	一四〇	(全國同盟●大阪金屬勞働)
村田製線工場(京都)	十二月	一三	京都合同勞働
下崎伸銅所(京都)	十二月	一九	京都合同勞働
兒玉鑄工場(埼玉)	十二月	三三	總同盟●東京鐵工

三、化學工場

山陽板紙株式會社(岡山)	一月	三〇	
武藏光學工業會社(東京)	一月	二六	(日本大衆黨●神奈川朝鮮勞働)
東西窯業大運工場(福岡)	一月	五	
宮林鍍金工場(大阪)	一月	一七三	朝鮮勞働組合
六字ゴム製作所(東京)	二月	一九	關東合同勞働組合
小坂ゴム工場(東京)	二月	二八	(關東合同勞働●全國青年同盟)
日本セロフアン會社(東京)	二月	六〇	
田中タイソング商會(東京)	二月	一四	
伊藤琺瑯工場(大阪)	二月	一〇〇	總同盟●大阪金屬勞働
岡田ゴム工業所(大阪)	二月	三三	總同盟●大阪合同勞働
宮林鍍金工場(大阪)	二月	一七三	朝鮮勞働
村瀨仲正外十八瓦製造所(岐阜)	二月	二〇	長良荷馬車組合
加茂川製紙工場(愛媛)	二月	一三	
日本セルフアン工場(東京)	二月	三一	總同盟●合同勞働
共立社ゴム工場(東京)	三月	七五	東京合同勞働
東京硝子工場(東京)	三月	一一	神戸マッチ工場組合
大同マッチ工場(神戸)	三月	六〇	
合同電球會社工場(大阪)	三月	二一四	總同盟●大阪合同勞働
生野ゴム工場(大阪)	三月	二五三	
高知丸一旭工場(高知)	三月	三四	關東金屬産業勞働
大日本製藥會社(東京)	四月	三一	(組合同盟●神奈川聯合會)
蠟燭工場(横濱)	四月	八六〇	神戸マッチ工聯合會
大同マッチ株式會社(神戸)	四月	三一	
淺間ライヂングサン石油會社(横濱)	四月	七四	(京都屋根瓦生地工作同盟會)
西村瓦製造工場外一工場(京都)	四月		
港亞鉛メッキ工業所(大阪)	五月	五三	

下石製陶磁器業組合（岐阜）	五月	五〇	下石陶工組合●日本窯業労働總同盟●濃聯合會	
有田陶器製造所（佐賀）	五月	一六〇		
藤川人絹工場（福井）	五月	一四		
極東硬質硝子工場（東京）	六月	七一	關東合同労働	
小阪ゴム工場（東京）	六月	二一	關東合同労働	
日本眞空管製作所（東京）	六月	三	關東電氣労働	
日本カーボン會社（横濱）	六月	二	組合同盟●神奈川縣聯	
高島マツチ工場（神戸）	六月	六〇	兵庫縣合同労働	
中村マツチ工場（大阪）	六月	二〇	大阪労働者組合	
秋山ゴム製造所（大阪）	六月	七〇	大阪合同労働	
岡部ゴム靴製造工場（大阪）	六月	四三	（鮮労）	
坂元ゴム工業所（大阪）	六月	三五	朝鮮労働總同盟	
太田製油工場（大阪）	六月	一一	朝鮮労働總同盟	
源六燒會社（佐賀）	六月	八二		
中畔ゴム工業所（東京）	七月	二九	總聯合京濱合同労働	
野村硝子製造所（東京）	七月	三八	東京合同労働	
柴崎諸壜製造所（東京）	七月	一四		
日本カーボン會社（横濱）	七月		組合同盟	
大阪製壜所（大阪）	七月	一三〇	總同盟大阪合同労働	
小川製紙工場（大阪）	七月	一六	朝鮮労働	
金子オブラート工場（千葉）	七月	一五	總同盟●關東釀造労働	
東文堂製版所（東京）	七月	二	關東出版労働	
瀧波硝子製造會社（東京）	八月	六	舊評●東京合同労働	
セルロイド眼鏡樣製造所（東京）	八月	一二		
品野窯業工場（愛知）	八月	二五〇	東春合同労働陶工	
再製樟腦會社（神戸）	八月	六四		
橋本ゴム工業所（神戸）	八月	二七（鮮労）	神戸化學労働	
大阪電球會社（大阪）	八月	四九	總同盟●大阪合同労働	
天滿鍍金工業所（大阪）	八月	二七		
日濠硝子工業所（大阪）	八月	三八（鮮労）		
丸幸外九六製陶工場（岐阜）	八月	三三五		
佐々木金屬溶解工場（大阪）	八月	一三（鮮労）	日鮮合成労働	
角サ陶器製造工場外八工場（岐阜）	八月	二八九	駄知製陶労働	
加藤外十三製陶工場（岐阜）	八月	一二〇		
水野外一〇二製陶工場（岐阜）	八月	一二三		
山内外六製陶工場（岐阜）	八月	三八		
市倉外二特製陶業組合（岐阜）	八月	五二五		
林外四十製陶工場（岐阜）	八月	二六九		
依光製紙場（高知）	八月	一一五		
吉岡外一九瓦製造業（福井）	八月	五〇		
松本ゴム工場（東京）	九月	五		
小島ゴム工業會社（東京）	九月	四	關東合同労働	
星製藥會社（東京）	九月	五〇五		
東亜化學工藝會社（東京）	九月	五四		
高島外八十磁器製造工場（愛知）	九月	五七四	瀬戸陶工	
成田外二三瓦製造業（愛知）	九月	二三	東海製瓦工組合	
日本光機工業會社（神奈川）	九月	三六		

坂倉ゴム工場（兵庫）	九月	四五	總同盟●尼ヶ崎聯	
ロツク●アスフアルト工業會社（大阪）	九月	二一	總同盟●大阪金屬勞働	
杉野硝子工場（大阪）	九月	二四（鮮勞）	大阪朝鮮勞働	
奈良田硝子製造所（大阪）	九月	四〇	總聯合●關西聯合會	
多治見製陶工場（岐阜）	九月	一〇〇		
丸山陶器工場（佐賀）		二三		
石井外十一陶器工場（佐賀）	九月	七七		
副島外一三陶磁器工場（佐賀）	九月	五三		
松浦外二製陶工場（佐賀）	九月	二七		
志田陶器工場（佐賀）	九月	四六		
山口外二九陶器製造業（長崎）	九月	三四七		
小原外九瓦製造工場（福井）	九月	二五		
菊間町製瓦組合（愛媛）	九月	一八〇		
福地硝子工場（東京）	十月	四	組合同盟●關東合同勞働	
千南電氣秀光研究所（東京）	十月	四三		
志筑製瓦組合（兵庫）	十月	一五		
大谷製瓦組合（兵庫）	十月	二六	愛友會	
ロツク●アスフアルト會社（大阪）	十月	二	總同盟●大阪金屬勞働	
市川ゴム工業所（大阪）	十月	二〇	大阪ゴム工	
川上塗料製造所（大阪）			大阪朝鮮勞働	
三木ゴム製造所（大阪）	十月	四二	總聯合●關西聯合會	
有田陶器製造工場（佐賀）	十月	二三（鮮勞）	大阪朝鮮勞働	
北越製紙會社（千葉）	十月	二二		
		一五六	關東釀造勞働	
富田瓦販賣組合（山口）	十月	六〇		
加藤ゴム會社（大阪）	十月	四三（鮮勞）	大阪朝鮮勞働	
小西硝子工場（大阪）	十一月	八四（鮮勞）	總同盟●大阪合同勞働	內鮮勞働
春日ゴム工業所（大阪）	十一月	一八	大阪ゴム工組合	
辻村ゴム工業所（大阪）	十一月	六〇（鮮勞）	大阪ゴム工組合	
秋山ゴム製造所（大阪）	十一月		總同盟●大阪合同勞働	
三原製壜會社（廣島）	十一月	五五	總同盟福山支部	
青柳製壜工場（千葉）	十一月	四〇		
村松ガラス工場（東京）	十二月	五三	關東一般勞働	
大同マッチ會社工場（神戸）	十二月	一〇七三	日本マッチ工組合	
横濱デキストリン製造所（兵庫）	十二月	一八	組合同盟●關西合同勞働	
大日本製壜會社（兵庫）	十二月	九六		
岸上セルロイド工場（大阪）	十二月			
丸二製壜工場（大阪）	十二月	二五		
柴田外三九製陶工場（岐阜）	十二月	三六五		
アサノセメント●門司支店（福岡）	十二月	四五〇	總同盟●セメント勞働	

四、飲食物工場

ボンテル會製パン所（東京）	一月	一三	東京一般勞働	
帝國食糧會社（靜岡）	一月	一六	靜岡合同勞働	
東京ミルク●プラント會社（東京）	二月	一一		
飯田味噌釀造販賣所（東京）	三月	二〇	組合同盟●關東合同勞働	

新京阪電鐵直營食堂(大阪)	六月	二五	日本飯食勞働	
太田製油工場(大阪)	六月	一五	(鮮勞)朝鮮勞働	
東京パン粉大森工場(東京)	七月	六	京濱合同勞働	
林製粉會社(兵庫)	八月		朝鮮人勞働同盟會	
大阪穀粉會社(大阪)	八月	二	東大阪勞働	
味ノ素製造所(大阪)	十月	二八		

五、雜工場

萬朝報社(東京)	一月	一〇五	自聯●東京印刷工	
佐久間新聞取次店(靜岡)	一月	一七		
ジヤパン●クロニクル社(神戸)	一月	一八		
尼ケ崎木管製作所(兵庫)	一月	一四		
本山足袋工場(埼玉)	一月	一〇		
西田木工場(東京)	二月	一〇	總同盟中央合同	
小野第一印刷社(東京)	二月	五	東京印刷工	
知多製樽業組合(愛知)	二月	五三		
田中印刷所(福岡)	二月	二九		
岸原印刷所(福岡)	二月	二三	福岡合同勞働	
幸町製材工場(神奈川)	二月	六二	總同盟	
關東日々新聞(神奈川)	二月	二		
白鹿足袋工場(大阪)	二月	六五	大阪足袋工	
昌榮堂印刷所(大阪)	二月	三五		
勝見下駄工場(靜岡)	二月	一〇	靜岡合同勞働	
熊本印刷所(熊本)	二月	一六	熊本合同勞働	
永井●コルク工場(東京)	三月	四	關東合同勞働	
國文社印刷所(東京)	三月	九五	東京印刷工	
村田文泉閣印刷工場(東京)	三月	一〇〇	關東出版勞働	
昭和木工場(愛知)	三月	二九	名古屋勞働	
喜多コルク第一工場(大阪)	三月		大阪金屬勞働	
猛々足袋工場(大阪)	三月	二〇		
峰山製煉會社(京都)	三月	二三		
岐阜縣傘同業組合(岐阜)	三月	六五〇		
小林製材製函工場(靜岡)	三月	二九	清水●靜岡合同勞働	
澁江洋家具工場(岡山)	三月	九		
市川林業製材所(山梨)	三月	一九	關東製材從業員組合	
羽后新報社(秋田)	三月	一五		
松本製車工場(熊本)	三月	五〇		
關東印刷所(茨城)	四月	六		
朝日製材所工場(東京)	四月	五二	關東木材勞働	
萬朝報社(東京)	四月	一〇六		
プラトン文房具店(大阪)	四月	二〇	大阪金屬勞働	
弘文社印刷所(北海道)	四月	一八		
富士製紙第二工場(靜岡)	四月	一四	富士合同勞働	
中央新聞社工場(東京)	五月	一五〇	自由聯合	
東洋民報社(福岡)	五月	七		
福岡印刷所(福岡)	五月	二六	大衆黨	
三浦製帽工場(大阪)	五月	六〇	大阪合同勞働	
森川石粉工場(廣島)	五月	七二		

傘同業組合（岐阜）	五月	六五〇		
島藤製材工場（東京）	六月	四〇	大衆黨	
角中製材所（東京）	六月	八	關東製材從業員會	
東京帽子會社（東京）	六月	四五〇	組合同盟●總同盟	
千代田木管工場（大阪）	六月	一〇七	大阪合同勞働	
關西每日新聞（京都）	六月	一〇		
洛陽新聞（京都）	六月	四〇		
渡邊製材所（秋田）	六月	一七		
嘉戸製材所（東京）	七月	四二	關東製材從業員工會	
大江印刷會社（東京）	七月	九七	東京印刷工會	
やまと新聞社（東京）	七月	一一	東京印刷工會	
三田貴金屬製造所（東京）	七月	九		
國民新聞社（東京）	七月	四五	印刷工組合	
吉野製材工場（神奈川）	七月	五〇	總同盟●神奈川聯合會	
林製粉所（兵庫）	七月	一九	（鮮勞）朝鮮勞働會	
椋本鏡製造工場（大阪）	七月	四三	大阪合同勞働	
旭木管製造所（大阪）	七月	二六	大阪合同勞働	
室蘭新報社（北海道）	七月	二六		
形付職工組合（栃木）	七月	一五〇	形付職工組合	
大澤製材所（東京）	八月	二七	大衆黨	
大江印刷會社（東京）	八月	一二〇	東京印刷工	
山浦製帽工場（東京）	八月	三		
蝶々矢シヤツ西新井工場（東京）	八月	四〇	東京革工	
豐橋製材所（愛知）	八月			
高崎印刷所（福岡）	八月			
子安製材會社（神奈川）	八月			
三丹日々新聞（兵庫）	八月			
未積製額會社（神戸）	八月			
太平ゴム會社（神戸）	八月			
昭和製材所（大阪）	八月			
新家木材外二工場（和歌山）	八月			
增田木材工場（北海道）	八月			
中會根製材所（高崎）	八月			
東京曲木家具工場（東京）	九月			
坂齊萬年筆製造所（東京）	九月			
夏目印刷所（東京）	九月			
正木製材所（兵庫）	九月			
加島足袋工場（大阪）	九月			
高木商店大阪工場（大阪）	九月			
濱田印刷工場（大阪）	九月			
瓦谷帽子加工場（大阪）	九月			
聯合紙器大阪工場（大阪）	九月			
京都日出新聞印刷所（京都）	九月			
廣島下駄製造工場（廣島）	九月			
雨傘同業組合（岐阜）	九月			
函館菓子製造會社（北海道）	九月			
荒下駄製造業（德島）	九月			
九州全產小倉支部準備會	二五			
神奈川製材勞働	六六			
兵庫縣合同勞働	四〇			
大阪木材勞働	三五			
北海勞働總同盟小樽建國勞働	六九〇			
合同勞働	六八			
關東合同勞働	二七			
	二			
	七			
	九			
大阪勞働大阪朝鮮勞働	一〇			
	一四			
大阪出版印刷勞働	四〇			
大阪合同勞働	一七			
關西合同勞働	六〇			
	四三			
	三五			
	六四五			
	九九			
	六〇			

會津タイムス社（福島）	九月	一七		
津市材木商組合（三重）	九月	五六	關東製材從業員會	
元木製材所（東京）	十月	八		
子安製材會社（神奈川）	十月	六〇	神奈川製材勞働	
中國日々新聞社（兵庫）	十月	二九		
上田製帽所（兵庫）	十月	三六	尼ヶ崎合同勞働	
喜多コルク第三工場（大阪）	十月	三三		
城東製材會社（大阪）	十月	二五	全大阪勞働者組合	
三車工場（大阪）	十月	一七	全大阪勞働者組合	
日本木材工藝會社（廣島）	十月		福山勞働組合	
二三ヶ所雨傘製造所（岐阜）	十月	六四〇		
山三製材工場（和歌山）	十月	一三	日置勞友會	
東亞製綱會社（奈良）	十月	一七二	大和無產統一黨	
石島木工所（東京）	十一月	三三	關東製材從業員會	
スタンダード靴會社（東京）	十一月	四	東京革工	
中央新聞社（東京）	十一月	六	東京印刷工	
山下鉛筆工場（東京）	十一月	三五		
濱屋コルク製作所（東京）	十一月	三七	關東全產勞働	
三光印刷所（東京）	十一月	三三	關東合同勞働	
寺門製材工場（神奈川）	十一月	七一	神奈川製材勞働	
横濱筆筒製造工場（神奈川）	十一月			
神戸商業新報社（神戸）	十一月	二		
大同帽子體工場（兵庫）	十一月	七一		
三誠舍印刷所（大阪）	十一月	三三	大阪印刷勞働	
二見搾油入毛製造所（大阪）	十一月	五八	（詳勞）	
山森皮革工組合（大阪）	十一月	一九	全產勞働大阪水平社	
三原製壜會社（廣島）	十一月		總同盟福山支部	
日刊新聞社印刷部（宮崎）	十一月	四四		
菜種子油業工場（鹿兒島）	十一月	四八		
日置製材工場（和歌山）	十一月	一〇〇		
伊那製函同業組合（和歌山）	十一月	五〇		
高岡和傘製造組合（富山）	十一月	七五		
佐藤製材工場（東京）	十二月	三三	關東木材勞働	
堀内キレー紙工場（東京）	十二月	三〇	中全合同勞働	
富士印刷所（東京）	十二月	三〇		
日本ケース製作所（東京）	十二月	一四		
東方日報社印刷所（東京）	十二月	七	東京印刷工	
誠美堂印刷工場（愛知）	十二月	一三		
三丹日々新聞社（兵庫）	十二月	一三		
藤本印刷所（兵庫）	十二月	二四	總同盟・灘聯合會	
藤尾下駄製造工場（兵庫）	十二月	二	播州合同勞働	
大谷帽體工場（大阪）	十二月	四八	大阪合同勞働	
キリンヤシヤツ會社（大阪）	十二月	二七	大阪メリヤス工勞働	
聯合紙器大阪工場（大阪）	十二月	二三一	關東合同勞働	

六、特別工場

香燒村營發電所（長崎）	一月	三	
伊那電氣松島工場（長野）	三月	二五	

岩淵電氣工業所砂川工場（東京）	三月	七四	東京鐵工	
東京電燈會社（東京）	五月	四、〇〇〇	關東電氣労働	
沖電氣株式會社（東京）	六月	八二七	總同盟	
石渡電氣會社（東京）	九月	八八		
東京ガス赤坂營業所（東京）	十二月	七〇	東京瓦斯工	

2　家内工業及手工業に於ける主要爭議

島田運送店（大阪）	一月	一七	大阪運輸労働	
成田中屋旅館建築場（神奈川）	一月	三〇	自由労働同盟	
日新館新聞配達從業員（福岡）	一月	一七	門司合同労働	
中村町理髪組合（高知）	一月			
九州送電高千穗出張所（宮崎）	一月	三八		
南那珂村産物同業組合（宮崎）	一月	三三		
自由黨本店（新聞配達夫）（東京）	二月	三五	東京合同労働	
梅田驛合同運輸（大阪）	二月	四七		
陸軍射撃場工事從業員（兵庫）	二月	一四		
久德商會（廣島）	二月	四八	福山労働	
撫養鹽田夫（德島）	二月	二、〇〇〇		
長尾牛乳搾取所（青森）	二月	七	青森一般労働	
陸家人力營業所（東京）	三月	三〇	日本運輸労働	
東朝岩月監理所（東京）	三月	一三〇	關東全産労働	
古物商坂井商店（東京）	三月	一	朝鮮労働總同盟	
太田驛荷揚人夫（岐阜）	三月	二		
永坂發電所人夫（岐阜）	三月	二七		
三上運送會社（北海道）	三月	一九八	鋼路労働	
矢野興業會社（宮崎）	三月	八〇		
三越呉服店配達夫（東京）	四月	八二	中央合同労働	
福山運送會社（廣島）	四月	三九		
岳麓電軌敷設工事人夫（山梨）	四月		總同盟	
中外商業新報社配達部（東京）	五月	二〇	全新聞労働	
東京日々直配所（東京）	五月	八	東京合同労働	
福勇組人夫（長崎）	五月	二五〇		
因幡發電所工事場（鳥取）	五月	六三		
伊勢電氣架橋人夫（三重）	五月	二九		
姫路電話局工事場（兵庫）	六月	一七		
名古屋海運會社（愛知）	六月	六四	（名古屋港艀船從業員組合）	
大每京都配達員（京都）	六月			
佐久間購買組合（長崎）	六月			
日魯漁業夫（北海道）	六月	二二	日本漁業労働	
能登七輪鐵道工事人夫（石川）	六月	三五六		
蒲田合同運送人夫（東京）	七月	五五	運輸労働	
佐藤砂利問屋（東京）	七月	二	自動車從業員同盟	
森五商店東京支店（東京）	七月	一五		
鹽釜人夫（兵庫）	七月	一三六		
多治見驛構内仲仕（岐阜）	七月	五〇		
備后製品會社（廣島）	七月	三		
安田熊合名會社（京都）	七月	四四		
水郡線鐵道工事人夫（福島）	七月	四七		

北海小股川發電所人夫(秋田)	七月	五八		
每夕新聞淺草支局(東京)	八月	一三	全國新聞勞働	
每夕新聞池袋專賣所(東京)	八月	五	全國新聞勞働	
東京每夕新聞下谷支局(東京)	八月	一三	全國新聞勞働	
東京女子高師建築場(東京)	八月	三〇	自由勞働同盟革匠會	
不二屋吳服店(福岡)	八月	一四〇		
宇田川運送店(東京)	九月	五八	東京合同勞働	
帝國小學校職員協會(東京)	九月	一一四	東京事務勞働	
三井物產大阪支店(大阪)	九月	一七八		
神戸驛仲仕組合(神戸)	九月	六〇	屋外勞働組合	
柳行李綠裝業者(兵庫)	九月	二〇〇		
大正海運會社(愛知)	九月	三	名港船舶從業員組合	
須衞瓦信用購買組合(岐阜)	九月	九八		
荷馬車挽業者(佐賀)	九月	六一		
荒下駄製造業者(德島)	九月	七〇		
松坂伊勢表加工組合(三重)	九月	四三	南勢一般勞働	
購買組合共榮社(東京)	十月	一八	中合合同勞働	
隅田川合同運送會社(東京)	十月		運輸勞働	
人夫供給業玉吉組(大阪)	十月	二〇		
播州叺會社(兵庫)	十月	一五		
遞業組人夫(兵庫)	十月	一六	關西合同勞働	
新國海運同盟會(和歌山)	十月	四〇	船工會	
富士川河川工事場(山梨)	十月	九六		
遠州鼻緒製造會社(靜岡)	十月	一九		

建具工場職工(栃木)	十月	二		
東京日々花園出張所(東京)	十一月	八	全國新聞勞働	
三河島運送會社(東京)	十一月	一五	運輸勞働	
東京每夕第一支局(東京)	十一月	三	關東全產勞働	
東日大森出張所(東京)	十一月	一〇	京濱合同勞働	
東日比丘橋出張所(東京)	十一月	二		
神田同濟店(東京)	十一月	八	關東合同勞働	
名古屋商工同業組合(愛知)	十一月	五〇〇		
松岡麻草履問屋(愛知)	十一月	二七		
小倉驛仲仕(福岡)	十一月		九州合同勞働	
人力車營業者組合(長野)	十一月	六〇		
富島組東京支店(東京)	十二月	九		
挽物同業組合(廣島)	十二月	四三		
魚津運送會社(富山)	十二月	五〇		
岡山地方專賣局工事場	十二月	一八	(鮮勞)	
日本鐵道工業會社田代出張所(宮崎)	十二月	二五〇		
笛吹川改修工事場(山梨)	十二月	一二	社民山梨支部	
桑名簞笥製造組合職工(三重)	十二月	四五	北勢一般勞働	

3　鑛山に於ける主要爭議

河田無煙炭坑(福島)	二月	四八		
糸田石炭第二坑(福岡)	四月	九三		
池田炭坑(福岡)	五月	三〇	組合同盟	
數島炭坑(福岡)	八月	五二	全產福岡支部	

大山炭坑（長崎）	十月	二五一		
沖見初炭坑（山口）	十一月	二、一〇〇		
大日本炭坑勿來坑（福島）	十二月	三九	（交通運輸勞働郡山勞働）	

4　交通業に於ける主要爭議

一、水上交通業

萬盛汽船靜洋丸船員（神奈川）	一月	四〇	日本海員組合	
松田汽船ハドソン丸船員（北海道）	二月	三九	同上	
川舟船夫同業組合（和歌山）	二月	二〇		
平石汽船永昌丸（宮城）	三月	三五		
近海郵船景山丸（大阪）	六月	五〇	日本海員組合	
福利丸（愛媛）	六月		同上	
大阪商船廣島出張所（廣島）	七月	一〇		
田中汽船福浦丸（大阪）	七月			
高知近航會社（高知）	八月	四一	組合同盟	
共同漁業會社船員（山口）	八月		日本海員組合	
永井造船宗義丸（東京）	九月	四	同上	
三井物産門司支店舾船部（福岡）	十一月	六	海上運輸勞働	
保津川遊船會社（京都）	十一月	一五〇		
內外汽船鳥帽子丸（神戸）	十二月	三九	日本海員組合	

二、陸上交通業

筑後軌道會社（福岡）	一月	廣島自動車會社（廣島）	一月	二〇〇
大タク從業員（大阪）	一月	大タク從業員（大阪）	一月	四六
西武鐵道會社（東京）	二月	西武鐵道會社（東京）	二月	一〇七
大福乘合自動車（東京）	二月	大福乘合自動車（東京）	二月	一六
京濱乘合自動車（東京）	三月	京濱乘合自動車（東京）	三月	一五
富士山麓電鐵自動車部（山梨）	三月	富士山麓電鐵自動車部（山梨）	三月	三七
池袋乘合自動車（東京）	四月	池袋乘合自動車（東京）	四月	二五
神戸市街自動車（神戸）	四月	神戸市街自動車（神戸）	四月	五二
盛岡市街自動車女車掌（岩手）	五月	盛岡市街自動車女車掌（岩手）	五月	五
第一タクシー會社（愛知）	五月	第一タクシー會社（愛知）	五月	二七
小田原急行從業員（東京）	六月	小田原急行從業員（東京）	六月	一五〇
藤森乘合自動車（兵庫）	六月	藤森乘合自動車（兵庫）	六月	七
由仁軌道會社（北海道）	六月	由仁軌道會社（北海道）	六月	一六〇
日蒲電鐵乘合自動車（東京）	八月	日蒲電鐵乘合自動車（東京）	八月	三
土佐乘合自動車（高知）	八月	土佐乘合自動車（高知）	八月	四八（高知自動車從業員組合）
神港タクシー會社（神戸）	八月	神港タクシー會社（神戸）	八月	五六
滿島乘合自動車（群馬）	八月	滿島乘合自動車（群馬）	八月	二
東京乘合自動車（東京）	九月	東京乘合自動車（東京）	九月	一〇
玉川電鐵從業員（東京）	九月	玉川電鐵從業員（東京）	九月	三七二（東京郊外電鐵從業員組合）
富國自動車會社（兵庫）	九月	富國自動車會社（兵庫）	九月	六
魚崎タクシー會社（兵庫）	十月	魚崎タクシー會社（兵庫）	十月	六
構內タクシー自動車組合（東京）	十一月	構內タクシー自動車組合（東京）	十一月	二八
目黑蒲田電鐵會社（東京）	十一月	目黑蒲田電鐵會社（東京）	十一月	三
東京タクシー自動車（東京）	十一月	東京タクシー自動車（東京）	十一月	五三

ツーリング自動車會社（東京）	十一月	六五	自動車從業員同盟
第一タクシー自動車（東京）	十一月	二四	同上
日黒蒲田電鐵（東京）	十二月		市電自治會
西武鐵道會社（東京）	十二月	六〇	
東京乘合自動車（東京）	十二月		
山形市街交通自動車（山形）	十二月	二四	
有田自動車會社（和歌山）	十二月	八	

5 官公業に於ける主要爭議

二田郵便局（東京）	三月	八七	遞友同志會
本博多郵便局（長崎）	三月	二四	
横濱市電（横濱）	三月		交通總聯盟・大衆黨
東京市電自動車部	三月		
大阪市電自動車部（大阪）	三月		
名瀬郵便局（鹿兒島）	四月	二	
耕地整理工事場（高知）	四月	一二	
神戸市電從業員組合（神戸）	五月		
東京市道路課並出張所（東京）	六月	一〇〇	東京自由勞働
東京市道路課淺草出張所（東京）	六月	七〇	關東自由勞働者
市電現實同盟電力部（東京）	六月		
横濱市電共和會（神奈川）	六月		
土木局本郷出張所（東京）	七月	一三九	東京市從業員組合
東京遞信局工事從業員（東京）	七月		遞友同志會
東京市電從業員（東京）	八月		
市電協同會電氣從業員（東京）	九月		東京交通勞働
東京乘合現業員（東京）	九月		
四ツ倉郵便局（福島）	九月	四	
福江郵便局（長崎）	九月	一七	
横濱市從業員（神奈川）	九月		
志筑郵便局（兵庫）	九月	一七	
加古川郵便局（兵庫）	十二月	二〇	
市社會局簡易宿泊所（東京）	十二月	三五	自由勞働同盟・大工職革正會
市電從業員（東京）	十二月		

第三節 特に重要なる爭議の顚末

横濱船渠會社爭議

横濱工信會。爭議發生――昭和四年三月六日。爭議終了――昭和四年三月廿四日。

原因　全從業員四、八四八名を擁する横濱ドック（横濱市中區永住町）の約二千五百の從業員より成る工信會は、横濱市電ストライキの空氣の下に三月五日緊急幹事會を開催し協議の結果同日午後六時半より工信會本部樓上において臨時大會を開催するに至つたが、同大會において出席者約一千名を以て左記待遇改善に關する歎願書を提出することに滿場一致を以つて決定し、翌六日代表をしてこれが容認方を交渉せしめた。然るに當時社長不在のためそのまゝ時日を經過したが從業員側は十一日緊急理事會を開催し統制委員を任命すると共に、同日及翌十二日、渡邊工信會長外九名は會社に歎願事項の回答を督促した

ところ、會社は重役會議の結果十三日何分の回答を爲す旨明言した。然し從業員側は會社の態度をもつてストライキに迄進展するものと見越し、之に對する準備を着々と進めることに決し、先づ會社がストライキ後一般より職工應募を行ふことの必然を豫測し、海員組合横濱支部、石川島造船所自彊組合、浦賀ドツク會社勞働組合等の諒解と助力とを得て、失業者並に人夫等の應募をなさざるやう手配すると共に、內部的には横濱ドツク職工を以て組織せる工信購買組合を利用して兵站部の役をなさしむる事とした。斯くて回答期日の十三日となり、午后二時半より勞資双方代表は會社において縣特高課長その他の立合のもとに會見した。會社側は左記の回答案を手交したが、同回答案は歎願書の主旨と距るところ遠く、從業員側は會社の誠意認め難しとて激論を交ふるに至つたが、會社側また飽迄突放し、午後五時二十分極めて險惡なる雲行のもとに一先づ會見を切上げた。

歎願書本文(概要)

第一項　職工全員日給五十錢增給のこと。第二項　殘業制度廢止。第三項　最低賃銀を二圓五十錢に明定のこと。第四項　定期職工の雇傭期間を六ケ月とし期間經過後は常傭職工に編入のこと。第五項　退職手當を增率し定期職工に對しても常傭工と同樣にすること。第六項　健康保險の負擔率は會社の側にて二錢四厘、吾々の側にて一錢六厘とすること。第七項　入職者の紹介は勞働組合の手を通して行はれ度し。

會社側回答案

第一項　昭和四年三月十五日現在の本籍職工(見習工を除く)に同年三月十六日より左記の通り日給を增額す。

在社三年未滿の男工、金十錢也、在社滿三年以上の男工、金十五錢也、女工、金五錢也。第二項　承認す。第三項　調査の上制定す。第四項　昭和四年三月十五日現在の定期職工は滿一ケ年以上經過したる時は詮衡の上體格檢査を行ひ作業に差支へなきものは之を常傭職工に採用す。第五項　常傭職工退職手當は今般左記の通り改定す。勤續一ケ年以上の者日給二十日分。尙一ケ年以上十ケ年迄は一年を增す每に日給八日分を加算す。十一ケ年以上二十年迄は一ケ年を增す每に日給十日分を加算す。二十一ケ年以上は一年を增す每に日給十二日分を加算す。但し定期職工支給率は從來の規定による。第六項　健康保險の負擔率は今後共被保險者一錢六厘のまゝ據置く事とすべし。第七項　承認せず。

同夜工信會は直ちに理事會を召集して前記歎願書を要求書として提出することに決し、十四日工信會側より會社に會見を申込み、午前十一時より大體前日と同樣の顏觸を以て會見したが兩者の意見尙ほ一致せず、會社側は要求書を撤回し改めて歎願書を提出することを提議し、工信會側は一度び退いて理事會に謀つたが結局このまゝ要求として戰ふことに意見一致したので、實行委員は午後再び會社側と會見、十六日を期して回答あり度き旨要求したところ、會社側は考慮の餘地なしと突ばね、こゝに交渉は全く決裂するに至つた。かくて工場は既に十二日頃より殆んど怠業の狀態をつゞけてゐたが、十四日の交渉が決裂に終ると共に愈々一齊罷業を斷行するに至つた。

經過　罷業決行と同時に爭議團本部を工信會事務所に、又市內二十八ケ所に支部を設けて各支部每に集合し結束を計るとともに、演說會を開き、印刷物を配布し、宣傳に努め、尙ほ爭議團の家庭に對しては

豫ての爭議資金の一部を以て米味噌等の日用品の配給を行ひ、以つて結束の内部的崩壞を防止した。尙ほ決行後の罷業狀態は統制良好で、十五日の全出勤者九十七名のうち大部分は年期見習幼年工で裏切による團員の出勤者は一名もなかつた。尙ほ罷業の進展につれて、日本大衆黨横濱支部、關東消費組合聯盟、海員組合横濱支部、淺野造船所同業組合、浦賀ドック工愛會、その他は應援を誓明し、更に左翼團體としては關東金屬横濱支部、神奈川合同勞働組合等は過激なる煽動を試みたが、爭議團側においてはこの應援は却つて迷惑視した。

一方會社側においては工場閉鎖その他の積極的行動には出でずに從業員の反省を促すことゝし、全職工の自宅及び工信會幹部に就て反省勸告書を發すると同時に、内々解決を急いで工信會側に會見を申込んだ。かくて十六日と十九日の非公式會見により漸次歩み寄りを見るに至つたが尙ほ決着に至らず、更に二十二日に至り會社側はその所謂合理的賃銀制定委員會の設置を提案したが肝腎の平均實收額において兩者相讓らず、爭議團側は「會社において誓明したる二圓九十三錢に歎願書への回答條項にある增額平均十二錢を加へて一日實收三圓五錢とすること」を固執した。二十三日に至り、會社側は交渉委員の要求せる實收一日三圓五錢を三圓として認めること、但その中の十二錢を本給とせず出勤手當として增額支給することを申出たが、爭議團側は九十二錢を本給とし三圓の實收を保證せよと要求し又々決裂したが遂に午後十時再度の會見の後深更に至りて妥協成立し別記の條項を以つて解決した。

然るにその後爭議團理事會に於ては其の解決條件を以て餘りに譲歩的なりとして不承認の決定を當へたので、最高幹部先づ總辭職し、次で最高幹部を選擧せる理事全部の辭職を見るに至つたが、その後支部長會議の結果九幹部の措置を諒として解決承認を決定したので、結局は有耶無耶のうちに大勢は解決し二十五日より入場するに至つた。

解決條項

一、合理的日給の制定せられるまで見習工を除き出勤手當として一日に付男工十二錢、女工五錢を支給す、但し右期間中最近三ヶ月間の一人一日當總平均實收(見習工を除く)が三圓以下なるときは其の不足額を補給す。

二、必要なる殘業は施行す。

三、合理的賃銀制度に就ては會社の任命せる職工を加へたる委員會を設け之を調査す。

四、三月二十五日現在の定期職工は在社滿一年半を經過したるときは詮考の上體格檢査を行ひ作業に差支なきものは之を常傭職工に採用す。右詮考は三ヶ月毎に之を行ふ。

五、常傭職工退職手當規則中第二條の支給率は今後左記の通り改正す。勤續一ヶ年以上のものには日給二十日分。但昭和四年三月二十五日現在々籍者は從來の規定による。尙ほ一ヶ年以上十ヶ年迄は一年を增す毎に日給八日分を加算す。十一年以上二十年迄は一年を增す毎に日給十日分を加算す。二十一年以上は一年を增す毎に日給十二日分を加算す。

六、健康保險料の被保險者負擔率は一錢六厘に據置くこととすべし。

七、職工の採用方法は從來の通りとす。

前記各項の實施期日を昭和四年三月二十五日とす。

一、罷業中の日給及爭議費用は支給せず。但し家族に對する見舞金とし各自に金一封を贈る。

一、今回の罷業責任者は其の責任を明にする事

右二項は部長、工場課主任の會議に一任す。

一、三月二十五日より從來通り就業する事。

一、將來は互に誠意を以て上下一致し努めて能率を向上し社業の發展に專念することを宣誓する事。

後記——賃銀制定委員會——かくて本爭議の結果工信會は被使用者の賃銀制定に關する團體交渉權を獲得したが、右賃銀制定委員會は四月に入つて成立を見、越えて六月に入り數度の委員會を經てその所謂合理的賃銀として新日給二圓二十一錢の協定が成立し、更に八月同賃銀制定は一應全部の解決を見た。（尙ほ横濱ドックがこゝに制定した合理的賃銀制に關する詳細は第三部第一篇に之を掲載せり、乞參照。）

三越爭議

株式會社三越配達部從業員。總同盟中央合同勞働組合。爭議發生——昭和四年四月十七日。解決——同五月十三日。

原因——本爭議はもとより大爭議に屬するものとは云へない。たゞそれが百貨店々員の爭議といふ點において稍々新奇のものあるが故に採錄するのであるが、その發端は四月十七日、配達部雇員細川雅吉氏外三名は雇員八十二名の代表として、一、日給一圓三十錢を一圓五十錢に昇給すること、二、雇員より店員へ昇進する期間を短縮すること、以上二項の歎願書を會社に提出したが拒絶され、これら代表は會社の威嚇に恐れて陳謝したが、他の從業員は朝來怠業に入り同日退店後總同盟本部に至り協議の結果一致團結して總同盟の支持を受け本爭議を持續すべきことを決議した。

經過——かくして十九日中央合同勞働組合主事池善二氏外從業員代表八名は次揭の要求書を提げて後藤營業部次長に面會し、二十一日の回答を約して辭去した。

要求條項＝一、日給一圓三十錢を一圓五十錢とすること。

二、現在支給額に三十錢增給すること。三、入店滿三ヶ年後には店員に採用すること。四、殘業は日給の五割增とすること。五、配達中の負傷に對する救濟方法を設定すること。六、退職手當を公表すること。七、保證金は退店と同時に支給すること。八、爭議に際し犧牲者を出さざること。

然るに二十一日に至るも回答なく、爭議團側では二十二日朝から「安全デー」を利用して怠業を行ひ、之に對して會社側は怠業監視人をつけ、二十四日には爭議團員には本支店とも配達物を與へぬ態度に出たため爭議團員と臨時雇人との間に荷物奪取の爭ひを起し數名の檢束者さへ出した。總同盟では二十四日午後七時から本部において同盟關係の組合員約二百名の代表者會議を開き、その結果「四月二十八九日の兩休日及五月一日メーデーを利用して總同盟所屬會員家族五十名に對する配達付十錢購買デーを決行し三越に對抗すること」となつた。五月一日に至つて右罷業は更にエレベーター部從業員にまで波及し、同日朝エレベーター係秋山、山崎氏外三名が同係員二九名新宿支店四名を代表して左の歎願書を重役に提出したが、この要求が拒絶されるや

同日午後二時十六分より約十五分間十四臺のエレベーターの運轉を休止し、午後四時半には全部運轉休止の狀態に入つた。

歎願書　一、外賣問題は速に解決して下さい。二、三人組に對して臨時手當として五十錢を支給して下さい。三、夜業料を改正して下さい。午後九時までを五十錢とし九時以降十二時までを金一圓として下さい。四、轉勤の際情實を排して先輩順にして下さい。五、始末書を事故報告書に改正して下さい。六、長期に亘る勤務に依り萬一疾病になりたる時は辭職勸告を發して下さい。七、一年一回の昇給を今少し考慮して下さい。

このため會社側は直ちに重役會議を開き從業員の慰撫につとめたが効なく、遂に臨時エレベーター運轉手採用の擧に出で同時に馘首通知を發するに至つた。然るに四日朝に至りエレベーター係柿本氏外二名が辭職したため怠業中の從業員は氣勢をそがれ、同日午後三時までにいづれも昇降係監督に謝罪し從業員は無條件就業することゝなり、エレベーター部の爭議は慘めに敗れた。一方、配達部の爭議團は蛇投げ、人糞撒き等によつて會社側を嫌がらせてゐたが、十三日に至り突如調停課を通じ別項の如き覺書を交して解決した。

解決條項　覺書は左記の如くであるが、同覺書は會社側と爭議團側とによつて交換されたものではなく、三越は調停課に覺書を提出し又爭議團よりも調停課に覺書を提出するといふ方法を取つたものである。三越はあくまで爭議團との直接交渉をさけたのである。

覺　書

三越爭議團は今回調停官の斡旋により左記條件を以て配達部員の爭議を解決したるに就ては覺書を作成し調停官に提出す。

記

一、爭議團は五月十三日を以て解散し本件に關しては今後何等の申出をなさざる事。

二、爭議團は會社より金一封(金一萬圓)を受領したり。

昭和四年五月十三日

爭議團代表　日本勞働總同盟　德永正報　仲濱藤次　池善二

調停官殿

東京市電爭議

東京交通勞働組合。爭議の發生――昭和四年十二月五日。終了――同十二月六日。

原因　東京市電從業員は先に昭和四年八月速力增加問題に端を發し更に乘務給與改正にからまつて怠業に出でたが此の時は大體市電當局側の讓步により大事に至らずして止んだのであつたが、その後東京市の財政窮乏は當局をして市從業員の給與法改惡、單價値下げ、馘首等々の合理化政策に出でしめ從業員の不平不滿を愈々募らせつつあつた。恰もこの矢先十二月二日、市電當局は財政難打開策として市電從業員に對し「賞與二割減並に昇給無期停止」を突如發表するに至り、從業員の隱忍し來つた不平不滿は一度に爆發した。從業員一萬三千を抱擁する東京交通勞働組合は直に本部を擧げて當局に詰問し、その事實なるを確めるや十二月三日午後緊急執行委員會を開催し「賞與二割減、

昇給停止の發生を撤回せざるときは罷業をも辭せず」と協議決定し、更に同日午後七時より本郷帝大佛教青年會館に緊急中央委員會を開催し、中央委員六十二名及本部員十二名出席、滿場一致をもつて右發表案に對し反對決議をすると共に、直ちに鬪爭基金の募集を始め戰鬪準備を開始した。これと同時に、市從業員組合(市道路、衞生、河灣、撤水等の從業員、三千名)及び協同會(東京市電燈、電力從業員、六百名)も右發表案即時撤回を要求することに決定した爲、右三組合は一致して決議文を作成し、十二月五日午後零時半、東京交通勞働の飯野、柳澤、小宮、市從業員組合の小野、石川、伊藤、前崎、大島、協同會の荒木、塚原、小熊の各代表者は市長を訪問、堀切市長及白上助役と會見して「即時撤回要求」の決議文に即答を迫つたが、市長は即答を避け九日午前十時迄の猶豫を約した。他方市電從業員側では四十七支部悉く爭議氣分みなぎり、鬪爭基金も殆んど集り、移動本部は確立され、戰鬪準備は全く完成した。かくて回答が延期されたゝめ五日既に市乘合自動車の一部は怠業に入る有樣であつたが、五日夜各支部に對して「翌六日早朝を期して罷業」の指命が發せられたゝめ玆に罷業の幕は切つて落された。

經過　五日夜罷業斷行の指令が發せられた頃、舊幹部たる伊藤、宮井の諸氏は爭議主腦部の委囑を受けて市長と會見し妥協案の案出に努めつゝあつた。恰も罷業斷行の指令が發せられたので幹部は大いに狼狽し、各支部へ右指令の正當なるものに非ざることを傳へ、且つ六日午前四時緊急指令として「回答が當局の讓歩により六日午後五時と決定した。當局の回答を得るまでは電車を運轉して『安全デー』にて進むこと」と發表したが、各支部員は「罷業指令」の眞疑を確むる豫猶がなかつた。かくして急進派の勢力を占むる車庫は遂に六日早朝を期して罷業を開始するに至つたのであるが、しかも指令混亂の結果は怠業と罷業が混在して統一を缺ぎ何れにも徹底を缺くことを免かれなかつた。尙ほ罷業指令の出所については五日の委員會に於て詮議を行つたが遂に明かにすることなく終つた。

罷業の狀態を概括すれば、自動車は全線罷業。電車は、總罷業を行へるもの新宿、三田、南千住、神明、三ノ輪、大塚、天現寺橋、大部分罷業せるもの目黑、青山、青山南町、表町、錦糸堀。

一方に於て市電當局は强硬なる態度を取り、六日總罷業決行に對しては市吏員其の他の非常招集を行ひ一部運動を續けつゝ、同日午後一時附をもつて山下爭議部長以下急進派十名の解雇を斷行した。

調停運動　かゝる全線の罷業下において、六日午後、約によつて飯野氏以下主腦部が市役所に市長を訪問し回答を待ちつゝあるとき、丸山警視總監の代理として上田特高課長來場し、總監が無條件一任の形式にて調停に立つことを傳へたゝめ、代表者達は別室にて協議の結果、左の希望條件を以て總監に一任するに至つた。

一、今回の問題に關し解雇者を出さないこと。一、昇給の問題は總監に一任。一、賞與は今回は從來通り支給のこと。一、將來の賞與については總監に一任。

かくて代表者は午後七時半警視總に出頭し丸山總監と會見、前記四項の希望條件を基礎として交渉を行ひ、一、昇給中止の期間については四ヶ月、一、解雇者の復職は無條件とすることが總監より明示され爭議團は滿足の意を表して退出し、右承認の正式回答を行ふため七日拂曉の午前三時過ぎに至り東京交通勞働緊急中央委員會を開催、多少

の曲折を經て結局丸山總監の解決案を承認することに決し、次の如き解決條項を以つて一先づ解決を見るに至つた。

解決條項　一、賞與を一割減とす。二、昇給停止期間は一時（五年三月三十一日迄）とす。三、六日付解雇したる從業員十名は無條件復職せしめ、この際犠牲者を出さざること。四、爭議一日分の日給を支給すること。

第二章　農業勞働者の爭議（小作爭議）

第一節　爭議の大勢

經濟界の世界的不況は我國の各種産業部門を襲ひ、恐慌は農業をして一層深刻化せしめた。本年に於ける主要農産物の米穀は一般に不作であり價格も低落し、生絲の消費量は減退し、從つて操業短縮に伴ふ女工の失業は激增した。加之、濱口内閣の産業合理化政策は著しく失業者を累積した。一方、米價の低落と地價の暴落とは、中小地主の經濟的沒落を一層速進せしめ、他方、都市に於ける失業群は失業歸農者を增加せしめた。

以上の事態よりして、昭和二年以來遞減の途を辿つて來た小作爭議は、本年に至つて俄然從來の頽勢を挽回して再び擡頭して來た。しかも爭議の性質は概して激化し、暴動化を伴ふものが著しく增加したことを特徴とする。

この爭議の激化する主なる原因と思はれる點は次の二つに歸し得られやう。一は地主の經濟的沒落に伴つて土地返還反對の爭議が增加してゐる。即ち沒落した地主の土地投賣、小作人への强制的賣付け、土地會社等々の小作料强制取立て、小地主の自作のための土地取上げ等。他は歸村失業者が增大するに從つて小作地に對する競爭が激烈になつた。即ち地主はこの事情を利用して小作料を吊上げ、又より强度の搾取に滿足する小作人に貸與せんがために、貧農及び農民組合員から土地を取上げんとすることである。

これらの兩者は更に次の事實を喚起してゐる。例へば、從來の小作爭議は主として田地の小作と地主との間に起つたのに比し、今年度に於ては畑地にまで爭議が擴大したこと、及び土地返還と共に請負耕作が始められたこと。これは特に本年度の特徴として擧げらるべきことであらう。

尙ほ十月一日新民事訴訟法の公布までは、小作爭議の激增にも拘らず、反對に調停中立は激減を示してゐたが、公布後は更に急增を呈し、爭議戰術上に轉換を見せてゐる。

これを要するに現在の農業不況の本質は、資本主義生産の根本的諸矛盾にその基礎を置き、これが小中農民の經營に對して破壞的に作用し、そして現在廣汎な農民大衆の注意を惹き、必然的に小作爭議を自然發生的に或は目的意識的に發生

せしめてゐるのである。

爭議件數と分布　社會局調査による昭和四年（同五年二月末日迄報告到着の分―以下同樣）中發生の爭議件數は一、五〇一にして、之を前年度の同調査と對比すれば四八五件の增加を示してゐる。更に農林省調査の爭議件數によるも一、九四九件にして前年度のそれに比して七三五件の激增を呈してゐる。社會局統計によれば、昭和二年より俄に遞減の傾向を辿らんとしてゐた爭議は今又もや擡頭せんとしてゐる。本年度に發生せる爭議の件數高に從つて府縣順に列擧すれば、

	件數	割合(%)
大阪	一四四(九・五九)	二〇・七二
新潟	一三三(八・八六)	一二・一三
山形	一二四(八・二六)	
秋田	一二三(八・一九)	
鳥取	一〇八(七・二〇)	
山梨	七六(五・〇六)	
岐阜	七五(五・〇〇)	
兵庫	六九(四・六〇)	
埼玉	六二(四・一三)	
北海道	五六(三・七三)	

之に亞いで福岡、岡山、奈良、愛知、群馬、靑森、和歌山、島根、福島、京都の順序である。更に全國を數區に分ち爭議の分布狀態を示せば左の如くである。

近畿中國地方	近畿地方	三二	四九三
	中國地方	一八二	二〇・七二
中部地方	東海道地方	四八	三・二〇
	東山道地方	一六六	一一・〇六
	北陸道地方	一四八	九・八六
關東地方		一六〇	一〇・六六
九州地方		七六	五・〇六
四國地方		三三	二・二
東北地方		三二一	二一・三八
北海道地方		五六	三・七三
合計		一、五〇一	一〇〇

備考　近畿地方（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）中國地方（岡山、廣島、山口、島根、鳥取）東海道地方（三重、愛知、靜岡）東山道地方（山梨、長野、岐阜）北陸道地方（新潟、富山、石川、福井）關東地方（茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、東京、神奈川）

以上によれば東北地方最も割合多く、近畿地方之に亞いで有力なる爭議地方なるを示し、中國、東山道、關東地方の順位で、其他の地方は一高一低である。四國地方の遞減的傾向と東北地方の斷然頭角を顯して來たことは注目に値するであらう。

次に爭議件數の比較的多き府縣のみを抽出し前年度と比較すれば、

	件數 昭和三年	同 四年	全爭議百中占むる割合 昭和三年	同 四年
大阪	一九二	一四四	一八・九	九・五
新潟	七一	一三三	七・〇	八・八
山形	三〇	一二四	二・九	八・二
秋田	四一	一二三	四・〇	八・二
鳥取	二六	一〇八	二・五	七・二
山梨	三六	七六	三・五	五・〇
岐阜	八九	七五	八・八	五・〇
兵庫	六二	六九	六・一	四・六
埼玉	三三	六二	三・一	四・一
北海道	三〇	五六	三・〇	三・七
關東地方	一〇・五	一〇・八		
九州地方	五・八	五・〇		
四國地方	二・五	二・二		
東北地方	九・五	二一・三		
北海道地方	三・〇	三・七		

新潟、山形、秋田、鳥取等に於て著く増加を示し、爾餘の地方は大體に於て前年度に爭議多き府縣は本年も亦同樣に多く、概して激減せる府縣はない。之を更に地區的に前年度との比較を爲せば、

		昭和三年	同 四年
近畿中國地方	近畿地方	三六・六	二〇・七
	中國地方	七・〇	一三・一
中部地方	東海道地方	四・二	三・二〇
	東山道地方	一三・五	一一・〇
	北陸道地方	八・四	九・八

割合(%)

第二部第一篇 勞働爭議

二〇九

爭議要求事項　本年度の要求事項によれば、全要求の五割六分は小作料の一時減額であつて前年と同樣に最高の割合を占めてゐる。之に亞ぐものは小作契約の繼續(二〇・六%)、小作料永久減額(六・〇%)で他は大體に於て昨年度と略々同樣である。小作契約繼續の要求の增大せるが如きは、益々農民の窮迫を物語るものであり、しかも他面に小作權の確認(一一・五%)、永小作權の確認(一・一%)が僅かながらも要求せられてゐることは、土地に對する根本的要求の光芒を示すも

のとして爭議の深刻化を告げるものであらう。

要求事項	實數 昭和三年	同 四年	割合(%) 昭和三年	同 四年
小作料一時減額	六八二	九一七	六三・三	五六・八
小作料一時免除	七	一八	〇・六	一・一
小作料永久減額	八二	九七	七・六	六・〇
小作料增額反對	一九	三三	一・八	二・一
込米廢止	八	一三	〇・七	〇・八
納米格下俵裝等に就ての制限緩和	一〇	六	〇・九	〇・四
奬勵米其他之に類するものゝ給付又は增額	一八	一七	一・七	一・〇
小作人の特別なる支出に對する補償	五	四	〇・五	〇・二
小作契約の繼續	一三三	三三五	一二・四	二〇・五
小作權の確認又は賠償	三〇	四〇	二・八	二・五
永小作權の獲得	一三	一八	一・三	一・一
其他	七〇	一八	六・五	七・五
計	一、〇七七	一、六一五	一〇〇	一〇〇

「備考」(一)要求事項は一係爭に一或はそれ以上を含むが故に爭議件數とは一致しない。(二)爭議原因は社會局の發表なきに付き農林省發表の「小作概況」に就て見られたし。

爭議關係人員及耕地　社會局發表に係る昭和四年度に於ける爭議關係人員及耕地の實數並に增減率を示せば左の如くである

		昭和三年	同 四年	增減(△)率
關係人員	地主	一三、〇〇六人	一二、〇七八人	△七・七三人
	小作	四三、八五九	四八、三六五	一〇・七三
	計	五五、八六五	五九、四四三	六・七六
耕地	田	二八、七六一町	三一、五七七町	九・七九
	畑	二、一六七	二、九六三	三・六七
	其他	四一七	一八七	△五・五一
	計	三一、三四五	三四、七二七	一〇・七九

前年度と比較すれば關係人員に於ても、耕地面積に於ても共に增加を示してゐる。耕地面積の增加率に對して地主數の減少を示してゐることは、本年度の爭議が比較的大地主の土地に爲されたことを物語るであらう。而して田地面積及小作人員の增大は特に注目すべき現象ではあるまいか。(統計表第二部第三表參照)

次に農林省農務局發表(官報、雜報三三八號)の「小作爭議の概要」を參考として拔萃しやう。

わが國農村における地主小作人の關係は、近時時勢の推移と經濟事情の變遷とに伴つて著しく變化して來て、小作條件の維持改善を中心として、各地にいはゆる近代的の小作爭議を惹起するに至り、しかも

その爭議たるや、啻に年々その件數を增加するのみならず全國に廣く發生しその性質においても益々深刻となり、今や全國的に重要なる農村問題として世人の注目をひくに至つた。

小作爭議の推移

近代の小作爭議として一般的に注目すべき農村問題となつたのは、大正六、七年以降である。爾來漸增の傾向を辿り、大正十年以後は年々千數百乃至二千數百件に上るの狀況を示し、今日に至つてゐる。即ち大正九年までは五百件未滿であつたが、大正十年以降は千五百件以上となり、更に大正十四年以降は年々二千件前後に激增している有樣である。

昭和三年發生の爭議件數が、やゝ目立つて減少していることは、昭和二年度の稻作が概して全國的に豐作であつたので、昭和三年前半期に發生する小作料關係の爭議が減少したのと、共產黨事件その他の事情に因る。農民配合の動搖等のため爭議の發生に影響をおよぼしたものと考えられる。

また昭和四年發生の爭議件數は左記の如く未完結の數字であるから、報告後に發生した件數も相當あるであらう。今試みに昭和三年の發生爭議件數を昭和四年の報告到着時期と同樣に一月十日迄に報告到着の件數と比較すれば、昭和三年は一、二一四件に對し昭和四年は左記表の通り一九四九件であつて、實に七三五件の增加を示してゐる。この情勢から觀るも昭和四年の爭議は著しく增加するものと推測される。爭議件數を示せば左の通りである。

年次	件數	年次	件數
大正六年	八五	大正十年	一、六八〇
大正十五年	二、七五六	昭和二年	二、〇三三
昭和三年	一、八六六	昭和四年	一、九四九

なほ最近三ケ年間における爭議に參加せる地主、小作人の員數並に關係土地面積を表示すれば次の如くである。

	昭和二年	昭和三年	昭和四年
參加人員 地主	二四、一三六人	一九、四七四人	一四、七八七人
參加人員 小作人	九一、三三六	七五、一三六	六一、〇六四
參加人員 計	一一五、四七二	九四、六一〇	七五、八五一
關係土地面積 田	五一、五八一・九町	五〇・七町	三八・九町
關係土地面積 畑	五、八七〇・八	三、七七〇・二	五、四六一・八
關係土地面積 其他	一、七一五・六	二・〇	二四七・八
關係土地面積 計	五九、一六八・三	四三、六九三・七	四三八・六
一爭議平均 總數	一・八人	一〇・四人	七・六人
一爭議平均 總數	四四・五	四〇・三	三一・三
一爭議平均 總數	五六・三	三六・八町	三八・九
一爭議平均 總數	二五・一町	二・〇	二・八
一爭議平均 總數	〇・八	〇・二	〇・一
一爭議平均 總數	二八・八	二六・〇	二・四

右表に示すやうに最近三ケ年間に於ては、小作爭議一件平均の關係範圍は、多少漸減の傾向にあるが如きも、昭和四年の分は俄かに斷定しがたい。されど一爭議の平均數は、地主小作人共何れも數人乃至數十人にして小作爭議が依然團體的性質を帶びてゐることは明白である。更に右一爭議平均關係範圍の增減比較を見るに、何れも近年に至るに從つて漸減の傾向にある。これは數年前迄は相當廣い範圍に亘る小作料減免に關する爭議が多かつたが、最近は比較的關係範圍の狹少なる小作地返還に關する爭議が漸增したが爲であると考へられる。即ちかゝる小作地返還に關する爭議にあつては、一般に個人的關係の爭議が多く、從つて一爭議の參加人員の如きも一人對一人或は數人を出

でざる比較的少人數のものが多數を占むると共に、一面これが關係土地面積もまた小作料關係の爭議に比し、著しく狹少なるを常例としてゐる。これらが前述の如く小作爭議の關係範圍が一爭議平均數において最近漸減の傾向にある所以である。

次に小作爭議の地方的分布狀態を觀るに、最近は從來比較的平靜地方なりと一般から見られてゐた東北地方就中秋田、山形等の地方が一躍激甚なる爭議地と化したことは注目に値する。

今試みに最近(昭和四年)における爭議發生件數を、府縣別に見て、その多きもの及び少きものより順次各十府縣を列擧すれば次の通りである。

府縣別	件數	府縣別	件數
一、秋田	一七八件	一、沖縄	—
二、三重	一四〇	二、鹿兒島	—
三、新潟	一三〇	三、東京	—
四、大阪	一一五	四、大分	一
五、山形	九七	五、岩手	二
六、兵庫	八五	六、熊本	四
七、山梨	八三	七、長崎	七
八、北海道	七七	八、宮崎	七
九、岐阜	七四	九、高知	二
十、福岡	七三	十、栃木	三

小作爭議の原因及要求　小作爭議の原因は種々雜多であつて、各種の原因が錯綜するはもちろんのこと、また同一事件にあつてもその遠因近因互に複在して爭議となるものであつて、一言に盡すことはできない。從つて爭議に當り地主小作人兩當事者の主張要求も決して單純ではない。しかし件數の多いのは何と云つても風水旱害、病蟲害その他天候不順等に伴う農作物の不作を原因として、その減收を理由とする小作の一時的減免要求を爲すものであることは云ふまでもない。尤もこの種の爭議でも年によつて多少の增減があり、即ち一般に豐作の年には減少するが反對に凶作の場合には全國的に俄然その件數を增加するのが常例である。しかしてその小作料の減免要求率は、これまた減收の程度によりて種々異るのであるが、一般的に見れば、從前は比較的低率の要求を爲してゐたものが、近時は漸次要求率を增大し小作料の三、四割減免を要求するが普通となり、更に年によりまた所によつては七、八割にも及ぶものもある。しかも最近は作柄の如何に拘らず年々繰返して相當減免方を要求し、實際上小作料の永久的減免と同樣の効果を收めてゐる所もある。

また契約小作料の高率なること、また小作地の農業經營の收支相償はざること、或は小作農家の生計困難等を理由として契約小作料の永久的減額を要求する場合もある。この場合の要求率は、契約小作料の三割減を要求するものが最も多數に上つてゐる。この種の爭議も一時は相當多數に上つた時代もあつたが、この要求は實際上實現困難なのと、漸く妥協なりても極めて低率の減額に終り、しかもこれを以て小作料を固定化せしむることが、小作人にとつて非常に不利であることなど、種々なる事情により、最近は前述の如くむしろ一時的減免要求を年々繰返して要求する方策に轉化したやうである。

また產米檢査の施行或は改正に關聯して、從來は小作人側より込米、

口米の廢止或は俵裝料奬勵米等の增加を要求するものあり、また小作料の品質、等級の格下げ或は俵裝等の更正等を要求するものもあつたが、この種の爭議は近時は餘程減少したやうである。しかし產米檢査の實施或は改正に際しては多少とも爭議が發生し最近に於ても數縣においてその實例があるから、まだ俄かに漸減するものと斷定し難い。

その他耕地整理の施行に關聯して、小作地の換地や小作料に關し問題を惹起する場合も、年々數件宛の發生を見てゐるやうである。

更に大正十四年以降の顯著なる現象としては、地主側において自作の經營、小作地の賣却、宅地その他の地目變換等を理由として、小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、これに對して小作人は小作契約の繼續、小作權の確認、作利料の請求等を主張して爭議となるものが、逐年その件數を增加しつゝあることである。今試に最近各年における この種の件數並に總件數に對する割合を比較して見ると、大正十三年に統計上僅かに二五件（爭議總件數の一分六厘）に過ぎなかつたものが、大正十四年には俄然一七二件（七分八厘）となり、越えて大正十五年には更に倍加して三一六件（一割二分）を示し、昭和二年においては四三二件（二割一分）に上り、昭和三年には四六一件（二割五分）となり昭和四年は總件數を確知することができないが、同五年一月十日迄の報告の分によつて見るも、既に六一四件（三割二分）にも達する狀況である。しかもこの爭議は、從前は主として特殊の數府縣にのみ、統計上に現れたのであつたが、近時は全國何れの府縣にも多少ともこの傾向を見るやうになつた。

その他最近特に地主側の攻勢に出る爭議として注目すべきは、地主側より小作人に對し小作料の値上或は小作料復舊を要求するものが多くなつたことである。小作料の値上は從來でも多少は見られた現象であるが件數としては比較的少數であつて、殆んど看過されて來た觀がないでもなかつた。しかるに昭和二年の下半期から、各地にこの種の紛爭を見るに至り、昭和三、四年と月立つて增加してゐる。一方小作料の復舊要求の事件が最近續出の狀況にある。大正十三、十四年頃の爭議の際三年乃至五年の期間を定めたるものが、最近その滿了期に當つているので、地主側から以前の小作料に復歸せしめることを要求するものが續出するに至つた。これら地主側の要求に對しては、小作人側はその値上に反對し、また小作料の改定期間の延長を要求して、適當の所で折合つてゐるやうである。

今その最近三ケ年における小作人の要求別小作爭議件數を示すと、

	昭和二年 件數	昭和二年 割合	昭和三年 件數	昭和三年 割合	昭和四年 件數	昭和四年 割合
小作料値上反對	三一件	一・五一%	四三件	二・三五%	四八件	二・四五%
小作料有期改定期間延長	—	—	一三	〇・六四	一七	〇・八七
一時的小作料減額	一、二〇六	五八・七七	一、〇二四	五四・六四	一、〇三三	五三・〇〇
永久的小作料減額	二三三	一一・三六	一四七	七・八八	一〇四	五・三四
小作料統一又は改定	二〇	〇・九九	一八	〇・九七	九	〇・四六
納米格下又は俵裝の更正	六	〇・二九	三	〇・一六	四	〇・二〇
込米廢止	五	〇・二四	二一	〇・二一	七	〇・三六
奬勵米增加	七	〇・三四	五	〇・二七	六	〇・三一

肥料代耕作費の賠償	五	〇・二四	五	〇・二七
小作契約の繼續	三四五	一六・七二	三九六	二一・三二
小作權又は永小作權の確認	二一	一・〇二	一三	〇・七〇
小作權又は永小作權の賠償	五三	二・五八	四九	二・六三
代地交付	四	〇・一九	六	〇・三二
小作地の買受	一八	〇・八八	一五	〇・八〇
實收の分配又は刈分	八	〇・三九	一	〇・〇五
小作米の貸與	三	〇・一四	五	〇・二七
其他	八九	四・三四	一三一	七・〇二
計	二、〇五三	一〇〇	一、八六六	一〇〇

肥料代耕作費の賠償	五五	〇・二六	五	〇・二六
小作契約の繼續	二八・二二	五四八	二一・二二	五四八
小作權又は永小作權の確認	一・二三	二四	〇・七〇	二四
小作權又は永小作權の賠償	一・六四	三二	二・六三	三二
代地交付	〇・三一	六	〇・三二	六
小作地の買受	〇・五一	一〇	〇・八〇	一〇
實收の分配又は刈分	〇・一五	三	〇・〇五	三
小作米の貸與	〇・七二	一四	〇・二七	一四
其他	四・〇六	七九	七・〇二	七九
計	一〇〇	一、九四九	一〇〇	一、九四九

備考　小作爭議において小作人の要求は一爭議に付ても、數種の要求を爲すものもあるけれども、本表における數字は爭議一件に付き主なる要求と見做されるもの一例のみを採りて計算したものである。

小作爭議における手段　小作爭議に當つて小作人のとる交渉方法は爭議の性質によつて多少その趣を異にする。即ち小作料減免要求その他小作條件の改善に關する爭議にあつては、一般に團體的の態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として、小作人組合を組織し又は系統的の農民組合に加盟してその支部を設立し指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じ、地主に對抗するやうになつた。又小作權或は小作地返還等に關する爭議の如き當事者が概ね個人的であり、其の關係範圍も比較的狹少なるものも小作人は小作人組合或は農民組合の應援を求め又は組合を背景として强硬に地主に對抗するのが例である。

次に爭議中の當事者の對抗手段としては双方共常に細心の注意を拂ひ各種の手段を執りつゝある。先づ小作側の對抗手段としては小作料減免要求を爲すと同時に小作料の不納同盟若は共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して充分の金品を醵出して小作人側の結束を固むると同時に持久的の對抗手段を執り、或は農民組合の設立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を決行して輿論を喚起し、又は子弟たる小學校兒童の同盟休校、消防組合其他の公職辭任、產業組合其他の共同團體の脫退、公租公課の滯納申合等を決行して社會に訴ふるの手段に出ず。又地主側が訴訟を提起するに至れば各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し又は組合の顧問辯護士に一切を委任して殊更に小作人自ら當面の交渉を回避せんと圖るものもある。又小作調停法は小作人には不利なりとしてその施行當初は小作人側の之を利用するもの比較的少かつたが、其後漸次法の精神が解されると共に最近は寧ろ地主側の調停申立よりも小作人側から申立つる事件の方が非常に增加してゐる。

之に對して地主側の交渉方法としては、團體的爭議にあつては團體的一致の行動をとるの必要を感じ各地主組合を組織して小作人組合と對抗し、地主階級の共同利益を擁護するに努力するやうになつた。然し地主側に於ては土地所有反別に差異あるのみならず小地主にして自作を兼ぬるものあり又在村地主と不在地主との別あり、或は小作料を以て唯一の收入と爲すものと他の職業を兼營するものとあり、斯くの如く相互の間に利害の甚だ一致し難きものがある。其他各種の事情に

依て往々地主組合全員が同一の歩調を以て行動を終始することが困難なる場合が多いから、小作人組合のやうにその結束が鞏固でない。

更に地主側のとる對抗手段としては、小作料に關する爭議にして小作人側が小作料不納を聲明して之が完納を爲さざる場合には、小作料の請求訴訟を提起し又は債權確保の手段として稻立毛其他の動產の假差押の申請を爲す。又小作地返還問題に在りては先づ何等かの理由を擧げて口頭或は書面を以て小作料契約解除小作地返還の通告をなし、小作人之に應諾しない場合には土地返還請求訴訟を提起し或は强制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以て小作人に對抗する。此の間に於て地主側より小作調停法に依り調停を申立てゝ同法を利用してゐることは小作人側と變りはない。

近時關西地方では地主の共同して所有地を提供し所謂土地會社を設立し各地主はその社員となり會社との間には土地に付永小作權を設定し或は賃借權の登記を行ひ會社に對して小作料の取立其他の小作關係一切を委任して小作人との折衝に當らしむるものが年々增加しつゝある。この種の爭議對策として出來た會社は現在全國を通じて七十七（非對抗的のものを加算すれば八十五に及ぶ）を算する有樣である。又最近奈良縣等に於ては從前の小作契約を一應解除して、從來の小作人との間に新に請負耕作契約を締結し、小作關係をして一層不安定ならしむるの手段に出づるものも生ずるやうになつた。

小作に關する民事訴訟　小作爭議の激增と深刻化とにより民事訴訟は增加の趨勢にある。民事訴訟事件種別件數比較を表示すれば次の如くである。

種別	昭和三年 件數	昭和三年 割合	昭和四年（一月乃至九月） 件數	昭和四年（一月乃至九月） 割合
小作料請求	一、八一九件	七三・一%	一、六七〇件	六七・五%
土地返還請求	五五五	二二・三一	五九三	一五・八五
小作料請求並土地返還	—	—	二四〇	九・七一
耕作禁止	三	〇・一二	—	—
小作權確認	一〇	〇・四〇	一〇	〇・四〇
損害賠償	—	—	七一	二・八七
其他	一〇一	四・〇六	九〇	三・六四
計	二、四八八	一〇〇	二、四七三	一〇〇

更に以上の訴訟事件と共に債權確保の目的を以て土地立入禁止或は立毛差押其他の動產差押等の强制執行による最近の情勢は次の如く增加を示してゐる。

年次	土地立入禁止 件	立毛差押 件	動產差押 件
大正十三年	一九	三四	—
同 十四年	一四九	三三九	四二七
昭和元年	一三一	四四五	五五九
同 二年	二〇九	一四九	一五七
同 三年	一四〇	九四	二一〇
同 四年（自一月至九月）	六一	一四	六四

この强制執行手段に對して、小作人側は執行の事前に於いては反對請願運動、批判演說會等を、而してその執行に當ては、各種の方法を講じて執行を阻止せんとし、爲に往々暴行騷擾事件を惹起して爭議を

紛糾せしむることも屢々ある。更にその法律的手段としては、相當額の供託金を供託して強制執行を免れ或は執行を解除せしめ以て耕作權確保の方策に出ずるものも相當ある。

小作爭議の結末　爭議の比較的輕易なる事件にありては、當事者及双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依つて圓滿に解決するのであるが、その稍々紛糾したる事件にあつては、當事者より小作調停法により調停の申立を爲し又は小作官に調停の申出をなし、或は其他の仲介者によつて調停せられ妥協成立するのが普通である。

更に爭議の結末を見るに、解決事件は左表の如く、當事者双方の互讓妥協によつて解決したものが年々大部分(總件數の約七割前後)を占め、小作人がその要求を貫徹したものが之に次ぎ、小作人が當所の要求を撤回したものは比較的僅少である。

小作爭議結末比較表

結末		昭和三年 件數	昭和三年 割合	昭和四年 件數	昭和四年 割合
解決	妥協	一、二六一件	六七・五八%	一、〇二一件	五二・五九%
	要求貫徹	六〇	三・二一	七一	三・六四
	要求撤回	二九	一・五六	三五	一・六九
	耕地返還	一	〇・〇五	—	—
	自然消滅	二	〇・一一	四	〇・二一
小計		一、三五三	七二・五二	一、一二九	五七・九三
未解決		五一三	二七・四九	八二〇	四二・〇七
總計		一、八六六	一〇〇	一、九四九	一〇〇

備考

(一)　解決中「耕地返還」とあるのは小作人が抗爭手段として耕地を返還すべき旨申出でその結果耕地を返還するに至つたものである。

(二)　昭和四年の爭議にして未解決の割合が多いのは爭議發生後まだ時日を經過しない爲めである。

次に之等爭議の解決條件に付て更に詳かに其の内容を見る爲め、昭和三年發生の爭議の内小作料の減免に關する事件にしてその減免要求率と解決率とが判明してゐるもの六四四件に付て觀ると、小作料の一時的減額要求は五九〇件(九割二分)に上り、その要求率は一割五分を超へ六割以下のものが大部分(三割減要求のもの最多)にして、その解決率は五分を超へ、五割以下に落著したものが大部分(一割減決定のものが最多)を占めてゐる。又小作料永久的減額要求は僅かに五一件(八分强)であつて、その要求率は一割を超へ三割五分以下のものが過半數(三割五分要求のもの最多)に上り、その解決率は一時的減額に決定したものもあるけれども、大多數は永久二割減以下に解決したものである。

又同年發生爭議中土地返還の爭議四九一件の中既に解決したもの三四〇件に付その落著狀況を見るに、地主の小作地返還要求に對して、小作人は小作契約の繼續を要求して引續き小作繼續に妥協成立したもの最多で一六八件(解決件數の四割九分)に上り、又作離料其他各種の名目を以て相當の賠償を條件として小作地の全部或は一部を返還したものが之に次いで多く八四件(二割五分)あり、其他小作地を小作人に買受け、或は代地の提供を受けて解決したものもあるが、表面無條

件で小作地全部を返還したものは僅かに一六件(六分)に過ぎず、これとても地主との間には或點契約の條件があるかも知れない。此の如く近時小作地返還事件に對しては多少共何等かの補償を得てゐる狀態である。

第二節　主要なる小作爭議

昭和四年に於ける小作爭議中特に注目に値するものを抽出し、經過の概況を記せば左の如くである。

前田爭議——秋田縣北秋田郡前田村、大正十四年秋發生　昭和四年十二月二十七日解決

係爭地主　庄司兵三

同　小作　森川音助氏他約三百名

同　耕地面積　約三百餘町歩

事件發生と經過　前田村のこの爭議は北秋田第一と云はれる大地主庄司兵三氏が大正十四年に所有の永小作地三百餘町歩に亘て小作料を反當三斗より七斗に値上げしたことに起因する。該地は二十年以前に前田村神成部落民が阿仁流域の荒蕪地を開墾したもので、最近郡農會小林技師の鑑定によれば反當收穫高は最高七斗より最低三斗である。

小作入約三百名は農民組合(舊全日)支部(三二〇名)を中心として小作米四千石の不納同盟を組織して小作料値上と戰つた。地主は數回に亘て立禁、立毛差押、土地返還等を行つたが、日本大衆黨の指導下に辯護士を以て法廷で爭ひ、縣廳や農林省へ數回の陳情を行つた。

昭和四年九月地主の提起した耕地返還に對する爭議團側の申立異議が「契約書なし」との理由で結局地主の勝訴となり、これによつて農民は一擧にその生活の資を奪はれざるを得ぬことになつた。裁判が敗訴となつたので大衆行動の壓力によつて要求貫徹を計る外に道はなかつた。そこで、全農縣聯の可兒氏、日本鑛夫組合の室山、尾山氏、組合同盟の川端、小笠原氏、關東金屬の天田氏、郡山勞働の熊谷君等の應援を求めて爭議團の結成を計つた。

爭議團のこの準備に對し地主は應援闘士の買收にかゝつたが失敗に終つたので、次は警察の手を以て彼等を檢束し逐放しやうとした。米内澤警察署は署員十餘名を送つて爭議團本部を土足にかけ應援辯士を總檢束せんとした。この暴擧に憤激した小笠原氏は日本刀をふるつて部長某に切りかけた。署員はそのまゝ引上げた。爭議團は官憲隊が再び押しかけて來るを豫期して爭議團員の非常召集を行ひ、防塞を築き、見張り櫓を立て、老若男女約二百名は夫々武裝し決死の覺悟を以て對抗し、一人の同志をも奪はれない決意を以て堅めた。

官憲は米内澤、二井、大館等の各署から巡査約七〇名の動員を行ひ、爭議團外の組合員特に少女等を檢束した。十一月二十七日午前二時米内澤署長千葉某は單身爭議團本部に來り、爭議團の武裝ぶりを見て「夜が明けたら必ず庄司家と交渉して吉報をもたらすから、今夜の夜襲は中止されたい」との約束をして歸つた。署長のこの約束は警察の準備の不充分な内に夜襲されないためであつたらしい。即ち二十七日午前九時米内澤署長に引率されて三十餘名の巡査が日本刀、槍で武裝した北電新井組の土工、青年團等からなる地主暴力團と共に爭議團本部を襲撃して來た。

爭議團は見張によつてこれを知るや、直に太鼓を打ち鳴らして百餘名を動員し、武裝して上村の小丘に陣取つた。爭議團は抜刀隊を編成

してこれを先頭部にお き、百數十名の團員は竹槍、鎌、石をもつてこれを援護した。戰ひは先づ大又川を挾んで石合戰に始まり、亂鬪二時間にわたつた。警官はむしろ怯惰で、暴力團は眞槍、日本刀をもつて無鐵砲に戰つたが、無秩序であつたらしい。反之、爭議團の組織ある編成と戰鬪力により、彼等は爭議團に近寄り得ず十一時頃退敗した。犧牲者は署長のサーベルで臀部を刺された工藤氏と額を切られた森日氏を除いて全部輕傷で、暴力團の犧牲者は八名と云はれてゐる。

警察はこの鬪爭で爭議團に對抗し得ないのを知つて更に應援を求めた。秋田警察から三〇名、土埼一〇名、能代一〇名の巡査が動員され、松浦縣特高係は七〇名の警官と消防組とを指揮して前田駐在所におかれた警察本部につめかけた。而して應援は更に軍隊に迄求められた。一方、地主庄司家は暴力團を以てかため、屋數の内外は交通もできないほどであつた。この反動的勢力の結集と共に、巧に策略はめぐらされ、同二十七日十一時頃、石合戰の終て後縣特高課員と米内澤署長とは爭議團に面會を求めた。面會に應じた組合員は巡査を切つた小笠原氏を引渡せとの要求を拒絶し、地主庄司が組合側の次の要求を容れるまでは最後の一人になるまで切り死することを表明した。要求は、

一、小作米納入は爭議の解決年度よりすること。

一、一反歩に付五升宛の奬勵米を出すこと。

一、爭議費用一萬圓を出すこと。

警察は地主が右要求を容るゝ樣に誠心誠意努力すると約束して歸つた。

二十七日夜は川をはさんで對陣し石合戰が行はれ、各所に小ぜり合ひが行はれた。翌二十八日爭議團は本部の周圍に薪、柴、棒切、切枝、高を以つて防塞を基き、投テキ用の小石大石を山積し、爭議團員は夫々武裝してこれに據つた。宮脇警務課長の指揮する一五〇名の警官は川下から舟で對岸に着き、各人六尺の棍棒と石を防ぐ羽子板樣の楯をもつてゐた。消防組もこれに追隨した。稻垣警察部長は全縣下警察に對して命令一下出動し得るの準備せよと命令した。彼等は爭議團の周圍を圍み、昨日の地主との交渉の結果を報告すると稱して爭議團に面會を求めた。武裝のまゝ會見がなされた。地主と交渉の結果は勿論「決裂した」といふのである。そこで爭議團の態度が問題となつた。聯合會の報告書は云ふ「爭議團は決死のマナジリをあげて斬死するの意を決した。……警官は何等手を出す術なく、ただ爭議團が武裝を解除して平和的協議に入らんことを哀願する。……爭議團は如何にするか？切つて出づれば今後は人命を犧牲にせねばならん。それは餘りにも忍び難い悲慘事だ。吾等は犬死すべきでない。遂に再び意を決した爭議團は……商議に入ることを約した。」正午爭議團員十五名は特高課長、警務課長、米内澤署長と本部で面談し、署長は次の如き誓約書を提出して爭議團は武裝を解除した。

イ、誠意を以て地主を大館區裁判所との調停に應ぜしむ。調停は前回決裂の際地主側の提示した最後案を基礎にして開くこと。ロ、爭議團は武裝を解除し指導者九名は自首されんことを望む。ハ、前記一項のために折角努力を誓ふ。

二十八日午後四時、男女三百餘名で爭議團の大會が開かれた。可兒議爭團長は、今吾々は矛を收めて自首する、が諸君はあく迄爭議團を死守せよと述べて指導者九名と共に米内澤署に送られた。三十日大館裁判所は騷擾罪公務執行妨害罪として令狀を發し刑務所に收容した。そ

の後檢事局は彈壓を更に擴大し、十二月一日中に檢束された小作人は四十名で、內十四名は檢事局に送られ、二日にも尙ほ檢束が續けられた。

そこで全國農民組合總本部は次の聲明書を發表した。

秋田縣前田支部爭議に對する聲明書

十一月二十七、八、九日引續きブルジョア新聞に報ぜられし全國農民組合秋田縣聯合會前田支部の爭議は、實に東北地方有數の暴虐大地主庄司兵藏一家が五年前突然小作料の不當なる値上を爲したることに端を發し、爾來戰鬪的農民は舊日本農民組合に參加團結して、小作料値上反對を卒先して鬪ひ、五ヶ年間の法廷爭議を續け來れるものである。

然るに反動裁判所、地主は頑としてこの農民が不毛の地を耕し、漸く收穫し得る地となしたるにも拘らず、不當にも土地取上げを以て耕作農民から土地とメシと生命を奪はんとするに到つたものにして、實に許すべからざる言語同斷の處置であつたのだ。

而も土地取上げに反對する農民に對し庄司家の暴力團と官憲聯合の暴力を以て挑戰したるものにして流血の鬪爭が數日に亘つて鬪はれ、重なる幹部及鬪士は引拔かれて往つた。だが、斯る血の牢獄の犧牲で鬪つた前田支部の鬪爭はまだ終つたものでは斷じてない。

不當なる小作料値上反對！土地取上反對！土地を農民へ！の鬪爭は殘された老人、子供、女によつて鬪ひ續けられ、全國より馳せ參じた同志達によつて更に高まつた鬪爭が續けられてゐる。

吾等貧農の鬪爭的組織たる全國農民組合は、やがて全貧農、全無產者の問題となるであらうこの問題を最後まで鬪ふものである。

全國の勞働者農民諸君！秋田の兄弟を援けるため、この鬪爭を勝利せしめるため鬪士と救援金を送れ！檄電を打て！吾等は斷じてこの鬪爭を勝たねばならない。土地とイノチを奪はれんとする貧農のため起つて援助せよ！

十二月一日　　全國農民組合總本部

十二月二日日本大衆黨の川俣淸音氏は大館裁判所に正式小作調停裁判開廷を申請し、地主庄司氏側の暴力團より一名の犯人も檢擧せざるは不當なりと內務、司法當局に抗議した。

解決條件　十二月二十七日繼續中の訴訟を取下げ左の條件で和解が成立した。

一、小作勸告內容に觸れざることを條件とし小作人は地主の改正小作料を承認し大正十四年小作米より適用すること。

二、前項小作料納付期限を每年十二月末日と定む。

三、第一項改正小作料通告額が土地等位の相違で著く均衡を得ざる土地に付ては當事者會議の上適當修正さること。

四、小作人は別紙小作證書を主旨に差し入れること、但し第四項削除のこと。

五、大正十四年乃至昭和三年度未納小作米は賃米證書を更め昭和四年度より三ヶ年據置き七ヶ年賦に償還す。

六、保證金供托金は未納支拂に充當すること。

七、假執行により返還したる田地は元小作人と小作契約を爲すこと。

八、第二項期限內に小作料完納したるものに對しては地主は一等位田地(小作料七等五割減)一反步に付き五升の割合を以て奬勵米を給與すること、但し小作人が豫め地主の承認を得たる場合は右期限後一ヶ

月猶豫を認めること。
九、不作の場合は相當割引をすること。
一〇、小作證書差入れと同時に小作爭議費用一萬圓を支拂ふこと。

青森縣車力爭議——青森縣西津輕郡車力村、昭和二年秋發端　同四年三月三十一日解決

係爭地主　毛内久米吉、村上捨吉
同　小作　工藤仁太郎、三上源治氏其他

爭議發生と經過　昭和二年度小作料五割減運動が効を奏して小作人側に有利に解決されたが、右兩地主のみは之を肯ぜず小作料納入土地取上の請求訴訟を提起し、和解裁判が決裂して青森地方裁判所の公判の結果、二月二十三日小作料納入土地取上訴訟費用小作人側負擔、同時に耕地立禁の假處分の判決があつた。小作人側は之を不當として直に控訴することになつた。

耕地の立禁から爭議は勃發した。全縣下の小作人は之が對策を協議すべく農民組合縣聯合會に集合した。この小作側の集會は可なり殺氣立つたものであつたので、村長北澤武三郎氏は紛狀を憂ひ調停に乘り出した。乃ち組合側から淡谷悠藏、西村菊次郎、松岡辰雄の三氏が、地主側から工藤留吉氏が夫々代表として三月二十二日村役場に會見し次の案を中心にして協議を遂げた。

（村長案）　一、不納小作米は小作人に提供す。二、訴訟費用は各自の負擔とす。三、小作地は取上げる。

（組合案）　一、五割減要求。二、訴訟費用は地主の全額負擔とす。三、土地は返還せず。四、爭議費用三百圓請求

早朝より薄暮に至るの折衝も解決に至らず、更に翌二十二日夕刻まで保留して双方引上げた。爭議團は組合旗を先頭に示威運動を行ひ、夜に入つて惡地主糺彈立入禁止絶對反對の演說會を組合事務所に開いた。この爭議團の夜を徹しての運動に地主側は反動團體白鳥團を手先として爭議團の演說會を攪亂せしめんとした、が爭議團の決死的警備隊の活動で一應衝突から免れた。白鳥團と警官とで物々しい光景を呈した演說會は淡谷氏の發議で直に農民大會に變更し次の決議を爲した。

「農民の生活を根底より破壞し生存權を拒否する立入禁止に絶對的抗議する」

二十二日は再度の會見をしたが交渉は決裂した。この交渉中何者かゞ警鐘を亂打したので消防組が出動した。全國農民組合總本部の第三回全國大會報告によれば「立禁に對して勇敢に戰つてゐた車力支部に對して地主は、官憲と結託し、公立消防組を手先として、爭議團事務所を包圍し、或は地主と交渉中突如として半鐘を亂打して消防夫を動員して組合を襲はんとし、計畫的に組織的に暴動を煽動して來た。云々」と述べられてゐる。翌二十三日更に形勢惡化したので所轄署は北川署長が警官隊を隨へ突如爭議團本部を襲ひ、公安に害あるものとして爭議團幹部を檢束した。こゝに居合せた爭議團員と警官との間に遂に大亂鬪を惹起し、團員は爐邊にあつた薪を武器として渡り合つた。公務執行妨害で送局されたもの十餘名である。

かゝる騷擾で幹部を引拔かれたが、二十九日縣當局の調停によつて稀に見る小作側の勝利の條件で解決するに至つた。即ち右解決覺書は次の如くである。

解決條項　一、地主側に於て未決の假執行を取消し且動産不動産の

假差押を解除すること。

二、昭和四年度はこのまゝ小作者をして耕作をなさしめ判決の執行は見合せること、但し地代米を納付すること。

三、昭和五年以降改めて小作せしめることについては地主側で小作人側に重大なる過失ない限り從來通り小作せしめること。

四、昭和二年度及昭和三年度の小作料は左の方法により納付すること(イ)村上秀吉對三上源治の分(三十二俵二斗)(ロ)毛内常吉對工藤仁太郎の分(十五俵)(ハ)同人對工藤仁佐吉の分(十三俵二斗)右小作料は昭和四年度より向ふ十五ケ年間無利子平均して毎年十二月末日に納付すること。

五、訴訟費用は各自辨とし双方とも何等の名義をもつても要求せざること。

第三節　小作調停

昭和四年度小作調停に就て司法省民事局の報告（昭和五年一月十五日報告到着現在）によれば新受理件數は三、六五六件であつて、その最も多き地方より順次之を擧げれば、鳥取（一、五三八件）、新潟（五二七件）高松（二〇四件）、甲府（一四〇件）、秋田（一三一件）、神戸（一〇〇件）、千葉（九七件）、岡山（九五件）、大阪（七一件）、山形（六二件）等で、これらは何れも、概して主要爭議地方と見做されてゐる。次に之を申立人別により實數及び割合を昨年度と比較すれば左の通りである。

	昭和三年 件數	昭和三年 割合(%)	昭和四年 件數	昭和四年 割合(%)
地主申立	一、一八〇	四〇・八〇	八九二	二四・二
小作人申立	一、五六五	五四・一	二、六六〇	七二・〇
合意申立	一四七	五・〇九	一〇二	二・八
計	二、八九二	一〇〇	三、六五六	一〇〇

即ち前年度に比すれば小作側の申立は著しく激增し、之に反して地主側の申立は著く減少を示し、合意申立は稍減少を呈してゐる。前年度に於て小作人側の申立が一應減少したのであるが、本年に至つてはまた大正十四年以來小作人側申立の遞增傾向に還元されたやうである。次に關係土地面積と人員に就ては、

		昭和三年	昭和四年
(1) 關係土地面積		一〇、〇六五町	七、〇五五町
(2) 參加人員	地主	九、六二一人	七、三三九人
	小作	二九、五六六	二〇、〇五八
	計	三九、一九七	二七、三九七

關係土地面積に於ても、參加人員に於ても共に、前年度より減少を示してゐる。最後に調停の結果を示せば次の如くである。

		昭和三年 件數	昭和三年 割合(%)	昭和四年 件數	昭和四年 割合(%)
既濟	調停成立	二、〇一九	五二・六二	二、五九一	五七・五七
	調停不成立	九八	二・五五	一〇七	二・三八
	取下	八四五	二二・〇四	五二四	一一・六四
	其他	二八	〇・七五	四六六	一〇・三六
	小計	二、九九〇	七七・九七	三、六八八	八一・九五
未濟		八四七	二二・〇二	八一三	一八・〇五
合計		三、八三七	一〇〇	四、五〇一	一〇〇

備考　既濟件數其他の四六六件中二六件は調停法第二條に因り却下せられたるもの、五件は同法第三十七條に因り調停を爲さずと決せられたもの、四三五件は調停委員會の定めたる調停條項に對し異議申立を爲したるものなり

以上に就て見れば前年に比して調停成立數は實數割合ともに增加し、反對に不成立數は實數に於ては增加してゐるが割合に於ては低下を示してゐる。調停申立數の增加は小作爭議戰術の變更を物語るものであり、不成立數の增加は爭議の性質が土地の根本問題に觸れる結果調停をして益々困難に趣かしむることを示すものであらう。

第三章　中間階級者の爭議

中間階級者といつても主として俸給生活者に限られるが、その爭議は、その數と規模とにおいて次第に增大しつゝあるかに見受けられる。

爭議の件數と範圍　當研究所において調査するところに據れば、昭和四年中に發生したこの種の爭議は總數一四件、このうち映畫辯士の爭議六件、書店々員四件を主たるものとす。最近の著しい特徴が窺はれよう。

爭議の分布　中間階級者の爭議は二府四縣に亘つてゐるが、東京の六件、京都の三件、愛知の二件を主とし、神奈川、福岡、鹿兒島の各一件である、

爭議の原因　從業員側の受動的な原因によるもの五件、能動的のもの九件、この割合は大体前年と大差なし。更に原因を細別して見れば受動的原因のうち解雇反對、解雇手當要求が各二件、賃銀不拂一件、能動的原因のうち待遇改善要求四件、感情的原因四件、其他一件といふ狀態を示してゐる。

爭議の經過　を見るに罷業が大部分を占め八件、罷業と示威とを併用せるもの二件、怠業、怠業罷業、怠業示威、紛議、各一件である。

爭議の結果　被傭者に有利に解決したるもの五件、業主に有利解決二件、妥協四件、不明三件といふ數を示してゐる。

主要なる爭議　上記十四件のうち主要なるものを掲ぐれば左の如くである。

	(發生月)	(參加人員)	(關係團體名)
丸善書店本支店(東京)	三月	約八〇〇	評議會系出版勞働組合
株式會社開明社(東京)	五月		同俸給生活者組合
書店			
日本館・不二館(神奈川)	五月	四〇	全國俸給者協會(應援)
國際書房本店(東京)	五月		關東全俸給者組合
不二屋デパート(福岡)	八月	二〇	
東亞キネマ會社(京都)	九月	一八八	
日本キネマ會社(京都)	十月	三七〇	
東亞キネマ會社(京都)	十一月		
英蘭書房(東京)	十二月		全國同盟・京滋聯

第四章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議

婦人勞働者殊に謂ゆる女工の爭議は一般勞働爭議から切り離し得ないが故に之を第一篇第一章に含めて記述した。故に、本章においては謂ゆる女工以外の職業婦人に關するものを記述するのであるが、この種の婦人勞働者の爭議は件數においても規模においても未だ微々たるものである。當研究所にて調査するところに依れば、昭和四年中において四件を數へ得るに過ぎない。

四件のうち藝娼妓が三件で他の一件は旅館女中であるが、何れも樓主や館主の甚しき虐待冷遇に堪えかねて、せめて人間並の待遇をせよとの悲痛なる叫びに發するもので、悉く被傭者並に藝娼妓側よりの能動的要求に出づるものである。爭議の戰術としては大體罷業に出でてゐるやうである。地方別に見れば右四件は和歌山、廣島、東京、千葉各一件である。

第二篇　勞働運動

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

工・鑛・交通業勞働者の運動は勞働運動の基本的中樞的勢力をなす。從つてこれ等の運動の傾向を知るならば以て勞働運動の全般的趨向を察知し得る。

昭和四年に於ける勞働運動の全般的傾向に就いては既に「概說」の項に於て大略記述した。前年度においては打つづく分裂抗爭の後を受けて一先づ合同統一の氣運に向つてゐたが、それも束の間、本年に入つてこの氣運は再び逆轉したかの觀がある。これは一面に於て金解禁を豫想する經濟界未曾有の不況の反映であるが、他面において吾が勞働運動そのものに尙ほ殘存してゐた諸問題の淸算されゆく過程にすぎない。かくして經濟戰線における統一の停頓は政治運動における分裂內紛と相呼應した。就中、關西の精銳分子を失ふ結果に終つた總同盟の第三次分裂は、本年度組合運動の全體的方向に一つの暗示を與へた。それは、少くとも表面上の現象としては、その所謂大右翼結成の野望とは反對に極右への偏向を强度化する結果となつたのである。これと同時に、殘虐たる資本の攻勢は左翼組合運動をして愈々非合法的地下運動へと走らしめ、その果敢なる闘爭にも拘らず全國協議會は益々苦難の道を辿らざるを得なかつた。かくて勞農黨下の一群の勢力を殘しつつここには極左への偏向が强められた。かくの如き形勢が中間諸派の立場にとつて自ら有利に展開したことは云ふまでもない。而してこの傾向が如何なる地點におい

て一應の落着を見るかは尙ほ翌年度の課題として殘されざるを得なかつた。

以下昭和四年中に行はれた勞働運動の主なるものを選んでその狀況を概說することとする。

第一節　共通運動

本年度に於いて共通運動と目すべき主なるものを擧ぐれば、

一、全國總聯合運動
二、國際勞働會議
三、メー・デー
四、勞働立法獲得運動

等である。但し本年度において全國聯合運動として特に指示すべきものは日本勞働組合總聯合の提唱による全國勞働組合會議の結成運動であるが、それも準備會實行委員會を開催したるに止り、總聯合運動として名實共に備へたるものは實は殆んど展開せられなかつたと云へるのである。そこで以下においては第二項以降の運動に就いて概要を述べることとする。

一　國際勞働會議

國際勞働會議は昭和四年中に於て二日行はれた。第十二回並びに第十三回總會之である。兩度の總會における我勞働代表委員並顧問選出の事情は左の如くである。

一、第十二回國際勞働會議　第十二回國際勞働會議に派遣すべき勞働代表並に顧問の選出協議會は一月十七日神戸市山手通八丁目日本海員協會に於て開催せられた。出席者は右翼團體の代表者十三名。協議の結果、勞働代表として松岡駒吉氏を、同顧問には宮崎繁市氏、渡邊善壽氏を選出することに一致決定した。かくて投票の結果は別記の通り二月十八日を以つて發表せられた。

因に勞働代表の選出に當つて中間派十二團體は「國際勞働會議對策全國協議會」を創立し一月二十日東京芝日本勞働總聯合本部に同協議會を開催し、一、今回の代表選出に關しては棄權すること、二、本協議會を今後も存續せしめることを議決した。

勞働代表委員候補者とその得票

候補者氏名	得票數
松岡駒吉（日本勞働總同盟主事兼會計）	一九九
鈴木文治（日本勞働總同盟會々長）	三

顧問候補者とその得票

宮崎繁市（海軍勞働組合聯盟常務中央委員　官業勞働組合吳海工會々長）	二〇二
渡邊善壽（官業勞働總同盟中央委員　東京官業勞働組合組合長）	二〇二

各候補者得票内譯

推薦團體	査定得票數	勞働代表候補者	顧問候補者
北海勞働總同盟	一	松岡駒吉	宮崎繁市 渡邊善壽
日本勞働總同盟	三〇	同右	同右
東京瓦斯工組合	三	同右	同右
官業勞働總同盟	一四	同右	同右
純向上會	四	同右	同右
大阪市電愛友會	一	同右	同右
武相勞働聯盟	七	同右	同右
横濱港仲仕共濟會	一	同右	同右
日本海員組合	七九	同右	同右
社團法人海員協會	一一	同右	同右
海軍勞働組合聯盟	四二	同右	同右
勞働組合共同研究會	六	同右	同右
足尾銅山鑛職夫組合總聯合會	三	鈴木文治	同右

二、第十三回國際勞働會議　第十三回國際勞働會議勞働側委員選出はまづ六月十八日神戸日本海員組合本部に開かれた第五回勞働立法促進委員會において、之を組織する日本勞働總同盟、官業勞働總同盟、海軍勞働組合聯監、日本海員組合、海員協會の五團體の代表十名に依り協議の結果、代表は日本海員組合(濱田國太郎氏)より、顧問は日本海員組合(米窪滿亮氏)並に海員協會(鈴木仁一氏)より選出することに決定した。尚ほ日本勞働組合同盟並に日本勞働組合總聯合等の中間派勞働團體は從來殆んどその推薦權を棄權して來てをり、先の第十二回總會に際しても同樣の態度に出でたが、その後これら中間派より成る國際勞働會議對策全國協議會の中に勞働會議利用說が次第に有力となり、今回の第十三回總會の對策のために六月十九日芝の總聯合本部にて開催せられた協議會に於ては、現在の狀勢に鑑み戰線統一その他の理由から推薦權を行使することに決定し、代表及び顧問は總會の性質上海員の組織する團體より選出することに一決した。これ第十三回總會代表選出における一異色である。尚ほ今回推薦權を行使したる團體は十八團體であり、第十二回に比し五團體の増加を示してゐる。投票の結果は左の如くである。

勞働代表委員候補者とその得票		顧問候補者とその得票	
候補者氏名	得票數		
濱田國太郎(日本海員組合組合長)	二三二	米窪滿亮(日本海員組合國際部長)	二三二
河上丈太郎(衆議院議員)	一	鈴木仁一(社團法人海員協會主事囑託)	二〇三
		宮本官治(日本司厨同盟理事)	二九
		金川八三七(日本美術友禪工組合常務理事)	一
		伊藤誠(東京交通勞働組合常任執行委員)	一

各候補者得票内譯

推薦團體	査定得票數	勞働代表候補者	顧問候補者
日本勞働總同盟	三二	濱田國太郎	米窪滿亮　鈴木仁一
官業勞働總同盟	一五	同右	同右
武相勞働聯盟	一〇	同右	同右
横濱港仲仕共濟會	一	同右	同右
日本海員組合	八一	同右	同右
社團法人海員協會	一一	同右	同右
ダンロップ護謨工組合	一	同右	同右
足尾銅山鑛夫組合總聯合會	三	同右	同右
海軍勞働組合聯盟	四二	同右	同右
勞働組合共同研究會	六	同右	米窪滿亮
日本勞働組合同盟	九	同右	宮本官治
日本勞働組合總聯合	七	同右	同右
東京瓦斯工組合	三	同右	同右
純向上會	四	同右	同右
横濱市從業員組合	一	同右	同右
日本司厨同盟	四	同右	同右
日本美術友禪工組合	一	同右	米窪滿亮　金川八三七
神戸市電從業員組合	一	河上丈太郎	伊藤誠　宮本官治

二　メー・デー

メー・デーは本年度を以つて丁度第十回目に當り、全國五十ケ所に亘り擧行された。このうち屋外示威運動を開催せるもの二十五ケ所、この參加人員約二萬三千人と目せられた。昨年度と同様、さしたる盛況とは云ひ難い。この直接の原因としては、四・一六事件の檢擧直後として左翼陣營内の混亂を來せる時であつたこと、各地における前日來の降雨、及び官憲の干渉・壓迫等を擧ぐべきであらう。而して官憲の干渉は地方小都市に至るほど甚しかつたやうに見受けられる。

メー・デーの標語は勞働組合の思想的現實的要求を端的に表明するものであり、同時にそれによつて運動の一般的情勢を窺知し得るのであるが、本年度に於ても昨年度と同様その標語には資本攻勢の激化に對する勞働階級の防衛的地位が明かに觀取される。即ち「八時間勞働制の即時實施」、「最低賃銀の確立」、「無産階級抑壓法令撤廢」等の他、「失業絶對反對」、「失業保險の實施」等が聲高く叫ばれた。

尚ほ各地に於ける主なるものに就きその概況を左に記述する。

（一）東京市〔主催團體〕關東勞働組合會議。〔參加團體〕三二。〔參加人員〕七、一六七人（内婦人二五七人）〔司會者〕芝浦勞働、吉田潔氏。副司會者、東京印刷、大塚貞三郎氏。〔場所〕芝公園東照宮廣場集合、午後一時、同所より越中島廣場へ。〔標語〕一、勞働者の解放は勞働者自身の力で。二、團結權罷業權の確立。三、失業絶對反對。四、反動團體の撲滅及解放運動犠牲者救援。五、八時間勞働制の確立。六

勞働立法並びに交通事故に依る特別裁判法の制定の促進。七、中間搾取の撤廢並びに自由勞働者最低賃銀制の確立。八、自由勞働者傷害保償の確立。九、深夜業廢止による賃銀低下絶對反對。〔狀況〕十時二十五分吉田潔氏司會のもとに開會せられたが、同氏の開會の辭は發言と共に中止され直ちに副司會者大塚氏司會者となり各代表の三分演說の後十一時五十分閉會。直ちに示威運動を開始、昨年の如く越中島商船學校廣場に至り午後三時十分副司會者大塚氏の閉會の辭と共に各勞働團體のメーデー歌合唱を以つて散會。芝公園に於て代表者演說會開催中關東電氣の堀口氏の檢束を奪還すべく混亂に陷りたるほか大體において平穩であつた。

（二）大阪市〔主催團體〕メーデー全大阪無產團體協議會。〔參加團體〕三二。〔參加人員〕大阪府特高調に依れば五、〇三四人（內、婦人一一九人）。〔司會者〕總同盟、山內鐵吉氏。〔場所〕大阪市中之島公園灘波橋川東。〔標語〕一、全國無產團體協議會即時開催せよ。二、八時間勞働制を即時開催せよ。三、最低賃銀制を即時實施せよ。四、交通事故特別裁判法。五、屋外勞働者保護法の制定。六、立禁立毛動產差押絶對反對。七、自作農創立法案絶對反對。八、女子少年の夜業絶對反對。九、醫療機關の公有。一〇、屋外集會の自由。一一、解雇絶對反對。一二、健康保險法の徹底的改正。一三、失業保險の制定。一四、團結權罷業權の確立。一五、無產階級暴壓法の撤廢。一六、言論集會出版の自由。一七、普選法の徹底的改正。一八、耕作權の確立。一九、臨時雇傭制度絶對反對。〔狀況〕午後零時四十五分山內總指揮の演說に始まり、各代表演說の後、午後一時十分中ノ島を出發し天王寺公園へ向ひ四時十五分閉會。當日の被檢束者八十一名。尙ほ當日は當局の命により宣言決議を行ふことが出來なかつた。

（三）京都市〔主催團體〕京都無產團體協議會。〔場所〕千本丸太町博覽會場跡集合、丸山公園へ。〔參加團體〕京都染物勞働を始め八團體。〔參加人員〕約一〇〇名。〔指揮者〕農民組合、木村忠一氏。〔標語〕一、勞働組合の戰線統一。二、七時間勞働制の獲得、三、無產者負擔の惡稅排止。外七項。〔狀況〕圓山公園において三人の檢束者を出したが一般に平穩、むしろ不振。その原因として戰線の分裂、政黨の不參加、宣傳の不徹底等があげられる。尙ほ示威運動の外に、京都無產團體協議會主催のもとに三條基督敎青年會館において演說會を擧行した。

（四）横濱市〔主催團體〕横濱勞働組合聯盟。〔參加團體〕十六。〔參加人員〕約四、五〇〇。〔標語〕一、反動團體の撲滅、二、治安維持法、治安警察法、其他惡法撤廢。三、團結權、罷業權、耕作權の確立。四、八時間勞働制の即時實施。五、失業絶對反對、六、中間搾取撤廢、七、婦人の解放。八、言論集會結社出版の自由、九、朝鮮勞働者差別撤廢、一〇、自由勞働者の災害補償、一一、全無產階級の國際的團結、一二、老朽船舶を撲滅せよ。〔狀況〕午後一時二十分横濱市中區中村町石油倉庫跡に於て市從業員組合平山伊三雄氏司會の下に開會、二時四十分示威行進に移り、伊勢佐木町、本町、縣廳前、花園橋通を經て會場にて解散。事前に檢束されたるもの五〇名に及ぶ。

（五）神戸市　陸上について見るに、〔主催團體〕兵庫縣合同勞働組合。〔參加團體〕九。〔參加人員〕一八〇。〔標語〕八時間勞働制の確立、惡法反對、失業反對、深夜業撤廢、海員十法案即時制定、耕作權確立、朝鮮勞働者賃銀差別撤廢、健保法改正、反動團體の撲滅、產業合理化反對、外七項。〔狀況〕湊川公園に集合、司厨同盟の大塚憲氏司

會の下に開會。海上メーデーは海岸通りメリケン波止場に於て海員組合の赤崎寅藏氏司會の下に日本海員組合と海員協會の參加人員約三〇〇名を以て開會し、海上港内を巡航した。

（六）西ノ宮市〔主催團體〕總同盟灘聯合會。〔參加團體〕四。〔參加人員〕七五〇。〔場所〕郵便局裏廣場。

（七）高砂町〔參加團體〕組合同盟高砂工友會、全國農民組合。〔參加人員〕二〇〇。〔總指揮〕行政長藏。〔場所〕驛前廣場。

（八）洲本町〔主催及參加團體〕淡路勞働向上會。〔參加人員〕三〇。〔場所〕町内辨天社境内。

（九）三原郡市村（兵庫）〔主催團體〕全國農民組合淡路聯合會。〔參加人員〕約四〇名。〔場所〕一宮神社境内。〔標語〕麥年貢を止めろ、働く農民に土地を與へろ、外三項。

（一〇）名古屋市〔參加團體〕七。〔參加人員〕三一六。〔狀況〕零時半鶴舞公園奏樂堂において宮崎繁男氏司會の下に開會、示威運動の後東照宮にて解散。二三日前より全市に亘つて檢束されしもの五六名、散會直後二名の檢束者があつた。

（一一）豐橋市〔主催團體〕豐橋地方無産團體協議會。〔狀況〕本市においては示威行進を廢してビラ撒布によつて全市に示威することになり左のスローガンを掲げ全市の工場勞働者に訴へた。〔標語〕一、製糸寄宿舍設備改善、營養食物を與へよ、二、婦人及び小年勞働者酷使反對。三、商店員の待遇改善、四、八時間勞働制即時實施、五、無産者運動暴壓法令を撤廢せよ、六、首切反對賃銀引下反對、七、失業保險法をつくれ、八、最低賃銀法を制定せよ、九、交通勞働者保護法をつくれ、十、全勞働者團結せよ、十一、合同した勞働組合をつくれ。

（一二）川崎市〔主催團體〕日本勞働總同盟神奈川縣聯合會。〔參加人員〕一、四五〇。〔標語〕一、勞働組合法即時制定、二、臨時雇傭制度廢止、三、八時間勞働制實施、四、健康保險法即時改正、五、災害豫防の徹底。〔狀況〕宮本町稲毛神社境内集合、この地より京濱電車の海岸線に沿ひ示威行列を行ひ、鶴見總持寺に到つて解散。

（一三）川口町〔主催團體〕總同盟東京鐵工組合川口支部、組合同盟川口金屬勞働組合。〔參加人員〕六〇〇。〔標語〕一、八時間勞働制實施、二、團結權、罷業權の確立、三、健康保險法の撤廢、四、解雇賃銀値下絶對反對、五、暴壓諸法令撤廢、六、勞農戰線統一、七、臨時雇傭制絶對反對。八、耕作權居住權確立、九、青訓即時撤廢、十、田中反動内閣打倒。〔狀況〕舟戸ヶ原集合、川口町を示威行列して再び集合地に戻つて解散。

（一四）松坂町〔主催團體〕三重縣無産團體協議會。〔參加人員〕約四〇〇。〔標語〕一、勞働者農民の自衛團を作れ、二、全國特殊部落民團結せよ、三、反動團體撲滅、四、兵役を一年にしろ、五、家賃三割値下、その他十項。〔狀況〕愛宕山に集合して公園まで示威。

（一五）福山市〔主催團體〕總同盟福山勞働組合、同中國紡織勞働組合。〔參加人員〕二〇〇。〔標語〕一、田中内閣打倒、二、八時間勞働制實施、等。〔狀況〕公會堂前廣場より福山公園まで示威行列。本年は福紡爭議のため參加者五割減。

（一六）尾ノ道市〔主催團體〕總同盟向島造船勞働組合。〔參加人員〕約一〇〇。〔標語〕一、勞働立法促進、二、勞働組合法即時實施。〔狀況〕海德寺跡より彦の上グラウンドまで示威行列。

（一七）土生町（廣島縣因ノ島）〔主催團體〕總同盟因ノ島勞働組合、

日本海員組合因ノ島出張部。〔參加人員〕約二〇〇。〔標語〕一、見習工の待遇改善、土生町を勞働者の手に乘取れ、等。

（一八）小倉市〔主催團體〕總同盟製鋼勞働小倉支部。〔參加人員〕約四〇〇。〔狀況〕山越町東京製鋼所を出で市内を示威行列の後再び製鋼所に戻つて解散。福岡縣下で示威行列を行ひたるものは當市のみ。

（一九）沼津市〔主催團體〕總同盟紡織勞働組合沼津支部。〔參加人員〕約一五〇。〔狀況〕市外清水村織姫神社脇集合の上示威行列。

（二〇）藤岡町〔主催團體〕總同盟關東釀造藤岡支部及同高崎支部。〔參加人員〕約一五〇。〔狀況〕諏訪神社境内集合。

（二一）米子市〔主催團體〕全國農民組合鳥取縣聯合會。官憲の壓迫干渉嚴に過ぎ市内の示威を禁じた等の理由で組合員激昂して駐在所を襲撃し警官隊との衝突を起す。

（二二）金澤市〔主催團體〕金澤勞働組合他三組合。〔參加人員〕約一五〇。〔標語〕一、八時間勞働制の即時實施、二、失業者保險法の制定三、言論集會結社の自由。〔狀況〕金澤市のメーデーは本年を以つて初めてとす。兼六公園内より出羽町練兵場まで示威行列。

（二三）其の他。屋外示威運動を行ひたるものはこの他に桑名町、高知市がある。小樽市、函館市、宇都宮市、佐世保市、長崎市、福岡市、戸畑市、門司市、吳市、廣島市、等においては示威行列は行はず、演說會、茶話會等に依つて勞働祭を行つた。示威行列を行はなかつたのは多くは官憲の禁止に依る。

三　勞働立法獲得運動

勞働立法の促進乃至獲得に對する運動は左右各組合において大會の決議や宣傳を通じて進められたが、殊に日本勞働總同盟、日本海員組合、海員協會、海軍勞働組合聯盟、官業勞働總同盟の右翼五團體によつて組織された「勞働立法促進委員會」は、右翼のみの結成に依るものとは云へ、兎もかく該問題に對して繼續的な活動を試みた。その活動の概要は左の如くである。因に同委員會は昭和三年十二月に組織されたもので、前年中に二回の委員會を開催してゐる。

勞働立法促進委員會第三回委員會――一月十六日。總同盟本部會議室にて開催。〔協定事項〕二月十一日を期して我が右翼團體、立法促進委員會は、第一回全國的促進示威運動を起すこと。闘爭題目は、一、勞働組合法を制定せよ、二、官業共濟組合の法人化、三、船員保險法政府案反對。尙ほ二月十一日には勞働立法促進委員會の決定に基き東京、京都を始め、全國各地において示威運動が行はれた。

同第四回委員會――二月十六日、於總同盟本部會議室。〔協議事項〕一、社會民衆黨立案勞働組合法を積極的に支持す。一、產業委員會法案については立法の趣旨に反對し、必らずしもその議會通過に反對する態度はとらない。一、勞働者災害扶助法は極力支持す。一、その他の勞働法制について、その屬する政黨政派を問はず代議士を三月一日招待しその意見を聽取し、我が黨代議士の活動に便ならしむる。一、日本海員組合對大連汽船會社の問題に關しては、その報告を聽取するに止め今後の成行如何により對策協議をする事。一、國際勞働會議の議題に關しては代表一行に一任。

同第五回委員會――四月十日、日本海員組合本部にて開催。〔協議

事項〕一、東洋勞働會議に就て。二、總同盟神奈川聯合會大會申出の健康保險改正促進について承諾の旨回答のこと。三、松岡會計後任は米窪氏。四、事務所は海員組合本部とす。

同第六回委員會――六月十八日、日本海員組合本部に於て。〔協議事項〕一、昭和五年度印度孟買に於て開催さる東洋勞働會議準備打合のため米窪國際勞働代表をして濱田代表よりも先發せしめること。二、東洋勞働會議規約草案に關する審議。

同第六回委員會――十二月十一日、於東京芝總同盟本部。五團體代表者出席。〔協議事項〕一、アジヤ勞働會議規約草案に關する件。二、勞働組合法案に關する件等。

第二節　勞働團體各個の運動

一　日本勞動總同盟の運動

日本勞働總同盟は本年度に於て第三次の分裂を經驗した。過去一兩年漸く分裂の受難期を脱してその謂ゆる現實主義の基礎を固むるかに見えたのは尙ほ皮相の姿に過ぎなかつた。その唯一の闘爭的組合たる大阪聯合會を失つたことは、只に大右翼結成の野望に一大蹉跌を招來するのみならず、その極右への偏向の道程を促進せしめるものではあるまいか。今回の分裂はこの意味において雷に總同盟内部の問題たるに止らず、我國組合運動の動向に對して可成りに重大なる契機を孕むものと見得る。

各方面に亘る總同盟の主なる運動を擧ぐれば左の如くである。尙ほ同盟分裂の事情については特に一項を設けて記述した。

1　大會・總會・其他主要會合

大會總會及び其他の主要會合を擧行の月日順に擧ぐれば左の如くである。

▲大阪紡績勞働組合大會（二月十七日）▲大阪金屬勞働組合昭和四年度大會（四月三日）▲中央委員會（四月九日）▲大阪聯合會大會（四月二十一日）▲關東醸造勞働組合大會（七月二十一日）▲現實派大阪聯合會創立大會（八月十一日）▲緊急中央委員會（八月二十三、四、五日）▲大阪聯合會臨時大會（九月一日）▲中央委員會（九月九日）▲關東勞働同盟大會（十月七日）▲全國大會（十一月十六、七、八日）▲中央委員會（十一月十八日）

大阪紡績勞働組合大會――二月十七日、大阪市四貫島セツトルメントに於て開催。出席代議員七十名。議長西尾末廣氏。〔重要議事〕一、同一勞働に對する同一賃銀制定の件。二、前衞隊設置の件。三、深夜業廢止に關する件。四、最低賃銀制度に關する件。六、寄宿舍制度改正の件。七、募集地に於ける女工親權團體組織に關する件。其の他。〔役員〕組合長西尾末廣氏、主事山口正義氏。

大阪金屬勞働組合大會――四月三日、大阪市東區實業會館に於て開催。出席代議員一七四名。議長山内鐵吉氏。〔主要議事〕一、大阪府醫師會に反省を促す件。二、田中反動内閣打倒の件。三、大阪市内乘入鐵道及び電車の高架線にすべきを要求する件。四、爭議部基金積立の

件。五、公休日統一の件。六、二重制度撤廢促進の件。七、新聞記者に關する件。八、メーデーに關する件。九、職業紹介所、勞働組合管理の件。十、消費組合組織提案に關する件。十一、全無產政黨選擧協定委員會設置に關する件。十二、區劃整理實行促進の件。十三、地方自治機關選擧權行使に關する件。十四、醫師往診車賃に關する件。以上可決。〔役員〕組合長山内鐵吉氏、主事金子巽氏。

●●●●中央委員會――四月九日、大阪、鈴木氏宅に開催。出席者鈴木會長、松岡主事以下十名。〔協議事項〕一、代理主事の件は西尾末廣氏に決定。二、會計代理を福岡金次郎氏に決定。三、臨時書記の件については岡田助雄氏を採用す。四、全國市町村議戰に就て社會民衆黨候補を極力應援し當選を期せよの激勵文を送ること。五、勞農總聯合會に關する件、時期至らずとして保留。六、選擧協定に關する件、黨本部の決定通りとすること。

●●●●大阪聯合會大會――四月二十一日、大阪市土佐堀キリスト教青年會館において開催。出席代議員二六五名。議長西尾末廣氏、副議長大矢省三氏。〔決議事項〕一、治安維持法撤廢の件。二、公休日統一に關する件。三、青年團設置の件。四、臨時雇制度撤廢の件。五、修養團及び御用團體宗教團體撲滅に關する件。六、大阪醫師會に反省を促す件。七、鬪爭連絡網組織提唱の件。八、深夜業廢止に關する件。九、無產團體共同委員組織提唱の件（謂ゆる戰線統一問題に關聯するものであり、左右兩派の對立となり討論二時間に亘つたが、結局過半數を以つて可決、左派の勝利に歸す）。十、鮮人に關する件。十一、田中内閣打倒に關する件。十二、無產政黨選擧協定委員會設置に關する件。十三、勞農總聯合促進の件。十四、被選擧權並に選擧權擁護の件。以上可決。〔役員〕會長山内鐵吉氏、主事大矢省三氏、執行委員山口常次郎他六名。〔附記〕此大會を以つて聯合會内における右派沒落に傾き、左派の決定的進出を見るに至つた。

●●●●●●關東釀造勞働組合大會――七月二十一日、於高崎市公會堂。出席代議員一二二名、議長小泉七造。〔主要議事〕一、失業保險法實施促進。二、教育制度改正。三、自由勞働者傷害保證。四、罷業相互金庫加盟會額、五、青年訓練所撤廢。六、惡法撤廢。七、擴張宣傳特別會計變更。八、勞働組合法制定促進決議案。九、健康保險法改正。十、最低賃銀制度促進。十一、勞働賃銀先取特權。十二、職業紹介所充實。十三、非加盟製紙工の組合加入運動。以上何れも可決。

●●●●●●現實派大阪聯合會創立大會――八月十一日、於大阪市土佐堀青年會館。出席代議員一八〇名。加盟組合は大阪紡績勞働組合、現實派金屬勞働組合。組合員約二八〇〇名。〔役員〕會長西尾末廣氏。主事小林廣吉氏。（「總同盟の分裂」の項參照）

●●●●●●緊急中央委員會――自八月二十三日午後一時至二十五日午後九時半の三日間、本部會議室に於て開催。出席者、鈴木會長、松岡主事、齊藤、福岡、原、土井（代）仲濱、三木、小岩井、赤松、西尾、小林、金、山内、山口。〔報告〕本山茂貞、鈴木悅次郎兩君の中央委員辭任と共に大阪聯合會が大矢省三、山口常次郎兩君を推薦したる件（松岡主事）、その他三件。〔協定事項〕大阪聯合會内紛問題に關し論議決せず三日間に亘り數回の休憩を重ねて決議に入つたが、内紛の融和と改組に關する事件は殆んど大阪聯合會側の棄權を以て賛否を決する有樣であつ

た。たゞ大阪聯合會大會の開催は今回の内紛問題の圓滿解決を見るまで延期することに滿場一致可決した。（尙ほ本中央委員會における内紛問題に關する討議については別項「總同盟の分裂」參照）。

大阪聯合會臨時大會――九月一日、於大阪天王寺公會堂。出席代議員約三〇〇名。會長山内鐵吉氏議長席につき各組合一般狀勢、内紛問題並に中央委員會の報告後、内紛問題に對する聯合會の態度決定を議題とし、一、大阪聯合會絶對死守、二、中央委員會の決定再考と臨時大會開催を要求、三、少數幹部の獨裁主義と分裂除名主義を排擊し、組合民主主義的中央集權制の確立を内容とする決議を滿場一致を以つて可決す。〔役員〕會長大矢省三氏、主事山内鐵吉氏。（別項「總同盟の分裂」參照）

中央委員會――九月九日、本部會議室に於て開催。出席者、鈴木會長、松岡主事、他十二名。〔協議事項〕一、下記の大阪聯合會決議を山内鐵吉氏より提案したが賛成者は山内、大矢、山口の三氏、他は全部反對。大阪聯合會大會決議――「我等は八月二十五日の中央委員會の決定は一方的なる意見に基くものにして、これ團體運動の生命とも謂ふべき統制規律を無視せる朋黨集團の現れにして、眞の和衷協同の大精神を沒却せるを確信し、大阪聯合會大會を通じ中央委員會の再考及び臨時大會の開催を要求す。」二、下記の事項に對して滿場一致可決す。（イ）現實派大阪聯合會は直ちに解散すると共に改組すること、（ロ）其の改組に當つては改組準備委員會を組織し大阪における現勢力中より八名の委員を任命し、且つ中央委員會より三名を同委員に任命參加せしめ相協力その萬全を期すること。三、西尾末廣氏より今回の内紛に對する責任より中央委員辭任の申出あり、委員會は氏が今後大阪聯合會改組並に改組後の發展に極力盡力されることを條件として右辭任の申出を受理す。四、小林廣吉氏中央委員辭任の申出は之を受理せず。五、昭和四年度第十八回總同盟大會は十一月中に延期し、その會期は次の中央委員會に於て決定す。六、中央委員會は左記松岡駒吉氏提出の決議案に賛成す、但し山内、大矢、山口の三氏は反對。決議の内容は一、左翼分子と認められた桑島南海士他十三名を何等反省の態度なく中央委員の決議に反抗したる理由を以つて、二、山内鐵吉、大矢省三、山口常次郎の三氏は自ら參與せる中央委員會の決定を蹂躙し總同盟の統制を亂したる理由を以つて、三、舊大阪金屬勞働組合、舊大阪合同勞働組合、關西紡織勞働組合の三組合は左翼分子の指導に盲從し總同盟の統制に服せざる理由を以つて、夫々除名すること。（別項「總同盟の分裂」參照）

關東勞働同盟大會――關東同盟第七回年次大會は十月七日芝協調會館に於て開催、出席代議員三七二名。議長松岡駒吉氏。〔重要議事〕一、各組合に電略採用の件（可決）。二、遞信從業員の政治運動抑壓に關する件（可決）。三、失業問題對策に關する件（可決）。四、財團法人修養團絶對排擊の件、修養團及佛教婦人會排擊の件（可決）。五、農民總同盟と共同闘爭に關する件（可決）。六、深夜業廢止に因る勞働條件低下反對の件（可決）。七、行政執行法の不當適用反對の件（可決）。八、組合員手帳及び切手制度の實施を加盟組合に勸告の件（可決）。九、日本民衆新聞購讀に關する件（可決）。十、組合行政機關運動に關する件（可決）。十一、總同盟所屬組合大會開催期間全國的統一に關する件（可決）。十二、關東同盟會内に完全なる共濟組合設立の件（希望付原案可決）。

十三、勞資共同出資による事業の自治管理に關する件(可決)。十四、法律案(勞働組合法以下七項、全部實行委員一任することにして可決)。十五、日本勞働會館建設基金募集促進に關する件(可決)。〔新役員〕會長松岡駒吉、副會長内田藤七、主事齋藤健一、會計福岡金次郎、執行委員原虎一外十二名。

第十八回全國大會——十一月十六、七、八日、於東京芝協調會館。

出席代議員三二七名。議長鈴木文治氏。副議長塚本、三木兩氏。〔重要議事〕一、産業合理化に關する決議案(可決)。二、農民總同盟と共同闘爭の件(可決)。三、復習召集に際して國家より家族扶助料支給の件(可決)。四、臨時雇に關する件(撤廢に猛進すること、可決)。五、寄宿舍制度の改正に關する件(管理權の自主確立、室長公選、門限廢止、強制貯金廢止、等々可決)。六、勞働賃銀先取得權に關する件(可決)。七、失業問題に關する件(關東同盟會に提出のものと同一、可決)。八、勞働組合法制定促進の件(關東同盟會大會議案と同一、可決)。九、遞信從業員の政治運動抑壓反對の件(同上、可決)。十、婦人參政權に關する件(可決)。十一、炭鑛山勞働者の自由權確認の件(可決)。十二、行政執行法不適用反對の件(可決)。十三、工場法改正に關する件(呼吸器病公傷病に關するもの、職業病保護法制定、障害扶助料の標準日給に關するもの、可決)。十四、健康保險に關する件(保險醫處罰條文、保險者は入院の可否を急速に決定すべきこと、傷病手當金を急速に支拂ふこと、他二項、可決)。十五、勞働者保護法促進の件(社會局私案を支持しその不完全の點を完成すること、可決)。十六、會計制度改革の件(可決)。十七、不當拘束に對し賠償法制定促進の件(可決)。十八、深夜業廢止による勞働條件低下反對(可決)。十九、婦人及幼年工坑内作業即時廢止の件(可決)。二十、北海道に於ける土工監獄部屋撤廢の件(内務省に嚴重抗議すること、可決)。二十一、社會保險制度の件(船員保險法、失業並に老廢疾保險法の制定を要求すること、可決)。二十二、治安維持法撤廢決議案(國體の變革と私有財産の否認とは混同すべからず、これを一律に扱ふことには絶對反對、この社會進化を阻害する惡法の廢止を要求す、可決)。〔役員〕會長鈴木文治氏、主事兼會計松岡駒吉氏、中央委員、西尾末廣氏他十二名。

中央委員會——十一月十八日、於東京芝本部。〔協議事項〕一、各專門部長決定。二、大會決議事項の實行は東京中央委員に一任のこと。等。

2　大會・總會・示威運動等

重要さに於て前回に次ぐ二次的の會議、演說會、示威運動等の主なるものを擧ぐれば次の如し。

▲大阪金屬勞働組合島屋支部總會(二月十一日—於四貫島セツルメント)▲關東紡織勞働組合大會(三月十六日—於總同盟講堂)▲大阪合同勞働組合大會(三月十六日—於九條青年會館)▲神奈川縣聯合會大會(三月十七日—於石城郡内郷村)▲大阪電線工組合大會(三月十七日—於九條青年會館)▲大阪紡織勞働組合委員會(三月二十二日—於江成町本部)▲大阪陶業勞働組合大會(四月二十九日—於泉南佐野町イロハ座)▲製鋼勞働組合小倉支部第四回總會(五月一日—於小倉市東京製鋼小倉工場)▲大阪金屬勞働組合神崎支部發會(五月十八日)▲尼ケ崎聯合會委員會(五月二十一日—於尼ケ崎開明橋東事務所)▲尼ケ崎紡織勞働神崎支部發

會（五月二十二日―於川邊郡小田村）▲製鋼労働組合川崎支部總會（六月一日―於川崎市公會堂）▲北海道漁民失業防止大會（六月一日―於函館市民館）▲滋賀紡織労働組合發會（六月二日―滋賀縣膳所町）▲京都支部執行委員會（六月四日　於岩本方）▲神奈川聯合會理事會（六月八日―於川崎市聯合會本部）▲京滋聯合會組織（六月十六日―於京都上京區花屋敷）▲東京革工組合大會（六月十六日―於府下千住町）▲下關運輸労働組合發會（七月三日―於下關城山公會堂）▲紡織労働組合保土ヶ谷支部發會（七月十日―於保土ヶ谷弘道館）▲尼ヶ崎紡織労働組合大會（七月十三日―於尼ヶ崎支部）▲大阪紡織労働組合執行委員會（七月十三日―於大阪北區出張所）▲關西紡織労働組合創立（八月四日―於大阪北區青龍館）▲京都印刷工組合創立大會（九月八日―於京都三條YMCA▲尼ヶ崎聯合會執行委員會（九月十一日―於聯合會本部）▲東京鐵工組合四年度大會（九月十五日―於協調會館）▲關東労働同盟會執行委員會（九月十八日―於總同盟本部）▲現實派大阪聯合會改組大會（九月十八日）▲滋賀紡織労働組合委員會（九月十九日―於滋賀縣膳所町鶴の家旅館）▲因島労働組合大會（九月二十二日―於廣島縣土生町帝國座）▲滋賀紡織、滋賀合同執行委員會（九月二十二日）▲遲友同志會第五回大會（九月二十二日―於上野自治會館）▲京都運輸労働組合創立（九月二十七日―於京都書籍商組合會館）▲京都支部擴大委員會（九月三十日―於京都書籍商組合會館）▲關彦労働組合發會（十月一日―於下關竹崎町大藏神社）▲尼ヶ崎聯合會久保田支部總會（十月十四日―於尼ヶ崎本町クラブ）▲大阪聯合會委員會（十月十六日―於聯合會事務所）▲製鋼労働組合第四回大會（十月二十五日―於總同盟本部）▲製鋼労働第二回大會（十月二十五日―於總同盟本部）▲尼ヶ崎聯合會第九回大會（十一月二日―於尼ヶ崎本町クラブ）▲九州聯合會臨時大會（十一月十日　於門司楠町青年會館）

3　雜

建設協定進捗中の労働會館は左の如し。

▲電線工組合會館　本年度大會に於て建設決定、土地詮衡は九名の委員に一任中。▲大阪紡織労働組合北支部聯合會々館――建設地は大阪北部工場地帶。建設費豫算八千圓。實行方法、至急組合本部委員會に提出し可決を待つて準備委員會を開き具體案を作る。▲日本労働會館――關東労働同盟會昭和三年大會の決議により建設委員會が組織され着々進捗中。昭和四年九月現在の寄附金受附高は二五、七八〇圓。

4　總同盟の分裂

過去一兩年漸く分裂の受難期を脱したかに見えた日本労働總同盟は、本年度において第三次分裂を惹起した。分裂の因は、これを内に尋ぬれば遠く第一次分裂に遡り得るであらうし、これを外に求むれば最近時における我經濟情勢の變動に歸し得るであらう。だが、その遠因は暫く措き、今次分裂の震源たる大阪聯會會は從來の分裂に取殘された急進分子が殘存してゐたことは事實である。これら急進分子は最近時における労資對立の尖鋭化に伴ふ大衆左翼化の大勢を代表し、日常闘爭の戰術や一般政策に就いて益々右傾化の道を辿る幹部派と悉く抗爭した。（例へば無産政黨合同、労農總聯合、

國際勞働會議否認、トーマ歡迎、産業合理化對策、團體協約等々の諸問題について)。この對立が本年度の大阪聯合會大會を機會として遂に一大分裂へと發展するに至つたのである。

四月二十一日土佐堀に開かれた大阪聯合會に左翼勢力は壓倒的に進出した。「闘爭聯絡網の設置」「勞農總聯合」「無産團體協同委員會の組織」等、左派の提案は長時間に亘る激論の末斷然左派の勝利に歸し、役員問題に於ても西尾、金正兩氏等右派舊幹部は落ちて會長山内、主事大矢の兩氏はじめその他部長にも左派優勢を以つて當選した。こゝに新舊幹部の理論的對立は明かに實踐的對立へと發展し、しかも大勢は舊幹部派に不利に展開した。八谷、前田氏等右派の指揮したプラトン爭議の如きも痛烈なる攻擊に逢つた。そこで右派は本山茂貞氏を聯合會攪亂者として處分し自派の復活を手盛りにした人事更迭を計り、分裂を恐れる大矢・山内現幹部につきその承認を得たのであつたが、これ又七月十七日の執行委員會で否決の運命に逢つた。こゝに於て同派の大阪金屬勞働組合西支部聯合會は「一、共産黨的左翼戰術の排擊、二、左翼心醉者鈴木悅次郎、本山茂貞の處分、三、鐵心支部聯合會の解體整理」の要をかゝげ、遂に七月二十二日、右要求の貫徹までは脫退して總同盟本部直屬となることを聲明した。爾來兩派のビラ撒布・聲明による攻擊應酬は猛烈を極め、中央派と目された山内、大矢の現幹部は「光輝ある大阪聯合會を守れ」の檄を全組合員に飛し、狀勢は更に鋭化し、右派は更に大阪金屬勞働の北支部聯合、栗本支部、西島支部、大阪紡織勞働の天滿支部の一部と錦支部、大阪陶業勞働等を勸誘して脫退せしめ、八月十一日現實派大阪聯合會を結成した。

かかる狀勢の下に八月二十三日より三日間東京に開かれた中央委員會は左の如く決議した。

(イ)左翼に對する處分。一、鈴木悅次郎、本山茂貞兩君は之を除名す。二、その他の左翼分子に對する處分に就てはその範圍並に處分の輕重を決定する權限を左記特別委員に委任す。委員長松岡、委員金、三木、原、齋藤。

(ロ)大阪聯合會の融和と改組。一、聯合會の改組は特別委員會と新舊聯合會同志との協力に依つて決定すべし。二、右決定と同時に現實派聯合會は即時解散して復歸すべし。三、月曜會は即時解散し、鐵心支部聯合會は直ちに改組すべし。四、大矢省三、山内鐵吉兩君は左右兩翼の對立に就いて重大なる責任あるものと認む。五、新聯合會の組織は當時已むを得ざりし事情ありし事を諒とするも、事前に中央委員會の開催を要求せざりし事は統制上甚だ之を遺憾とし、堅く今後を戒告す。六、西尾末廣君より新聯合會組織に關して統制上の問題を惹起したことを遺憾とし辭任の申出ありしも之を認めず。

(ハ)決議。大阪聯合會臨時大會の開催は内紛解決するまで延期すべきこと。

以上(イ)(ロ)に對して山内、大矢、山口三委員は一切棄權

して歸阪した。八月二十六日、この結果を齎した山内、大矢、山口の三中央委員を迎へて大阪聯合會は執行委員會を開き、松岡氏以下の特別委員と個々の面接禁止、中央委員會の決定不承認、聯合會の開催を決定した。

九月一日天王寺公會堂開催。大阪金屬、大阪合同、大阪印刷出版、大阪運輸、關西紡織各組合の代議員三〇三名出席。左の事項を決議し、こゝに總同盟は事實上分裂した。

一、中央委員會の決定は承認せず。二、總同盟本部に對し左記諸件を決議し實行方法は聯合會執行委員會に一任す。イ、大阪聯合會の死守。ロ、中央委員會の再考及び臨時大會の開催要求。ハ、獨裁的專制主義の排撃と民主的集中制の確立。

茲に於て總同盟本部は第二回中央委員會を九月八、九の兩日に互つて開催した。此間、友誼團體の川村保太郎氏、赤崎寅藏氏等の調停があつたが効を奏せず、九日の委員會は山内氏提案の「中央委員會の再考及び臨時大會の開催」を否決し、松岡氏提案たる左の決議を可決して所謂左翼分子とその指導下の組合の除名を決行し、總同盟第三次分裂の幕を閉づるに至つた。

決議　日本勞働總同盟中央委員會は總同盟規約第二十九條に依り左記組合並に個人を除名す

理由書　大阪聯合會の内紛問題は先きの中央委員會に於て左翼分子の計畫的策動に基くものなりと認め五名の特別委員を任命して左翼分子の徹底的排除並に新舊聯合會の融和改組を委命したのである。然るに特別委員の熱心なる努力にも拘らず、

一、左翼分子と認めらるゝ桑島南海士、中村辨作、熊本與一、村上宇三郎、岡五郎、大森種一、西野芳雄、福住豐隆、井上良二、井上幸夫、田中良一、津脇喜代男、鶴五三、鹽濱芝彩の諸君は何等反省の態度なきのみならず、反つて總同盟幹部の根據なき個人中傷に狂奔し或は特別委員に對して暴力行爲に出づる等中央委員會の決議に反抗し、

二、山内鐵吉、大矢省三、山口常次郎の三君は自ら參與せる中央委員會の協定を蹂躙し、特別委員會と誠意ある協力をなさゞるのみならず、反つて左翼分子を援けて總同盟の統制を攪亂し、

三、舊大阪金屬勞働組合、舊大阪合同勞働組合、關東紡織勞働組合は、左翼分子の指導に盲從して總同盟の統制に服せず反抗の態度を示してゐる。然も尙ほ中央委員會は問題の圓滑解決のために百方手段を盡したのであるが、彼等は更に反省せず、茲に於てか日本勞働總同盟の指導精神を確守し、その光輝ある統制を嚴にせんがために、規則第二十九條に從ひ、以上列記の個人及組合を斷然除名處分に付するの止むなきに至つたのである。

我等は斯くの如き事情に對し、もとより甚だ痛心に堪えざる處である。然し乍ら總同盟の一貫して抱持せる現實政策の確立は我國勞働組合運動の健實なる發達のために絶對に必要である。こゝに我等は重大なる責任を痛感して斷乎たる處斷をなしたる次第である。希くば全國の組合員諸君がよく中央委員會の意のある處を明察し、總同盟の現實政策の徹底を期し以つて日本勞働組合運動の發達の爲に勇

往邁進せられんことを。

昭和四年九月九日　　日本勞働總同盟中央委員會

かくて除名された大阪聯合會の大部分は別次記載の如く勞働組合全國同盟を組織し、更に問題は尼崎、京滋、中國、北海道の各地にも波及し、遂に全國的分裂が導かれたのであるが、これに依つて總同盟はその主要闘爭力に重大なる打撃を蒙むると共に、一路右傾化の途を辿りつづけることゝなつた。

二　日本勞働組合全國協議會の運動

昭和三年三月十五日の日本共産黨檢擧の餘波を受けて同年四月十日田中内閣によつて解散を命ぜられた舊日本勞働組合評議會は、新たに日本勞働組合協議會として再建運動に猛進し十二月には既に全國代表者會議を秘密裡に開催し、更に本年に入つて全國協議會として運動方針を決定し、産業別組織の確立に努めつゝあつたが、所謂四・一六の嵐に逢つて再び戰闘分子を奪はれ、その連絡を切斷され機關を破壞されて愈々多難の道を辿るに至つた。かくてその活動は殆んど地下運動の形態を取らざるを得ざるに至つたが故に、これら運動の全貌を捕捉することは全く困難となつた。ここには表面に現はれた指令・檄・その他をも一括してその活動の一端を窺ふに止めざるを得ない。（尚ほ全協の運動については第三編勞働組合第一章をも參照。）

表面に現はれた主なる活動は左の如し。

▲全國協議會準備會（一月四日）▲全國組合會議實行委員會に對する態度聲明（一月二十一日）▲京都合同勞働組合勞農大衆黨排擊聲明（一月二十五日）▲第二回太平洋勞働組合會議に際し日本勞働組合代表派遣全國勞働組合會議開催の提唱（二月一日）▲市町村會議員選擧に對する闘爭方針書（二月八日）▲議會解散全國一齊示威運動決行を提唱（二月八日）▲文書に依る全國代表者會議（三月十日）▲合法性獲得の檄を發ず（三月二十五日）▲修正行動綱領を發表（三月）▲左翼三團體結社禁止一週年檄（四月一日）▲全國代表者會議計畫（五月）▲産業別委員會に關する決議（七月）▲關東木材勞働組合、關東金産勞働組合に對する態度聲明（七月十四日）▲國際反戰デーに對する指令（七月二十五日）▲電氣産業協議會、汎太平洋勞働組合會議に對し指令（七月二十六日）▲新黨樹立に對する指令（八月十七日）▲關東金屬勞働組合擴大執行委員會（八月二十五日―於鎌倉）▲總同盟大阪聯合會への檄（九月十日）▲京都地方勞農組合協議會執行委員會（九月十二日）▲青年部宣言方針書▲再建週間（十月十五日より二十二日）▲關東自由勞働者組合結成（十一月―於東京松澤村某所）▲日本電氣勞働組合結成につき指令す（十二月十四日）

右のうち特に重要なるものゝ内容を窺へば、

文書會議――四月一日、文書に依る全國代表者會議が計劃された。この文書會議の議案は次の如し。一、行動綱領の再對策。二、全國代表者會議開催。三、汎太平洋勞働組合會議支持。四、勞働新聞擴充。五、

政黨問題に關する決議。六、政治鬪爭經濟鬪爭に關する決議。七、ストライキ方策決議。八、工場委員會自主化鬪爭の決議。九、工場代表者會議運動の決議。一〇、產業合理化に關する決議。一一、婦人勞働者組織の決議。一二、青年勞働者組織の決議・一三、全國勞働組合會議の決議。一四、產業別合同の決議。一五、日本勞働組合全國協議會に關する決議。一六、各種產業別勞働者大衆に送るメッセージ。一七、帝國主義戰爭反對決議。但し文書會議は連絡の切斷や當局の妨害等のために充分の効果を擧げ得なかつた。

全國代表者會議計劃——文書會議の失敗に加ふるに四・一六事件によつて愈々活動困難に直面したが、既に五月下旬に至つて「特に產業合理化の進行に伴ふより深刻なる搾取と支那革命を中心とする帝國主義戰爭の切迫とは之に對する我協議會の鬪爭方針の樹立を迫つてゐる」といふ見地から、全國代表者會議を七月十四日より三日間東京に開くことゝ定め召集狀を發したが、これまた當局彈壓のために結局不成立に終つた。

關東金屬擴大執行委員會——八月二十五日神奈川縣鎌倉町にて開催の豫定であつたが、既に鎌倉驛にて多數の檢束者を出しこれまた不成立に終つた。然しその後同組合が彈壓の中に決定した鬪爭方針書中の一般鬪爭方針は下の如し、一、組織の擴大强化と活潑なる日常鬪爭の展開。二、戰爭反對のための鬪爭。三、社會民主主義に對する鬪爭・四、金屬產業協議會の擴大强化。五、敎育。其他。

三　全產業勞働組合全國會議の運動

本年三月に創立せられた關東全產業勞働組合を盟主とする全產業勞働組合全國會議は、七月二十一日東京深川佛教會館に於て創立大會を擧げた。本組合は舊無產大衆黨系、所謂「勞農」派に屬する唯一の組合である。勞農派は過去一年有餘、勞働組合の組織、大衆の獲得に全力を擧げて鬪爭し來つたのであるが、本年三月まづ關東全產を結成し、これに地方支持團體を叫合して全國的組織に至つたものである。關東俸給者組合、全國新聞勞働組合、大阪統一勞働組合、横濱仲仕信友會等は所屬組合中主なるものである。然し、雜誌「勞農」直屬のインテリ分子を包括する關東俸給者組合は既に早く鬪爭方針に關して意見の相異を來し、結成大會において脫退するに至つた。

本年中の主なる活動を一括すれば次の如くである。

▲全國新聞勞働組合創立(一月十三日—於東京柏木勞農社)▲關東全產業勞働組合創立(三月三日—於東京本郷ＹＭＣＡ)▲日本漁民組合評議會創立(四月八・九・十日—於大阪中之島公會堂)▲大阪統一勞働組合創立(四月二十五日—於大阪土佐堀ＹＭＣＡ)▲擴大執行委員會(五月七日—於本部)▲關東全產業勞働組合オルグ會議(六月五日—於組合本部)▲關東全產全國結成代表者會議(六月七日—於東京愛宕下組合本部)▲關東全產地方代表者會議(七月七日—於本部)▲全國新聞勞働組合第七回擴大執行委員會(七月十五日—於淀橋本部)▲全國會議結成關西地方代表者會議(七月十六日—於神戶西宮公會堂)▲全國會議結成大

會（七月二十一日—於深川佛教會館）▲第一回中央委員會（七月二十三日於關東全産本部）▲第一回常任委員會（七月二十五日—於本部）▲關東全産業勞働組合第十六回常任執行委員會（七月二十五日—於本部）▲關東全産業勞働組合第三回擴大執行委員會（七月三十日—於本部）▲關東全産業勞働組合第十七回常任執行委員會（七月三十一日—於本部）▲關東全産業勞働組合第五回組織部會（八月二日—於本部）▲第二回常任中央委員會（八月六日—於本部）▲兵庫縣合同勞働組合擴大執行委員會（八月十五日）▲關西事務局所屬代表者會議（九月十五日—於大阪港區事務局）▲關西事務局會議（九月二十三日—於港區事務所）▲全國會議常任中央委員會（十月六日—於愛宕下本部）▲關東全産業勞働組合大會準備（十月二十日—於本郷YMCA）▲關東全産業勞働組合第一回大會（十月二十日—於本郷YMCA）▲京都全産業勞働組合創立（十二月十五日—於京都柏野YMCA）▲關東全産青年部關東地方協議會第一回準備會（十二月二十二日—於本部）

右のうち特に重要なる會合を左に摘記する。

●關東全産業勞働組合創立大會——舊無産大衆黨系の提唱によつて促進されつゝあつた標記組合の結成は愈々具體化し、三月三日、東京本郷追分キリスト教青年會館に於て創立大會を催した。出席代議員六十二名。議長森繁氏。〔決議事項〕一、宣言規約決定の件。二、行動綱領決定の件。三、全國的勞働組合結成運動に關する決議案。四、中間搾取撤廢に關する決議案。一、資本家的合理化政策反對鬪爭に關する決議案。〔役員〕中央執行委員森繁氏（委員長）、大道憲二氏、他十五名。

●大阪統一勞働組合發會式——四月二十五日、於大阪市土佐堀青年會館。出席者約二十名。議長甲賀喜夫氏。綱領、規約、行動綱領を議決し役員選擧を行ふ。〔役員〕執行委員長甲賀喜夫氏、書記長椿繁夫氏。

●關東全産業勞働組合擴大執行委員會——五月七日、東京芝組合本部において開催。〔協議事項〕一、本部事務確立の件。二、機關紙發行に關する件。三、運動方針の確立に關する件。四、役員增員に關する件。五、全國組合結成に關する件。六、町村會選擧對策の件。

●關東全産業勞働組合オルガナイザー會議——六月五日、芝、組合本部に於て。〔協議事項〕一、オルガナイザーの任務に關する件。二、工場調査に關する件。三、オルガナイザー養成增員の件。

●關東全産業勞働組合全國結成代表者會議——六月七日、組合本部に於て。出席者約二十名。議長大道憲二氏。〔決議事項〕一、全國結成の日時（七月七日）。二、名稱に關する件（日本勞働組合統一同盟）。三、機關紙發行の件。四、大會議案に關する件。

●全産業勞働組合全國會議創立大會——七月二十一日、於東京深川公園內佛教會館。關東全産の主唱。全國新聞、關東俸給、横濱仲仕信友會、大阪統一勞働、兵庫合同勞働の各組合代表一一九名出席。議長大道憲二氏。〔決議事項〕一、鬪爭方針書（この審議に當り鈴木、岡田氏等は本部案を二重組合主義に陷れるものとして反對し、遂に俸給者組合代表者約十四名は退席した）。二、宣言及規約。三、七時間勞働制獲得に關する決議案。四、勞働組合の全國的戰線統一に關する決議案。五、失業反對鬪爭に關する決議案。六、國際勞働會議排擊に關する決議案。七、治安維持法撤廢並に其他惡法の改廢に關する決議案。八、日本大衆黨分裂反對全國實行委員會支持に關する決議案。九、水平社

同人に對する差別待遇反對に關する決議案。十、組合青年部設置に關する決議案。十一、會費徴收に關する決議案。〔役員〕中央委員長大道憲二氏。中央委員田中貞吉氏外二十名。

●中央委員會——七月二十三日、於芝區愛宕下町本部。大道憲二氏外十三名出席。〔協議事項〕一、鬪爭方針書整理の件。二、會費。三、機關紙。四、産業別協議會に關する件。五、俸給者組合對策。六、常任委員互選の件。

●第二回中央委員會——八月六日。於組合本部。〔協議事項〕一、機關紙發行の件。二、勞農社に關する件。三、勞働組合法案に關する件。四、財政部の確立に關する件。

●全國新聞勞働組合第一回全國大會——九月八日、於東京市外淀橋町本部。出席者約三十名。〔決議事項〕一、共濟部設置。二、中間搾取勞働制度の撤廢に關する決議案。三、京都支部排擊に關する決議案。四、全國勞農青年同盟强化促進に關する決議案。五、新聞從業員全國的組織擴大に關する決議案。六、出版産業協議會即時結成に關する決議案。〔役員〕執行委員長林要氏。

●關東全産業勞働組合大會——(第一回大會)——十月二十日、於東京本郷帝大キリスト教青年會館。議長森繁氏、副議長田中貞吉氏。〔重要議事〕一、規約改正(可決)。二、完全なる勞働組合法獲得と反動的組合法案排擊に關する決議案(前項を除いて可決)。

四　日本勞働組合同盟の運動

中間派組合の中堅たる地位を占める日本勞働組合同盟にとつては、本年度組合運動一般の趨勢はむしろ有利に展開したと云はねばならぬが、しかも組合内部においては本年度の一般的不安定を反映して多少の動搖を免がれなかつた。勞農青年同盟の左翼化と大會並に關東合同大會におけるこれら左翼派の活動とはこの内部的動搖の一表現である。

1　大會・總會・其他

大會・總會・其の他の主要會合をその擧行月日順に擧ぐれば、

▲全國勞農青年同盟創立大會(一月二十日)▲中央執行委員會(二月四、五日)▲神奈川縣聯合會創立大會(四月十日)▲擴大中央委員會(六月二十日)▲日本運輸勞働組合第一回大會(七月六日)▲關東合同勞働組合第五回大會(八月十八日)▲中央委員會(九月十日)▲關東金屬産業勞働組合創立大會(九月二十六日)▲第三回全國大會(十月六、七日)▲日本紡績勞働組合大會(十二月一日)

●全國勞農青年同盟創立大會——一月二十日、芝公園芝青年團會館に於て開催。出席代議員一四四名。議長岩崎正三郎氏、副議長武田徹氏、今里勝雄氏。綱領主張スローガン決定の件以下十七件を協議す。〔役員〕中央委員長(缺)、委員三十二名、書記長岩崎正三郎氏。

●中央執行委員會——二月四、五日、東京芝公園同盟本部に於て開催。出席者柳橋小虎氏外七名。〔協議事項〕一、本部財政方針確立の件。二、同盟政治運動の件。三、青年部確立の件。四、勞働立法獲得運動の件。五、勞働者市町村會參加の自由獲得運動の件。六、深夜業禁止對策の

件。八、福田狂二一派の淸黨運動に關する件、等。

組合同盟神奈川縣聯合會創立大會——四月十日、横濱市工信會館に於て開催。出席代議員一〇七名。議長金井芳次氏。〔主要決議事項〕一、日本大衆黨支持の件。二、工場法改正に關する件。三、失業手當法、最低賃銀法獲得に關する件。四、靑少年婦人勞働者特別保險法獲得の件、等。以上可決。〔役員〕執行委員長兼會計金井芳治氏、主事關根喜四郎氏。

擴大中央委員會——六月二十日、於芝協調會館。議長山名義鶴氏。〔協議事項〕一、國際勞働代表選出の件。二、日本大衆黨に關する件。三、勞農靑年同盟對策の件。四、夏期講習會の件。五、全國大會の件。六深夜業禁止の件。七、神奈川、埼玉、高知の三聯合會より中央委員選出の件。八、財政確立の件。

日本運輸勞働組合第一回大會——七月六日、於東京澁谷町澁谷公會堂。出席代議員二〇〇名。議長望月源治。〔決議事項〕一、特別小口扱集配金額增額要求の件。二、中間搾取制度撤廢の件。三、現行工場法外の勞働者に對する災害保證法即時制定要求の件。四、退職手當制度獲得の件。五、日本大衆黨支持の件。六、大會宣言發表の件。

關東合同勞働組合第五回大會——八月十八日。於芝協調會館。出席代議員二〇七名。議長望月源治氏。〔主要議事〕一、議會解散要求決議案。二、勞働立法獲得惡法撤廢運動。三、失業反對生活權獲得運動提唱に關する建議案。四、本部並に支部組織改正に關する建議案。五、產業別整理の件。六、靑年部確立の件。七、鬪士會再組織の件。八、一般運動方針に關する宣言決定の件。〔役員〕組合長望月源治氏、主事白鳥廣近氏。

中央委員會——九月十日、於東京芝同盟本部。〔協議事項〕一、全國大會期日の件。二、大會豫算の件。三、本部提出議案の件。四、全國大會代議員割當の件。

關東金屬產業勞働組合創立大會——九月二十六日、於上野自治會館。出席代議員三七八名。〔協議事項〕一、規約及宣言に關する件。二、運動方針審議の件。三、同盟大會議案に關する件。以上可決。本組合は日本勞働組合同盟會內の川口金屬、金屬產業、北部合同等の金屬產業の產業別合同によるものである。組合員數約一、三〇〇名。〔役員〕執行委員長加藤勘十氏、會計山口秀入氏。

全國大會——第三回全國大會は十月六、七の兩日に亘り神戸市山手通り靑年會館に於て開催。議長棚橋會長、副議長今村等氏、藤岡文六氏。出席代議員二五〇名。〔主要議事〕一、同盟會館建設に關する件（可決）。二、自主的靑年部確立の件（官憲のため審議中止さる、但し委員會において同盟の靑年部組織に各個の意見を反映せしめる機關をもつことに決定）。三、同盟本部組織充實に關する件（可決）。四、勞働組合會議即時提唱の件。（極左と共同動作を取ることに反對し、同盟の戰線統一委員會を今年も續行してこの提唱の主旨を反映させ努力せしめる修正意見出で、修正案可決）。五、產業別整理に關する件（可決）。六、失業對策に關する件、失業反對運動に關する件、失業反對生活權獲得に關する件、（三案一括可決）。七、平水航路從業員保護法制定の件（可決）。八、國際勞働會議否認の件（反對者續出、委員付托）。九、日本紡績聯合會に對する決議案（可決）。十、產業上の特殊原因病を法制上

認むるの件(可決)。十一、消費組合の全國的組織(可決)。十二、完全なる勞働組合法の即時制定(可決)。十三、勞働立法の改正要求(可決)。十四、寄宿女工外出自由獲得(可決)。十五、教育用パンフレット發行(可決)。十六、資本家的産業合理化反對(可決)。十七、現行工場法の勞働者に對する災害保證法即時制定要求(可決)。十八、勞働者雇傭契約における中間搾取撤廢(可決)。〔役員〕會長棚橋小虎氏、會計は當分會長兼任、中央執行委員、今村等氏他二十一名、職線統一委員安藝盛氏他七名、失業對策委員藤岡文六氏他四名、勞働法制委員白鳥廣近氏他七名。

●日本紡織勞働組合大會●——十二月一日、於東京淺草親愛館。出席代議員一五一名。議長麻生久氏。〔主要議事〕一、紡織勞働者連續五時間作業中休憩時間の設置。二、生絲部門の設置。三、紡織男女工職業病の件。四、國際勞働會議否認(組合同盟大會決議を支持することにより修正可決)。其の他。〔役員〕組合長藤岡文六氏。副組合長上條愛一氏。

2　總會・演說會・其他

重要さにおいて前項に次ぐものを一括すれば左の如し。

▲關東合同勞働組合第八區支部聯合委員會(一月十日)▲關東合同勞働組合下谷染色工支部總會(一月十三日)▲關東合同勞働組合大井鉛筆工支部總會(一月十五日)▲關東合同勞働組合第八區青年部長會議(一月十六日)▲關東合同勞働組合大井鉛筆工支部幹事會賃銀一割値上要求案提出を決議(一月)▲關東合同勞働組合本所第五支部(東京帽子)發會(一月二十七日)於帝大セツルメント)▲關東合同勞働組合砂町防腐工支部臨時總會(二月十日)▲關東合同勞働組合砂町第六支部(那須アルミ)發會(二月十四日—於大島町中橋クラブ)▲關東合同勞働組合第二區支部確立(二月十九日—於品川出張所)▲日本鑛夫組合常盤地方聯合會役員總會(二月二十五日—於福島縣平町聯合會事務所)▲關東合同勞働組合大島地方第二支部組織準備會成立(三月)▲中央執行委員會(三月十四日—於芝公園本部)▲關東合同勞働組合理事會(四月六日—於芝公園本部)▲關東製材從業員會創立(四月二十一日—於東京深川三燕亭)▲高砂工友會昭和四年度大會(五月十二日—於兵庫縣高砂町)▲横濱製菓工組合發會(五月十五日—於横濱市內新喜亭)▲關東合同勞働組合第十回執行委員會(五月十五日—於芝公園本部)▲筏從業員組合發會(五月二十八日—於横濱市喜樂亭)▲執行委員會(六月四日—於芝公園本部)▲關東合同勞働組合理事會(六月十五日—於芝公園本部)▲東京乘合自働車從業員組合大會(六月二十六日—於淺草統一閣)▲洋モス從業員組合職場代表者會議(七月七・八日—於組合事務所)▲山梨豐富勞働組合發會(七月十五日—於山梨東八代豐富村)▲關東合同勞働組合理事會(七月二十日—於芝公園本部)▲兵庫縣下組合協議會(八月十五日—於尼ヶ崎田町關西合同本部)▲關東革技工組合大會(八月二十五日—於北千住愛育園)▲高知縣聯合會創立(九月六日—於高知旭町旭座)▲關東合同勞働組合第一回理事會(九月七日—於芝公園本部)▲九州合同勞働組合創立(九月七日—於八幡枝元ニコニコ座)▲東京乘合自動車現業員會臨時大會(九月十一日　於淺草統一閣)▲關東染織勞働組合大會(九月十五日—於神奈川町喜樂亭)▲中央執行委員會(十月七日)▲高知印刷勞働組合大會(十月十九日—於高知市中島町カフエーブラジル)▲第一回常任執行委員會(十一月六日—於神田同盟本部)▲阪神聯合會大

會(十一月十七日—於尼ケ崎定本クラブ)▲中央執行委員會(十一月二十一日—於神田本部)▲日本紡織勞働組合第一回中央委員會(十二月二日—於神田組合本部)▲日清製油從業員組合創立(十二月九日—於横濱神奈川町柳クラブ)▲日本紡織勞働組合阪神支部聯合會大會(十二月十四日—於兵庫縣抗瀬都座)

五　勞働組合全國同盟の運動

日本勞働總同盟第三次の分裂において總同盟を除名された舊大阪聯合會派は、直ちにその傳統とする戰鬪的現實主義を標榜して新組合の創立を決議し、こゝに勞働組合全國同盟の結成を見るに至つた。

結成までに至る經過を見るに左の如くである。

●擴●聯●合●委●員●會●——九月十二日、於四貫島セツツルメント。出席代表二一〇名。中央委員會の報告、各組合情勢報告の後左の議事を可決した。〔協議事項〕一、電話新聞保證金の件。二、今後の運動方針決定(具體的方針を委員會にて決定することに可決)。

●常●任●委●員●會●——九月十三日、於大阪市此花區江成町本部。今後の運動方針として次の事項を決定。〔協議事項〕今後の運動方針—一、大阪聯合會を中心に全國的組織結成準備をなすこと。名稱は「勞働組合全國同盟結成準備會」とすること。當面のスローガンとして、イ、少數幹部の獨裁●專制主義反對、ロ、民主的中央集權の確立、ハ、勞働組合戰線の全國的統一、ニ、戰鬪的現實政策の徹底、ホ、階級的勞働組合の旗の下に。二、傍友地方聯合會●組合を以て「分裂反對同盟」を結成せしめること。三、機關紙發行。

●執●行●委●員●會●——九月十六日、於江成町本部。出席者三八名。この委員會を以つて全國同盟は事實上創立されたゝである。〔協議事項〕一、今後の運動方針。大體常任委員會の原案を承認し、名稱は「勞働組合全國同盟」と改めること。二、徽章制定。三、會計制度確立。

以下、創立以後における主なる會合を列擧しておく。

▲大阪清掃勞働組合發會(九月二十三日—於港區恩加島港旅館)▲大阪聯合會委員會(九月三十日—於本部)▲大阪市港灣部從業員組合發會(十月一日—於大阪築港高野山)▲尼ケ崎金屬勞働組合發會(十月十五日—於尼ケ崎市)▲大阪聯合會委員會(十月十六日—於本部)▲滋賀人絹勞働組合發會(十月二十七日—於滋賀縣石山村)▲莫大小從業員組合發會(十一月一日—於大阪北區不動寺)▲大阪聯合會執行委員會(十一月二日—於本部)▲大阪聯合會緊急執行委員會(十一月十六日—於本部)▲尼ケ崎聯合會發會(十月二十五日—於尼ケ崎城內クラブ)▲日本遞友聯盟發會(十二月二十二日—於大阪勞働學校)

六　組合聯合系組合の運動

聯合體を形成せる二派の運動、即ち日本勞働總聯合の運動と、各地の印刷工組合を主班とするアナーキスティックな自由聯合系の組合運動とについて略述する。

1　日本勞働組合總聯合會組合の運動

總聯合系組合の活動の主なるものを摘錄すれば左の如くである。

▲關西聯合會大會(二月三日—於大阪中之島公會堂)▲關東地方聯合會大會(二月十七日—於芝青年會館)▲全國大會(三月二・四・五日—於大阪中之島公會堂)▲關東地方聯合會中央執行委員會(六月一日—於芝組合本部)▲關東地方聯合會執行委員會(七月五日—於芝組合本部)▲關東地方聯合會中央委員會(七月八日—於芝組合本部)▲神奈川縣聯合會創立(八月十日—於横濱)▲横濱金屬勞働組合創立(八月十日)▲大阪硝子勞働組合大會(九月十六日—於大阪中之島公會堂)▲東京工勞組合大會(九月二十一日—於芝浦會館)▲關東地方聯合會中央執行委員會(十月十六日—於芝新櫻田町本部)▲神戸聯合會常任執行委員會(十月二十日—於神戸大開通聯合會事務所)▲關東地方聯合會中央執行委員會(十一月一日—於芝組合本部)▲東京工勞組合合同大會(十一月二十日—於芝浦會館)▲關東染織勞働組合創立(十一月十六日)▲京濱船夫組合發會式(十二月二日—於横濱市長者町新壽クラブ)▲神戸地方聯合會執行委員會(十二月九日—於神戸楠町事務所)

右の中更に重要なるものにつきその内容を左に摘記する。

●總聯合●關西聯合●會大●會——二月三日、大阪中之島中央公會堂に於て開催。出席者七十五名。議長今井宇吉氏。〔決議事項〕一、青年部充實の件。二、組合員調査の件。三、政治行動に關する件。四、行動方針に關する件。五、工場法規約違反摘發糺察隊設置の件。六、産兒制限の件。七、無産者運動暴壓諸法令改廢の件。八、消費組合促進の件。等。〔役員〕會長坂本孝三郎氏。中央委員福島他家加氏外二十名。

●總●聯●合●關●東●地●方●聯●合●會●大●會——二月十七日、東京芝區青年團會館に於て開催。出席代議員百五十七名。議長小泉敷太郎氏。「協議事項」一、綱領審議の件。二、規約審議の件。三、部門充實に關する件。四、勞働青年聯盟編成の件。五、本部確立に關する件。六、日本大衆黨支持に關する件。七、臨時雇傭制度撤廢の件。八、旗、徽章、組合長制度、勞働法制對策の件。

●昭●和●四●年●度●全●國●大●會●——三月二十四、五日、大阪市中之島中央公會堂に於て開催。出席代議員一七六名。議長今井武吉氏、副議長三好良太氏、岩堀力三氏。〔主要議事〕一、機關紙擴充の件(可決)。二、徽章統一の件(委員附託)。三、規約改正の件(組織部員一任)。四、行動大綱の件(修正可決)。五、反動的諸法令改廢の件、(可決)。六、勞働立法對策の件(可決)。七、組合員調査の件(可決)。八、日本大衆黨支持の件(「勞働組合の意志を黨に表現する、即ち組合を基調とする政治運動でなければならぬ」てふ希望條件を附して、可決)。九、國立病院設置運動に關する件(實行方法三件を擧げて可決)。十、臨時雇傭制度廢止の件(可決)。十一、非政黨同盟調査委員會設置の件(新中央委員一任)。〔役員〕執行委員長阪本孝三郎氏、常任執行委員高山久藏氏、橋本定吉氏、會計大久保勇氏。

●神●奈●川●縣●聯●合●會●創●立●大●會●——八月十一日、於横濱金屬勞働組合事務所。〔加盟組合〕浴場從業員組合、横濱メリヤス工聯盟、神奈川技工同盟會、横濱菓子組合、横濱金屬勞働組合。執行委員長森榮一氏。

2　自由聯合系の組合運動

全國勞働組合自由聯合會は在來内部に意見の對立があつたが、本年に入つて遂に分裂した。三月十日、分裂派は「關西自由聯合組合協議會」を結成し、更に關東における同系各組

合を叫合して四月「全國勞働組合自由聯合協議會」の第一回準備會を東京に開催するに至つた。

兩派の主なる活動を摘記すれば次の如し。

▲横濱地方勞働者聯盟第二回大會（二月十七日—於横濱市阪東館）▲大阪自由總合勞働組合の結成（三月十日—於大阪浪速區水崎町四六）▲東京一般勞働組合大會（三月十六日—於淺草信愛館）▲全國勞働組合自由聯合協議會第一回準備協議會（四月—於東京）▲東京印刷工組合緊急例會（四月二十四日）▲芝浦勞働組合大會（十一月十六日—於芝浦會館）

右の中特に重要なるもの二三に就き略述すれば、

横濱地方勞働者聯盟第二回大會——二月十七日、於横濱市阪東館。〔提出議案〕一、失業反對。二、共產黨撲滅。發言は多くは中止さる。三、政治運動の排擊。四、自聯主義の强調。

東京一般勞働組合大會——二月十六日、於淺草信愛會館。〔主要議事〕一、綱領規約改正。二、農村運動、水平運動。三、未組織勞働者組織。四、國際勞働會議否認。五、帝國主義戰爭反對。六、政治運動反對。

全國勞働組合自由聯合協議會第一回準備協議會——四月、於東京。申合せ、綱領、スローガン、等を決定。〔加盟組合〕關東一般勞働組合、東京機械工組合、關東總合勞働組合、西九州一般勞働組合準備會、關西勞働組合自由聯合會。

東京印刷工組合緊急例會——四月二十四日、メーデー相談會として開催せられたが、內部における從來の對立が正面衝突して遂に分裂した。脫退派はサンヂカリズムの革命的傳統を固持するもので、新たに單獨組合として「東京印刷工聯合會」を結成した。

芝浦勞働組合大會——十一月十六日、於芝浦會館。議長峯福次氏。〔主要議事〕一、全從業員合同の件。二、鶴見移轉對策（會社の移轉問題は產業合理化誠首の手段なりとして鬪爭すること）。三、政治運動排擊。四、定則昇給要求。〔宣言〕……飜つて芝浦製作所內の我等の陣營を見る。一は社民黨の傀儡たるエセ運動者、二は强權に餓えたる共產黨、二三の末輩、斯くの如きを我等の陣營に存續さすはこの目前に急迫せる鶴見移轉を控えて愈々危險と云はねばならぬ。我等芝浦勞働組合は先づこれらのエセ運動を排擊し全從業員の自由聯合組織の團結を促すものである。而して全從業員自身の力を以て會社側の攻擊に備へるべきである。之、我等に勝利を齎す最善の策……云々。

七　日本交通總聯盟系組合の運動

日本交通總聯盟の盟主東京市電自治會は自治會派と現實同盟派とに分裂して對抗すること一年十ケ月、本年六月幾多の曲折を經て再び合同成り東京交通勞働組合として更生した。かくてその勢力は漸く集中され、年末の市電爭議にかけて漸次活潑なる運動を展開するに至つた。

日本交通總聯盟系組合の運動中主なるものを列擧すれば次の如くである。

▲自治會中央委員會（一月十八日—於麴町飯田町中山ビル內本部）▲現實同盟中央委員會（一月十八日—於組合本部）▲大阪市電自助會大會（二月七日—於大阪九條青年會館）▲郊外電鐵從業員組合郊友會（四月

五日—於東京澁谷明生クラブ）▲現實同盟車庫部大會（四月九日—神田錦町松本亭）▲自治會●現實同盟第三回合同協議會（四月二十六日—於自治會本部）▲自治會執行委員會（五月六日—於東京中山ビル內本部）▲神戸市電從業員組合發會（五月十九日—於神戸筒井町春日野クラブ）▲横濱市電共和會第六回大會（五月二十五日—於横濱海員ホール）▲神戸市電從業員組合執行委員會（五月二十五日—於神戸四宿町組合本部）▲東京市從業員●自治會●現實同盟臨時大會（六月六日—於上野自治會館）▲横濱市電共和會中央委員會（六月七日—於横濱瀧頭町組合本部）▲自治會臨時大會（六月十日—於芝公園協調會館）▲自治會●現實同盟合同準備委員會（六月十五日—於自治會本部）△大阪市電自助會中央執行委員會（六月十九日—於大阪市八幡屋元町組合事務所）▲自治會●現實同盟第二回合同準備會（六月十九日—於自治會本部）▲京都中區船塚）▲自治會交通勞働組合組織準備會（六月二十三日—於京都中區船塚）▲自治會第一同合同準備委員會（六月二十五日—於協調會館）▲自治會●現實同盟合同大會（六月二十五日—於協調會館）▲東京交通勞働組合第一回執行委員會（六月二十七日—於組合本部）▲神戸市電從業員組合長田支部創立及同工務部支部創立準備會（六月二十九日—於神戸東尼池公會堂）▲大阪市電自助會執行委員會（六月卅日—於大阪夕風町本部）▲京都交通勞働組合發會式（七月四日—於京都中京區天理教會）▲東京交通勞働組合執行委員會（七月四日—於組合本部）▲神戸市電從業員組合執行委員會（七月十三日—於組合事務所）▲大阪市電自助會執行委員會（七月十六日—於組合本部）▲東京交通勞働組合執行委員會（七月十八日・二十三日・三十日—於組合本部）▲大阪市電自助會中央委員會（八月五日・十一日・十九日—於協調會館）▲大阪市電自助會中央委員會（八月十九日—於組合本部）▲神戸市電從業員組合委員會（十月四日・二十三日—於神戸四番町本部）▲東京交通勞働組合臨時大會（十月五日—於協調會館）▲東京交通勞働組合執行委員會（十月八日・二十三日—於麹町幸ビル內本部）▲日本交通勞働總聯盟臨時中央委員會（十一月三日—於東京交通本部）▲東京交通勞働組合第一同中央委員會（十一月五日—於芝區飛行會館）▲神戸市電從業員組合執行委員會（十一月九日—於組合本部）▲東京市從業員組合中央委員會（十一月十三日—於組合本部）▲東京交通勞働組合執行委員會（十一月十三日●二十三日—於組合本部）▲横濱市電共和會中央委員會（十一月二十一日—於瀧頭町組合本部）▲大阪市電自助會秋季大會（十一月二十九日—於天王寺區公會堂）▲日本交通勞働總聯盟關西聯盟組織協議會（十二月一日—於神戸市電從業員組合本部）▲東京交通勞働緊急中央委員會（十二月三日—於本郷佛教青年會館）▲大阪市電自助會中央執行委員會（十二月三日—於港區本部）▲神戸市電從業員組合臨時大會（十二月十三日—於神戸大橋公會堂）▲東京交通勞働組合擁護同盟準備會（十二月十六日—於芝公園宮井方）▲東京交通勞働組合第四回中央委員會（十二月十六日—於帝大佛教青年會館）▲神戸市電從業員組合第一回中央委員會（十二月二十五日—於組合本部）。

右のうち特に重要なるものにつき左に略記する。

自治會中央委員會——一月十八日、於飯田町中山ビル內本部。出席者三二名。議長濱田藤次郎氏。〔協議事項〕一、保健組合會議員選擧對策の件。二、人員整理絶對反對の件。三、市會選擧戰に對する件。四、

婦人部確立に對する件。

現實同盟中央委員會——一月十八日、於組合本部。議長石毛留吉氏。〔協議事項〕一、神戸市電代表來訪の件。二、行政整理に關する對策。三、統一問題に關する件。四、診療所增設に關する件。五、健康保險組合會議員選擧對策の件。

大阪市電自助會大會——二月七日、大阪市九條青年會館に於て開催。出席代議員九十四名。議長石井清造氏。〔協議事項〕一、皆勤賞與規定改正の件。二、出入車時分改正の件。三、住宅手當支給の件。四、車輛增發並びに乘務員增加の件。五、共濟組合制度改正の件。六、懲罰委員に代表者及び本人出席の件。七、採用規定改正の件。八、單車手當支給の件。その他數件。

自治會・現實同盟合同協議會(第三回)——四月二十六日、於東京九段中坂自治會本部。昨年第一回第二回が開かれて以來合同問題は一時停頓してゐたが今回愈々近く合同することを前提して合同協約案、合同方針大綱、聲明書を決定した。

横濱市電共和會第六回大會——五月二十五日、於横濱海員ホーム。出席者約八十名。議長田原梅五郎氏。〔主要議事〕一、增車要求の件。二、住宅手當支給の件。三、事故に關する辯護料一切當局負擔の件。四、同一作業下における同一賃銀支給の件。五、勤務演習召集者に日給金額支拂の件。六、共愛會同志會親交會合同に關する件。等。以上可決。

自治會・現實同盟臨時大會——六月六日、於上野自治會館。出席者一九六名。合同問題を討議可決す。

横濱市電共和會中央委員會——六月七日、於組合本部。共和會第六回大會(五月二十五日)に於て決議したる諸條項の歎願書提出を協議決定した。

自治會臨時大會——六月十日、於芝協調會館。議長濱田藤治郎氏。一般經過報告、合同問題の經過報告ありて質問並に討議をなす。

大阪市電自助會中央執行委員會——六月十九日、於大阪市八幡屋元町組合事務所。〔協議事項〕一、大阪地方政治對策無產團體協議會に對する態度決定の件(不參加に決定)。二、歎願書に對する回答促進交渉の件。三、爭議五週年紀念演說會開催の件。四、半期賞與不均等差別調査の件。

自治會・現實同盟・合同大會(東京交通勞働組合の生誕)——六月二十五日、於芝協調會館。數回に亘る合同準備委員會の後「自治會、現實同盟、兩者の禍誤を清算して堅き團結の力を持つ」べく開かれた合同大會である。出席代議員三八〇名。議長に濱田藤治郎氏、副議長に石毛留吉氏指命され、一般經過報告の後議事に入る。〔決議事項〕一、宣言。二、規約(委員附託)。三、產業合理化反對に關する決議。以上可決。〔役員〕執行委員市川仙四郎氏他十一名(委員長選擧は大會まで延期)、會計佐野久太氏他一名。

東京交通勞働組合第一回中央委員會——八月五日。〔協議事項〕一、運輸課給與方法に對する件。二、規約に關する件。三、各專門部委員會組織に關する件。四、待遇改善調査會設置の件。五、共濟組合問題に關する件。

東京交通勞働組合第二回中央委員會——八月十一日。〔協議事項〕一、

運輸部給與法改正に關する件。二、共濟組合に關する件。

東京交通勞働組合第三回中央委員會——（八月十九日、於組合本部）〔協議事項〕待遇改惡反對運動に關する件。

大阪市電自助會中央委員會——八月十九日、於組合本部。〔協議事項〕一、機關紙發行の件。二、交通總聯盟中央常任委員會開催提議の件。三、數願書回答促進運動の件。四、共濟組合評議員會開催請求の件。

東京交通勞働組合臨時大會——十月五日、於芝協調會館。出席代議員三三二名。議長佐々木專治氏。〔報告〕一般報告、共濟組合對策委員會報告、會計報告。報告後、役員選擧を行つたが、從來の役員中濱田藤次郎氏、伊藤誠氏は豫め役員を辭退した。

日本交通勞働總聯盟臨時中央委員會——十一月三日、於東京交通勞働本部。〔出席者〕東京交通勞働、横濱市電共和會、大阪市電自助會、各代表者約十五名。〔協議事項〕一、執行委員長及執行委員選任の件。二、常任書記任命の件。三、中央委員會開催の件。

東京交通勞働組合第一回中央委員會——十一月五日。於東京芝飛行會館。〔協議事項〕一、各專門部長並に部員決定の件。二、健康保險並に共濟組合對策委員決定の件。三、組合內部充實の件。四、待遇改善調査委員任命の件。

東京市從業員組合中央委員會——十一月十三日、於組合本部。〔協議事項〕一、待遇改善運動の件。二、爭議基金積立の件。三、失業反對全國的運動對策の件。四、馘首反對の件。五、局課別協議會設置の件等。

横濱市電共和會中央委員會——十一月二十一日、於組合本部。〔協議事項〕一、交通勞働總聯盟再興の件。二、市會議員候補者公認の件。

大阪市電自助會秋季大會——十一月二十九日、於大阪天王寺公會堂。〔決議事項〕、宣言發表の件。二、半期賞與支給の件。三、現業員公舍增築並に住宅補助料及び電燈無料要求の件。四、自動車運轉手臨時雇撤廢の件。五、業務上に關する實時分附與の件。六、勞農黨支持の件（特別委員附託）。

日本交通勞働總聯盟關西聯盟組織協議會——十二月一日、於神戸市電從業員組合本部。〔出席者〕聯盟本部、大阪市電自助會。横濱市電共和會等の各代表者約十名。〔協議事項〕一、戰線統一の件。二、關西聯盟提唱團體決定の件。三、政黨支持に關する件。四、總聯盟中央委員決定の件。

東京交通勞働組合緊急中央委員會——十二月三日、於本郷佛教青年會館。〔協議事項〕一、賞與二割減及昇給停止の撤回要求。二、各中央委員は責任を以つて各支部の統制を計ること。三、爭議資金として一人當り一圓の割にて十二月四日までに納入のこと。四、秘密連絡場所の設置。

神戸市電從業員組合臨時大會——十二月十三日、於神戸大橋公會堂。〔協議事項〕一、規約改正。二、再要求提出。三、機關紙發行、基金募集、等。〔役員〕執行委員長中谷宣泰氏、書記長桑田喜三郎氏。

東京交通勞働組合第四回中央委員會——十二月十六日、於東京本郷佛教青年會館。議長飯野幹榮氏。〔協議事項〕今回の爭議に際し市電當局との交渉に調停的態度に出た舊幹部濱田藤次郎、伊藤誠、馬場五四三、宮井昌吉の四氏を階級的裏切行爲ありたるものとして除名すること

とに決議した。

八　官業系組合の運動

官業系勞働組合の運動は、本年度においても別段の發展を示さず舊態を持續したに止るといへる。

その主なる活動を一括すれば左の如し。

▲官業勞働總同盟向上會執行委員會（一月二十三日―於組合本部）▲官業勞働總同盟第三回中央委員會（二月三日―於大阪東區越中町本部）▲純向上會第七回大會（二月三日―於大阪實業會館）▲官業勞働總同盟大會（三月十日、十一日―於名古屋市會議事堂）▲勞働組合共同研究會理事會（三月二十八日―於八幡市立町本部）▲大阪煙草勞働組合第七回大會（四月六日―於大阪日本橋五階クラブ）▲海軍勞働組合聯盟代議員會（六月二十九日　於舞鶴會館）▲官業勞働總同盟向上會執行委員會（七月二十一日―於本部）▲官業勞働總同盟向上會執行委員會（七月三十一日―於組合本部）▲官業勞働總同盟大阪市從業員組合創立（十月十二日―於天王寺區役所講堂）▲東京官業勞働組合中央執行委員會（十月十七日―於小石川竹早町組合本部）▲官業勞働統一組合共立會創立（十月二十三日―於大阪櫻之宮劇場）▲官業勞働總同盟中央委員會（十月二十一、二日―於名古屋向上會本部）▲吳海工會年次大會（十月三十一日―於吳中通吳座）▲純向上會創立十週年祝賀大會（十一月三日―於大阪中之島公會堂）▲東京官業勞働組合第五回大會（十一月三日―於大塚隣保館）▲同志會大會（十一月三日―於八幡市組合本部）▲向上會第十三回大會（十一月三日―於大阪實業會館）▲官業勞働革正會（十一月十七日―於小倉市喜樂館）▲海軍勞働組合聯盟第七回大會（十一月二十三、四、五日―於山口縣德山）

右のうち特に重要なる大會・委員會等につき略記する。

官業勞働總同盟第三回中央委員會――二月三日。〔協議事項〕一、市會議員選擧對策の件。二、海軍勞働聯盟との合同問題の件。三、共濟組合對策協議會に關する件。四、本年度大會に關する件（三月十、十一日）。五、官營工場諸給與令に關する質問書提出の件。

純向上會第七回大會――二月三日、大阪市實業會館に於て開催。出席代議員二六〇名。議長八木信一氏。〔決議事項〕一、法律相談部設置の件。二、陸軍職工規則改正に關する件。三、治安維持法改廢の件。四、專門的教育講座開設の件。五、全國組合會議結成促進の件。六、陸軍共濟組合規則改正の件。七、大阪市會對策の件。八、産業協議會開催促進の件。九、健康保險法改正の件。十、失業防止並に救濟事業建議の件。十一、國際勞働代表選出基準變更に關する件。十二、會員子弟工場參觀に關する件。〔役員〕會長八木信一氏。副會長宮脇市次氏。

官業勞働總同盟第十一回大會――三月十、十一日、名古屋市市會議事堂に於て開催。出席代議員五十五名。議長西浦宇吉氏。〔主要議事〕―第一日―一、官業從業員給與令統一の件。二、八時間勞働實施促進に關する決議案。三、健康保險取扱に關し當局に抗議の件。四、下級職工昇給率增額の件。五、殘業手當支給の件。六、死亡者に對し臨時昇給の件。七、常傭職工待遇改善の件。八、公休日制度實施の件。九、勤續賞與は退職當時の實收入に依り支給の件。十、兵器廠職工平均給引上げの件。十一、爆發物其他危險物荷造作業從業者に對し加給の件。十二、陸軍定期職工扶助令により年金受給者退職の際勤續賞與全額支

給の件。十三、請負制度撤廢の件。十四、豫後備役勤務中日給支給の件。一第二日一一、小選擧區制反對決議の件（緊急動議により兩院議長宛反對決議打電の事に可決）。二、アジア勞働會議の件。三、各加盟組合組織部充實に關する件。四、失業養老保險實施及健康保險改正の件。五、各加盟組合の財政充實に關する勸告案。六、年末手當制度並に解雇手當增額の件。七、肺結核を公病取扱の件。八、雜役工熟練工待遇改善の件。九、陸軍共濟組合年金制度確立促進の件。十、特症給付金增額の件。十一、公傷病者に日給金額支給の件。十二、陸軍職工待遇改善の件。十三、專賣局共濟組合年金加入自由意志の件。十四、臨時職工制度撤廢の件。十五、內務省土木從業員待遇改善の件。十六、同志會研究會合同勸告の決議案。十七、共濟組合法人化の件。以上可決。〔役員〕中央委員長西浦宇吉氏、主事川村保太郎氏、會計井上寅吉氏、中央委員渡邊善壽氏他九名。

官業勞働總同盟中央委員會——十月二十一、二日。於名古屋向上會本部。〔協議事項〕一、亞細亞勞働會議々事規則に關する件。二、大阪市從業員組合加盟に關する件。三、第十二回年次大會開催の件（昭和五年四月三、四日大阪市にて開催することに決定）。四、同盟本部費並に社會民衆黨費に關する件。五、社民大阪支部聯合會に對する態度決定の件。六、共濟組合年金制等實施に關する件。

海軍吳海工會年次大會——十月三十一日、於吳市中通吳座、議長戶田吉之助氏。〔議事〕一、宣言發表。二、決議文發表。〔決議文〕本大會は海軍工作廠全從業員の生活と勞働條件改善の爲に消費經濟運動の合理化と聯盟既決事項十四ケ條の實現を期す。

東京官業勞働第五同大會——十一月三日、於東京大塚隣保館。議長渡邊善壽氏。〔主要議事〕一、勞働組合法制定促進。二、區議戰對策。三、鐵道從業員組合再建支持。四、昇給制度確立。五、請負單價値下反對。六、陸軍勤續賞與增額。等。以上可決。〔役員〕組合長大塚定次郎氏、主事兼會計渡邊善壽氏。執行委員山上喜久治以下十一名。

官業勞働總同盟同志會大會——十一月三日、於八幡市組合本部。出席代議員一二四名。〔決議事項〕一、最低賃銀制度確立。二、失業養老保險實施及健康保險制度改善。三、官業工場における勞働賃銀の統一。四、共濟組合法人化。五。肺結核公病取扱。六、團體交涉權確立、等。

向上會第十三回大會——十一月三日、於大阪市東區實業會館。議長宮本靜一氏。〔主要決議事項〕一、公傷病者日給金額支給。二、特症給付金增額。三、共濟組合年金制度實施促進のため定期職工存廢に關する件。四、職工長及び班長の公選。五、共濟組合法人化促進。六、行政整理のための解雇者には入職の優先權を與へる事。七、家賃三割値下運動促進（以上可決）。八、國際勞働會議否認。九、懇談會の撤廢。（以上否決）〔役員〕執行委員長宮本靜一氏、主事川村保太郎氏。

海軍勞働組合聯盟第七同大會——十一月二十三、四、五日、於山口縣德山歌舞伎座。出席代議員約五〇名。議長清神貞。〔主要議事〕一、災害防止研究委員會設置の件（從業員の立場から研究する必要上各加盟組合に委員會を、並に之を統一する委員會を設置する必要があること、可決）。二、能率增進災害防止委員會に組合幹部加入の件（可決）。三、政府提案の勞働組合法に關する件（組合を絕對的に保護助長せしめるものを制定すべく運動すること、可決）。四、共濟組合附屬施設を

一單位とする一組合組織に關する件(可決)。五、作業日數一ケ月最低二十五日を確保の事を請願の件(可決)。六、海軍工務規則第三八條を改正し部分給認定改正に關する件(可決)。七、平均賃銀增額の件(可決)。八、特症救濟金增額の件(可決)。九、夏期酷暑中の休憩時間延長の件(可決)。〔決議〕『我等は海軍勞働組合聯盟の全機能を擧げて以て既往の重要なる要求事項の實施促進を計ることは勿論なるも特に適切緊急にして而も實現に可能なりと認むる左記事項の實現を期す。(事項は前掲可決事項中の四、六、七、八、九の外に次の二項を加ふ)一、共濟組合の法人化。一、海軍記念日有給制休日實施』。〔役員〕中央常任委員宮崎繁市氏、加藤勝藏氏、中央委員古賀德一氏、高谷勝二郎氏、石丸一二氏、森光六祐氏、近野近七氏。主事野村隆氏。會計小田隆嘉氏。

九　海員諸團體の運動

本年度の問題として特記すべきは、郵司同友會並びにCKCK研究倶樂部の日本海員組合との合同が成立し、海上戰線における右翼の統一が進展せしめられたことであらう。たゞこのため從來の司厨同盟は解體されて商船同志會は單一組合として中間派に殘留することとなつた。

主なる會合その他の變動を擧ぐれば左の如し。

▲商船同志會定期總會(一月二十二日—於神戸多聞通港東クラブ)▲日本海員組合第五回評議員會(四月六日　於神戸海岸通組合本部)▲郵司同友會昭和四年度大會(五月七日—於神戸カフエーパウリスタ)▲日本海員組合第八回大會(五月七日—於神戸市海岸通本部)▲名古屋海友同志會創立(六月五日)▲海員組合・郵司同友會合同協議會(六月二十七日—於神戸明海ビル)▲郵司同友會在港船代表協議會(七月八日—於神戸海岸通支部)▲日本司厨同盟解體(七月十一日)▲郵船屬員協會・郵司相互自治會合同(七月十七日)▲日本海員組合第三回評議員會(七月二十一日—於神戸海岸通本部)▲日本海員組合郵司同友會・CK倶樂部・合同大會(七月二十二日—於神戸海員組合本部)▲神戸海友同志會發會(十二月六日—於神戸海員組合本部)。

商船同志會定期總會——一月二十二日、於神戸市多聞通港東クラブ。出席代議員約五〇名。議長栗田喜一氏。〔主要議事〕一、政治鬪爭を積極的に進むるの件。二、定期昇給嚴行要求の件。三、內外航乘船制度撤廢の件。四、近海司厨團體戰線統一の件。等。

日本海員組合第五回評議員會——四月六日。〔協議事項〕一、船內勞働監督機關設置並に船員不在投票案修正運動の件。二、船員保險問題に關する件、等。

郵司同友會昭和四年度總會——五月七日、於神戸三宮パウリスタ。〔協議事項〕一、綱領、主張、宣言に關する件。二、會則に關する件。三、會旗作成に關する件。四、機關紙擴充に關する件。五、基金募集の件。六、商船同志會と合同の件。七、日本大衆黨支持の件。〔役員〕會長久留弘三氏、主事大塚憲氏、會計竹內謙助氏。

日本海員組合第八回大會——五月七日、於神戸市海岸通組合本部。出席代議員五〇〇名。議長濱田國太郎氏、副議長堀內長榮氏。〔決議事項〕一、老朽船淘汰に關する件。二、船舶に使用する內外勞働者待遇

均等に關する件。三、船内における八時間勞働制確立實施に關する件。四、超過勞働時間に對する割增金支拂制度確立の件。五、船舶乘組定員制度確立の件。六、船内食糧改善の徹底に關する件。七、退職手當金並に年度手當支給制度の確立及其の比率の平等化に關する件。八、最低賃銀制度履行徹底に關する件。九、船員保險法案實施促進に關する件。十、船内に於ける勞働狀態を監督し船員を保護する法規制定に關する件。十一、勞働組合法制定に關する件。十二、船員關係法規改正に關する件。十三、港内交通機關及海員ホーム公認實施促進に關する件。十四、年二回定期昇給制度確立に關する件。一五、豫備員制度の確立並に改善に關する件。一六、水・火・長大工の社員並待遇に關する件。一七、官船乘組員に對する海商法適用に關する件。一八、乘組員服裝改善に關する件。

日本司厨同盟解體――郵司同友會と商船同志會とを以つて組織されてゐた日本司厨同盟は七月十一日解體した。司厨同盟は元來日本大衆黨を支持する立場にあつたのであるが、郵司同友會が社民黨を支持する海員組合と合同することになつたので、協議の上司厨同盟を解體して、商船同志會は從來の通り大衆黨支拂單一組合として殘留することとなつた。

日本海員組合第三回評議員會――七月二十一日、於神戸本部。〔協議事項〕一、會計及事業報告。二、第十三回國際勞働總會出席代表顧問隨員決定の件。三、第十三回國際勞働總會議題に關し組合態度決定の件。四、CKクラブ及郵司同友會との合同の件其の他。

日本海員組合・郵司同友會・CK倶樂部・合同大會――日本海員組合は七月二十二日正午CK倶樂部と、同午後六時郵司同友會との合同大會を擧行した。(一)CK倶樂部との合同大會。出席者、海員組合側濱田組合長以下五〇名、CK倶樂部側太田理事長以下三七名。那賀組合調査部長より經過報告あり米窪氏合同議定書及合同聲明書を朗讀し、主腦者の挨拶の後新役員紹介ありて閉會。(二)郵司同友會との合同大會。出席者、海員組合側同上、郵司同友會側は久留會長以下三九名。大體(一)と同樣のプログラムにて開催。

十　其他の諸團體の運動

▲日本友禪工組合大會（一月七日―於大阪北市民館）▲中部港灣勞働組合大會（一月二十日―於名古屋稻荷町千鳥座）▲新勞働組合創立懇談會（一月二十六日―於芝愛宕下壺屋クラブ）▲武相勞働聯盟第四回大會（一月二十七日―於神奈川縣浦賀工愛會本部）▲廣島寄子勞働組合大會（一月二十八日―於瀨戸田町天理教會所）▲兵庫縣合同勞働組合擴大執行委員會（二月七日―於神戸御藏通組合本部）▲東電從業員組合職制改革反對運動（二月十二日―於深川佛教會館）▲關西一般勞働者組合創立大會（三月一日）▲横濱市從業員組合第二年度大會（三月二十日―於組合本部）▲京都染物勞働組合總會（四月一日―於京都三條青年會館）▲京都勞働組合執行委員會（四月三日―於組合本部）▲東電從業員組合臨時大會（四月五日―於川崎市公會堂）▲武相聯盟（石川島自彊組合加入（四月六日）▲日本勞技會第十回大會（四月七日―於東京隅田町勞技會館）▲東京勞働組合同盟結成大會（四月十日―於愛知縣瀨戸公會堂）▲東京市電協同會常任執行委員會（四月十日―於麻布六本木本部）▲關東勞働組合會議（四月十五日―於總聯合事務

所）▲日本漁業勞働組合發會式（四月十六日―於函館市民館）▲名古屋合同勞働組合創立大會（四月十九日―於名古屋市民クラブ）▲關東勞働組合會議第二回（四月二十日―於東京麴町自治會本部）▲函館總合勞働組合創立大會（四月二十九日―於函館榮町社民支部）▲武相勞働聯盟臨時並結盟大會（五月十二日―於横濱橋町工信會館）▲自治會臨時總會（五月十四日―於四谷旭町双葉幼稚園）▲東海合同勞働組合創立大會（五月二十四日―於名古屋南瑞穗町）▲東電從業員組合昭和四年度大會（五月二十五日―於協調會館）▲京都木材勞働組合執行委員會（五月二十五日―於蛸藥師通入河方）▲金澤製材從業員組合創立大會（六月一日―於金澤兼六公園）▲露領漁業者大會（六月一日―於函館市民館）▲東電從業員組合歎願書提出（六月一日）▲東京市從業員組合中央委員會（六月一日―於神田組合本部）▲京都陶磁器工組合總會（六月十日―於京都南日吉町）▲實用自動車從業員組合協和會第四回代議員會（六月十日―於赤坂三會堂）▲西陣賃業者組合臨時總會（六月十一日―於組合本部）▲東京市電協同會電燈從業員大會（六月十四日―於青山自治會支部）▲福岡印刷勞働組合創立大會（六月十五日―於蓮沼翁館）▲東京市電協同會外勤者職場大會（六月十九日）▲大阪電氣勞働組合昭和四年度大會（六月二十二日―於大阪西區高砂クラブ）▲京阪同友交通勞働組合大會（六月二十四・五日―大阪府下枚方町）▲京都地方勞農組合會議執行委員會（七月一日―於奥村甚之助方）▲本斗勞働組合創立大會（七月―於本斗劇場）▲門司印刷技工會創立大會（七月九日―於門司甲榮八幡宮）▲名古屋勤勞者組合創立準備（七月九日―於内器所町鈴木方）▲瀬戸内海港灣從業員組合發會式（七月十四日―於尾ノ道商工會議所）▲東京市電協同會非乘務員擴大委員會（七月十七日―於芝本部）▲芝浦工技會創立大會（七月二十八日―於大森五反田會館）▲急進愛國勞働者聯盟創立大會（八月一日）▲京都一般勞働組合創立大會（八月十日―於京都三條YMCA）▲南勢一般勞働者組合青年部創立大會（八月十一日―伊勢松坂公會堂）▲京濱兩市從業員組合懇談會（八月十三日―於横濱伊勢佐木町新壽クラブ）▲東電從業員組合常任委員會（八月十四日―於下谷豐住町）▲自由勞働自治會の職場代表者會議組織さる（八月十四日）▲東京板金加工業組合創立大會（八月十七日）▲京濱合同勞働組合創立大會（八月十七日）▲全小樽勞働組合創立大會（八月二十三日―於小樽）▲横濱勞働組合親和會發會式（八月二十三日）▲東京市電協同會擴大中央委員會（八月二十五日―於組合本部）▲京濱都市從業員組合協議會創立大會（八月二十六日―於横濱中區堀内組合本部）▲ガス從業員組合創立準備（八月二十九日―於芝浦製作所）▲東京市從業員組合「要求」回答報告及協議會確立全市從業員大會（九月七日―於淺草統一閣）▲廣島合同勞働組合發會式（九月七日―於廣島三條横川青年會館）▲横濱水道從業員組合第四回總會（九月十四日―於中區組合事務所）▲名古屋製機勞働組合創立大會（九月十五日―於名古屋）▲關東總合勞働同盟自由勞働同盟大會（九月十五日―於關東總合本部）▲大阪足袋工組合臨時總會（九月十六日―於組合本部）▲神戸出版勞働組合發會式（九月十七日―於神戸湊西クラブ）▲瀬戸陶畫工組合總會（九月十七日―於瀬戸公會堂）▲名古屋ゴム裏草履加工組合臨時總會（九月十八日―於名古屋東區賀月院）▲全大阪勞働組合擴大執行委員會（九月十八日―於組合本部）▲朝鮮勞働總同盟關東地方協議會（九月二十六日―於川崎市）▲電氣勞働同盟創立式（九月二十八日―於此花區四貫島鎗川

方）▲ガス從業員組合發會式（九月二十九日―於芝東京ガス芝浦製造所食堂）▲多治見勞働組合創立大會（九月三十日―於岐阜縣豐岡劇場）▲東京市從業員組合大會（十月一日―於芝青年團會館）▲愛知一般勞働組合創立大會（十月一日―於名古屋中區及田町岩内方）▲東京乘合自動車中正會發會式（十月一日―於下谷稲荷町）▲蒲田勞友會第九回大會（十月五日―於蒲田新潟鐵工所食堂）▲芝浦同志聯盟大會（十月五日―於芝浦會館）▲梅園勞働組合發會式（十月十日―於埼玉入間郡梅園村）▲大阪市電愛友會大會（十月十二日―於天王寺公會堂）▲神奈川合同勞働組合發會式（十月十五日―於川邊青木館）▲泊居合同勞働組合創立式（十月十七日―於泊居町）▲山梨製糸勞働組合創立大會（十月十七日―於甲府劇場）▲市電協同會・市電同志會合同委員會（十月十九日）▲大阪自動車從業員組合發會式（十月二十二日―於天王寺公會堂）△大阪勞働組合聯盟創立大會（十月二十五日）▲小樽純勞働者組合創立大會（十月二十八日）▲工友同志會第二回大會（十月二十七日―於協調會館）△山梨製糸勞働組合第一回擴大中央委員會（十一月二日―於甲府福壽院）▲神戸市從業員聯盟創立大會（十一月三日―於神戸二ノ宮小學校）▲勞農黨支持全國勞働懇談會（十一月三日―於帝大YMCA）△山梨製糸勞働組合臨時大會（十一月四日―於甲府朝日館）▲仙北漁業勞働者組合相互會第一回大會（十一月十日―於秋田大曲町長榮座）▲武相聯盟南北運輸船夫工友會發會式（十一月十一日―於横濱工信會講堂）▲日本マッチ工組合大會（十一月―於神戸湊西クラブ）▲武相聯盟工信會理事會（十一月二十一日―於横濱ドック工場内）▲京都纖維勞働組合創立式（十二月十三日―於京都更雀寺）▲全日本自動車從業員組合創立大會（十二月十五日―於神戸海員組合本部）▲大阪市電氣局關係團體協同委員會確立準備會（十二月十九日―於大阪電氣勞働組合本部）▲皮革勞友會發會式（十二月二十日―於大阪浪速區）△京都地方勞農會議創立協議會（十二月二十六日―於京都染物勞働組合本部）

第二章　農業勞働者の運動

昭和四年に於ける組合運動の概觀は、前年度に於ける支配階級の未曾有の暴壓に抗して、合同熱が勃然として起り相當の成果を收めた。この餘熱は更進して引續き本年も未合同地方（埼玉、長野の農民組合全國評議會と全農との合同、秋田は一度分裂した東北農民組合と合同等々）に戰線統一の旗は押し進められた。

だが、農民組合運動が亂れた陣營の再組織への途へ一路驀進してゐた矢先、所謂四・一六事件、即ち四月十六日の日本共産黨に對する全國的暴壓の嵐が吹いた。農民組合運動の再萠芽は直接間接蹂躙せられ、宮城、愛媛、熊本、宮崎の諸地方ではこの厄に遭つて、一時的ではあるが、組合運動を全く困難に導いた。この暴壓の後に再度戰線統一のために、關東地方、近畿地方及び東北地方に夫々地方協議會が持たれたが、いづれも充分所期の目的を達成し得なかつた。

かくて組合運動の劃期的方針が立てられた。それは所謂、全國農民組合第二回大會に於て承認された「全農第一主義」で

ある。全農第一主義とは「今日の情勢上組合第一主義を取り政黨問題のために組合の分裂を來すが如きことは絶對に避けねばならぬ。從來組合としては何れの政黨をも支持せず、組合としては自由とするを可とする」といふにある。この全農第一主義の立場から、組織の擴大強化が進められた。

終に、かくて、未組織大衆の組織にも充分手が延びず、幾多の遺憾の點を留めながら、本年の農民組合運動は光彩を放つことなく、陰慘な中に過ぎ、組合運動の勝利を將來に待つもののやうである。

第一節　全國的農民組合の運動

一　全國農民組合

大會及其他の會合

山形縣聯合會總會――一月二十五日、同聯合會事務所。協議案　綱領主張の件・本縣惡小作慣行打破の件・農民救濟資金要求の件・自作農創定法反對の件・立入禁止、立毛差押反對の件・等。

中央常任委員會――二月七日、總本部に於て。議案　聯合會大會に激勵電報發送の件・聯合會大會に本部員派遣の件・全國大會準備の件。

三重縣聯合會第二回大會――二月二十四日、松坂日野町巴座。議案　耕作權確立運動の件・宣傳隊組織の件・組織確立の件・市町村會議員對策の件・議會解散要求運動の件・青年部確立の件・朝鮮ゼネ・ストに應援の件・無產者新聞積極的支持の件・調停對策の件・勞働農民新聞支持の件・緊急動議　參宮急行電鐵・伊勢電鐵敷設に伴ふ耕作權確立の件・勞農・新聞、無產者新聞基金募集の件・渡邊政之輔氏勞働農民葬參加の件・自作農創定反對の件・團結權擁護の件・檢束者獲得の件・被檢束者寒川茂夫氏奪還の件・官憲彈壓反對の件。

兵庫縣聯合會第一回大會――二月二十四日、洲本町公會堂。議案　東播聯合會との合同の件・青年部確立の件・運動方針の件・聯合會規約及爭議取扱規定の件・麥年貢撤廢の件・單獨小作組合及協調組合對策の件・農民負擔の惡稅撤廢運動の件・米麥檢査の件・自作農創定農地金庫法の件・市町村會議員選擧對策の件・耕作權確立の件・土地會社對策の件・惡地主に關する件・無產者新聞防衛並に日刊促進の件。

中央委員會――三月二日、總本部。議案　大會報告委員內定の件・大會方針の件・宣言綱領の件。

第二回全國大會――三月三、四、五の三日間、大阪市天王寺公會堂。出席代議員百二十八名、議題及結果は左の如くである。

一、運動方針大綱の件(本部)―修正可決件、養蠶農民救援運動の件(長野)―可決三、耕地整理組合に對し小作人の利益擁護の件(青森)―可決四、香川縣聯合會奪還基金の件(緊急動議)―可決五、自作農創定反對の件(本部)―可決六、地主土地賣逃げ反對運動の件(新潟)―可決七、土地取上囚作等の場合に於ける農民生活の國家保證要求の件(大阪)―可決八、米穀檢査法改正要求の件(岡山)―可決九、大地主別團爭組織の件(新潟)―可決十、消費組合運動具體化の件(本部)―可決十一、治安維持法、暴力行爲處罰に關する法律その他農民運動を壓迫する諸法令撤廢の要求運動の件(大阪)―可決十二、山本宣治代議士督勵

の件(緊急動議)—可決十三、立禁立毛差押反對運動の件(本部)—可決十四、農民戰線統一の件(本部)—可決十五、豫算編成の件(本部)—可決十六、機關紙確立の件(本部)可決十七、市町村會選擧運動對策の件(本部)—可決十八、合同未完成の各縣の各聯合會は即時無條件合同すること(兵庫)可決十九、婦人部確立の件(本部)—可決二十、規約改正の件(本部)可決二十一、青年部確立の件(本部)—可決二十二、役員改正の件(本部)—可決二十三、宣言發表の件(本部)—可決二十三、綱領主張改正の件(本部)—可決

全國農民組合第二回大會宣言

(一)我が全國農民組合は昨年五月二十七日支配階級の未曾有の暴壓の只中に、戰鬪的勞働者農民大衆の白熱的と未組織農民大衆の歡呼の聲に迎へられて生誕した。(五十四字抹殺)舊勞働農民黨外二團體の解散となり、香川縣愛媛縣に於ける我が組合員に對する强制脫退となり、全國各地を襲へる組合ブツツブシの嵐となり、この機に乘ずる地主資本家の猛然たる攻撃となつて我等の言論集會結社の自由は總て奪はれ、更に金融恐慌以來益々加重せる貪婪あくなき地主資本家のあらゆる形態を以てする搾取は我等農民の生活をいよいよ窮乏のどん底に突き落すに至つた。

かくの如き狀勢の下に於て、舊日本農民組合舊全日本農民組合大衆の切實なる要望と歡呼を以て生れし全國農民組合の創立はそれ自身が支配階級の暴壓に對する强力なる抗議と鬪爭であり(十一字抹殺)——と生活權擁護の雄叫びではなかつたか！否更に全國的農民戰線統一の第一歩であり、鞏固なる勞働者農民の戰鬪的結合の要望であつたのである。

(二)然し乍ら我が全國農民組合創立以來十ケ月の鬪爭に於て、あらゆる苦鬪と努力にも拘らず充分その効果を實現したとは云ひ難い。

其後支配階級の彈壓は、益々兇暴を極め爭議の彈壓治安維持法の改惡思想警察網思想檢事の配置(九三字抹殺)小作爭議は容赦なく抑壓されるのみか、之に乘じて之と結託せる大地主、土地會社の立毛差押立入禁止の猛襲は、我等が頭上に見舞はれたのである。更に彼等の懐柔と譎詐と買收とによる分裂政策は、益々組織的に益々陰險巧妙を極め、改良主義者はサボタージュをなさしめ爭議を賣らしめ、大衆行動を阻止せしめ、而して我等の戰線を攪亂破壞せしめんとしてゐる。かくて我等は香川縣聯合會を奪還し得ず、地方聯合會の合同完成する能はず、充分なる未組織地開拓に成功を收め得ず、更に全國的農民統一戰線の確立を實現し得なかつたとは云へ、我等は過去十ケ月苦難なる鬪爭に於て、かの支配階級の限りなき暴壓と改良主義幹部とに對するより一層執拗果敢容赦なき鬪爭の必要を痛感したるものである。

(三)今や資本主義の矛盾は、その極度に達して、(三十一字抹殺)。一昨年の金融恐慌の犠牲として勞働者農民は九億の巨大なる負擔を負はされ、延いては産業合理化の名による大衆馘首賃銀値下となり、又その結果は農村に層一層の貧窮をもたらした。殊に土地を有せずして働く農民は、地主の封建的搾取に加ふるに過重なる公課公租高利肥料代等に惱まされて居り、更に昨年の不作は益々困難のドン底に突き落してゐる。かくて農民の鬪爭は我國の行詰れる過小農的封建的農業關係と相俟つて、益々激化し僅な小作料減免運動さへ直に訴訟となり、立毛差押となり立入禁止となり、農民は否應なく耕作權確立のための鬪爭に驅り立てられると共に、惡稅撤廢電燈料金値下(九字抹殺)官

僚政治反對の運動の爲に農民層を動員するヨリ廣汎なる闘爭に參加せざるを得ざる情勢にあり、又行ひつつある。而して階級對立の尖鋭化に伴ふ比類なき暴壓は、異常にその闘爭を深刻化して、しば〳〵各地に流血の惨を見るに至つた。見よ！近時勃發せる岐阜犀川騒擾事件の如き、頻々たる各地の農民暴動を！これらこそ土地問題を中心として奮起せる已む能はざる農民の憤激と言語に絶へざる支配階級の暴壓を最も雄辯に物語るものである。

（四）來るべき（十三字抹殺）第五十六議會は十七億四千萬圓の軍事豫算を審了した。更に田中反動内閣は自作農創定維持地租委讓等々の政策を以て農民を欺瞞せんとしてゐる。闘結權獲得のため、耕作權確立のため、無産農民大衆の徹底的解放のため「農民に土地と自由を與へよ」のスローガンの下に結集され、今や農民大衆の素晴らしき闘爭は展開されんとしてゐる。昨年七月以來中部農民組合外六團體を包含する全國農民戰線統一の機は熟してゐる。比類なき暴壓をはねとばして土地問題の解決のため、闘結權獲得のため、全無産農民大衆の先頭に立つて闘爭すべき我が全國農民組合の使命は重大且多端である。

かくて我が光輝ある全國農民組合第二回大會は、この重大なる時期に於ける使命を遂行するため、日常闘爭に、未組織地方の開拓に青年部婦人部の組織に、（九字抹殺）更に全國的農民戰線統一のために、常に戰闘的都市プロレタリアートと強力なる腕を組み新しく採用された主張、運動方針の下に執拗果敢なる闘爭を續けんことを宣言するものである。

小作料を徹底的にまけろ！

農民に土地を與へよ

言論集會出版の自由闘結權の獲得

治安維持法惡法撤廢

全國的農民階級戰線統一萬歳

戰闘的勞働者農民組合萬歳

全國農民組合第二回全國大會萬歳

中央常任委員會――三月七日・總本部。議案　山本宣治氏問題の件。（一）（吾が組合主催で大阪に於ける全無産團體協議會を開くこと、（二）全國的行動に就て代表二名を出すこと）中央農民組合大會の件・市町村會議員選擧對策の件・青年部準備委員任命の件・香川再建の件・闘結權獲得の件。

新潟縣聯合會第二回大會――八月三十日、新發田町新富座。議題縣下農民戰線統一の件・立禁立毛差押動産差押反對運動の件・暴壓諸法令撤廢要求運動の件・運動方針大綱に關する件・自主的組合青年部確立の件・帝國主義戰爭反對運動の件・赤色自衞團編成の件・地主別闘爭組織の件・小作調停の指導統制の件・裏切者徹底的排擊の件・公職者議員團編成の件・分裂的流言防止の件・土地暴買反對運動の件。

中央委員會――十月二十日、總本部。議案　全國的情勢報告・各地方聯合會情勢報告・青年部府縣代表者會議經過報告・山上武雄氏統制問題に關する報告・支持政黨問題の件・關東地方協議會改革の件・中央委員及部員補充の件・組織運動に於ける當面の方針の件・財務部確立の件・秋期闘爭に對する活動方針の件・五七議會對策の件・消費組合具體化の件・「土地と自由」確立の件。

北海道聯合會第二回大會――十一月二十七日、同上事務所。議案

運動方針の件・豫算決定の件・財政確立の件・聯合會規約改正の件・大地主別鬪爭組織の件・未組織農民獲得の件・農村消費組合運動の件・大會宣言發表の件・農民戰線統一の件・自作農創定反對の件・小作法小作調停法反對の件・改正民事訴訟法改正の件・勞農黨支持の件・第五十七議會對策の件・市町村會議員選擧運動の件・立禁立毛差押反對運動の件・自主的青年部確立の件・「土地と自由」擁護の件・運動方針書作成發表の件・旭川合同勞働組合に對し感謝の辭を述べるの件。

新潟縣聯合會水源地區大會――十二月五日、中頸城郡初山村東陽寺。議案　競賣對策の件・小作料減免運動の件・地主別鬪爭團體組織の件・犠牲者救援運動の件・帶織爭議激勵の件・農民戰線統一の件・自作農創定反對の件・「土地と自由」支持の件・帝國主義戰爭絶對反對の件・地區規約の件・赤色自衞團及少年團組織の件・町村會議員選擧對策の件。

千葉縣聯合會第二回大會――十二月五日、千葉縣佐倉町大量館。議案　活動方針決定の件・重要農産物檢査制度反對の件・惡稅、重稅改廢の件・立入禁止及動産立毛差押反對の件・改正民事訴訟法對策の件・小作法案反對の件・組合青年部婦人部確立の件・自衞團組織の件・犠牲者救援運動の件・秋田縣小作爭議應援の件・小作料金納分納の件。

二　全日本農民組合

全日本農民組合浮和會第三回大會――三月十六日、同組合九州同盟會浮和聯合會事務所。議案　久大線鐵道施設に關する離作料要求の件・町村會議員選擧對策の件・昭和四年度小作料減額要求の件。

全日本農民組合九州同盟京都郡聯合大會――三月二十四日、議案　町村會對策の件・小作米減額の件・電柱による小作人の損害要求の件。

全日本農民組合東山梨郡聯秋期總會――十一月一日、山梨縣東山梨郡春日居村田中澤方。議案　完全小作立法の件・小作調停法運用の件・本年度小作料減額運動の件・坂下地主會議對策の件・婦人部組織擴張の件。

全日本農民組合中巨摩郡聯第五會大會――十二月一日、山梨北巨摩郡子學館。議題　無理解なる地主に對し勇敢に鬪爭する件・登美村被害救濟の件・昭和四年度小作料減額要求の件・地方無産黨組織の件・地主の鮮人暴力團行使の件・町村出納を嚴格に執行の件・借地借家組合設立促進の件・籾納改定促進の件・小田川部落國道改修促進の件。

三　日本農民組合總同盟

山梨農民組合同盟第二回年次大會――十月二十三日、甲府市縣議事堂。議案　宣言發表の件・規約改正の件・特別會計報告の件・電燈料値下の件・電柱稅賦課の件・完全小作法制定促進の件・今秋爭議對策の件・立禁立毛生繭差押反對の件・青年同盟積極的應援の件・婦人同盟積極的支持の件・借地借家人組合積極的應援の件・土地會社撲滅の件・自轉車荷車稅撤廢の件・頑迷地主奥村に關する件・山梨電鐵抗議申込の件・不正無盡征伐の件・「民報」不買同盟の件・小作爭議調停の件。

山梨縣農民組合同盟東八代郡聯合會第二回大會――五月三日、山梨縣東八代郡石和劇場。議案　町村會議員選擧對策の件・縣下無産戰線

統一促進の件・町村會議員選擧言論域に於て小學校使用方を各管理者に要求の件・現行自作農創設方法反對の件。

第二節　地方的農民組合の運動

一　中部農民組合

中部農民組合三重縣聯合會第一回總會――一月二十一日、中部農民組合三重縣聯合會事務所に於て開催。協議事項　各支部に青年部組織の件・各支部に於ける小作爭議情勢報告の件・津島町に於ける演說會報告の件。

擴大執行委員會――三月一日、中部農民組合事務所。議案　組合定期大會の件・大會準備委員の件・大會代議員選出方法の件・大會建議案の件。

中部農民組合第二回大會――三月八日、岐阜市公會堂。議案　豫算案の件・青年部確立の件・日本大衆黨支持の件・犀川切落反對の件・永小作權獲得の件・排水機費用絶對地主負擔の件・區劃整理反對の件・借地借家部新設の件・宣言發表の件。

山本代議士暗殺に對する聲明書

吾が國普選最初の總選擧に當り我等勞働者農民は八名の代議士を議會に送つた。この八名の中吾々無產農民を代表して居たものは山本宣治代議士一人であつた。然るに山本代議士は三月五日而も治安維持法最後の決定の日に反動ゴロ七生義團の壯士黑田某の兇刄に斃れた。今や反動內閣の彈壓下に我が國無產階級運動は最も困難なる路を辿りつつあるこの時に當り山本代議士の拂はれた犧牲は吾々無產階級運動に對し悲壯なる奮激の鞭である。

而して吾々は山本代議士の暗殺に對してただなる涙を流すものではない。吾々が山本氏の英靈を慰むる唯一の路は吾々勞働者農民が更に團結を鞏固にし、血に塗れた山本代議士の屍を越へて無產階級解放のために邁進するものである。右聲明す。

昭和四年三月八日　　中部農民組合第二回大會

二　東海農民組合

東海農民組合第三回大會――四月二十六日、愛知縣東春井郡小牧町甲子座。議案　組合名稱改廢（全日本農民組合愛知聯合會）の件・自作農地案反對の件・掟米納入方法の件・青年部確立の件・完全小作法獲得の件・團結權獲得の件・自轉車稅撤廢の件・消費組合運動促進の件・耕作權確立の件・肥料管理法反對の件・地租委讓法反對の件・電燈電力料金値下運動の件。

大會宣言

農民戰線の統一こそ農民大衆の切實なる要望であつたにも拘らず一部分裂主義者と支配階級の意識的彈壓政策とは相俟つて分裂と排他的抗爭を釀成せしめ更に支配階級はこの四分五裂壓縮された我等の陣營を攪亂紛碎せんとしつつある。斯かる計畫的攻勢に斷乎として鬪爭し得るには唯一途農民戰線の統一あるのみ。之こそ眞に大衆の要望にしてしかも階級的正道である。

吾々は斯かる見地に立脚し中央日本農民組合に對し意識的策動に依り組合大衆の合同要求は完全に蹂躙し去られた。彼等は戰線統一を主

唱し乍ら斯かる分裂政策を敢てなしつつある。彼等こそ眞に階級的裏切者であり、吾々無產大衆の敵である。

農民大衆諸君！更に見よ、地主階級は立禁立毛差押土地返還の要求等々あくまで吾々農民の生活權を剝奪せんとしつつある。

吾等は此の地主階級の全線的攻勢に對し組織の力を以て頑强に抗爭し受難期の農民組合運動を効果的に展開するため支配階級の彈壓僞瞞懷柔一部分裂主義者共の戰線の破壞等一切の不正行爲を驅逐し全線統一の拍車たらしむることを期す。

起て、農民大衆諸君！自由と生活のために、

右宣言す

昭和四年四月二十六日　　全日本農民組合愛知縣聯合會

三　中央農民組合

中央農民組合第二回大會——四月十四日、愛知縣東春日井郡小牧町甲子座　議案　規約改正の件・綱領改正の件・自作農創定反對運動の件・他組合と共同闘爭展開の件・全國農民團體會議支持の件・青年部確立の件・法廷に於ける爭議取扱方に關し裁判所へ抗議申込みの件・宣言起草の件・組合歌決定の件。

第三節　其他の運動

一　全國農民團體會議

第八回全國農民團體會議——一月十三日、東京市芝區南佐久間町、全國農民組合東京事務所に於て開催。

出席者、「全農」淺沼、前川、「中部農民」中澤、「上小農民」青柳、「農民自治」中西、日本大衆黨黑田、河野の諸氏

協議事項　(一)團結權獲得香川奪還の件　(二)香川縣當局へ抗議の件　(三)演說會開催の件　(四)議會對策の件　(五)無產黨議員團に對する注文の件　(六)議會外の闘爭　(七)闘爭資金の件　(八)次回會合の件

第九回全國農民團體會議——三月八日、岐阜市高野町、中部農民組合事務所。

出席代表者「中部」中澤、「全農」杉山、「全日」原、日本大衆黨石山、「東海」各務一男の諸氏

協議事項　(一)排水機問題の件　(二)山本宣治氏追悼方法の件　(三)小作法案に關する件　(四)自作農地法案の件　(五)肥料管理法案の件

第十回全國農民團體會議——十月六日、大阪市北區堂島濱通、全國農民組合總本部。

出席代表者「中部」上井他二氏「全農」色川他二氏「中央」柴田の各氏

協議事項　(一)新民事訴訟法對策の件　(二)秋の小作料減免運動の件　(三)小作爭議に關し辯護士の態度對策の件　(四)小作法案對策の件　(五)次期會議の件

改正民事訴訟法に對する聲明書

戰闘的農民組合には亂暴極まる彈壓を喰はし、おくれた大衆には小作調停法の實施自作農創定、小作法等でだましねむりこませて來た支配階級は今また改正民事訴訟法を作て吾々に挑戰して來た。

勿論、吾等の闘爭戰術は不納同盟であり地主への大衆抗議である。しかし乍ら、地主はいつでも現在の地主擁護の法律を武器として吾々

の鬪爭を法廷で押しつぶさうとする。そして現在の法律による法廷での解決が如何に我々にとつて不利であるかは吾々が身を以て經驗して來たのだ。即ち、父祖傳來數百數十年吾子の如く耕して來た土地に對する耕作の權利や不作の場合の減免の慣習等の多くの特殊性を無視して一般的な法律でたゝきつけて來たのは勿論のこと、吾等が要求する證人申請、物的證據の提出、期日變更、缺席判決の故障申立等は抑壓せられて來た。しかも見よ！如何にやす！〳〵と地主の望み通りに動產差押、立毛差押、立入禁止がやつて來たかを。

しかるにどうだ。かゝる迫害をけとばして益々强大になる吾々の正しい鬪爭に怖れた支配階級はつひに十月一日より改正民事訴訟法で吾々の運動を體裁よく一段と壓迫し始めた。

然り、期日變更の廢止（相手方が同意しても駄目だ）、缺席判決の廢止、上訴期間の短縮等によつて訴訟を迅速にするため裁判所が職權證據調べ（地主に都合のいゝものばかりだ！）をなし、準備手續制度を擴張して訴訟準備を指導しやう（地主に有利にだ！）とする新民事訴訟法は一つだつて吾々に有利なことはない。のみならず斯くの如き迅速主義、職權萬能主義、準備手續の擴張を規定せる改正民事訴訟法は何と言つても多くの特殊性を持つ農村事情や慣習を詳細に審理することなく資本家地主の法律をソロウに使用して地主に今迄よりももつと有利に解決しやうとするコンタン以外の何者でもない。實に改正民事訴訟法とは眞赤なイツハリで彈壓訴訟法こそその正體だ。

吾々は斯る改惡民事訴訟法の實施に斷乎として反對する。そのために吾々は一切の迫害をおしつぶして農民鬪爭を益々强大にすると共に吾々の武器である大衆動員によつて農村に法廷に吾々の旗を高く押し進めるものである。かくしてこそ吾々の要求と運動は進展し勝利するのだ。

茲に吾々と共に全農民諸君が奮起されんことを望むと共に吾々は斷乎として反對し鬪爭することを聲明する。

昭和四年十月六日

全國農民團體會議

第十一回全國農民團體會議――十一月十日、岐阜市中部農民組合事務所。

出席者「全農」河合、池端、「中央」柴田、「上小」鈴木、「中部」上井、吉川の諸氏

協議事項　（一）新民事訴訟につき當局に對して抗議の件　（二）新民事訴訟法につき裁判所に對し抗議するの件　（三）小作法對策の件　（四）共同鬪爭の件

二　右翼結成合同協議會

農民組合右翼結成合同協議會――九月十日、東京芝公園協調會。出席者全日本農民組合瀧澤操六（栃木）。各務一夫（愛知）。山崎政義（北海道）。豐島俊文（靜岡）。日本農民組合總同盟、鈴木文治、片山哲、赤松克麿、松永義雄、龜田一郎（以上本部）。樋口光治（山梨）。佐藤義熊（東京）の諸氏。

議事　聲明書發表の件・社會民衆黨支持の具體的方策は各合同組合で確立するの件・農民組合總同盟組織擴大の件。

聲明書

現下の我國農民運動は重大なる難關に逢着し、全く混沌たる狀態に陷り、農民大衆は殆どその歸趨に迷ひつゝある有樣である。かくの如

き憂ふ可き狀態を誘致したる所以は、健實なる農民運動の發達不足によるものと信ずる。而して我等は、我國現下の社會運動の大勢に從ひ、農民運動の戰野に於ても大右翼を結成し、その强力なる威力によつてこの難關を打開し、農民大衆の解放に貢獻すべき責任を感ずるものである。こに於て、志を同うする我等は一大決意を以て大右翼を結成し經濟鬪爭に於ては、日本農民組合總同盟の旗の下に血盟し、政治鬪爭に於ては、社民黨を支持し、一方に共產主義的農民運動を排擊すると共に、他方に反動主義的農民運動を撲滅し、一路我國農民運動の健全なる發展のために勇往邁進せんとするものである。

昭和四年五月十日　右翼農民組合協議會

因に、農民組合總同盟片山哲氏よりの報告によれば、各地組合員數は次の如くである。

山梨縣　八千名　長野縣　八百名　高知縣　二千名
宮城縣　八百名　埼玉縣　一千名　秋田縣一千八百名
東京府　五百五十名　熊本縣　六百名　神奈川縣　六百名
鹿兒島縣　二百名　佐賀縣　六百名

及び新潟縣、廣島、福島、富山、宮崎地方を合し總數二萬一千名、之に全日側の合同數一萬八百名(愛知千五百、靜岡千、栃木二千五百、群馬三千、埼玉五百、北海道二千三百名)を加へて、總數三萬二千三百名に達する。

三　村民大會

熊本縣築村自作農反對村民大會——熊本縣八代郡郡築村小學校に於て一月二日自作農創設反對の村民大會を開催。先づ村會議員澤田氏の經過報告の後、反對者數氏の下山村長攻擊演說あり、終りて賛成者側の二百五十萬圓を二百萬圓とし且つ三分五厘の利子三十五ケ年々賦償還を以て讓受くべく地主側公益組合に對し猛運動を起すことに決議して散會。

北海道東旭川村民大會——一月二十五日、北海道上川郡東旭川村旭座に於て、全農・北海道聯合會東旭川支部主催にて開催。決議事項、更正村豫算に關する件・自治會組織に關する件。

四　市町村選擧戰

全國農民組合總本部の報告によれば「今春に闘はれた町村會議員選擧には、對策委員會を設け、正しい方針の下に最も勢力を集中して闘つた。四百餘名の市町村會議員を、香川を合する時は六百名の議員を送り得た。然もこの選擧闘爭は四。一六事件の前後に行はれた地方が多かつたため檢束中當選せるが如き例を多く見ることができた。然もよく地方自治體の階級性をバクロし乍ら闘ひは進められた」と述べられてゐる。選擧戰に就ての總ては便宜上、『無產政黨』の項に讓る。

次に「小作人組合の運動」に關して、農林省農務局の發表(農務時報第十九號)を參考のため摘錄すれば次の如くである。

小作人組合の運動は、その當初に於ては大體に於て、小作爭議を中心とする經濟運動に限られて居つたが、其後組合の範圍が擴大し、內容が充實さるゝと共に各種の運動を行ふに至つた。就中その主なるものは經濟運動、政治運動及合同運動である。

經濟運動　小作人組合の行ふ經濟運動は種々あるがその主なるもの

を擧ぐれば次の如くである。其一は小作料の減免其他小作條件の維持改善に關する運動であつて、小作料に就ては近年、その豐凶に拘らず之が減免を要求し、要求貫徹の手段としては地主糾彈演說會の開催宣傳ビラの撒布、多衆行列の示威運動を行ひ、地主が立毛假差押、土地立入禁止假處分等を行ひ又は訴訟を提起した場合には立毛差押立禁反對の請願運動を起し、又顧問辯護士を置いて各種の抗辯方法を講ずる等々複雜を加ふるに至つた。

又最近地主側に於て、自作經營、小作料滯納、小作地返還、小作契約期間の滿了、小作人の變更、地目の變換等を理由として積極的に小作地の引上を要求するものゝ增加せるに對しては、小作人の生存權を壓迫するものとなし極力之が反對を爲し、全國農民組合を始めとして主要小作人組合は何れも耕作權の確立を叫び若し返地の止むを得ざるに至つた場合には耕作權の賠償、作離料其他の名目を以て相當多額の代償を要求しつゝある。

其二は團結權獲得運動であつて農民組合は昭和二年に至る迄は昇天の勢を以て增加して來たが、其後組合運動は稍衰退の途を辿りその先進地に於て組合の解散せるもの若くは組合員中組合を脫退するものが少なくなつたことについては、農民組合は之れに警察當局の不當なる壓迫に因るものとし各組合は團結權確立運動に力を注ぎ、就中全國農民組合は總本部內に團結權擁護對策委員會を組織し本運動の活動を活潑ならしめるばかりでなく全國農民團體會議に依る團結權獲得鬪爭を更に活潑ならしめることに努めつゝある。本運動に於て特に注意すべきは香川縣農民組合の再建運動であつて、全國農民組合先づ之が再建運動に着手し、次いで全國農民團體會議に於ては團結權獲得香川縣奪還に關する件を決議しその代表者を香川縣は派遣した外文堂、演說會、當局への陳情等種々運動を試みたが所期の目的を達するを得ずして今日に及んでゐる。

其三は產業組合運動であつて、從來とても小作人組合中には共同購買販賣其他の產業組合的事業を行つて居たものもあつたが、事實上の活動に至つては殆んど見るべきものが無かつた。然るに近年に至り小作人組合中には產業組合的事業を行つて其の成績の相當見るべきものがある。之を實際に徵すれば山形縣農民組合、全國農民組合群馬縣聯合會强戶村支部の如きはその組合員が別に產業組合法に依る產業組合を組織し、前者にあつては主として肥料、薪炭、メリヤス類其他日用品の購買を行ひ、後者では購買の外に販賣、信用、利用に關する事業を行ひつゝある。此他產業組合に依らずして任意產業組合事業を行ひつゝあるものも相當ある。

其四は小作人間に於ける小作條件の競爭防止に關する運動であつて岐阜縣、山梨縣等に於ける小作人組合には其規約中に之が規定を設くるもの相當多く其の主な規定事項を擧ぐれば次の如くである。

一、他人の既に八[illegible]しつゝある小作地に就きその小作料より高き小作料を支拂ふ等の條件を地主に申込み、之が爭奪を爲さゞること

二、小作地引上の承諾等の事項は總會の決議により之を行ひ單獨に地主と交涉せざること

三、地主に小作地を返還せんとするときは先づ之を組合に申出で、組合員中の小作地希望者に小作せしむること

四、組合員の小作し居たる土地は其の組合員の承諾を得るに非ざれば、他の組合員に於て之を新に小作せざること

五、組合員が他の組合員の小作地の所有權を取得したる場合は、一定年限の間その返還請求を爲さゞること

以上の外に共濟金の積立、入營疾病等の場合の耕作勞働不足の補助水害火災に對する防備隊の設置、葬具の貸與、小作地賃貸借の斡旋等を行ふものもある。

政治運動　小作人組合自體の政治運動としては昭和四年始めより全國的に行はれた町村會議員の改選に對しては、全國農民組合、全日本農民組合等は市町村會議員選擧對策に關する件を決議し、特に全國農民組合の如きは市町村會議員選擧對策委員會を設置して之に當らしめ、地方支部に於ては各々スローガンの作成、演說會の開催、宣傳ビラの撒布等を行ひ大に活動する所があつた。又小作立法に關しては、全國農民組合昨年度大會に於て「完全なる小作法制定要求に關する件」を決議すると同時に小作法對策委員會を設置し、全日本農民組合は其主張の第一に「完全小作法制定」を掲げ、日本農民組合總同盟も亦「完全なる小作法の制定」を主張し各々其立場より小作法の研究を爲し一部の組合は小作法案要綱を作成發表した。尙民事訴訟法の改正實施に付ては小作人に不利であるとて、全國農民團體會議の如きは當局への陳情其他の運動をした。

更に小作人組合と密接な關係を有してゐる無產政黨組織の運動に付て見るに大正十四年十一月一日、日本農民組合を中心とする農民勞働黨の結成を見たが即日解散を命ぜられた。仍つて日本農民組合は更に日本勞働總同盟と提携し、左翼分子を加入せしめない申合の下に大正十五年三月五日勞働農民黨を樹立し、又全日本農民組合同盟は大正十五年十月十七日別に日本農民黨を組織した。其後社會民衆黨、日本勞農黨の成立、昭和三年四月十日共產黨事件に關連して勞働農民黨が解散を命ぜられ、同年七月二十二日無產大衆黨が組織され、同年十二月中間派五黨と島根自由民衆黨及び信州大衆黨を加え同年十二月二十日日本大衆黨を結成した。

昭和四年六月日本大衆黨は、主として舊日本農民黨及舊無產大衆黨系の幹部を除名すると同時に、幹部の大更迭と同黨の立直しが行はれた。この際日本大衆黨の支持を取消した全日本農民組合は日本農民組合總同盟と合同して社會民衆黨を支持せんとしたが、社民黨より之を拒絕されたので、同年七月二十日新潟市に於て全日本農民組合代表者會議を開催して、各地に於て地方政黨を組織し、將來全國的無產政黨を結成すべき旨を決議した。其後この方針に基いて福岡に九州勞黨、新潟に北日本民衆黨、山梨に山梨農民勞働黨の設立を見たが其の運動に付ては未だ見るべきものがない。又除名せられた舊無產大衆黨系の者は其後東京無產黨其他の地方政黨を組織した。昭和四年八月舊勞農黨の一部幹部等は突如として新勞農黨樹立の提案を公表して遂に同年十一月二日東京に於て勞農黨を樹立するに至つた。

其他、新黨準備會勞農同盟を母體として千葉勞農黨、岩手無產黨、勞農大衆黨、中國無產黨、大和無產統一黨等の地方政黨が設立せられたが、是等の地方無產政黨は昭和四年九月無產政黨戰線黨一協議會を組織し合同運動に努めつゝある。

次に小作人組合及其の支持する無產政黨の選擧に就て昭和三年及四年に亘り町村會議員の改選の結果に付ては目下調査中で不明であるが、社會局が昭和四年一月より六月に至る間に就ての調査發表によれば、無產政黨よりの立候補者一、七五二名の內當選せる者八九一名との

ことである。

合同運動　昭和四年版年鑑（二五一―二六〇頁）に詳述してあるがため之を略す。

第三章　中間階級者の運動

中間階級者の運動は主として俸給生活者組合の形態をとつてゐるが、その運動は本年度においても頗る不振の狀態である。殊に日本勞働評議會系の日本俸給生活者評議會所屬の組合が潰滅して以來その感は益々深い。然し經濟界未曾有の不況と知識階級者失業の激增とは遠からずこの種の運動にも何らかの新形態の發現を促がさずには置かないであらう。本年中のこの種組合の運動としては凡そ左記の如きものである。

▲全俸給生活者組合創立大會――（四月二十日―於東京市外大崎町大衆黨支部。支持政黨は個人の自由）▲俸給生活者協會滋賀支部發會――（七月七日、社民系）▲名古屋俸給者組合創立大會並第一回執行委員會（八月五日―於名古屋市御器所町鈴木方）▲名古屋俸給者組合改組大會（名稱を中部俸給者組合と改む。九月十六日―於名古屋御器所町原方）▲關東俸給者組合第九回常任執行委員會（十一月四日―於東京市外柏木八九二組合本部）▲全國俸給者協會第二回大會（十一月十七日―於東京帝大佛教青年會館）

右のうち一二主なるものを見れば、

關東俸給生活者組合常任執行委員會――舊無產大衆黨系に屬するもの。〔協議事項〕一、俸給者組合戰線統一に關する件（全國的俸給者組合戰線統一の機運が濃厚であるからその促進を計るために對策委員會設置のこと）。二、日本大衆黨分裂反對同盟解體に關する件。三、革命記念日の件。四、勞農黨に對する件。

全國俸給者協會第二回大會――出席代議員七十名。議長小池四郎氏〔協議事項〕一、產業合理化反對の件。二、俸給者保護法案來議會提出通過要求の件。三、俸給被傭者を含む勞働組合法制定要求の件。四、失業防止對策要求の件。五、俸給者家計調査の件。六、地方合同支部結成促進の件。其他。〔役員〕會長小池四郎氏、主事原彪氏。

第四章　婦人勞働者及び職業婦人の運動

無產階級婦人の團體としては各無產政黨の傍系としてその傘下にある婦人同盟乃至は無產黨內婦人部を擧ぐべきである。昨年その關東婦人同盟を解き舊勞農黨婦人部として活動した最左翼婦人團體は、同黨解體後は新黨準備會婦人部として更生したが、その準備會の解散とともに再びその姿を沒した。そこで本年初頭における婦人團體としては、社會民衆黨系の「社會民衆婦人同盟」（舊稱社會婦人同盟）、日本大衆黨系の「全國婦人同盟」、無產大衆黨系の「無產婦人聯盟」がその主なるものであつた。而して後二者は別記の如く本年一月合同

して新に「無産婦人同盟」の成立を見るに至つた。尙ほ無産婦人團體としてこの他に見るべきものは「婦人消費組合協會」（昭和三年四月創立）の如きものであらう。この種婦人勞働者の運動は本年においては殆んど活潑なる活動を見ることは出來なかつた。主なる運動として擧ぐべきは左の如きものである

▲全國婦人同盟・無産婦人聯盟合同協議會（一月十五日―於東京本郷ハイチン）▲全國婦人同盟・無産婦人聯盟合同大會（一月二十日―於東京本郷キリスト教青年會館）▲無産婦人同盟第一回中央委員會（一月二十五日―於芝公園全國婦人同盟本部）▲無産婦人同盟第二回常任執行委員會（二月二十一日―於芝公園舊日勞黨本部）▲無産婦人同盟第五回常任執行委員會（二月二十四日―於下谷御徒町同盟本部）

右のうち無産婦人同盟創立大會の經過を見るに左の如くである。

全國婦人同盟・無産婦人聯盟・合同大會――一月二十日。於帝大キリスト教青年會館。出席代議員六十四名。議長岩内とみゑ氏。〔議事〕一、新團體名決定（無産婦人同盟と決定）。二、宣言及政策決定。三、規約決定。四、婦人參政權の獲得並に政治結社加入權獲得の件。五、無産婦人同盟の全國的組織促進の件。以上可決。〔役員〕書記長岩内とみゑ氏。會計大島とき子氏。〔綱領〕一、我等は大衆鬪爭を以て無産婦人の政治上、經濟上、社會上の地位の向上發展を期す。一、我等は無産婦人團體の全合同によつて我等が、戰線の統一强化擴大を期す。〔政策〕一、二　歳以上の婦人の選擧權被選擧權の獲得。二、政治結社加入の自由。三、婦人の坑内勞働及危險作業の廢止。四、産前産後八週間の休養。五、農村及都會における無料托兒所、無料産院の增設改善。六、同一勞働に對する同一賃銀制の確立。七、寄宿舍制度の改善。八、教育の機會均等。九、公娼、私娼の廢止。十、婦人に對する社會上、法律上における封建的差別の廢止。

第五章　勞働者教育運動

勞働者教育運動は年を追ふて益々向上進歩しつゝある。殊に無産政黨運動の進展に伴つて短期の講習會・講演會等は隨所に開催され、成績亦見るべきものがある。然しそれ等は一々收錄する煩に堪えないので、茲では本研究所調査に基き單に比較的恒久的組織を有するものを一覽表の形で提示するに止めておく。

勞働者教育機關一覽（生徒數中の括弧内は創立以來の修了者數）

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町二、明治四四・九・一六創立・大正一〇・九・一六改稱・勞働者教育協會經營、校長鈴木文治、〔學科〕社會問題、勞働問題、經濟學、財政學、政治學、社會學〔講師〕鈴木、松下、赤松、山崎・福岡、齋藤、片山、松永、松岡等〔授業〕毎週三夜、三學期一ヶ年修了、月謝一圓〔生徒〕勞働組合より選拔派遣生、八（三〇〇）

民衆政治學校　社會民衆黨、昭和三年七月東京に於て開講、以後各地に於て―四年中には大阪、福岡、仙臺に於て―開催さる

中央勞働學院　東京市本郷區元町二ノ四七、大正九・六・四開校、院長粟野谷藏。

東京帝大セツルメント勞働學校　東京市本所區柳島元町四四、大正一三・九・一〇開講、校長末弘嚴太郎〔學科〕勞働法制（末弘）社會史（有澤　政治（加藤）經濟（岡田）組合論（伊藤）運動史（海野）、農民問題（堀口）〔授業〕月水夜七—九時、二—三ヶ月一期、月謝五〇錢〔生徒〕五〇（約三五〇）

本所基督教青年會夜學校　東京市本所區松倉町二ノ八五、大正一二・一〇・一九創立、賀川豐彥經營〔學科〕法制、社會政策（大田）經濟（木村）文學（國井）哲學（齋藤）心理（內野）エスペラント（中垣）〔授業〕四ヶ月一期、〔生徒〕四六

王子學院　東京府下王子町榎町七一五、大正一三・一〇・一創立、東京府社會事業協會經營王子隣保館附設〔學科〕法制經濟、社會問題、國語、外國語、科學、公民道德〔授業〕每夜六・三〇—九・二〇、一ヶ年修了、授業料八〇錢〔生徒〕八四（二二五）

愛隣公民講座　東京市外日暮里金杉一五〇二、大正一五・四・創立、經營者ピ・ジ・プライス及谷川貞夫〔學科〕社會問題、英國勞働運動史、哲學、社會倫理、政治學、天文〔授業〕三ヶ月一期〔生徒〕八三

信愛學院　東京市淺草區橋場町六四、大正八・九・二〇創立、經營者代表有馬賴寧〔學科〕政治學（有馬）法律、經濟、勞働問題、社會學、國語、外國語、科學、數學〔授業〕每夜六時半—九時、中等科二ヶ年、高等科一ヶ年、月謝一圓、（但し基本金に積立）〔生徒〕三六（二二七）、機關紙「信愛」

東京市民講座　東京市上野公園東京自治會館、大正一四・五創立、東京市經營〔學科〕男、女子部及各研究部あり、經濟學、社會學、法學通論、政治學、心理學、宗教學、文藝論等〔授業〕一週二夜六ヶ月修了、無料〔生徒〕男六八、女六三

横濱勞働學校　横濱市中區高根町三ノ一八、昭和四・七・一六創立、校長森榮一、〔學科〕經濟（田所）、政治（平野）、財政（高橋）、勞働運動（久留）、唯物史觀（河野）、地方財政（森）〔授業〕一週二夜七—九時、三ヶ月修了、金期二圓、〔生徒〕七一、機關紙「新人」

神奈川勞働學校　川崎市新川通五九、昭和二・三創立、總同盟神奈川聯合會後援〔學科〕社會問題（土井）、勞働組合（近藤）、政治（片山、馬場）經濟（松下）〔授業〕月水金夜七—九時半、三ヶ月乃至六ヶ月修了、月謝一圓、〔生徒〕四〇

横廠工友會勞働學院　横須賀市山王町四八、昭和二・五・二〇創立、社團法人横廠工友會經營—昭和四年中休講、昭和五年再開

埼玉勞働公民學校　埼玉縣川口町金山町二ノ三二六九、昭和三・二創立、總同盟東京鐵工川口支部經營、〔學科〕經濟（小幡）、勞働立法（松永）、消費組合（福岡）、勞働組合（齋藤）、工場管理（小山）〔授業〕、一期三ヶ月、〔生徒〕二二

强戸共愛女塾　群馬縣新田郡强戸村大字成塚六八四、昭和三・一・一創立、全國農民强戸支部婦人部經營、〔學科〕社會學、普通學、農業、家政裁縫、（授業）每日午前八—午後四時、三ヶ年修業、一ヶ月一・三圓、〔生徒〕卒業三、入學者二〇

農村青年共働學校　靜岡縣駿東郡富岡村葛山、昭和二・三・一〇創立、岡本利吉經營、〔學科〕規範經濟學、農村共同組合論、人間美敎學（岡本）、その他農業及社會問題等につき、〔授業〕冬期農閑二ヶ月、一日四時間學科の外實習をなす。授業料不要、〔生徒〕三四（一〇八）、機關紙「人間」

勞働學院　大阪市此花區朝日橋通三丁目、大正一一・九・二二設立、協調會大阪支所經營、〔學科〕經濟（中西）勞働運動（林　社會哲學（藤澤）勞働法規（吉田）、物理、英語、〔授業〕月水金夜七―九半、四―六ヶ月修了、授業料三圓、研究科あり〔生徒〕本科六九（四〇二）研究科四（六二）

大阪市金曜講座　大阪市西區阿波堀町二丁目大阪市立中央職業紹介所、大阪市社會部經營、昭和二・三創設、〔授業及學科〕毎月第一金曜日夜、各方面の知名の士に講演を依囑す。

大阪勞働學校　大阪市此花區吉野町一ノ三六、大正一一・六・一創立、大阪勞働學校經營委員會經營、校長加川豐彦、〔學科〕經濟（齋藤）、政治（小岩井）唯物史觀（森戸）勞働運動（松澤）勞働法制（田萬）、財政（大內）、〔授業〕月水金夜七―九時、三ヶ月一期二期修了、月謝一圓、〔生徒〕無產團體員、九八（七一九）

農民福音學校　兵庫縣武庫郡瓦木村大字高木、昭和二・二・一一創設、加川豐彦、杉山元治郎共同經營、〔授業〕農閑期一ヶ月學科及實習、無料〔學科〕農業及農村問題（杉山）社會思想及聖書（賀川）敎會史（吉田）、〔生徒〕一〇（四〇）機關紙「土と人」

神戸勞働學校　神戸市大開通一〇ノ二三、昭和四・二・一再興、經營委員長高野岩三郎、〔學科〕經濟（松澤）、勞働法制（平佐）社會思想（大石）政治（河上）唯物史觀（森戸）〔授業〕一期三ヶ月月水金夜七―九時、月謝一圓、〔生徒〕七二（二九〇）

明石文化公民學院　明石市右手塚町二〇二、昭和三・三・一開校、校長小武保產〔學科〕唯物史觀（森戸）、勞働運動（松澤）、經濟（辰巳）、法律（吉田）、〔授業〕月二回位、一ヶ月修了〔生徒〕三。

廣島勞働學校　廣島市袋町小學校內、大正一三・九・一開設、廣島社會協會經營〔學科〕社會思想（十時）社會學（岩井）、文學（長島）日本思想史（清原）哲學、民法、經濟等、〔授學〕月水金夜三時間、一ヶ年修了（九―七月）〔生徒〕五〇（一八〇）

南海義塾　高知市通町一丁目、昭和三・九開校、日本大衆黨高知支部經營、昭和四・九より休校

勞働女塾　東京府下龜戸町七ノ二二四、校長織本貞代、昭和四・八・二二開校

文部省勞務者敎育　文部省が昭和四年度豫算に於て「勞働敎育補助費」を計上せるを以て、勞働者の密集せる地帶、即ち東京市（二ヶ所）大阪市（二ヶ所）横濱市（一ヶ所）愛知縣（一ヶ所）兵庫縣（一ヶ所）福岡縣（一ヶ所）に於て市縣主催の下に、第一類（イ哲學、道德、宗敎、歷史、ロ政治、法律、經濟）、第二類（イ、自然科學、ロ藝術、娛樂、體育、ハ職業並生活指導）の中より適當に選擇して夜間約五六十時間の講習會を開催せしめた。

第三篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通業勞働者の組合

第二篇「勞働運動」の第一章に述べたる如く、金解禁を豫する政府の緊縮政策は年末の不景氣を愈々深化せしめた。その結果資本家階級は合理化政策を加速度的に强行し、無產級に對する進擊の武歩を愈々急にした。この未曾有の不況資本の攻勢とを眞ともに受けて、勞働組合の戰線は再び分動搖の不安に直面した。勞農黨の合法的更生による全國協會の極左偏向、全國同盟の結成による總同盟の極右偏向、には全國產業勞働組合全國會議の創立、これらは本年度の合分野を決する表徵的出來事である。

勞働組合の運動方面については前篇を、又組合の現勢については下掲の「主要勞働組合一覽表」並に第二部統計第四表を參照されたい。

第一節　主要なる勞働組合

一　日本勞働總同盟

1　綱領

一、我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以つて經濟的福利の增進並に智識の啓發を期す。二、我等は斷乎たる勇氣と有効なる戰術とを以つて資本家階級の抑壓迫害に對し、徹底的に鬪爭せんことを期す。三、我等は勞働階級と資本家階級とが兩立すべからざることを確信す。我等は勞働組合の實力を以て勞働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す。

2　運動方針

全國大會の決議――十一月十六、七、八日に開かれた第十八回全國大會において可決せられたる議案中の重要なるものは左の如くである。

一、勞資關係の合理化に基かざる一方的產業合理化反對。二、農民總同盟との共同鬪爭。三、臨時雇制度撤廢。四、勞働賃銀先取權の確立。五、勞働組合法の制定促進。六、婦人參政權の件。七、失業問題の件。八、工場法改正、勞働者保護法促進、社會保險（船員保險法、失業並に老廢疾保險法）の制定要求。九、深夜業廢止による勞働條件低下反對。十、婦人及幼年工坑內作業即時禁止。十一、治安維持法撤廢。等。（「勞働運動」の項參照）

3　人事移動

本部――會長留任、主事兼會計留任、中央委員西尾末廣、前田種男、堀越梅男、金光平、伊藤卯四郎、土井直作、原虎一、齋藤健一、中濱藤治、三木治郎、德永正報、小林廣吉、平沼晃。

4　新設組合及支部

主なるもの次の如し。

▲常磐炭坑夫組合（三月十七日）▲大阪金屬労働神崎支部（五月十八日）▲滋賀紡織労働組合（六月二日）▲京滋聯合會（六月十六日▲下ル運輸労働組合（七月三日）▲現實派大阪金屬労働組合（八月十日）▲京都印刷工組合創立大會▲京都運輸労働組合（九月二十七日）

5　組合支部の脱退及解散

九月の大阪聯合會の分裂に依り總同盟を脱退したる組合並に支部は次の如し。

▲大阪金屬労働（支部四二）▲大阪合同労働（支部一二）▲大阪印刷（支部四）▲關西紡織労働（支部六）▲大阪運輸労働（支部三）▲大阪清掃（支部一）。

二　日本労働組合全國協議會

1　運動方針

日本労働組合協議會の暫定行動綱領は本年三月修正せられ全國協議會準備委員會の名を以つて發表せられた。今、全國協議會の運動方針を窺ふため右修正行動綱領の全文を記載しておく。

修正行動綱領――吾日本労働組合全國協議會準備委員會は階級的労働組合として當面次の如き行動綱領を掲げてその實現を期す。

一、労働者の言論、出版、集會、結社の自由獲得のための闘爭。二、労働組合の組織並に活動の自由獲得のための闘爭。三、労働者のストライキ示威運動、屋外集會の宣傳組織實行の自由獲得のための闘爭。四、労働者の自衛隊組織の自由獲得のための闘爭。五、治安維持法、治安警察法、警察犯處罰令、労働爭議調停法、暴力行爲取締法、その他一切の労働者運動被壓迫諸法令撤廢の爲の闘爭。六、一切の労働者運動抑壓、妨害の爲の檢束、拘留、逮捕、監禁、家宅侵入家宅捜索、信書通信の妨害、侵害絶對反對の爲の闘爭。七、御用組合階級協調組合、労働官僚並に暴力反動團體の徹底的排撃の爲の闘爭。八、労働者の政黨加入の自由及び政治活動の自由得獲の爲の闘爭。九、男女十八歳以上の選擧權被選擧權獲得並に行使の絶對自由獲得の爲の闘爭。一〇、投票日の公休並に日給金額獲得の爲の闘爭。一一、七時間労働制（一週三十九時間）鑛山労働者、有害毒性薬物と曝發物取扱作業及び危險作業に對する労働者並に男女十八歳未滿労働者の五時間労働制（一週二十八時間）獲得の爲の闘爭。一二、鐵道電氣その他年中不休労働者の六時間四交替制獲得の爲の闘爭。一三、休憩時間延長（午前午後各三十分、晝休憩一時間）獲得の爲の闘爭。一四、日曜日、祭日の公休並に暑中寒中休暇各十日間獲得の爲の闘爭。一五、直接間接を問はず労働時間延長絶對反對の闘爭。一六、解雇反對（人員增加殘業深夜業撤廢時間短縮）の爲の闘爭。一七、標準生活を保障する最低賃銀獲得の爲の闘爭。一八、平均實收を日給とし賃銀二割値上げの爲の闘爭。一九、歩增、手當與賞現物支給の本給繰入れの爲の闘爭。二〇、臨時休業、休暇、公休日の日給全額獲得の爲の闘爭。二一、民族、男女、年齢の如何を問はず同一労働に對する同一賃銀獲得の爲の闘爭。二二、直接間接の賃銀値下げ絶對反對の闘爭。二三、國庫資本家全額負擔にする失業保險獲得の爲の闘爭。二四、鉛毒、ヨロッケ、感電、肺疾その他職業に基因する傷病及び老廢せる××生活の保障並に死亡せる場合の遺族の國庫資本家負擔に依る生活の保障及慰謝料獲得のための闘爭。二五、工場法、鑛業法、海員法その他直接間接労働者の利害に關

する法規の勞働の利益に從つて改正並にその適用範圍を交通運輸水産森林、監山、土木・建築及自由勞働者に擴大の爲の闘爭。二六、無料宿泊の增設、設備の改善、並に勞働者に依る管理權獲得の爲の闘爭。二七、職業紹介所の增設並に勞働者による管理權獲得の爲の闘爭。二八、健康保險法の徹底的改正の爲の闘爭。二九、健康保險料の國庫、資本家全額負擔獲得の爲の闘爭。三〇、傷病休養期間中の日給全額獲得の爲の闘爭。三一、治療化治療期間の制限撤廢の爲の闘爭。三二、勞働者の一般投票に依る健康保險組合會議員、理事、理事長公選の爲の闘爭。三三、有害、危險、高熱、混調防止、安全設備の完備並に濕度、換氣、通風、採光、暖房、清潔、衞生、救急、醫療等の工場職場設備の改善又は設置の爲の闘爭。三四、故障、不備、不完全、腐敗、磨滅、破損、古機械、器具、軌道、車輛、船舶、建築部の撤去、改造、修理の爲の闘爭。三五、鑛山、電氣、鐵道、交通、運輸、船舶、瓦斯、製藥、化學等の災害防止並に救急設備の爲の闘爭。三六、食堂、洗面所、便所、脫(更)衣所、浴室、休憩所等の改善又は設置の爲の闘爭。三七、作業服、帽子、靴、外套、雨具類の年二回以上の支給制獲得の爲の闘爭。三八、寄宿舍監禁絶對反對、外出絶對自由、並に賄の改善獲得の爲めの闘爭。三九、國庫、資本家負擔に依る勞働者住宅、合宿所、クラブ、圖書館、勞働者集會所の設置並に勞働者に依る管理權獲得の爲の闘爭。四〇、交通事故特別裁判室の爲の闘爭。四一、職業教育獲得の爲の闘爭。四二、官僚的就業規則撤廢並に就業規則制定、作業料當人員配屬に關して勞働者代表の參與獲得の爲の闘爭。四三、勞働者の一般投票に依る「勞働監督」設置の爲の闘爭。四四、人身賣買的雇傭契約前前借年期雇傭契約、請負制度、歩合制度、徒弟及親方制度、飯場及組長制度、封建的雇傭契約の撤廢、中間搾取絶對反對並に日給制度確立のための闘爭。四五、臨時雇傭制度の撤廢、常傭の獲得並に黒表絶對反對の爲の闘爭。四六、罰則並に奬勵歩合制度に依る搾取の强化絶對反對の爲の闘爭。四七、婦人、青少年勞働者の勞働條件改善の爲の闘爭。四八、婦人青少年勞働者の危險有害作業坑内勞働深夜業禁止の爲の闘爭。四九、滿十四歳未滿の少年男女工雇傭禁止の爲の闘爭。五〇、婦人青少年勞働者の契約外雜役勞働絶對反對の爲の闘爭。五一、婦人勞働者の産前産後各八週間及月經時三日間の休養並にその日給全額獲得の爲の闘爭。五二、出産手當の支給並に公費による助産院、托兒所獲得の爲の闘爭。五三、乳兒を有する婦人勞働者の授乳時間並に工場内授乳所設置の爲の闘爭。五四、徴兵檢査、點呼、臨時召集の公休並に日給族費全額獲得の爲の闘爭。五五、入營に依る解雇反對並に除隊後即時復職の爲の闘爭。五六、國庫資本家負擔に依る入營中の家族の生活保證獲得の爲の闘爭。五七、共濟組合の自主化並に共濟事業の勞働者管理權獲得の爲の闘爭。五八、團體協約權の獲得並に勞働組合確立の爲の闘爭。五九、協調的團體協約權の破棄並に規定協約を勞働者の利益に從つての改訂の爲の闘爭。六〇、自主的工場委員會工場代表者會議、船内代表者會議の組織並に活動の自由の獲得の爲の闘爭。六一、協調的工場委員會の勞働者に依る自主化の爲の闘爭。六二、職工稅並に日用品の消費稅及關稅の撤廢の爲の闘爭。六三、所得稅、財産稅、財産相續稅等の累進課稅の爲の闘爭。六四、解放運動犠牲者と其家族救援の爲の闘爭。六五、全國勞働組合戰線統一の爲の闘爭。イ、産業別、地域別の工場共同委員會の組織とその活動！ロ、勞働組合比例代表に依る全國勞働組合會議の確立！ハ、全國勞働組合會議準

備會の支持參加！六六、全國産業別勞働組合組織確立の爲の闘爭。イ、各種産業別勞働組合協議會の確立！ロ、産業別勞働組合の全國的單一總聯合の結成！六七、農民運動支持の爲の闘爭。イ、農業勞働者の結成援助。ロ、農民暴動鎭壓の爲の警官軍隊その他の輸送の阻止！ハ、物質的人的應援。ニ、應援の爲のストライキ示威運動の組織並に實行。六八、朝鮮、臺灣、滿洲その他植民地勞働者の勞働組合運動の自由並に內地勞働者との同一待遇獲得の爲の闘爭。イ、朝鮮、臺灣、滿洲その他植民地勞働者の特殊的壓迫絶對反對！ロ、勞働組合組織並に活動の自由獲得闘爭の支持。ハ、朝鮮、臺灣、滿洲その他植民地勞働組合と共同委員會の確立！六九、汎太平洋勞働組合會議支持の爲の闘爭。イ、勞働者の國際的團結の自由！ロ、汎太平洋勞働組合會議への積極的參加！七〇、國際勞働會議、アジア勞働會議排擊の爲の闘爭。イ、國際勞働會議絶對否認、ロ、アジア勞働會議の撤底的排擊。七一、對支干涉絶對反對の爲の闘爭。イ、支那革命運動の支持！ロ、日本帝國主義の滿蒙侵略反對！ニ、不平等條約の即時撤廢！ホ、日支共同委員會の確立！七二、サヴェットロシアの防衛の爲の闘爭。七三、帝國主義戰爭反對の爲の闘爭。イ、戰爭反對同盟の支持並にその闘爭への參加。日本勞働組合協議會萬歲！

2　組　織

昭和四年中に於ける組織の展開は詳細には知り得ない。二月十日の機關紙「勞働新聞」に依れば、協議會總本部は全國的統一要求スローガンを決定すると同時に産業別統一要求スローガンを公表し全國加盟組合に指令した。かくて「一工場ストライキを産業別全國的ストライキに從屬せしめよ！」のスローガンの下に展開せられた産業別は、一、金屬、二、纖維（紡績、製絲、染物）、三、鑛山、四、化學（セルロイド、ゴム、製茶、ガラス、人造肥料）、五、木材、六、印刷、七、電氣八、自由勞働、九、交通運輸の九部門となつてゐる。この産業別數はその後變更を受け、その數は幾分減少したと云ふが、的確なる報導を手にし得ない。

三　全産業勞働全國會議

舊無産大衆黨系に屬する全國産業勞働會議は關東全産業勞働組合を盟主として七月二十一日深川佛教青年會館に於て結成大會を擧げた。

1　運動方針

大會決議の主なるものは、一、闘爭方針書、二、行動綱領、三、七時間勞働制獲得、四、勞働組合の戰線統一、五、國際勞働會議排擊、六、失業反對闘爭、七、治安維持法撤廢惡法改廢、八、日本大衆黨分裂反對全國實行委員會支持、等であるが、右のうち闘爭方針書の概要は左の如くである。

一、左翼勞働組合再建の意義。二、當面の諸任務。三、主要闘爭細目方針（イ、組合戰線統一に關する闘爭、ロ、産業別合同に關する闘爭、ハ、工場代表者會議に關する闘爭、ニ、失業反對に關する闘爭、ホ、組合民主主義に關する闘爭、ヘ、反動施設反動團體に關する闘爭、等）。

2　人　事

中央委員長大道憲二、中央委員田中貞吉外二十名。

四　日本勞働組合同盟

1　綱　領

一、我等は團結の威力に依り勞働條件の維持改善を計り更に我國勞働階級をその被搾取的地位より完全に解放せんことを期す。二、我等はこれがため勞働階級の鞏固なる智識と明確なる意識と鐵の如き訓練を以つて適確なる戰術を勇敢に遂行せん事を期す。三、我等は飽くまで階級的立場を嚴守し資本家階級の彈壓に鬪爭せんことを期す。

2　運動の方針

第三回全國大會(十月六、七日)に於て可決したる議案の重なるものをとれば次の如くである。

一、自主的青年部確立。二、勞働組合會議即時提唱(但し修正案可決)。三、産業別整理。四、失業反對生活權確立。五、消費組合の全國的組織。六、完全なる勞働組合法の即時制定。七、勞働立法の改正。八、資本家的産業合理化反對。

3　人事移動

會長留任(棚橋小虎)、會計は會長兼任、中央執行委員今村等、入交義保、代野逸治、關根喜四郎、藤岡文六、關家博、植田重義、山本富嘉、望月源次、小原光太郎、庄司銀助、橋本啓助、村山金之助、茅野眞好、石橋庄造、菊川忠雄、高橋渡、高梨二夫、可兒義雄、松坂榮二郎、高橋松次、安藝盛。

4　新設組合及支部

主なるもの左の如し。

▲關東製材從業員會(四月二十一日)▲横濱製菓工組合(五月十日)▲筏從業員組合(五月二十八日)▲山梨豐富勞働組合(七月十五日)▲高知縣聯合會(九月六日)▲九州合同勞働組合(九月七日)

五　勞働組合全國同盟

1　運動方針

九月十三日その創立を議決した常任會議において決定したる運動方針を見るに——(一)、大阪聯合會を中心に全國的組織結成準備を爲すこと。その當面のスローガンとしてイ、小數幹部の獨裁、專制主義反對。ロ、民主的中央集權の確立。ハ、勞働組合戰線の全國的統一。ニ、戰鬪的現實政策の徹底。ホ、階級的勞働組合の旗の下に。(二)、僚友地方聯合會、組合を以つて「分裂反對同盟」を結成さすこと。(三)、機關紙の發行。

六　日本勞働組合總聯合

1　運動方針

昭和四年度大會(三月二十四、五日)に於て修正決定したる行動大綱を要約すれば左の如くである。

一、勞働階級の現實的要求を基調とすること。二、組合の組織形態は現實に即せしむること、(イ)産業別又は同一資本系統の區別(ロ)北海道、關東、關西、九洲の四大地域的聯合會を組織(ハ)全國的組織は聯合體を採用、産業別には全國的協議會を組織。三、全組合員を組合運動に參加せしめること、(イ)有機的集中組織(ロ)組合民主主義確立、四、統一戰線の基調は戰鬪力の强大化に置くこと。五、教育方針確立六。誤まれる指導精神の批判克服。七、政治鬪爭に對する態度の確立

（無産政黨への支持にして隷屬に非ず）。八、本部所屬組合社會部の任務、（イ）職業紹介部充實（ロ）勞働銀行の確立（ハ）消費組合の確立（ニ）産制運動援助（ホ）無産家庭婦人教化。

2　人事移動

本部――執行委員長坂本孝三郎、常任執行委員高山九藏、橋本定吉、會計監査小林俊、福田道之助、佐野好男、會計大久保勇、中央委員關東は高山久藏以下十二名、關西は森脇甚一以下十七名。

七　日本交通總聯盟系組合

東京交通勞働組合

日本交通總聯盟系の指導的組合たる東京市電自治は本部派と現實同盟とに分裂して對立すること一年十ヶ月に及んだが、本年六月二十五日再び合同を實現し東京交通勞働組合として更生した。（「勞働運動」の篇參照）之によつて兩組合の戰線統一は實現したが、この合同には左翼支持の市電從業員組合は參加せず、右翼幹部の基礎が堅められた譯である。

1　運動方針

大會宣言に依つてその運動方針を窺ふに、

一、内部の統制と充實。二、産業合理化反對。三、日本交通總聯盟の充實。四、公共産業勞働組合の連絡。五、全國勞働組合總聯合組織、六、無産政黨問題（健實なる無産政黨を支持するが然し現下の情勢上政黨支持は保留して個人の自由とするてふ合同協約案を修正し左翼共産黨的色彩をもつ政黨を排撃することに決す）。七、國際勞働會議（利用の範圍に於て承認）。

2　人事

中央執行委員長飯野幹榮、會計野平未松、佐野久六。

八　官業勞働者の組合

（一）官業勞働總同盟

運動方針――第十一回大會の決議によつてその一斑を窺へば次の如くである。一、豫備後備勤務中日給支給。二。專賣局工場規定改正。三、退職解雇手當支給。四、陸軍特殊休日日給全額支給。五、請負制度撤廢。六、八時間勞働實施。七、組合公認。八、官業共濟組合法人化。九、曝發物其他危險物作業者加給。十、臨時雇制撤廢。十一、陸軍職工規則改正。十二、健康保險改正。十三、同志會研究會合同。十四、亞細亞勞働會議支持。

（二）海軍勞働組合聯盟

運動方針――第六回大會の主なる決議を見るに、一、災害防止研究委員會設置。二、勞働組合法（組合を絶對的に保護助長せしめるもの）。三、作業日數一ヶ月最低二十五日確保。四、平均賃銀增額。五、共濟組合法人化。六、海軍記念日當有給制休日實施。等。（「勞働運動」の篇參照）

人事移動――中央常任委員宮崎繁市、加藤勝藏、中央委員古賀德一、高谷勝二郎、石丸一二、森光六祐、近野近七、主事野村隆、會計小田隆嘉。

九　海員諸團體

日本海員組合

運動方針——五月七日開催第八回全國大會の決議を通して見るに、一、船舶に使用する内外勞働者待遇均等。二、船内に於ける八時間勞働制確立實施。三、船舶乘組定員制度確立。四、船内食糧改善の件。五、最低賃銀制度の履行徹底。六、船員保險法案實施促進。七、勞働組合法制定。八、年二回定期昇給制度確立。（「勞働運動」の篇參照）

人事移動——組合長濱田國太郎、副組合長堀内長榮、專門部長——（組織）赤崎寅藏、（政治）濱田國太郎、（教育）米窪滿亮、（國際）同上、（調査）那賀源三郎、（會計）德田五郎。

第二節　其他の勞働組合

本年度に於て創立せられた主なる組合は左の如し。

▲關西一般勞働者組合（三月一日）▲東春勞働組合同盟（四月十日）▲日本漁業勞働組合（四月十六日）▲名古屋合同勞働組合（四月十九日）▲函館總合勞働組合（四月二十九日）▲東海合同勞働組合（五月二十四日）▲金澤製材從業員組合（六月一日）▲福岡印刷勞働組合（六月十五日）▲芝浦工技會（七月二十八日）▲急進愛國勞働者聯盟（八月一日）▲京都一般勞働組合（八月十日）▲東京板金加工業組合（八月十七日）▲京濱合同勞働組合（八月十七日）▲全小樽勞働組合（八月二十三日）▲廣島合同勞働組合（九月七日）▲名古屋製機勞働組合（九月十五日）▲神戸出版勞働組合（九月十七日）▲ガス從業員組合（九月二十九日）▲多治見勞働組合（九月三十日）▲愛知一般勞働組合（十月一日）▲東京乘合自動車中正會（十月一日）▲梅園勞働組合（十月十日）▲神奈川合同勞働組合（十月十五日）▲泊居合同勞働組合（十月十七日）▲山梨製糸勞働組合（十月十七日）▲大阪自動車從業員組合（十月二十二日）▲大阪勞働組合聯盟（十月二十五日）▲小樽純勞働者組合（十月二十八日）▲神戸市從業員聯盟（十一月三日）▲武相聯盟南北運輸船夫工友會（十一月十一日）▲京都繊維勞働組合（十二月十三日）▲全日本自動車從業員組合（十二月十五日）▲皮革勞友會（十二月二十日）

第二章　農業勞働者の組合

第一節　農業者團體

昭和四年末現在に於ける小作人組合、地主組合及び協調組合數とその員數に就いて農林省の發表に從へば次の如くである。

種類	組合數	組合員數
小作人組合	四、一五六	三一五、七七一
地主組合	六五五	五五、一三八
協調組合	一、九八六	二四四、九四三

小作人組合はその全盛期たる昭和二年末現在の組合數四、五八二に比すれば、昭和四年末現在では四二六の減少であるが、大正十年代に比すれば驚くべき增加を示すものである。しかもそれは單に數の增加のみならず、質に於いても著しく充實し、全國的を區域とする日本農民組合設立以來、全國農民組合を組織して現在に至り、之と相並んで右翼團體と目せられる全日本農民組合同盟、蒲原農民組合、庄内耕作

聯盟及全日本農民組合香川縣聯合會が合同して今日の全日本農民組合を組織してゐる。かくの如き聯合會の設立は組合運動を組織化し、統一すると同時に、運動の場面を甚しく擴大し、從來の小作條件の維持改善に關する經濟運動の外に、政治運動その他各種の運動を行ふに至つた。

一方地主組合に就て見ても、組合數は年々增加し、最近は小作組合と同樣多少減少の傾向はあるけれども昭和四年末現在では六五五の多數を算する狀態である。その質に於ても大正十四年全國を區域とする大日本地主協會が大阪に設立されたのみならず、其他にも地方的ではあるが一、二聯合會が組織され、又聯合會ではないが一縣一郡を區域とする大地主組合が設立され、運動は漸次組織化されつゝある。又地主組合の一種である土地會社が各地に設立さるゝに至つたことは注目に値する。

最後に協調組合に付て見るに、小作爭議が各地に行はれ、その拂ふ犧牲の大なるに鑑み、地主小作人の中には協調組合を組織し、兩者相協調して爭議を未然に防止し、或は發生せる爭議を合理的に解決し、永く兩者の平和を維持せんとするものが增加し、かくて協調組合は近年急激に增加するに至つた。

次に小作人組合の區域に付て見れば、全國を區域とするものは大阪の全國農民組合、東京の全日本農民組合及日本農民組合總同盟の三、數府縣を區域とするものは群馬の日本小作人總同盟、岐阜の中部農民組合及佐賀の全國農民組合福佐聯合會の三、一府縣を區域とするもの三十四、數郡を區域とするもの二十、一郡を區域とするもの十九、數町村を區域とするもの六百三十五、數大字を區域とするもの三百九十五、一大字を區域とするもの二千五百六十三、一大字未滿を區域とするもの二百九十一であつて、其他が六十六である。之が分布に就ては沖繩を除く一道三府四十二縣に散在し、その特に多い地方は新潟、山梨、岐阜、岡山、群馬、兵庫、愛知、島根、福岡、秋田、長野、千葉、大阪、奈良、鳥取の諸府縣である。

地主組合の區域に付ては、全國を區域とするものは大阪の大日本地主協會のみであつて、數府縣を區域とするもの十三、一郡を區域とするもの四十二、數町村を區域とするもの四十三、一町村を區域とするもの三百三十一、數大字を區域とするもの二十四、一大字を區域とするもの百六十八、一大字未滿を區域とするもの九であつて其他十五である。之が分布は青森、岩手、佐賀、長野、熊本、大分及沖繩を除く一道三府三十六縣に亘り、その特に多い地方は奈良、岡山、栃木、愛知、兵庫、岐阜、三重、島根、新潟、埼玉の諸縣である。

協調組合の區域に付ては、一府縣以上を區域とするもの無く、數郡を區域とするもの四、一郡を區域とするもの三、數町村を區域とするもの四十六、一町村を區域とするもの三百十六、數大字を區域とするもの八十四、一大字を區域とするもの千三百二十六、一大字未滿を區域とするもの百七十四であつて其他三十三である。之が分布は、岩手、東京、神奈川、高知、長崎、大分及沖繩を除く一道二府三十七縣に分布し、その特に多い地方は群馬、千葉、兵庫、新潟、岐阜、香川、埼玉、鳥取、山梨、岡山の諸縣である。

第二節　農民組合

一　全國的農民組合

全國農民組合は昭和三年五月二十七日合同結成して滿一ヶ年を經過し、第二回全國大會に於て過去の運動を清算し新なる運動方針を採擇し、主張並に規約の一部に改正を加へた。今、それらの各々に付いて大要を記することゝする。

主張　一、小作料の減免。二、立毛差押・立入禁止反對。三、土地を農民へ。四、耕地不買同盟。五、自作農創定反對。六、農業勞働者の最低賃銀及勞働時間の制限。七、階級的消費組合の組織。八、獨占價格及高利の反對。九、惡稅廢止及軍國主義負擔の反對。十、青年團・處女會・在鄕軍人團・補習敎育の自主化。十一、農會・農業組合の自主化。十二、全國的農民組合の完成。十三、治安維持法・治安警察法並に農民運動を壓迫する法律及府縣令の撤廢。十四、團結權の獲得。十五、勞農組合の確立。

因に、綱領は廢止することになつた。

改正規約（改正されたる條條のみを記す）

第二十九條　支部は一町村内を區域とし組合員十名以上を以て組織し部落（區）に班を設く

第三十二條　聯合會は府縣を單位とし、當該府縣内の支部を以て構成し、五支部以上に達したる時は之を組織することを要し、地域に應じて地區委員會を設く、但し特別の地理的事情の存するときは中央委員會の承認を經て聯合會の構成地域を變更することを得

第四十六條　總本部は地域的に地方協議會を設くることを得

第四十七條　本組合に顧問を置くことを得

運動方針（拔萃）

第二部第三篇　勞働組合

(1)　日常鬪爭に於ける方針。イ、小作料減免の鬪爭。ロ、立毛差押動產差押・立禁反對の鬪爭。ハ、暴壓反對・團結權獲得・惡法撤廢のための鬪爭。ニ、諸稅及公課の廢止輕減のための鬪爭。ホ、高利及獨占價格に對する鬪爭。ヘ、地方自治體に對する鬪爭。ト、農會・產業組合その他の團體自主化のための鬪爭。チ、軍國主義的負擔に對する鬪爭。リ、帝國主義戰爭反對の鬪爭。ヌ、自作農創定維持・地租委讓反對・耕作權確立のための鬪爭。

(2)　組織的方面に於ける方針

一、內部組織の擴充

1、地方合同の完成。わが全國農民組合をして眞に戰鬪的農民組合たらしむるには、舊日農・全日二組合の合同を「大衆的な下からの共同鬪爭」による戰爭的合同即時完成するため、また合同を完成せざる聯合會は、直に大衆的な合同協議會、又は大衆的共同鬪爭機關の設置を通じて合同へ！と一歩進ましめ、それを阻止する幹部等を嚴重に統制する。

2、集中組織の確立。（イ）中央指導部の補充、總本部、同出張所は有能にして活動的なる中央常任委員統制委員及書記を以つて形成し、中央委員（部員）は實際組織內にあつて日常鬪爭に參加せる者でなければならぬ。

中央常任委員、統制委員、中央委員は常に各地に出張し、鬪爭を指導。（ロ）支部組織。貧農の密集地帶なる部落（區）に强固な班組織を設け、班長、係の如き機關を置き班を統一指導する町村單位の支部を確立し、事務所を置き、活動的分子を幹部とすること。（ハ）地區組織交通地勢に應じて適當に數町村又はそれ以上の町村支部による地區委

員會組織。(二)聯合會組織。聯合會は地方に於ける闘爭を指導するに充分な機關を持つ組織でなければならぬ。執行部として常任委員、執行委員、書記局、部門の確立は事實上闘爭に參加し得る活動分子によつて構成され闘爭を指導し統制すべきであつて、單なる訴訟の世話や組合費徴集位の仕事であつてはならぬ。ニュース、指令、出張による指導が活潑になされねばならぬ。(ホ)地方協議會。地方協議會は地域に應じた數縣聯合會を以て組織し、全國的集中組織の補充及當該地方に於ける闘爭の連絡、應援等のために設置すべきである。

3、青年部、婦人部の確立　大衆的動員を最良手段として採用すべき現在の深刻化しゆく闘爭に於て、最も貧窮と過勞にさらされ乍らも反動的政策に僞瞞されつゝある青、少年、婦人の運動に重點をおいて活潑なる組織的活動のため部門の確立をはかるべきである。青年部を戰爭の危機を前にして一層の重要性を以て組織されねばならぬ。

4　自衞團救援團の組織　反動力にさらされつゝある農民運動は自分を護り救ふため自衞團、救援團の組織確立に努力すべきである。

5　財政の確立

二、未組織農民の組織　壓迫と闘爭の深刻化につれて未組織地方への組織運動は一層の困難を突破し乍らも果敢に進められねばならぬ。(イ)生活窮乏からくる小作農の切實なる端初的要求を素早くとりあげて、小作人大會、農民大會、それらの代表者會議の如き共同闘爭を通じて單獨小作組合、未組織農民に組織を與へわれらの組織に參加せしめること。バクロのビラ、煽動の傳單、ポスターの利用、演說會への動員等々による。(ロ)全國に散在こそすれ四十萬の農業勞働者(純農勞・日稼人・年期又は一定期間の作男)の組織が問題とされてゐる。

われ等は今迄この問題を考へながらも果し得なかつたが、今やこれらの新しき强固な組織確立のため一段の努力が必要である。例へば一部門を設けて!(八)更に、自作農・自作兼小作農の如く高利、高稅、抵當その他の日常の政治的壓迫から窮乏しつゝある農民層の上部をも日常闘爭を農民大會、農民代表者會議、村民大會に發展轉化せしめ、然も單獨小作組合未組織農民を共同闘爭を通じてわれ等の組織に參加せしめること。

三、階級的協同組合運動　協同一致の行動と闘爭によりて、貧農自身の利益を擁護し獲得するため、闘爭資金を豐富にするため、共同闘爭精神を訓練するため、階級的協同組合の組織に一段の努力がつくされねばならぬ。

四、農民戰線の統一　刻下の急務である「全國的單一農民組合の組織」を實現せむがため(イ)現在展開しつゝある全國農民團體會議の運動を一層日常闘爭方面に活潑ならしめ、更に他方に於てはこの日常闘爭を大衆的に展開するための努力が拂はれ眞に「下からの共同闘爭」による大衆と大衆との結びつきに努力し、やがてこれを統一に迄導くことである。(ロ)更に全國農民團體會議に參加せざる農民團體及地方的小作人組合、農事協會等の闘爭には積極的に應援支持し、それらの團體内の活動分子との連絡、又それらへの執拗なる働きかけ(それは過去の失敗の如き機械的であつてはならぬ)等によつて共同闘爭の展開に努め、やがて統一、合同へと促進しなければならぬ。

五、都市勞働者との提携　(イ)戰闘的都市勞働者を信頼し、日常闘爭に於て互に應援し農村爭議應援委員會の如く、爭議に闘士の派遣闘爭資金の送り合ひ等の緊密な提携がなされねばならぬ。(ロ)地方に於

て勞働組合との提携を聯絡委員會の設置によつてつとむべきであり、既に聯絡委員會の存在する地方では一層緊密な提携の下に活潑な活動を展開すべきである。(八)全國勞働組合會議組織の成立を極力支持し、われらが努力しつゝある、わが全國農民會議――或はそれ以上の發展した單一組合――との間に勞農連絡委員會の設置に迄努力すること。

聯合會名及所在地		支部數	組合員數
北海道聯合會	旭川市七條通八丁目	五〇	一、一〇三
青森縣聯 木造町	西津輕郡木造町	三三	六五三
八戸町	三戸郡八戸町	六	二三〇
秋田縣聯	仙北郡六郷町西高方	五三	二、一一六
宮城縣聯	仙臺市光禪寺七二	一六	三八二
山形縣聯 谷地町	西村山郡谷地町	一四	五一七
酒田町	酒田町驛前通	三四	五一〇
茨城縣聯 水戸市	上市南町四七一	一〇	一三八
土浦町	土浦町小櫻町	八	三〇三
千葉縣聯	佐倉町鏑木町	三六	七一五
栃木縣聯×	上都賀郡西方村	七	一九三
群馬縣聯 倉野町	群馬郡倉ケ野町	四	一五七
前橋市	北曲輪二〇	八	六六六
埼玉縣聯×	北足立郡田村	四	八三
新潟縣聯	新潟市流作場	一四〇	二、五二〇
長野縣聯	長野市西長野町	九	七〇〇
靜岡縣聯	沼津市追手四〇九	七	一四〇
福井縣聯	武生町浪花一六	三五	七六五
三重縣聯	松坂町殿町	四一	九六〇
京都府聯	嵯峨町森方	四四	一、八六五
奈良縣聯	高田町、高砂町	七〇	一、八五〇
和歌山縣聯	雜賀屋町、東之町	九	三三一
大阪府	北區堂島濱通三ノ一八	七一	二、二六九
兵庫縣聯 精道村	武庫町精道村打出	四二	一、四〇二
高砂町	高砂町、農人町	三三	一、五〇〇
岡山縣聯	岡山市內山下相生町三〇ノ九	六八	一、六八〇
鳥取縣聯	西伯郡巖村二本木	一三〇	四、四五六
廣島縣聯	世羅郡神田村	七	三九二
島根縣聯	松江市伊勢宮町五〇三ノ一	一四	二八五
山口縣聯	德山町	八	三三二
德島縣聯	出來島町	一四	三一四
愛媛縣聯	小松町	一七	四八二
福佐縣聯	佐賀縣烏栖町驛前	六九	一、九三六
宮崎縣聯	延岡町櫻小路	三	二〇四
鹿兒島縣聯	國分町仲馬場通	二	一七一
直屬		一〇	三四一
計 三一			一、〇九五 三二、六五九

「×」印は準備會。

新役員 中央委員長 杉山元次郎。統制委員長 小岩井淨。同委員 松本積善。細野三千雄。中央委員 三十二名。

二　地方的農民組合

地方的農民組合の狀勢は前年と大差がないので、今ここには昭和四年七月二十三日發會式を擧げた土佐農民總組合を收錄するに止める。該組合は本部を高知市小高坂に置き、五の聯合會と組合員一四、三七〇名を有すと云はれてゐる。綱領、宣言、決議を擧ぐれば次の如くである。

綱領　一、我等は國民生活のあらゆる方面に於て社會正義の貫徹を期す。一、我等は政治的、經濟的、社會的、諸事情に鑑み常に現實に立脚して農民運動の達成を期す。一、我等は我等の勢力を結成して政治上經濟上社會上の解放を期す。

宣言　日本國民の六割强を占むる所の我等農民は政治上にも經濟上にも惠まれず其の利益と要求とは全く無視せられ、商工都市の日々に榮へ膨脹して行くに引換へ我が農村は反比例的に次第に疲弊困憊の極に達す。

我等農民の生活は文化の進展に併行する能はずして今尙ほ封建時代に於る農奴の遺習を脱する能はざるの狀態に置かれてゐるのである。斯る悲慘なる境遇に置かれることは農民に自覺がないためであつて政治の事は政黨に社會上の事は村の所謂有志に任せて置けばよいと考へ餘りに呑氣すぎたからである。其の結果は今日の如く日本の政治界を極度に腐敗墮落せしめ政治はたゞ一部少數の大資本家大地主のために御用を勤めるだけのものになつた。實に嘆はしき事である。否單に嘆はしき事であるのみならず國民の大多數を占むる農民に取つては一刻も許して置けない生活破壞である。若し吾々の生活を今後尙ほ彼等に委せておくなれば何時迄たつても我々の幸福な日の廻り來る譯はない吾々は最早斷然政黨に依賴する事はやめなくてはならぬ。彼等の看板に信賴は出來ぬ。今日縣下農民の一齊に反對しつゝある米檢制度の如き政民兩黨が黨議として贊成し農民の壓倒的反對あるにも拘らず縣當局はこれを排擊して斷行すると屢聲明するのも畢竟兩政黨の支持あるが爲である。今や農民は官憲と兩政黨を前に廻し孤軍奮鬪せねばならぬ秋が來た。他人に賴らず自身の脚にて起ち上り自分の運命を自分で開拓しなければならぬ時期に迫られてゐます。農民がこの苦境より逃れ自ら幸福を增進せんとするなれば農民は農民同志相提携し相謀り從來の一切の因襲や行掛りを打破した結束の堅固なる團體の力によつて農民自身の事は農民自身でやると言ふ深き決心と固き意志と潑溂たる元氣とを以て政治的經濟的將た社會的に躍進せねばならぬ。此の見地より土佐農民總組合を創立し組合の綱領を定めて主義主張を天下に宣言すると共に縣下全農民諸君の直に來り協同せんことを切望して止まないものである。

昭和四年七月二十三日

決議　系統農會の改革を期す　縣、政、一、高知縣穀物檢査規則中生產米受渡に對する檢査は農民の經濟を害し且つ社會正義に反するものと認め之が廢止を期す。一、縣の行政財政の根本的整理の斷行を期す一、縣財政の緊縮を計り縣民負擔の輕減を期す。一、農業用の牛馬荷車及自轉車稅の廢止を期す。國政　一、永小作權の永久存續及永小作者を納稅主體たらしむる事を期す。一、小作條件の改善及耕作權の確立を期す。一、肥料及農具の生產配給の國營を期す。一、農產物の災

害による耕作者の經濟的窮乏に對し國家の補償を期す。一、徴兵より起る家族の經濟的窮乏に對する國家の補償を期す。一、恩給法の改正を期す。一、農村金融の民衆化を期す。以上

次に役員は　組合會長　大石大、副會長　上窪久萬治、同　池知榮治、幹事長　前田巖、他幹事十名

因に、各組合の現狀に付ては本篇末尾の「主要勞働組合一覽表」を參照されたい。

第三章　中間階級者の組合

俸給生活者の組合は社會局調査に依れば昭和元年末現在に於て十組合、組合員數約三千人といふことになつてゐるが、その最近の狀態はこれを審にすることが出來ない。然し何れにしても中間階級者の組合はその後著しき發展を見ず、その主張のみ急進的にしてその生活基礎並にイデオロギーの妥協的保守的なる實情は、勞働者階級の運動と歩を共にすることも出來ず、去りとて獨自的な運動に出づることも出來ぬのであらう。有力なる俸給生活者組合としては、舊評議會系の日俸給者組合評議會であつたが、昨年四月評議會の解散以來殆んど解體同樣の狀態となつた。昭和四年現在における主なる組合としては社會民衆黨系の「全國俸給生活者協會」と舊無産大衆黨系の「關東俸給生活者組合」とである。これらの現狀については第二篇第三章「中間階級の運動」の項參照を乞ふ。

第四章　婦人勞働者の組合

婦人勞働者の組合といつても、特に婦人勞働者のみに依つて組織されたる組合、例へば職業婦人の組合といつた如きものを指すのではなく、ここでは一般の勞働組合中婦人勞働者組合員の狀況を記述するに止る。事實において婦人勞働者のみより成る特殊的な組合、例へば職業婦人の組合の如きは今日まで語るに足る狀態に立到つていないのである。

婦人勞働者にして勞働組合に加入せるものの數は、社會局調によれば昭和四年六月末現在に於て一三、三〇四人であり、男女全組合員の四・一四%に當る。これを前年同月末に比すれば一、四五六人の增加である。然し乍ら次表に示す如く、これを年末現在數によつて見れば本年は依然前年よりも減少を示してゐる。今、勞働組合に於ける婦人組合員の累年數及び業態別數を示せば左の如くである。

一、婦人勞働組合員數累年移動

昭和二年末	一三、〇二四人
昭和三年末	一二、〇一〇
昭和四年末	一一、九一六

（社會局調査）

二、業態別婦人勞働組合員數

	昭和四年六月末 實數 人	昭和四年六月末 割合 %	昭和三年六月末 實數 人	昭和三年六月末 割合 %
機械器具工業	一、六一三	一三・一	一、五六二	一三・二
化學工業	一、二九〇	九・七	一、〇八六	九・二
染織工業	六、一四一	四六・二	六、四五五	五四・六
飲食物工業	一、〇四二	八・一	二四九	二・一
雜工業	一、三五一	一〇・二	一、〇三五	八・七
鑛業	八	〇・〇	五	〇・〇
瓦斯電氣業	八五	〇・六	八五	〇・七
運輸交通業	一、〇五二	七・九	八九二	七・五
其他	六九五	五・二	四七八	四・〇
計	一三、三〇四	一〇〇・〇	一二、八四七	一〇〇・〇

（社會局調査。年末現在數については第二部統計第四表參照）

附　主要勞働組合一覽（昭和五年七月當研究所調）

勞働組合名	組合事務所所在地	設立年月日	組合所屬工場又は職業種類	組合員數	加盟組合支部	幹部氏名	機關紙	備考
日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六	大一・八・一	勞働婦人	三七、五一七（五、九五七）	同盟會二 聯合會七 組合五七	會主長 鈴木文治 計事 松岡駒吉	社民黨 昭和四・九第三次分裂す	
關東勞働同盟會	同右	大一〇・一二・一三		二〇、二四〇（三、三七七）	聯合會二 組合二五 支部聯合會五	會副主長 松岡駒吉 計事 内田藤七 齊藤健一 福岡金次郎		
東京聯合會	同右	昭二・三・三		一四、〇五七（二、九四九）	東京鐵工 日本縫工 出版印刷 中央合同 東京革工 紡織勞働 運輸勞働 遞友同志會 八王子	會主長 小原源一 計事 仲濱藤治 福岡金次郎		

東京鐵工組合	同	右	大一三・一二・六	電氣器具製作工場、鑄物工場、亞鉛メッキ工場、印刷機械製作工場、鐵工所（一般）	三、六六八（一六八）	支部四三	組合長	内田藤七	勞働、東京自働車東京水道同志會
出版印刷勞働組合	同	右	大一五・一〇・三一	行政學會印刷	三三三（四七）	支部五	組合長主事計會	梅澤虎一 伊邊久四郎	
中央合同勞働組合	同	右	大一五・一二・四	商店從業員、サラリーマン、食料品、化學工業、繊維工業、製紙、雜	二、一四八（二五二）	支部一九	組合長主事計會	德永正報 池善二 藤井幸一	
紡織勞働組合	同	右	大一五・一一・	日本紡績、富士紡、鐘紡、東京モス、東洋モス	三、八四七（二、四七四）	支部八	組合長主事計會	松岡駒吉 富田繁藏 福岡金次郎	
運輸勞働組合	同	右	昭二・六・	各驛仲仕 船舶仲仕	一、四〇五	支部二	組合長副主事	仲濱藤治 長谷川淺司 栗原一作	
遞友同志會	同	右	大一四・九・三〇	郵便集配手、工手、工員、技手	二、三一三（六）	支部三四	會長主事計會	赤松克麿 當清	遞信勞働新聞
東京自動車勞働組合	同	右	昭四・三・	市内各所ガレージ運轉手	二〇〇	支部二	組合長主事計會	松岡駒吉 小竹久雄 福岡金次郎	昭五・四「自動車運轉手組合」を改組
東京水道同志會	同	右	昭四・二・一六	市水道局從業員	四〇〇	支部五	會長主事計會	仲濱藤治 目黑多一郎 福岡金次郎	市電自助會より脫退中絶時代を經て結成

日本縫工組合	東京府下品川北品川九六七	大一三・三・二五	鐵道省、被服工場、洋服裁縫職	四六七（二七七）	支部一	組合長	小原源一
東京革工組合	東京府下千住町二ノ六二四	大一四・四・二六	製革、製靴セルロイド加工	四五三（三三）	支部八	組合主事	磯野市之助
						會計	小野健
							茂澤清
							熊本虎藏
							藤井駒次
神奈川聯合會	神奈川縣川崎市新田川通五九	大一五・四・		二、七四九（一五〇）	同支部	會主	三木治郎
					神奈川工業組合	長	土井直作
					東京電氣從業員組合	事	
					川崎紙業組合	計	
					神奈川製材工場		
					同盟罷業支部		
					紡織支部		
					醸造部		
					綱船支部		
					同盟罷業支部		
					神奈川石油勞働組合		
					染色支部		
					川崎石油勞働組合		
					員セメント製造支部		
					東京電氣從業員組合		
					神奈川製材勞働組合		
神奈川鐵工組合	同右	大一四・二・	日本鋼管、淺野造船、淺野ドック、日蓄、屋井乾電池	一、三九二（八二）	支部三	組合長	岩西和三郎
						主事	石近藤武男
						會計	渡藤鎌之助
神奈川石油勞働組合	横濱市鶴見區瀬田澤田社宅ロノ三號川畑方	大一五・四・	日本石油、ライジングサン石油スタンダード石油	四三〇（五四）	支部二	組合長	近藤幸武
						主事	川畑武男
						會計	松尾太藏
							松本郎
東京電氣從業員組合	川崎市南河原一ノ二〇八	大一五・三・	東京電氣	六三二（二〇）	支部一	組合長	土井直作
						主事	橫濱直璟
						會計	古井治
神奈川製材勞働組合	川崎市田島町下新田二七三	大一五・六・	製材工場	二三〇（一〇）	支部六	組合長	木村萬一郎
						主事	島田龜五郎
						會計	森川春雄

昭四・七現在

神奈川合同労働組合	同右	昭四・七・	三三〇	支部四	組合長 蛸井治平 主事 大川嘉 會計 浦山信治	紡織労働組合川崎支部、保土ケ谷支部、京濱支部、京濱支部、紡織労働組合川崎支部、保土ケ谷支部	
「セメント労働組合川崎支部、製綱労働組合川崎支部、關東醸造労働組合カスケード支部、京濱支部、紡織労働組合川崎支部、保土ケ谷支部」以上ノ支部(三、八九一名)は神奈川聯合會所屬なるも重複を避けて神奈川聯合會分に計上せず							
關東醸造労働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六	大一三・七・	二、二三九(一九三)	支部三 群馬交通労働を含む	組合長 小岩井相助 主事 掘越梅男 會計		昭五・八現在
秋田製材労働組合	秋田縣能代港畑町	大八・二・	三七〇	支部五	組合長 佐藤忠三 主事 宮脇庄太郎 會計	製材工場荷馬車業	昭五・七現在
能代樽丸職工組合	秋田縣能代港富町	大一・四・	三四二	支部二〇	吉澤斐		昭五・八現在
關東労働同盟所屬に埼玉労働——九〇(埼玉縣草加町)、群馬労働——九五(前橋市)、常磐炭坑夫——一二〇(福島縣内郷村)、宮城合同労働——一五〇(仙臺市)能代荷馬車——四四(秋田縣能代)、能代玉切職工——八二、札幌労働組合(札幌市)の六組合あり							
關西労働同盟會	大阪市此花區四貫島大通三ノ三	大八・四・一五	二、四五〇	聯合會五組合六	會長 西尾末廣 主事 金正米吉 會計	労働者新聞	昭四・二現在
大阪聯合會	同右	大六・六・四	五、八三五(一、三九〇)	組合五	會長 西尾末廣 主事 小林廣吉 會計 長田孝三		昭四・九一時現實派、聯合會結成
大阪金屬労働組合	同右	大一四・四・四	二、八五〇(一一〇)	支部二	組合長 押谷平七 主事 前田種雄 會計 長田孝三		
大阪紡織労働組合	同右	大一五・二・	二、一〇〇(一、二〇〇)	支部七	組合長 西尾末廣 主事 山口正義 會計 足立貞太郎	日本紡、天滿紡	
大阪製鋼労働組合	大阪市此花區恩貴島町南之町一二七	昭四・九・一〇	一〇〇	支部二	組合長 中山健平 副會計 森田清太郎 小早川善一郎	住友製鋼所	昭五・七現在

大阪合同勞働組合	同右	大一〇・七・	二八〇(三〇)	支部五	組合長	金村正尾	米吉重雄
大阪印刷出版勞働組合	同右	大一四・一・	二九〇(三五)	支部二	組合長	小林廣吉	米吉
大阪陶業勞働組合	大阪府泉南郡佐野町松原	昭二・一〇・三	五〇〇(二〇)		組合長	岡本榮二郎	齋藤春雄
							出口德三郎
尼ケ崎聯合會	尼ケ崎市開明橋東	大一〇・九・	一、七四〇(一五〇)	尼ケ崎金屬、尼ケ崎合同、尼ケ崎工子、尼ケ崎木管、尼ケ崎紡織	會主	欠沼	平井
尼ケ崎金屬勞働組合	同右	大一三・一〇・	一、〇〇〇	支部二	組合長	塚原友二郎	欠村逸彌
尼ケ崎木管工組合	同右	昭二・三・	五〇〇(一〇〇)	支部一	組合長	石橋丑松	伊達德次郎
							山崎行春
灘聯合會	兵庫縣御影町濱中・	大一三・二・	七八五(三〇)	灘輪竹工、灘製樽工、灘紡織工、灘合同	會主	小林廣吉	金子傳次巽
					計事		山本

昭二・六神戸製鋼勞働、灘輪竹工、灘樽工、灘紡織造工、灘合同、灘醸造會、西宮尼ケ崎金屬、尼ケ崎木管、尼ケ崎工、尼ケ崎合同勞働を以て兵庫縣聯を結成す　昭四・一一現在

昭二・七現在

昭二・六兵庫縣聯に加盟　昭二・七現在

京滋聯合會	京都市左京區東山二條東入	昭五・三・一五	一、四六八（二〇八）	運輸勞働組合同盟	會主	吉田文治	昭五・七現在
				紡織支部二	長	國島泰二郎	
				遞信支部二	計事	岩本健一	
				全滋賀友部二			
中四聯合會	廣島縣御調郡土生町	大一四・六・二八	一、二三〇（五〇）	因島勞働組合	會主	金村米吉	昭三・七現在（三原合同、福山勞働組織、一部脱退、脱退派全國同盟及自由聯合派に再分裂）
				向島造船勞働組合	長	金正光一	
				福山勞働組合	計事	上武平	
				中國紡織			
				三原合同			
九州聯合會	門司市新羅町	昭三・二・	六五〇	下關運輸勞働組合	組合長	木下武夫	
					執行委員長	金光平	
					計	岡野倉太郎	
			二〇〇	支部二	組合長	宮川前田	昭三・七現在
					計	金數一	
			五三〇（五四）	下關運輸	會主	伊藤卯四郎	
				門司印刷	長	久保時造	
				關彥金屬	計事	池田嘉十	
				粕屋勞働			
				長崎勞働			
下關運輸勞働組合	下關市岬出町藪ノ內	昭四・七・	三三〇	支部一	組合長	小池清三	
					會主	久保時造	
					計事	島田民治	
關彥金屬勞働組合	下關市西大坪町七〇六	昭四・一〇・一	二五〇	支部七	組合長	福木光竹一	
					會主	下原善	
					計事	栗原勞市	
粕屋勞働組合	福岡縣粕屋郡志賀村	昭三・一・一五	一七六（六）	支部一	組合長	山田熊太郎	昭五・七在現
					會主	山田熊太郎	
					計事	末若喜三	

製綱労働組合小倉支部、セメント労働組合門司支部ノ二支部(一、〇六九名)は九州聯合會所屬なるも九州聯合會分に計上せず。

名古屋労働組合	名古屋市中町流町二六	昭二・二	二〇〇	支部三	組合長	清水 石松			
新宮共愛會	和歌山縣新宮町熊野地玉江町	昭二・五	四九〇(六〇)	支部一六	會長	結城 梅吉	昭二・八支持政黨は一致せず	挽材工場	
製綱労働組合	東京市三田四國町二ノ六	大一五・二	二、七三〇(五〇五)	支部四	組合長主事會計	欠三木 大川梅三郎	同本部直屬	東京製綱	
セメント労働組合	同右	昭四・四	一、二六一(八六)	支部三	組合長副	三木 土井治郎 直作	同本部直屬		
電線工組合	大阪市此花區春日出町四八	大一〇・七	五七〇(一〇〇)	支部五	組合長理事長會計	泉清 沖弘 和田義務	殆んど單獨組合なり	住友電線	
朝鮮樺太等に散在せる個人會員三八六名あり。									
全國労働組合同盟	東京市神田區東福田町三	昭五・六・一	四一、六九〇(本部發表)	聯合會三組合八〇	委員長	大矢 省三	昭五・六・一全國同盟、全國都市勞働組合同盟、全國農民大衆黨系京都大衆黨系及北海勞働總同盟の加盟合同全國大衆黨支持		
					主事會計兼統制委員	上條 愛一			
					顧問	藤岡 文六 高野、棚橋	新聞 正義の光		
東京地方聯合會	同右	昭五・八・三	一三、〇五〇(五、六〇〇)	關東合同金屬、産業、日本運輸、東京乘合、自動車、關東製材(深川木材工)支		關家 博望月 源治			

關東勞働組合同	右	大一四・七・一九	化學工業其他	二、七五〇（二五〇）	支部三四	組合長 望月源治	昭五・七現在	會合同協會（關東革技工全國出版）
日本運輸勞働組合同	右	昭三・一〇・二九	汐留驛合同仕等仲	一、五〇〇	支部一五	組合長 關家博 主事 小松原晃太郎	昭四・一〇現在	
關東金屬產業勞働組合同	右	昭四・九・二六		二、五一〇（一一〇）	支部一三 直屬分會七	委員長 加藤勘十 會計 山口秀人	昭五・七現在	
關東革技工組合	東京市南千住二丁目四六關方	昭三・一・二五	東京製靴、日本製靴、日本皮革	二〇〇	支部六	委員長 菊川忠雄 會計 中山善太郎	同	
關東製材關東木材產業協議會	東京市深川區石川島町二六二	昭四・一〇・		六〇〇		會長 横塚富士雄 難澤虎一		
東京乘合自動車現業員會	東京市下谷區南稻荷町六現業員クラブ	大一四・一一・	東京乘合自動車其ノ他	七〇〇（三五〇）	支部四	會長 高橋涉 會計 小澤米吉	昭五・七現在	
神奈川縣聯合會	横濱市子安町七島一二六	昭四・四・一三		四、三八〇（一九〇）	會主事	會長 金井芳次 主事 關根喜四郎	昭五・七現在	
內務省土木從業員組合同	右	昭五・一・五		七三〇（二〇）	支部四	關根喜四郎		
關東染色勞働組合同	右	昭四・七・	染色工場	三三〇（五〇）	支部二	關根喜四郎		

神奈川一般勞働組合	同右	昭四・一・二五	朝日スレート保土ケ谷火藥自由勞働日本カーボン	四六〇(一〇〇)	支部準備會二	關根喜四郎	
鶴見鐵工組合	横濱市鶴見區汐田町山形方	昭五・三	淺野造船	三〇〇		關根喜四郎	
横濱運輸勞働組合	横濱市中區大岡町金井芳次方	昭五・二	馬車挽	三〇〇	組合長主事	福家永藏 宮崎福太郎	
關東筏從業員組合	横濱市子安島七島一二六	昭四・四・一三	筏屋、回漕店	三九〇	支部六準備會一	谷忠二郎	
横濱製材工組合	同右	昭四・九	平沼製材、東洋製材、篠崎製材、吉野山石製材、丸富製材	三五〇	支部六	關根喜四郎	
日清製油從業員組合	横濱市神奈川區十番町工場内	昭四・二二	日清製油岩井製油	一五〇	支部二	安齋二男	
横濱港灣勞働組合	横濱市子安町七島	昭五・一	沖仲仕海上運輸	五〇〇		宮崎福太郎	
横濱交通勞働組合	同右	昭四・三	人力車夫	二七〇	支部二	金井芳次	
關西事務局	大阪市此花區江成町二三	昭五・六・一				山内鐵吉 安藝盛吉	
大阪聯合會	大阪市此花區江成町二三	昭四・九・一七		九、九二〇		山内鐵吉 大矢省三	總同盟大阪聯合會の主勢力を繼承
大阪金屬勞働組合	同右	大一〇・七・二一	汽車會社、造船工、鐵工	六、〇〇〇		山内鐵吉 山口常次郎 鈴木悅次郎	
大阪合同勞働組合	同右	大一〇・七	製氷、石油會社	一、四〇〇(一〇〇)		野口鶴吉 本山貞茂	
大阪印刷出版勞働組合	同右	大一四・七		二二〇		大矢省三	「横濱」を「關東」と改稱

大阪織維勞働組合	同右	昭五・六・二五	紡織、メリヤス染色	一、三〇〇（五〇〇）		
大阪運輸勞働組合	同右	昭三・九・二〇	倉庫仲仕、石炭仲仕	四〇〇	支部四	
大阪市港灣從業員組合	同右	昭四・一〇・一	大阪市港營技術課從業員	六〇〇		
大阪市保健部從業員組合	同右	昭四・九・二四	市清掃夫	二〇〇		
京都聯合會	京都市上京區御幸町御池下ル	昭五・六・一五		一、九五〇	全國映畫印刷般、京都一木材、京都全印刷、京都紗織工、京都更、西陣織維、西陣賃工、京都友、會勞働	會主
全國映畫從業員組合	京都市外花田町五反田島森方	昭五・二・二一		二〇〇	稲森末吉	長
西陣織物工友會	京都市上京區西陣堅社辻井方	昭四・		一五〇	辻井民之助	事
京都一般勞働組合	京都市上京區御幸町御池下ル	昭四・		五〇〇	半谷玉三	
京都織維勞働組合	同右	昭四・一二・		二五〇	木村友太郎	
京都更紗工組合	同右	昭五・五・一		三〇	増山則吉	
西陣賃業者組合	同右	昭四・		五〇〇	半谷玉三	

昭五・七大阪メリヤス、關西紡織合同改組

滋賀聯合會	大津市外膳所町				五〇〇	滋賀人絹滋賀勞働	
阪神聯合會	尼崎市田町五五一	昭五・八・四			一、九〇〇	阪神金屬阪神合同阪神自由紡織阪神聯合會	會長藤岡文六 主事山下榮二
阪神金屬勞働組合	尼崎市北城内九七	昭五・八・四	久保田鐵工、スピンドル製釘所		七五〇		山下榮二 田實猛
阪神合同勞働組合	同右	昭五・八・四	製材製紙、デキストリン工場		二〇〇		竹島兼作 高井信太郎
日本紡織阪神地方支部聯合會	尼崎市外小田村杭瀬高田	昭四・三・二六	合同紡、日本紡		八〇〇（二〇〇）		藤岡文六 竹島兼作
神戸地方聯合會	神戸市腕塚町一一八				六五〇	神戸一般神戸ゴム工、神戸金屬、淡路合同	會長柴田富太郎 主事川見早定 巨瀬村男
神戸一般勞働組合	神戸市腕塚町一一八	大一四・一〇・	大正ゴム、太平ゴム、繊維工場		一九〇（五二）	支部四	組合長巨瀬村男 主事酒井秀夫
神戸金屬産業勞働組合	神戸市腕塚町一丁目一一八		金屬勞働		一五〇	支部四	組合長板野琢磨 主事川見早定
淡路合同勞働組合	淡路州本下屋敷	大一五・二・			五五〇（一五〇）		組合長岩井伊久太
播州地方聯合會	兵庫縣加古郡高砂農人町				八〇〇		高橋松次代野逸治

昭五・一〇現在

尼崎、關西金屬の合同

尼崎、關西合同の合同

「神戸勞働」を改稱

昭五・七現在現在は未組織、合法性、奪還の闘爭中

昭五・七現在「全國勞働」結成により高砂製紙播州合同の二支部を含む

高砂製紙勞働組合工友會	兵庫縣加古郡高砂町農人町	大一三・一〇・三一	三菱製紙、高砂工場	六二〇（七二）	支部一〇	委員長	高橋松次	東播大衆新聞	昭五・六現在
飾磨合同勞働組合	兵庫縣飾磨町清水五六	昭三・一・	福島紡、加藤耐煉	一三〇（三〇）		委員長	山本久米喜	同	昭四・八合同勞働紡織勞働を分離同時に播州合同を組織飾磨支部と改稱、紡織勞働は日本紡織勞働に加盟
高知縣聯合會		昭四・五		四〇〇（五〇）		會計	安藝西榮	土佐解放新聞	昭五・七現在「全國勞働」高知聯合會結成により高知印刷、高知製紙、土佐ヤ＝紙、土佐電氣、海南合同、高知勞働を含む
中國聯合會	福山市櫻町	昭四・							
北海道聯合會	小樽市富岡町一ノ五四	大一五・九・	出版、製鑵、沖仲仕等	一、九二三（五三二）			荒川甚吾	先驅者新聞	前身は「北海勞働總同盟」
九州聯合會	長崎市櫻島町三五藤田ビル	大一三・	造船、雜種、交通、海上、炭坑紡織	六〇〇	九州海員長崎交通長崎合同諫早同一般	會主事	今村赤木	等	昭五・七現在

日木鑛夫組合	東京市神田區東福田町三	大一〇・一〇・二一	鑛夫	一、八〇五	支部八 聯合會一	主事 顧問	高梨二夫 麻生久 加藤勘十
日本紡織勞働組合	東京市神田區東福田町三	昭二・四・九	東洋モス 東京モス 富士ガス 合同紡 大日本紡等	七、九四〇（六、四一九）	支部一五	組合長 主事	藤岡文六 茅野眞好
東北合同勞働組合	青森縣八戸市下常泉下一三			三〇〇			西村菊次郎
長岡勞働者向上會	長岡市城内町古館三一	昭二・八・一五	鐵工、印刷工、木工、製粉工、	一七〇（二〇）		會主事	清澤俊英 竹内五郎 堀壽作
大谷石材勞働組合	栃木縣河内郡城山村荒鉢立岩	昭四・八・二〇	石材採掘	三五〇（一〇〇）		會長 會計主事	大屋政男 增淵末松 田中淺吉

本部直屬に郡山勞働——五〇（福島縣郡山市）本庄自由勞働——五〇（埼玉縣本庄町）の二組合あり、尙組合同盟、全國同盟の合同前の狀況に就ては記述及前年版參照。

日本勞働組合總聯合	東京市芝區新櫻田町一九	大一五・一・一七	金屬、交通、纖維、窯業	一六、七〇〇（一、三〇〇）	聯合會四團體三四 支部六	委員長 主事 會計	坂本孝三郎 高山久藏 末中勘太郎
關東地方聯合會	同右	大一五・五・一六		六、〇四〇（六四〇）	日本勞働技術會、關東色染、純メリヤス、花原從業員勞働者、組合 京濱技友會	本部 會計 中央委員長	島山久藏 皆川利吉 高場貴一 福本直二

昭五・七現在「西部鑛夫」を含む

正義の光

昭五・七現在本部直屬組合にて各地に支部を組織す

日本勞技會	東京府碼田町四五九	大九・八・一五	日本車輛東京織物	八五〇			宇野信二郎	昭二・八現在
關東メリヤス工組合	東京府目黑町下目黑二二二柏木方	大一四・六・				組合長	田中貞吉	
東京工勞組合	東京市芝區本芝入横町	昭三・三・		九七五		組合長	福田道之助	
京濱勞働技友會	東京府入新井町不入斗八九二	大三・四・一六	東京瓦斯、電氣、大森工場機械會社	七五〇(五一)	支部	委員長	高橋峯吉	
純勞働者組合	東京市深川區御船藏前町二〇	大六・八・	深川鐵工所、渡邊製作所	一八〇(二〇)	支部	委員長	福本直二 新井兵太郎	純勞働者勞働青年
神奈川縣聯合會	横濱市中區高根町三ノ一八	昭三・一・		六〇〇	横濱一般製菓、横濱メリヤス、横濱金属、神奈川工場、神奈川縣技、横濱船渡、横濱出版、横濱港湾勞働	委員長 主事	森榮一 佐藤恕	
關西地方聯合會	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九	大一三・二・二五		九、一五六(一、三二三)	組合	會長 計事	三吉良太 今井武吉	
大阪聯合會	同右	昭三・九・		七、二六二(七二四)	大阪鐵工、電氣技工、大阪皮革、一般工、泉州印刷、向進維勞働、共愛勞働、堺鐵工	會長 主事 計	坂本孝三郎 橋本定吉 今井武吉	

大阪鐵工組合	大阪市浪速區船出町	大八・二	二、一四三	大阪硝子工一般、大阪全日本紡	組合長	丸山春吉
大阪硝子工勞働組合	大阪市北區興力町	大一五・四	一、一五三		組合長	久木治三郎
電機技工組合	大阪市東淀川區今里町九八	大一四・五	三二九		組合長	坂本孝三郎
大阪一般勞働社	大阪市北區曾根新地三ノ二九	昭三・六・二五	七二一（一七七）	神戸一般造船	組合主事	橋本三谷定吉
神戸聯合會	神戸市梅ケ香町一ノ九〇	大一五・一〇	二、〇〇〇（五〇〇）	神戸一般造船	會計	佐野廣
全産業勞働組合全國會議	東京市芝區愛宕下町四ノ一	昭四・七・二一	四、三三五（一七五）		委員長	大道憲二
關東事務局						
關東全産業勞働組合		昭四・三・五	四五〇（八〇）	支部六	委員長	森繁
全國新聞勞働組合		昭四・一・一三	八九〇（二五五）	支部九	委員長	林要

各新聞社、印刷發送、配達

大阪全産
大阪統一
大阪俸給者、大阪

全産ニュース

關西事務局	大阪市港區辰巳町二ノ二				印刷産業、大阪足袋、關西革新、浪速合同、日鮮合成、奈良全産、京都全産、兵庫縣合同、高知一般		安倍隆一		
九州事務局	福岡市須崎土手町				九州全産、長崎全産、下關合同、防長合同		大場憲郎		
日本勞働組合全國協議會		昭三・一二・			産業別組織となり日本金屬、日本電氣、日本化學、日本出版、日本食糧、日本斉産、關東自由、商店員等あり地方と連絡			勞働新聞	昭五・六以後刷新同盟ありて内抗す
大阪印刷勞働組合	大阪市此花區茶園町一〇三					委員長	太田博		昭五・七現在
大阪電氣勞働組合	大阪市浪速區櫻川三ノ三八三	大一四・	大阪市電氣局電燈部、技術部	一、〇八四（六三）	支部七	組合長 主事	平岡雄四郎 岩氣守夫		昭五・七現在 勞農黨
大阪商店從業員組合	大阪市西成區四條一ノ二三								
大阪勞働者組合	同右	昭三・五・		三〇五（五）			赤木信次 山中政 高橋政一		昭五・七現在 政獲同盟

關東出版労働組合、關東金屬労働組合、關東電氣労働組合、關東化學労働組合、東京商店員組合、水戸合同労働組合、常磐鑛山労働者組合、岩城一般労働組合、桐生合同労働組合、足利合同労働組合、南信一般労働組合、松本合同労働組合、湘南合同労働組合、小田原合同労働組合、神奈川合同労働組合、前橋合同労働組合、青森合同労働組合、秋田合同労働組合、岩手合同労働組合、山田合同労働組合、仙臺一般労働組合、福島合同労働組合、郡山一般労働組合、會津合同労働組合、旭川合同労働組合、小樽運輸労働組合、釧路合同労働組合、函館造船木工組合、函館一般労働組合、日魯漁業同志會、札幌合同労働組合、室蘭合同労働組合、清水合同労働組合、静岡合同労働組合、島田合同労働組合、濱松合同労働組合、志田一般労働組合、名古屋木材労働組合、中部合同労働組合、三重合同労働組合、南勢一般労働組合、北勢一般労働組合、豐橋一般労働組合、京都果物労働組合、京都合同労働組合、京都木材労働組合、京都金屬労働組合、神戸金屬労働組合、神戸印刷労働組合、神戸港内労働組合、神戸化學工業労働組合、神戸合同労働組合、淡路合同労働組合、大阪金屬労働組合、大阪木材労働組合、泉州紡織労働組合、撫養鹽田労働者組合、松山合同労働組合、今治一般労働組合、南阪田鹽田労働組合、徳島労働組合聯合會、岡山合同労働組合、廣島一般労働組合、關門労働組合、小倉合同労働組合、八代木材労働組合、若戸合同労働組合、福岡合同労働組合、熊本合同労働組合、鹿兒島合同労働組合、門司合同労働組合、大牟田合同労働組合、久留米合同労働組合、延岡合同労働組合、海員刷進會。

備考　運動上公然の報告を全然欠くを以て參考迄に組合名――これも妥當ならず――を列記するに留むる。前年版を參照あれ。

日本交通労働總聯盟	東京市麹町區内幸町一ノ三幸ビル	大一五・六・二七	三〇、〇〇〇	日本交通労働新聞	昭五・七現在
東京交通労働組合	同右	大一三・三・一八	一三、〇〇〇（八、〇〇〇）	支部四八	赤城壽助　篠田八十八　熊本利男　山下卯三郎	交通労働
大阪市電自助會	大阪市港區八幡屋元町一ノ二八八	大一三・二・二〇	三、五〇〇（一五〇）	支部八	委員長　宇田誠一	西部交通
横濱市電共和會	横濱市磯子町瀧頭町二九九	大三・六・一三	一、三六〇（二〇）	支部六	委員長　綿引辰次郎	共和
中部交通労働組合	名古屋市東千種町元古井八六	大一〇・三・	二〇〇		酒井松二郎	

神戸市電從業員組合	神戸市四番町二ノ一〇六	昭四・五・一九	神戸市電	一、三〇〇	支部六	委員長	松田龜吉	神戸交通勞働新聞
郊外電鐵從業員協友會	東京府下目黑町上目黑四四五	昭四・三		一、三〇〇			藤間	交友クラブ向上會、同志會合同大衆黨
外に大阪自動車從業員組合、函館水電從業員交誼會あり。								
武相勞働聯盟	横濱市中區橋町三ノ六	大一三・五・一		一三、六〇〇		委員長 主事	佐藤孝太郎	昭七現在神奈川自治黨
						會計	永野敏	勞働時代 昭五・三解體
横濱工信會	横濱市內田町七ノ三一	昭三・三	横濱船渠	四、六〇〇（一〇〇）		會長 副會計	岩崎市十郎 平井國太郎 大久保嘉作	
浦賀船渠工愛會	相州浦賀町荒卷四一六	大一〇・一〇・一〇	浦賀船渠	二、五四三（一七）		會長 副	鈴木貞吉 石井熊藏	
自彊組合	東京市京橋區新佃島西町二ノ七	大一五・一〇・九	石川島造船所 秩父セメント	二、五三〇（三〇）	支部四	組合長	神野信一	中部大衆新聞
南芝運輸船夫交友會	横濱市中區橋町三ノ六	昭四・八	舟乘船員	八〇		會長 副會計	佐々木好一 白鳥伊之助 田中榮次郎	昭五・七現在大衆黨
日本窯業勞働總同盟	名古屋市東區芳野町一ノ九七	大一四・一・一五	愛知、岐阜製陶、畫工製陶雜役	三、七八〇（二八〇）	支部一四		荒谷宗治	
東濃聯合會	岐阜縣土岐郡駄知町大野方	大一四・九・一〇		一、六〇〇（五五〇）		會長 會計	大野兼十 安井三喜治	

東春聯合會	愛知縣東春日井郡瀨戸町瀨戸一	昭二・二・二			瀨戸陶工 頼戸硝子工 下品野陶工 上品野陶工		
官業勞働總同盟	大阪市東區越中町八六〇	大一三・二・九		一四〇四三			
關西同盟會	同右	大一三・三・		五六九〇			
向上會	同右	大八・二・九	大阪工廠 大阪被服支廠	二五二六		宮本靜一	西浦宇吉 川村保太郎 井上寅吉
大阪從業員組合	同右	昭四・一〇・		四〇〇		川村隆乘 福井保	西浦宇吉
大阪煙草勞働組合	大阪市南區日本橋筋四ノ七九	大一三・一・一三	大阪地方專賣局	四〇六（四六）	理事長 主事	井川阿伊造 白石恭藏 辻井安次郎	
名古屋向上會	名古屋市南區熱田東町横田二二	大一〇・三・一〇	兵器廠	八一八		西浦宇吉	
九州同盟會	福岡縣八幡市春乃町五ノ九一一	大一三・七・八	八幡製鐵所 小倉陸軍兵器製造所	八、五〇五（七六）	委員長 主事	濱橋文作 日下部半藏	大平嘉三郎
勞働組合同志會	同右	大八・一〇・三〇	八幡製鑛所	八、三一五（七六）	委員長 主事	濱橋文作 幸義知 日下部半藏	勞働の九州
革正會	小倉市萩淵町一〇九三	大一三・五・一三	小倉兵器製造所	二、四八（二八）	會長 主事	石崎鉄吉 大平嘉三郎 吉良勝人	
東京官業勞働組合	東京市小石川區竹早町九	大一四・一〇・	陸軍造兵廠 東京工兵廠 專賣局工場	二、〇五〇（六二）	組合長 主事	大塚定次郎 渡邊善壽	
海軍勞働組合聯盟	吳市本通り一二ノ一五	大一三・三・一五	海軍工廠	四三、〇二〇	會計 主事	宮崎繁市 加藤勝藏 野村隆	海聯時報 昭三・七現在社民黨
官業勞働新聞	社民黨						

吳勞働海官工業會	吳市本通り一二ノ一四	大一三・三・一五	吳工廠	一八、三二四（九二）	會長	宮崎繁市	海聯時報吳版		
廣廠工僚會	廣島縣加茂郡元村	大一三・五・		一、六六三	會計	渡邊獻一	時報廣版		
横廠工友會	横須賀市山王町四八	明四三・二・	横須賀工廠	一〇、四九五（五〇）	支部一	加藤勝藏	工友時報		
舞鶴共立會	京都府下中舞鶴町舞鶴會館内	大一三・五・二一	舞鶴要港部工作部	三、〇三二（七二）	支部一	高谷勝次郎七	共立時報		
佐世保勞愛會	佐世保市常盤町三九	大一三・三・一六	佐世保工廠	六、九七六（一四四）	會主事計	中藤松野義雄	勞愛時報		
德山燃工會	山口縣德山町寺町	大一五・一〇・二三	德山燃料廠	七〇〇（三〇）	會計	古賀熊一	德山版		
平塚總愛會	神奈川縣平塚町新宿一四九ヘノ二號	昭三・二・一	火藥製造工場同試驗研究部	六〇二（一〇） 一一八（二〇）	本部 支部 會長	森光祐作 河崎文方	時報德山版		
横濱市從業員組合聯盟	横濱市磯子區丸山町五五五	昭二・二・一八		二、五九二	共和會市從業員水道局從業員	平山伊三雄			
横濱市從業員組合	同右	大一五・一・二五	横濱市役所土木局、衞生課港灣部、瓦斯局	一、七五五（二〇）	支部四	今井安藏	勞働		
横濱市水道局從業員組合	横濱市中區堀内町			五〇六	委員長書記長	米窪明一		大野三次	昭四・七現在大衆黨京濱都市從業員組合協議會に加盟（昭四・五）

京濱都市從業員組合協議會	東京市神田區猿樂町二〇東京市從内	大一五・五・二四	一六、五〇〇	支部五 加盟團體四	綿引邦農夫 古川治修郎 大塚貞 伏田六郎	自由聯合 新聞農民自由聯合
全國勞働組合自由聯合會	東京市京橋區木挽町二ノ一〇	昭五・四・一五				昭五・七現在
關東地方自由聯合團體協議會						
東京印刷工組合	同右	大一三・四・	三、九七五（四七五）		和田榮太郎	直屬
關西勞働組合自由協議會	大阪市西成區中開町二丁目岡田方	昭四・一・		大阪機械工、大阪印刷工、大阪琺瑯、黒色一般、大阪印刷工、大阪一般、神戸勞働者自由聯合	河本幹次 生島繁	
大阪印刷工組合	同右	大九・一二・	三二〇（六〇）	支部五	生島繁	昭五・七神戸黒色勞働者聯盟と改稱
神戸自由勞働組合	神戸市西灘稗田一五	大一三・四・	一三六	自由勞働者、機械工、印刷工	内藤好夫	中國勞働組合自由聯合會は昭二・一〇解體本部直屬
岡山一般勞働組合	岡山市下石井三二五	昭二・九・一八	三〇〇	支部一 紡績工、ゴム工一般勞働		
黒色青年聯盟						

朝鮮自由勞働者組合、東與勞働同盟、横濱地方勞働者聯盟、靜岡無産者自治聯盟、新潟一般働勞者組合、常盤一般勞働組合、上毛印刷工組合、北海道勞働組合聯合會、函館印刷工組合親工會、札幌印刷工組合。

自由聯合團體全國會議	大阪市浪速區水崎町四六	昭五・六	一、三五〇（五七〇）						
關東地方自由聯合協議會	東京府下大島町三ノ四〇〇	昭五・八		日本染絨、村松バルブ、時事新聞、三井物産倉庫、東京印刷會社、大森バルブ、早川リイム、村山鑄造、村松時計、カツシカ汽船	關東一般東京印刷工聯、東京機械工、川崎一般、京濱合成	江西一三	小川猛	黑色勞農新聞、自由聯合、運動聯合、自由印刷工聯合の合同發行	昭五・六自由聯合協議會組織準備を解體し新に組織す
東京印刷工聯合會	東京市神田區淡路町一ノ一一	昭四・五・一							
關西勞働組合自由聯合會	大阪市浪速區水崎町四六	大一四・一〇・七	二九三	分會四	大阪自由總合、和泉漁業、京都印刷工	久保讓		印刷工聯合	
全國鐵道從業員組合	東京市外千駄ヶ谷六八三	昭五・七・一	一、〇〇〇	支部八	中央委員長書記長	欠松延繁治		鐵道勞働	昭五・七現在昭五・五全日鐵道從業員組合を解散再組織
東電從業員組合	東京市下谷區坂本町三ノ一〇	昭二・一・二一	五、二五〇	支部三	委員長	佐良土英彦		東電勞働	昭五・七現在大衆黨
東京市電協同會	芝區南佐久間區二ノ九	大一五・五	九五七（七）	支部二	委員長會計	荒木山野内藤茂郎		協同	昭五・八現在
東京市從業員組合	東京市神田區猿樂町二〇	大一三・五・二〇	三・〇〇〇	支部二四	委員長	小野正造		都市勞働新聞	昭五・八現在

東京瓦斯工組合	東京市深川區本村町五四	大八・七・一	瓦製製造所營業所	三、六一〇（一〇）	支・部三三	委員長	平野安藏	瓦斯勞働大衆黨系
						會計	西澤盛三	昭五・七現在
芝浦勞働組合	東京市芝區濱松町三八	大六・四・	芝浦製作所	五二五（五八）		委員長	福島元太郎	芝浦勞働
蒲田勞友會	東京府下蒲田町新宿三〇六	大一四・一〇・一	新潟鐵工所蒲田工場			組合長	藤澤甚十	昭五・七現在勞農黨及大衆黨
秀英勞働組合	東京市牛込加賀町二ノ二五	大一五・一・一七	秀英舍	九三〇（三〇〇）		會計	森昌	會報
							野瀨登原	昭五・六現在政黨加入自由意志
自由勞働同盟	東京府下吾嬬町請地三七八	大一三・三・三	土木建築電氣皮革	二、一八三（二三）	皮革職從業者、電氣工組合、鐵筋勞働、建築一般自由勞働者		加藤昇	自由
							小黑利一	昭五・八現在
關東總合勞働組合同盟	東京市深川區東元町八	昭二・一〇・二	機械工場、電氣工場、バルブ工場、硝子工場、製材工場	九五〇（五〇）	支部二、東京金屬、東京木材、東京東部總勞働、樺太居泊合同	委員長	坪井專次郎	勞働大衆
								昭五・七現在全民黨
								昭五・一〇全勞働加盟
東京市金屬勞働組合	東京府下淀橋町角筈新町一五八	大一三・三・三		五六	支部八		樽井寅藏	自由勞働者
							大沼晴直	昭五・八現在勞農黨
							伏見丈夫	五・九・二現實自由勞働聯盟と合同
								勞農黨

東京出版勞働組合	横濱市中區壽町三ノ一二七	大九・四・七	一、四八二					勞農黨
京濱金屬勞働組合	名古屋中區御器所町北山四二原方	昭四・四・一九	三三八(二八)					勞農黨
横濱港沖仲仕共濟會	名古屋市東區長田町四ノ七六貴田方	昭五・六・一	九〇〇(二五〇)	支部二〇	理事長常任	中谷吉田	榮吉富一	
名古屋合同勞働組合	名古屋市南區瑞穗町枯木四六	昭四・六・一	三六九(八四)	支部四	組合長	荒谷原	宗治廣吉	大衆黨
名古屋製陶勞働組合	名古屋市東區長田町四ノ七六貴田方	昭五・六・一			委員長	山内貴田	欽一肇	
東海合同勞働組合	名古屋市南區瑞穗町枯木四六	昭四・六・一			會計	村野三太郎	次郎品一	
足尾銅山鑛夫組合聯合會	小樽市富岡町一ノ五四	大一五・四・	一、九二二(五三二)		組合長	藤田俊次郎		昭五・七現在
					委員長	荒川	先驅者新聞	昭五・六現在全國勞働組合成により全國勞働北海道聯合會となる
全小樽勞働組合	小樽市稻穗町三ノ二八	昭四・八・二五	六〇〇(一〇〇)	支部二	委員長	鈴木	源重	勞働農民新聞、北海勞農新聞、長柄の先
帶廣勞働組合	北海道河西郡帶廣町石狩通四丁目竹花方	昭五・一一・二四	五二(二)	支部二	組合長會計	竹花萬青山	次郎良雄	昭五・八現在
日本勞働組合聯合	大阪市此花區夕凪町二ノ一〇	大一三・二・五						

大阪造船合同
美術友禪工
日本建築工
日本大工
日本鐵筋工
日本土工

後藤田正毅
永田幾次郎

純向上會	大阪市北區桐生町六三	大二・二・二六	大阪工廠、名古屋工廠、京都電機	六、七八五		會長	八木信一	純向上新聞
愛友會	大阪市港區九條中通一ノ七三八	大二三・二・	市電技術部	一、八〇〇（二〇〇）	支部四	委員長	奥井清三	昭五・八現在
關西一般勞働者組合産業別合同委員會	大阪市西成區柳通り三ノ一六	昭二・二・七		三九〇（四〇）	地區委員會四	委員長	井上勝信	關西勞働
大・阪・勞・働・組・合・聯・盟	大阪市西成區旭北通一ノ一一	昭四・二・		一、一七〇（二三〇）	大阪鑄造工、關西合同	書記長	村田	
全大阪勞働組合	大阪市東成區鴨野町八二六		各種鐵工所	一、三三五（九〇）	支部四	委員長	中尾服部義藏峰三郎	次郎澄夫	昭五・八現在
全大阪木材勞働組合	大阪市此花區春日出町二ノ五	大五・二	製材職工、山作場、製材、大林組清水組工長作場	三七〇（二〇）		委員長	太田吉郎飯石豐市		昭五・八現在
大阪金屬勞働者組合	同右								昭五・七現在

昭五・八現在評議會解散後東大阪勞働と改稱昭四・七より現在の名稱なり

昭五・七現在大阪木材勞働分裂の結果結成し、他は大阪木材を組織

勞農黨

勞農黨

關西電氣從業員組合	大阪市此花區春日出町二ノ五	大一三・七・	電氣工、大阪電力會社	五〇〇	支部七	委員長 石川喜藏	昭五・七現在 勞農黨
大阪化學勞働組合	大阪市東淀川本庄川崎町一ノ四一					會計 山本豐吉	
日本飲食勞働組合	大阪市北區天神橋筋五ノ一〇						
京阪同友交通勞働組合	大阪市北河內郡枚方町三六	大一三・六・二五	京阪電鐵	八三〇	支部二	西口末吉	
京都地方總評議會	京都市東山區今熊野寶藏町九ノ三	昭五・八・一				大塚榮	勞農黨
京都陶磁器工組合	京都市東山區今熊野寶藏町九ノ三						
ダンロップゴム組合	神戸市筒井町五二ノ四二	大一〇・七・二五	ダンロップ工場	四五〇	支部三	組合長 坂本時三 副 生水德松 會計 村井仁太郎	京都陶磁器工新聞 昭五・八現在 大衆黨
兵庫縣合同勞働組合	神戸市御崎本町三ノ八四	昭三・九・	金屬工、ゴム工自由勞働	一、一〇〇		竹內鶴吉	
全日本自動車從業員組合	神戸市海岸通三ノ二六	昭四・二・二五		四七三(二三)		青柿善一郎 宗結定雄	昭五・六現在 統一無產黨
神戸地方左翼勞働組合聯盟	神戸市五番町二ノ八二	昭五・六・		七六五(五)		赤崎寅藏	昭五・七現在 大體社民系
神戸市從業員組合	神戸市海岸通六ノ一八	昭五・五・一	神戸市衞生課傭人			組合長 梅野宗行 古家實二	交通戰線 勞農黨
				九四八(四三)	支部八	近藤孝三郎 栗本增次郎	昭五・七現在 傭人聯盟、從業員聯盟合同改組

關西瓦工組合	奈良縣南葛城郡披上村柏原	大一三・二・三	奈良、和歌山瓦工	八、三九〇(二五五)	支部三	藤本信藏	大衆黨
共同研究會	八幡市立町三丁目	大九・六・二〇	八幡製鐵所		會長 副會長	藤原代吉 中島光藏	研究時報 昭五・八現在
九州合同勞働組合	八幡市大阪町二丁目	昭四・九・七		三〇		澤井菊松	昭五・三現在 大衆黨
商船同志會	神戸市海岸通り二ノ四	大七・一〇・二	大阪商船攝陽商船司厨部員	二、二七(八)	支部一	宮本官治 栗田喜一郎 森田郁雄	昭五・六現在 大衆黨日本司厨同盟は昭四・七解體 司厨勞働會報
財團法人海員協會	神戸市下山手通八ノ一八〇	明二九・一・二九	船舶高級船員	二、四五八	出張所五	金倉治作 打越駒五郎	昭五・六現在 社民黨系
日本海員組合	神戸市海岸通り三ノ二六	大一〇・五・七	船員	八、一七三	支部一四	濱田國太郎 堀内長榮 米窪滿亮	昭五・七現在 社民黨日本司厨同盟は昭四・七解體 郵同友會CK研究クラブ 海員
港灣從業員組合聯盟	神戸市海岸通り三ノ二六	昭五・五・八	小型船舶乘組員	約七、〇〇〇	會主事長	濱田國太郎 横山善太郎	昭五・一〇現在 海友

神戸、大阪、横濱、山口、門司、下關、名古屋、東京、小樽、長崎、戸畑、海員組合、港灣運輸勞働、上海、海友、瀬戸内海、同志會、海員、港灣、從業員、司厨、戸畑、門司、山口、横濱、阪神

全俸給生活者組合	東京府荏原町戸越三六九	昭四・二・一九	俸給生活者	一八七(五七)	支部六	永見政亮	山川保	昭四・三現在大衆黨	
全國俸給者組合評議會	東京府下中野町三〇四	昭五・八・一三	俸給生活者			福島一郎	山川亮	全俸給者、關東中部、大阪俸給者、全日本映畫從業員合同改組	
東京一般俸給者組合	東京市外大井五二七九中澤方	昭五・一・三							
工友同志會	東京市芝區芝公園協調會館	昭四・五・二六	電氣、機械、木、建築	八五〇	支部準備會二	小山壽夫	高品增之助	工業職員	
日本漁業勞働者組合	函館市松風町二九四	昭五・一〇・	漁夫、雜夫、土	一、八〇〇	支部三	鶴本德太郎	石田定一	日本勞働者新聞	
在日本朝鮮勞働總同盟	東京府下高田町高田一三七				東京朝鮮 大阪朝鮮 神奈川朝鮮 京都朝鮮 兵庫縣朝鮮 愛知縣朝鮮 富山縣朝鮮 岩手縣朝鮮	事務長	會計	組合長	主事
臺灣工友總聯盟	臺北市建成町一ノ二	昭三・二・一九		一三、三二六	團體四六	書記長	李友三	昭五・八現在	
全國農民組合	大阪市北區堂島濱通三ノ一	昭三・五・二七	全國に亘る小作人	約四五、〇〇〇	聯合會三七 支部一、六〇〇	委員長	杉山元治郎	土地と自由	昭五・六現在本部費年四八錢支持政黨自由
						組織部長	前川正一		
						政治業務育成	吉岡八十一		
						財産調査	河合秀夫		
						教育議	西納楠太郎		
						爭制	本間忠吾		
						調部	小岩井淨		
						統委員長			
						青年			

全日本農民組合	東京市	昭三・七・五	新潟、山梨、岐阜、福岡、香川地方農民				委員長	平野力三	
中部農民組合	岐阜市高野町七丁目	大一三・四・二〇	岐阜、愛知、三重縣下農民				書記長	中澤辨次郎	中部農民新聞
日本農民組合總同盟	東京市芝區新堀町三一	昭二・三・六	一道二府十一縣下農民	約三〇、〇〇〇	聯合會三 支部一四	副主事 顧問	委員長	吉川文助	
中央日本農民組合	愛知縣丹羽郡樂田村	昭二・	愛知縣下農民	八〇〇	支部八	常任	委員長	中澤辨次郎	
農民自治會全國聯合	東京府豐多摩郡杉並町天沼卅二	昭二・三・		約二、〇〇〇	聯合會一四			稲富稜人	昭四・六支持政黨の問題は地方的分散の狀態なり。
土佐農民總組合	高知市小高坂	昭四・七・二三	高知縣下農民	一四、三五〇		組合長 副			
臺灣農民組合	臺灣臺中市梅枝町二七	大一三・一一・一四		約一〇、〇〇〇	聯合會四 支部二四	幹事長 委員長 政治組織 財政 教育 青年 爭議 調査	大石誠之助 陳逢源 陳崑崙 趙港 趙港	前田榮治 池知久萬治 上窪大岩	昭四・七現在舊農民黨系組合部分的に合同す、會費月五錢
							顏石吉	陳德興	組合費一、三〇錢（內本部四〇錢）
									昭三・六現在會費年二〇錢
									昭三・六現在支持政黨自由

備考　一、備考欄の年月は調査時を示し、明記なきは年末の現勢なり。　二、組合員數中括弧內は婦人組合員數を示す。

第四篇　産業組合及勞働者の自立運動

第一章　産業組合

第一節　一般狀況

明治三十三年産業組合法が制定せられて以來我が國の産業組合運動は異常の發達を遂げた。農林省農務局の調査に依る最近五ヶ年間に於ける産業組合數及び組合員數を示せば左の如くである。

年次	組合數	調査組合數	同上組合員數
大正十三年	一四、四四四	一三、三一九	三、三一五、二八三人
大正十四年	一四、五一七	一三、三七九	三、六三五、七四八
昭和元年	一四、三七三	一三、二四七	三、九四七、八〇六
昭和二年	一四、一八六	一三、一九七	四、一五七、四〇四
昭和三年	一四、一七一	—	—

昭和二年度に於ける資金及び事業高は左の如し。

組合數		一三、一九七
組合員數		四、一五七、四〇四人
出資金總額		二六六、八四九、〇一四圓
拂込濟出資金		一八一、九七七、四九一圓
積立金		八一、六五四、二六四圓
借入金		一四八、一四二、五三九圓

（二）事業高

信用組合貯金總額（年度末現在）	八八五、八二四、三三〇圓
同貸付金（同）	七四〇、六三九、五一五圓
販賣組合販賣價格	二三一、四五四、四六四圓
購買組合購買價格	一四三、四三〇、一〇九圓
利用組合利用料	五、三六二、一〇二圓

組合數と市町村數との累年比較

年次	組合數	市町村數	一市町村當
明治三十三年末	二	一四、〇六九	〇・一
明治四十三年末	七、五〇八	一三、三九三	五九・〇
大正九年末	一三、四四二	一三、一九五	一〇〇・二
大正十三年末	一四、四四四	一三、〇四七	一一九・九
大正十四年末	一四、五一七	一三、〇〇七	一二〇・九
昭和元年末	一四、三七三	一二、九九三	一一九・八
昭和二年末	一四、一八六	一二、九三七	一一八・八
昭和三年末	一四、一七一	一二、九二五	一一八・七

組合數は大正十四年に於て最も多く、爾來不良組合淘汰の結果漸減の傾向あるも、その内容に於ては整理刷新の結果却つて充實を見つゝある。されどその實質に至つては全く官僚的『天降り的』であつて、無産階級の自覺に基くもの極めて少

く、概ね自作農及地主を構成分子とする半政府機關たること依然たる有様である。この點例へば産業組合中央會の役員及び中央金庫出資狀態(産業組合中央金庫の項參照)のみを見ても明瞭である。即ち中央會役員は左の通りである。(昭和四年十一月現在)

會頭理事　志村源太郎。副會頭理事　岡田良平。理事　若槻禮次郎　古在由直。岡實。桑田熊藏。矢作榮藏。月田藤三郎。志立鐵次郎。

尙産業組合に關する統計は第二部統計第五表に收錄してある。

第二節　産業組合の事業及運動

一　産業組合中央會

我が國産業組合の全國的中央機關であり同時に又指導奬勵機關たる産業組合中央會の昭和四年に於ける主なる運動中特に重要なるものにつきその概要を述ぶれば、

第二十回通常總會(於松江市興雲閣、四月二十四日)――出席者三十五名。〔協議事項〕一、昭和三年度末財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案に關し承認を求むるの件　(滿場一致承認)二、昭和四年度に於ける借入金額最高限度の件(最高限度を金參萬圓となす原案滿場一致可決確定)

第三十二回支會役員協議會(於松江市興雲閣、四月二十四―五日)――〔協議事項〕一、産業組合教育委員會設置方針に關する件　二、産業組合中央金庫法改正要望に關する件　三、購買販賣組合事業の發達を圖るため全國的協議會開催を中央會に要望するの件等。

第二十五回全國産業組合大會(於松江市城山、四月二十六―八日)――志立會頭代理以下役員並に各地代表者出席。協議事項四十四項中重要なるものは下の如し。一、我國産業組合の現狀に鑑み購買事業販賣事業の進展を期する爲め實行を要する事項、(イ)購買販賣事業未開始の農漁村産業組合は適當なる專任役員を增置して速かに其の事業を開始し購買販賣事業を行ふ産業組合は之を兼營若くは新設すること、(ロ)農漁村購買組合に於ける取扱品は獨り産業用品に止まらず日常生活上必要なる經濟用品をも取扱ふこと、(ハ)農漁村購買組合に於ては肥料は勿論養蠶、養鷄、其の他の副業に必要なる取扱をなし區域内に於ける共同購入の事業は總て産業組合に於て實行する樣努力すること、(ニ)全國購買組合聯合會所屬會員の增加及其の利用を促進し事業の進展を圖り生産事業の實現を期すること、(ホ)組合員の販賣する米及繭は凡て販賣組合及農業倉庫に於て取扱ふことゝなし進んで聯合農業倉庫を設立し共活動の促進に努むること、(ヘ)生絲販賣組合の設立を奬勵し且つ大日本生絲販賣組合聯合會所屬會員の增加及其の利用を促進して組合製絲事業の發達を圖ること、(ト)農漁村購買販賣組合は極力組合員の增加を圖り組合事業の利用を普からしむること、(チ)都市に於ける消費者購買組合は區域の整理、共同仕入及共同宣傳等の方策に依り合理的經營に進むと共に各都市に於て消費者購買組合聯合會設立の機運を醸成すること、(リ)工場勞働者購買組合の設立を促進すること、(ヌ)都市に於ける手工業者の購買販賣組合の設立を促進すること、(ル)中央會及其の支會は上記諸事項を實行するため速かにその

具體的方策を攻究し之が實行を期すること、等を決議。二、産業組合の名稱に關する法規改正方を其の筋に建議するの件(保留)三、産業組合督勵の徹底を期するため産業組合係官を各地方に配置し産業組合課を設置せらるゝ樣其の筋に要望の件(可決)四、相互火災保險制度の促進方要望の件(可決)五、信用組合餘裕金を市町村其他公共團體へ貸付得る樣法規改正實施促進の件(可決)六、肥料官營促進を其の筋に建議の件(保留)七、購買組合聯合會の構成を各種産業組合及同聯合會に擴張方法律改正促進要望の件(可決)八、速かに全國を區域とする販賣組合聯合會の設立を實現するやう中央會に配慮方要望の件(中央會に一任)九、産業組合の電氣事業經營に關する件(可決)一〇、産業組合法第一條第八項の利用設備指定勅令に「病院」を加へらるゝ樣實現促進の件(可決)一一、水産倉庫を農業倉庫業法に準じ取扱ひをなす樣其筋に要望の件(可決)一二、産業組合中央金庫に於て長期貸出の出來得る樣至急同法の改正方を其筋に要望の件(可決)一三、産業組合中央倉庫の役員は凡て同金庫の總代會に於て選出する樣法律改正方其筋に要望の件(可決)一四、産業組合大會に於ける從來の審議會を中央會の決議機關にする樣大規程の改正方中央會に要望の件(中央會にて調査研究すること)一五、低利資金利率引下を主務大臣に請願の件(可決)一六、小住宅地の取得に對しても住宅低利資金を貸付け得る樣政府に要望するの件(可決)。

二　産業組合中央金庫

昭和四年三月末現在の中央金庫の狀況は左表の通りであるが、昭和四年に於ける産業債券發行の狀態を略記すれば、養蠶應急資金並に米作者應急資金に充當の爲め四月、額面合計七百萬圓、養蠶應急資金充當産業債券の借替の爲め五月、六月三回に額面合計五百三十萬圓、同五月霜害救濟資金充當の爲め八十五萬圓、地方低利資金充當の爲め五月及六月兩度に合計六百萬圓、六月米作者應急資金充當債券の借替の爲め三百萬圓を夫々發行し、何れも大藏省預金部の引受け拂込を受けた。

尙中央金庫は本年二月一般銀行の全國的預金利率引下げに歩調を合せ同月直接預金利率は五厘其他は日歩一厘の、また代理預金利率は、地方協定利率引下の行はれた十八府縣に於て定期年一厘乃至一分、その他は日歩一厘乃至二厘の引下を行つた。四月更に北海道外四十六府縣下に對する貸出利率並に北海道外二十七縣下に於ける金庫業務代理所扱預金利率の引下をなした。

産業組合中央金庫現況(昭和四年三月末現在)

出資者數	一一、四九〇
出資總額	三〇、七〇〇、〇〇〇円
拂込濟出資	二四、四四五、七二〇
諸積立金	一、八七一、九四六
借入金	一、〇〇〇、〇〇〇
産業債券	一八、三七〇、〇〇〇
預り金	三八、六三二、四九六
貸付金	五二、八〇五、六五六
預ケ金	一七、二五〇、八一二

貸借對照表（昭和四年三月三十一日現在）（圓以下切捨）

貸方	円	借方	円
有價證券	六、二五四、二八〇	政府出資金	一五、〇〇〇、〇〇〇
現金	四一、一六七、八七二	政府以外出資金	一五、七〇〇、〇〇〇
政府以外出資者拂込未濟出資金	一〇、〇五九、九六一	準備金	六二三、七九五
證書貸付	八七八、五〇八	特別積立金	一、二二二、一五一
手形貸付	六九九、三一三	退職給與基金	三六、〇〇〇
當座預金貸越	二〇、九〇七	債券發行高	一八、三七〇、〇〇〇
割引手形	一七、二二九、九〇五	當座預り金	二七三、七四五
郵便預ケ金	五九三、一〇八	特別當座預り金	一、〇四三、〇九四
銀行預ケ金	一四、〇五〇、五九三	定期預り金	三四、〇一二、四三五
國債	四八五、三三五	通知預り金	一、四五七、三二六
地方債	二一、八九四	別段預り金	一、八四五、九九四
代理所基金	二八、一二六	假受金	二六九、三九九
備品	一〇、七四〇	職員身元保證金	七七、三七三
假拂金	一五四、九一三	未拂債權利息	二八九、七七四
借家敷金		未拂利息	五〇二、〇五八
金銀勘定		未經過手形貸付利息	六六、一八六
		未經過割引料	三、一三八
		未拂諸手數料	二七、二八四
		前年度繰越金	七七、〇四二
計	九一、六五五、四六〇		一四、六四三、七〇一
		本年度剩餘金	七六八、七五七
			一五四、九一三
			九一、六五五、四六〇

三　全國購買組合聯合會

全國購買組合聯合會の昭和三年度に於ける事業の概況をその事業報告によりて示せば次の如くである。

貸借對照表（圓以下切捨）

貸方		借方	
拂込未濟出資金	三九二、五三七	出資金	六九九、五〇〇
中央金庫出資金	一六、五〇〇	中央金庫拂込未濟出資金	四、六七六
尾ノ道派出所勘定	三五七	準備金	四七
雜貨取扱勘定	四三、五七〇	特別借入金	三七七、五四八
特別當座預金	五五、二四八	當座借越	一七、五七三
定期預金	二二、一七四	假受金	八五六
當座預金	一、一八四	未拂金	一、二四〇
別段預金	七九二	未拂運賃	七、七六〇
通知預金	二六、七八三	支拂手形	一〇〇、〇〇〇
振替貯金	三五、四一四	買掛代金	三四、六五五
振替貯金基本預金	三〇		
倉庫	九、一五二		
工場設備	一三、〇七一		
備品	一三、三八〇		

假拂金	一、四六二
未收金	二、四九〇
受取手形	五三、三〇五
取立手形	三六、五三五
郵便擔保金	九〇
借家敷金	一、〇五〇
肥料	六一、一四六
雜貨	五四、九六一
賣掛代金	三、四、三四八
前年度繰越損失金	三三、〇二九
現金	
合計	一、一四三、八五五

四　大日本生絲販賣組合聯合會

大日本生絲販賣組合聯合會（昭和二年三月設立許可）の昭和三年度に於ける狀況概略は次の如くである。

昭和三年度（自昭和三年七月一日至昭和四年六月三十一日）

所屬組合數		三四
出資總額	二五、七〇〇〇円	
拂込濟出資金	一一二、六八一	
諸積立金	一〇、五八六	
本年度末現在借入金		—
本年度中販賣價格	一五、五七〇、三五八	

剩餘金

第三節　植民地に於ける産業組合

一　臺灣

大正二年二月十日律令第二號を以て公布され、同年三月一日より施行された臺灣産業組合の概況は左の如し。

	組合數	調査組合數	同組合員數	拂込濟出資額
大正二年	一八	一四	二、七六〇人	四八三、七一三円
大正十二年	三一〇	三〇〇	一三九、四八四	二、六二三、〇四五
大正十三年	三三三	三二三	一五一、〇二八	二、二五七、六八一
大正十四年	三三九	三三三	一七二、七〇九	二、三九四、九六二
昭和元年	三五三	三四六	一八七、六九七	二、八一五、二八九
昭和二年	—	三六五	二〇七、七七三	二、三五三、八五三

二　樺太

樺太に於ける産業組合は大正四年五月二十八日勅令第八八號を以て産業組合法の一部を除外して施行されたものであるが、最近に至る狀況を示せば左の如くである。

	組合數	調査組合數	同組合員數	拂込濟出資額
大正四年	—	—	—	—
大正九年	二六	一九	一、二一七人	二二四、五三九円

大正十三年	三七	三一	二、四三三	五二二、三三七
大正十四年	三七	二八	二、三二三	五七七、〇九六
昭和元年	三三	二八	二、三九六	六三五、二七六
昭和二年	三六	三一	三、〇一〇	六七四、四三六
昭和三年	三七	二六	二、七八六	六九〇、四九八

三　朝鮮

朝鮮に於ける産業組合は從來主として金融組合のみであつたが、太正十五年一月産業組合令が發布され、同年三月實施さるゝに至つて、販賣、購買、利用の事業を經營し得ることゝなつた。昭和四年三月末現在の組合總數は三十三組合で、前年六月十日現在の統計に比すれば八組合の增加である。

四　關東州

關東州の金融組合は昭和三年五月二十五日關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令によつて認められた。昭和四年十月末現在の組合數は十七にして、內、村落組合五、都市金融組合十二である。尙昭和四年九月五日『滿洲金融組合聯合會』なる一金融組合聯合會が設立せられた。

第二章　消費組合

第一節　一般狀況

消費組合運動は遂年漸次發達を遂げつゝある。殊に勞働組合及農民組合方面に於てもこれが運動に多大の關心を有するに至り、近時勞働者にしてこの運動に投ずるもの益々增加するの傾向頗る顯著である。

産業組合法による消費組合に關しては、産業組合中央會の第二回市街地購買組合調査（昭和二年）以後據る可き新調査なきゆえ本年版に於いては之を省略し、茲には勞働組合を背景とする勞働者の自主的消費組合の近況のみを概觀することゝする。（昭和二年末現在の消費組合の一般狀況については本年鑑昭和四年版第二部第四編第二章、同第二部統計表第五表及び下揭第二部統計表第五表を參照）

勞働組合を背景とする勞働者の自主的消費組合について述ぶれば、

一、勞働總同盟系消費組合。

昭和四年九月現在に於ける、總同盟系統に屬する消費組合は、關東地方は關東勞働消費組合同盟の統制に從ふ十四組合、關西地方七組合計二十一組合にて、その組合員數、出資金は左の如し。

	組合數	組合員數	拂込濟出資金	平均一ケ月賣上
		人	円	円
昭和四年（九月現在）	二	四八八	五〇、二八九・一〇	四〇、九〇一・五六
前年度との比較	八（增）	二四六（減）	九、九二二・二七（減）	一、七二一・八五（增）

備考　組合員數及出資金額の減少は、組合員一、三二七名の最大且

代表的組合たりし野田購買利用組合の解散に因る。

總同盟系消費組合中組合員百名以上のものは左の通りである。

（四年九月現在）

名稱	所在地	組合員數	平均一ケ月賣上	拂込濟出資金
大崎消費組合	東京市外北品川	一〇九人	一、六一三円	一、三三七円
セメント勞働組合田島消費組合	川崎市田島町	四七四	二、〇〇九	六、一〇二
神奈川鐵工消費組合	川崎市田島町	一四九	一、一三六	一、三三〇
製網勞働消費組合	川崎市南河原	五七五	三、一七六	五、四六二
東京帽子工從業員消費組合	東京市小石川	一五〇	二〇〇	三〇〇
埼玉第一區消費組合	埼玉縣川口町	一三三	三〇〇	三三六
窯業消費組合	埼玉縣草加町	七八	一、五〇〇	五〇〇
購買組合共榮社	尼ケ崎市	九二五	一四、二六六	一五、七一二
購買組合共立社	尼ケ崎市大物	二四〇	二、三六八	二、一六〇
消費組合相愛社	廣島縣土生町	五四七	一、二九八	四、八一七
栗本共益社	大阪市港區	四七三	三、〇七六	三、九〇六
久保田共益社	大阪市港區	一八七	一、五〇〇	一、三六八
淺野セメント從業員消費組合	門司市	一七二	二、五〇〇	一、二二六
製網勞働小倉消費組合	小倉市	三一五	三、三〇〇	一、五八〇
淺野造船消費組合	横濱市神奈川區	六二	四〇五	八四三

備考　「日本勞働總同盟」第十八回全國大會報告による。

總同盟系統の消費組合は以上の如くであるが、上述せるが如く野田購買利用組合が前年大爭議の影響を受け解散したるため前年度に比し組合員數に於て二四六、拂込濟出資金額に於て九、九二二圓餘の減少を見たが、他は順調なる發達を續けつゝある。尙昭和四年中に消費組合設立促進を決議しその準備を進めたるもの神奈川聯合會、關東釀造勞働組合カスケード支部、同市川支部系約八組合に上る有樣である。

二、日本勞働組合同盟系

勞働組合高砂工友會所屬消費組合　兵庫縣　高砂製紙會社從業員

川口購買消費組合（昭和三年三月創立）　埼玉縣川口町　關東金屬產業勞働組合

組合同盟系としては以上の二つに過ぎぬが、目下設立準備を進めつゝあるものに左の四組合がある。

關東製材從業員組合、關東革技工組合、東京北部勞働組合鋼板支部

三、武相聯盟系

組合	所在地	組合員	所屬組合	設立年月
工信購買組合	横濱市	約二、〇〇〇	工信會（横濱ドック）	大一五・九
自彊購買組合	東京市	約一、二〇〇	石川島自彊會（石川島造船所）	昭三・一

兩組合とも產業組合法適用組合にして、前者の昭和二年末現在の拂込濟出資額二四、三五一圓、一ケ月平均賣上高二二、〇〇圓である。

四、關東消費組合聯盟加盟組合

一般勞働者消費組合の聯合體たる關東消費組合聯盟（大正十三年結成、本部・東京府下大島町）は、總同盟、總聯合、官業勞働總同盟、舊評議會系の諸勞働組合員、農民、無產市民を包含し、昭和四年十月分

裂以前には加盟組合二十三(加盟組合員約五千)を數え、それ等加盟組合に對する中央卸元として月額約三萬圓の物品を配給して居た。聯盟第八回大會報告によれば、昭和三年度(昭和四年二月末現在)の拂込濟出資金は二四、九〇〇圓、借入金一八、五〇〇圓、積立金二、一〇〇圓、剩餘金一、〇一六圓にて、同年度總賣上高二四七、四三五圓に上てゐる。

昭和四年二月末現在に於ける聯盟加盟組合は、

名稱	所在地	創立年月	拂込濟出資金	昭和元年末現在 一ヶ月平均賣上高	昭和元年末現在 組合員數
△共働社	東京府下大島町	大九・一〇・	七五〇円	一、七〇〇円	一四〇人
△南郊共働社	東京府下大井町	大一二・二・	七五〇	三、〇六〇	一五〇
麻布共働社	麻布區		六〇〇	—	—
△向島共働社	隅田町	大一二・五・	一、三三〇	一、二〇〇	八五
博文館共働社	小石川區御殿町	大一四・	一、五〇〇	四、五〇〇	—
川崎共働社	川崎市	大一四・二・	五九〇	一、一〇〇	二〇〇
高輪共働社	芝區芝浦	大一四・一〇・	四〇〇	八〇〇	—
品川共働社	芝區芝浦	大一五・二・	三〇〇	一、三四〇	—
田町共働社	芝區田町	大一四・	八五〇	四、五〇〇	—
大森共働社	南品川	大一五・	三六〇	一、一〇〇	一〇〇

其他、西郊消費組合(府下高圓寺、拂込出資金六四五圓)荏原共働社(南品川三ッ木、二四〇圓)、△蒲田共働社府下蒲田町、七〇〇圓)、柳島消費組合(本所區柳島、一五〇圓)、吉田共働社(山梨縣吉田町、一〇〇圓)、板橋消費組合(府下板橋町、一〇〇圓)、中央共働社(下谷區長者町三〇〇圓)、以下四年十月聯盟を脱退せる組合——東京共働社(小石川區諏訪町、三、〇〇〇圓)、豐多摩共働社(府下淀橋町、八〇〇圓)大崎消費組合(市外品川袖ヶ崎、六二〇圓)、江東消費組合(本所區松倉町、一〇〇圓)、勞友社(市外淀橋町柏木、三〇〇圓)、北豐島協同組合(市外瀧野川町、一〇〇圓)の計二十三組合、拂込濟出資金總計一四、五八五圓である。尙上記六脱退組合及博文、中央、板橋の三組合を除くとともに工信購買組合(横濱市)武藏野消費組合(市外吉祥寺)、落合消費組合(府下中野町)の三組合の新加盟を見て聯盟現在の加盟組合は都合十七である。

備考　△は產業組合法適用組合。

聯盟加盟組合ではないが、友誼的連絡を持つ消費組合は左の如し。

淺草消費組合(三年二月設立、淺草稻荷町市街自動車從業員)、南千住消費組合(南千住一帶の勞働者)、南葛飾消費組合(四年五月・南葛總同盟系勞働者)、三河島消費組合(三河島淨化團)、北都留消費組合(山梨縣大月町)、黑石消費組合(秋田縣黑石町・農民、勞働者、俸給生活者)、峽東共働社(山梨縣加納岩町、農民組合員)、相模共働社(神奈川縣平塚町、相模紡績會社)、秋田消費組合(秋田市龜ノ町、一般市民及農民)、城北消費組合(市外岩淵町)、隅田川消費組合(隅田製鐵所)

五、消費組合聯合會準備會系

昭和四年十月聯盟を脱退せる東京共働社以下の組合は直に頭書の如き準備會を組織した。之に屬するものは左の六組合にて、組合員約一千名である。

△東京共働社、江東消費組合、北豐島協同組合、大崎消費組合、多摩共働社、勞友社。△印は産業組合法適用組合。

共の他地方的勞働者消費組合にして主要なるものは次の如くである。油津消費組合(大分縣油津、昭和四年四月設立)、吾嬬消費組合(東京府南葛飾町)、北海勞働購買組合(小樽區、四年三月設立、北海勞働總同盟南支部員)、吳工友信用購買組合(吳市、組合員二、〇〇〇名、一ヶ年賣上高約三十五萬圓、吳海軍工廠關係勞働者)、吳協同組合(吳市、四年五月設立、組合員約八〇名)、――關東消費組合聯盟第八回大會報告。協調會勞働課刊行『本邦工業勞働者の消費組合運動』。村山重忠氏調査『勞働者消費組合運動』――「産業組合」五年一月號――に據る)。

第二節　消費組合の事業と運動

勞働者の消費組合運動は兩三年來急激の發展を遂げつゝある。今資料の存するものゝみについて昭和四年度に於ける主要なる運動を記述すれば、

▲關東消費組合聯盟第八回大會(於牛込區揚場町産業組合中央會講堂三月十七日)▲關東醸造勞働組合野田支部員により設立され來つた有限責任購買利用組合解散(三月十九日)▲山梨縣北都留郡上野原町玉石砂利會社從業員消費組合を設立、縣當局より認可された(四月三十日)▲關東消費組合聯盟は松江市に開催された第二十五回全國産業組合大會に代表者三名を派遣したが、官憲は之を檢束、縣外に追放した(四月二十四日)▲同上聯盟はメーデー參加者に原價配給を行つた(於東京市、五月一日)▲京城學生消費組合及女學生消費組合は官憲のため壓迫禁止さる(於京城、五月二十三日)▲警視廳管下一萬三千名の警官を包含する警官消費組合設立の件第三回警察制度調査委員會で可決(五月二十六日)▲東京府消費組合協會理事、東京共働社其他四組合代表者理事會(於東京市本郷區、帝大基督教青年會館、六月三日)▲國際消費組合デー演説會(於東京市上野自治會館、七月六日)消費組合聯盟主催「國際消費組合デー」示威運動(中止)、ピクニック。加盟各組合は即賣會、特賣週間を催した(於東京市、七月六日)▲關東消費組合聯盟は消費組合講習所を開設、開講した(於東京府下大島町同上聯盟本部、七月五日――九月末日)、▲關東消費組合聯盟臨時大會(於東京市牛込區揚場町、産業組合中央會、十月六日)▲東京共働社以下六組合關東消費組合聯盟を脱退し、同上聯盟分裂す(十月六日)▲上記六脱退組合代議員會議、消費組合聯合準備會創立(於東京市小石川區諏訪町、東京共働社階上、十月六日)▲同上準備會六組合の隅田川製鐵所消費組合自營社、他三組合有志招待懇談會(於東京市本郷區帝大基督教青年會館十月十二日)▲日本大衆黨明石支部は同市に明石消費組合を設立した(十二月五日)

等であるが、その中特に重要なるものにつきその概況を述ぶれば、

關東消費組合聯盟第八回大會――(主要議事)一、一般運動方針決定の件　二、加盟組合整理の件　三、消費組合學校開校の件　四、婦人部確立の件　五、産業組合全國大會對策の件　六、購買組合聯合會認可申請の件　七、關税、消費税及撤廢の件　八、組合代表者會議定期召集の件　九、共同仕入委員會設置確立の件　十、消費組合經營研究會常設の件　十一、資本家地主による人工的米價値上策反對の件　十二、經營方針確立の件

十三、一般給料（賃銀）週間拂實施に關する件十四、組合市場設置運動の件　十五、生產部設置の件　十六、組合相互の金融機關設置の件
十七、火災保險組合設置の件。

關東消費組合聯盟臨時大會――同上聯盟は、九月三日辭表を提出したる廣田中央執行委員長の後任選擧の爲め十月六日前記產業組合中央會で臨時大會を開いた。同聯盟に於ては三月の第八回大會頃より、ブルジョア機關と相提携し之を利用せんとする右翼派と階級鬪爭的方針を强調する左翼派とが種々の問題につき相對立して居つたが、本臨時大會に於て、左派は廣田中央執行委員長の辭任の動機を以つて、消費組合の中產階級的變質化の策動より發したるものなりとなせる爲、茲に左右兩派の內紛は表面化するに至り、廣田氏を擁護する右翼派の東京共働、大崎消費、北豐島協同、豐多摩共働、江東消費の六組合は聯盟脫退を聲明して退場した。よつて殘留の十七組合は新たに岡本利吉氏を中央執行委員長に、戸澤氏を經營部長に、大澤氏を書記長に、夫々選任し「勞働者消費組合發展の爲めに飽く迄鬪ひ拔く」旨の聲明書を出して散會した。尙前記六脫退組合は、同日小石川區東京共働社階上に、代議員會を開き、「現實主義、ロッチデイール精神の旗幟を明にし」て、消費組合準備會を創立した。かくて八年同一戰線にあつた勞働者消費組合運動にも新なる對立を見ることゝなつた。

第五篇　無產政黨

概說

昭和四年度に於ける我が國の無產政黨運動の概況を述ぶること左の如し。

本年度を以て生誕の第四年を迎へたる無產政黨は、更に市町村會の選擧を經過することに依つて、一般大衆の間に牢たる地盤をきづくに至つた。府縣會、國會の選擧に比して、市町村會選擧の概して好成績であつたのは、それが一般大衆の生活に密着してゐるからには相異ないが、また以て無產政黨の實力的擴充を觀るべきものと信ずる。

所謂合法非合法と、前年度からもち越された問題に於て、非合法運動の勢力は本年度の後半期に至ると共に次第に衰へ大衆的運動から少數の尖銳化された運動に轉化して行つた。所謂四・一六事件、合法的地方政黨の出現、合法的勞農黨の結成、田中反動內閣に代る濱口內閣の成立、――かうした內外の情勢がその勢力を減殺した大きな理由である。然し非合法運動に止るものは次第にテロリズムに轉化すべき傾向を示した。

合法的政黨の中に就きて、一時著しい發展を示すかに見えた社會民衆黨は、無差別的に旣成政黨よりの脫落分子を收容した結果、必然的に意識の混濁と黨內對立を激成し、遂に關西方面に於ける戰鬪的なる勞働者の集團を失ふに至り、意外に早くその指導精神の破綻を暴露した。

所謂中間派を以て呼ばれる日本大衆黨は、その抱懷する戰

線統一論に基づいて合同を決行したが、合同後はしなくも内紛を醸し、再度の分裂を見るに至つた。然し黨内整備をなしてからの同黨の活動は他黨を壓するものがあり、その戰線統一論が大衆的輿望を代表することを實踐的に立證した。

濱口内閣の成立と共に、突如、從來の非合法的態度を放棄して合法政黨として出現した勞農黨は、その活動の支柱たる勞、農組合を有せざると、非合法派との對立抗爭の故に、本年度に於ては何等積極的の活動をなさゞりしのみか、その立黨精神また精彩と強靱とをかく憾みがあつた。

斯くの如く、本年度に於ては無産政黨戰線の統一がなされなかつたのみならず、右翼より左翼に亘つて更に分裂が繰り返され、未曾有の混亂時代――所謂『合同絶望時代』が現出せられた。然しその混亂はやがて整備さるべき時代への過程をなすものであり、その意味に於て實力的合同の機運はその間に育れつゝあつたと見るべきである。

その他本年度に於て特筆すべきことは山本宣治氏の刺殺事件であり、治安維持法の政惡である。何れも田中内閣の極端なる反動性を暴露したものとして著しく無産階級運動を陰慘ならしめた。この空氣は表面開明的の態度を採る濱口内閣の出現に依つて稍緩和されたが、その掲げた經濟政策はぢり〳〵と經濟界の沈滯を招き、未曾有の勞働不安を招くべき形勢を馴致した。

要するに本年度に於て、無産政黨運動は著しい進出を見せたが、それにも增した戰線の混亂のために、それが活動は甚しく減殺された憾みが深い。本年度下半期に勃發した所謂疑獄事件の洪水、民衆の生活不安に當面して、既成政黨に對する全般的の不信任にも拘らず、無産政黨の輿望意の如くならなかつた所以のものは職としてそれに依るものである。從つて無産政黨戰線統一の聲はまた潛勢的の力を占めて來た。これが本年度の次年度に殘した大きな問題である。

本年鑑に於ては、無産政黨運動を一般的な運動と個別的な運動に分ち更に後者を全國的政黨と地方的政黨とに分つて記述する。敍述の必然的に前者に密にして後者に粗であるのは調査報告の多少にも依るが、地方的政黨の活動の見るべきものゝなかつたにも依るものであると承知せられたい。

第一章　共通運動

各政黨の共通的運動をこゝに一括して說明する。その主なるものは第五十六議會對策、東京市を筆頭とする全國市町村會選擧である。

第一節　第五十六議會對策

既に前年度本年鑑(三二九頁參照)に於て報告したやうに、

議會對策共同委員會は社會民衆黨の反對に依つて中絶したが無產議員團の結束は從前と何等變化なかつた。議會內に於ける活動の主なるものの左の如し。

一、總括的質問——一月二十三日淺原健三氏、一月二十六日鈴木文治氏。前者は主として田中內閣の下に於ける警察權の濫用を追窮し、後者は職として政府の社會政策に對してゞあつた。

二、滿洲事件公表決議案——一月三十一日上程、無產議員團は決議案に贊成したが案は否決となつた。同日龜井貫一郎氏豫算總會に於て滿洲某重大事件に關して詳細な質問をなした。

三、內閣不信任案——二月九日上程、西尾末廣氏をして贊成演說をなさしめ、無產議員團は民政黨提出の同案に合流したが否決となつた。

四、豫算案——二月十二日上程、無產黨議員團は豫算返上論を以て臨むだが八二票の大多數を以て政府提出の豫算案は通過した。

五、兩稅移讓案——二月二十一日上程、河上丈太郎氏をして反對論を展開せしめ、政友會多年の政策に對して『田中內閣不信任』の意をこめて無產黨議員は反對したが、これまた大多數を以て衆議院を通過した。但し貴族院に於ては握りつぶされた。

六、治安維持法改正法律案——二月二日上程、水谷長三郎氏を委員として決定的の反對を試みたが、三月五日衆議院を通過した。この治安維持法改正法律案通過の日無產黨議員團所屬の山本宣治氏は黑田某なる反動の手先のために刺殺された。これに對して無產黨議員團は河上丈太郎氏を立てゝ三月六日の議場に於て緊急質問をなさしめた。

七、久原遞相彈劾決議案——三月七日上提、民政黨提出の本案に合流し、龜井貫一郎氏をして贊成演說をなさしめた、否決。

八、小選擧區制案——三月九日床次竹次郎氏等に依つて上提、無產黨は擧げて反對し、全部質問の通告をなし、殊に三月十二日龜井貫一郎氏は三時間に亘る質問をなして奮鬪これつとめた。但し衆議院を通過。

この他勞働者災害扶助法案、陪審法案、工場法中改正法律案等の上程に際し、夫れ〳〵無產黨としての意思表示をなした。

第二節　市町村會選擧

板舟權問題、京成電車乘入問題にからまる未曾有の疑獄事件の暴露に依つて解散を命ぜられた。東京市會選擧（三月十六日）を筆頭として、全國的の市町村會議員の選擧は本年度を通じて行はれた。この全國的な地方議員選擧に當つて各無產政黨は『市町村會を民衆の手に』のスローガンを掲げて地方議會の奪還を目指し、非常なる意氣込を以て戰つた。すなはち、『社會民衆黨は三月十八日市町村會議戰全國協議會』を開いて政綱、運動方針を決定し、日本大衆黨は『市町村會を民衆の中に』なるパンフレットを發行すると共に、三月二十二日同じく政綱、運動方針を決定した。その主なるもの左の如し。

一　選擧運動方針並に政綱

1　社會民衆黨

一、全國市町村會議戰運動方針

(1) 本部に中央執行委員會統制の下に全國市町村會議戰對策委員會を設置し、これに遊説部、記錄部、檢察部を置き、全國の選擧統制を期す。(2) 選擧主體(支部聯合會又は支部、分會)に選擧對策委員會を設置し、同じく遊説部、記錄部、檢察部を設け本部對策委員會との連絡を圖るべし。(3) 各選擧主體の遊説部は本部派遣の辯士に對する個人的交渉委員會の遊説部と連絡を保ち本部派遣の辯士に對する個人的交渉を禁止す。(4) 選擧は原則として我が黨獨自の勢力と政策により て行ひ、既成政黨には勿論のこと、他無産政黨との共同戰線も排し、尙我が黨の立場と相容れざる思想を有する辯士の應援を依頼すべからず。(5) 各聯合會及支部は候補者の詮衡を愼重にし、推薦の上必ず中央執行委員會の公認を受くべし。

二、選擧のスローガン(適宜拔萃のこと)

◇これまでの議員は金權の番頭！◇これからの議員は民衆の公僕！◇最初の一票は民衆の生命！◇無産者の一票は無産者の代表へ！◇利權に迷ふは勤勞者の敵！◇民衆の代表は民衆の一票より！◇選擧の結果は生活に！◇豚に眞珠を與へるな！◇富豪に重稅、働く者に減稅！◇働く者の生活を保證せよ！◇物價、地代、家賃を値下げせよ！◇市町村會を働く者の手に！◇市(又は町村)を民衆の手に！

三、選擧政綱

【自治制度】。(1) 地方普選の徹底(細目略)。(2) 市町村長の一般投票に依る選擧。(3) 市參事會及委員會の公開。(4) 議員に發案權賦與。(5) 內務大臣の解散權廢止。(6) 衞生組合、消防組合其他公共隣保團體の市町村費支辨。(7) 土地賣買業者の自治體議員就任禁止(8) 自治特許會社(例之獨占權を與へられたる瓦斯、電氣會社等)關係者の自治體議員就任禁止。

【財政經濟】。(1) 所得稅附加稅、地租附加稅及營業收益稅附加稅高率累進賦課。(2) 特別地稅附加稅の廢止。(3) 無産階級負擔の府縣營業稅附加稅、雜種稅附加稅の廢止。(4) 家屋稅免稅點の設定。(5) 戶數割の有産階級負擔。(6) 土地增價稅、閑地稅、庭園稅、不在地主、稅不動産所得稅、船舶所得稅、別莊稅、火災保險稅、百貨店稅、遊興稅廣告稅、商品券稅、溫泉稅、骨董品賣立稅、蓄妾稅、電氣扇稅、遊獵稅、自家用自動車稅、贅澤嗜好稅、電柱稅、多數電燈取付稅、奢侈品稅の設定。(7) 産業組合、農會の無産階級本位化。(8) 肥料、農具、種子の生産配給公營。(9) 無産階級金融のためにする公營銀行の設立及公營質屋の增設。

【都市計畫及農村計畫】。(1) 無産階級本位の都市計畫及農村計畫の實行。(2) 土地の公有化及公營住宅の增設。(3) 家賃制限法、住宅標準法の制定促進。(4) 電氣、瓦斯、水道、交通機關の公營及使用料値下。(5) 農村電化の促進。(6) 無産者住宅地區の改善。

【教育】。(1) 教育の無産階級本位化。(2) 小學校授業料の全廢。(3) 兒童に對する學用品、晝食の給與。(4) 夜間無料中學校の開設。(5) 勞働學校農民學校の公費支辨。(6) 職業補習教育機關の完成。(7) 青年訓練所の廢止。

【社會事業】。(1) 無産診療所の公營普及。(2) 社會事業に於ける小學校々舍の開放。(3) 職業紹介所の勞働組合管理。(4) 葬儀の公營

無料。(5) 無料の助産及托兒場公營普及。

2 日本大衆黨

一、市町村會選擧の具體的對策

(1) 【候補者の選定(要旨)】。イ、黨員中より選任すること。ロ、闘爭的なる人物を選任すること。ハ、候補者は支部總會(又は役員會)に於て決定し府縣聯合會の公認を受くるものとす。ニ、府縣聯合會は支部より候補者の選定上申ありたる時は右の條項に從つて調査し公認狀を發すること。ホ、候補者は選擇して亂立をさけ確實なる當選を期すること。

(2) 【選擧運動(要旨)】。選擧前の運動として。(イ)田中內閣打倒運動。(ロ)團結權獲得運動。(ハ)惡稅撤廢運動。(ニ)瓦斯、水道、電燈料金の値下運動をなし、この波にのつて實際の選擧運動をなすこと。

二、選擧政策要綱

【行政】。(1) 市町村長の一般投票に依る公選。(2) 公民權の擴張(滿二十歳以上の男女)。(3) 內務大臣の解散權の廢止。(4) 市町村會に發案權附與。(5) 選擧區制の撤廢。(6) 町村會の專任議長制確立。

【財政】。(1) 戶數割の廢止。(2) 府縣營業稅附加稅の廢止。(3) 特別地稅附加稅の廢止。(4) 雜種稅中民衆負擔稅附加稅の廢止。イ、自轉車、荷車、荷船、牛馬車、リヤカー稅附加稅の廢止。ロ、牛馬稅附加稅の廢止。ハ、水車稅附加稅の廢止。(5) 義務教育費國庫全額負擔。(6) 土地增價稅、間空地稅、庭園稅、不在地主稅、百貨店稅、高層建築物稅、別莊稅、蓄妾稅の創設。(7) 不動產所得稅、遊興稅、電柱稅、金庫稅、廣告稅等の高率累進賦課。

【社會施設】。(1) 土木事業の公正。(2) 交通機關の公營。(3) 瓦斯電氣事業の公營。(4) 實業補習教育の擴充。(5) 無產兒童の給食と學用品の無料給與。(6) 小學校授業料の廢止。(7) 圖書館の增設と巡回文庫の設置。(8) 實費無料診療所の創設。

三、スローガン

(1) 【都會用】。イ、市長(町長)を一般投票で選べ！。ロ、公民權を滿二十歳以上の男女に！。ハ、市會(町會)に發案權を與へよ！。ニ、諸車稅の廢止！。ホ、土地增加稅の新設！。ヘ、交通機關の公營！。ト、瓦斯、電氣料金の値下げ！。チ、小學校授業料の廢止！リ、實費診療所の設置！。

(2) 【農村用】。イ、(町)村長を一般投票で選べ！。ロ、戶數割の廢止！。ハ、自轉車稅諸車稅の廢止！。ニ、不在地主に同率課稅。ホ、交通機關の公營！。ヘ、瓦斯電氣料金の値下げ！。ト、實費診療所の設置！。チ、傳染病院の設置！。リ、肥料の公營。

二 選擧の結果

選擧の結果は、市部に於て社民黨が多くの議員を當選せしめ、郡部に於ては大衆黨が多數の議員を獲得した。各黨の大會報告及び官廳の報告を基礎として選擧の結果を一覽表とすること左の如し。

府縣	市町村別	社民	大衆	その他	計
東京	東京市	三	一		八
	八王子市	一	一		

	町村	三九	三五	—	七四
大阪	大阪市	一一	一	一	一五
	堺市	一	一	—	
	町村	一	一二	—	一三
京都	京都市	一	—	四	五
	町村	—	—	六一	六一
兵庫	神戸市	一	四	—	
	*尼ヶ崎市	二	一	—	九
	西宮市	一	—	—	
	町村	一〇	二	—	一二
神奈川	*横濱市	—	一	—	
	横須賀市	三	—	—	八
	川崎市	四	—	—	
	町村	一五	四	—	一九
愛知	名古屋市	三	一	—	七
	瀬戸市	—	三	—	
	町村	—	七	—	七
福岡	八幡市	九	五	—	
	戸畑市	二	—	—	一八
	小倉市	二	—	—	
	町村	八	六一	—	六九
青森	八戸市	—	一	—	一
	町村	—	四	—	四
秋田	町村	五	二六	一五	四六
山形	町村	二	二五	—	二七
新潟	新潟市	—	—	一	一
	町村	二	一八	四〇	六〇
長野	上田市	二	—	—	二
	町村	二五	二	—	二七
栃木	町村	三	三一	—	三四
群馬	町村	四	三二	—	三六
茨城	町村	—	二	—	二
埼玉	町村	一一	五	—	一六
山梨	町村	一五一	三五	一三二	三一八
岐阜	町村	—	九	一〇〇	一〇九
和歌山	和歌山市	—	一	—	一
	町村	—	一五	—	一五
奈良	町村	—	—	二四	二四
岡山	岡山市	—	—	一	一
	町村	一	二〇	—	二一
廣島	廣島市	—	—	一	
	福山市	一	—	—	三
	呉市	一	—	—	
	町村	二	—	—	二
山口	下關市	—	一	—	二
	宇部市	—	一	—	
	町村	四	七	—	一一
島根	松江市	—	—	一	一

區名	社民			
鳥取町村	一			
長崎長崎市	一			
佐世保市	三			
高知高知市	二			
愛媛町村	九			
富山町村	六			
静岡＊＊静岡市	一			
滋賀大津市	二			
三重津市	一			
鹿児島鹿児島市	二			
福井町村	一			
東京				
四谷区	三	三	三	一
牛込区	一	一	一	一
神田区	三	三	三	一
京橋区	四	四	四	一六
下谷区	一	一	一	一九
浅草区	一	一	一	一
小石川区	三	三	三	三
徳島徳島市	一	一	一	一
岩手盛岡市	一	一	一	一
宮城町村	四	四	四	一九
福島町村	一六	一六	一六	一六
千葉町村	三	三	三	三
北海道町村	三	三	三	三

＊は本年度の選出に非るも便宜上こゝに掲ぐ。

＊＊静岡市の市議は舊勞農黨に屬し　當選と共に收容辭職。

尙町村會議員にして地方無産政黨、主として農民組合より選出せられた舊勞農黨の所屬者は調査の方法なければこゝより洩れたるもの多し。

尙右の中に就いて、無産黨の地方議會進出の徵表となるべき東京、大阪、神戸、京都に於ける選擧の結果を左に表示する。

大衆		その他	
阿部溫知	◎一、三三二	藤原繁夫	一六九
福長正三	一、一〇四	上森子鐵	一二五
島中雄三	◎四、〇四二	中村高一	五五八
堺利彦	◎二、二七五	岩井勇藏	四三五
泉留吉	六九三	竹內文次	三三〇

大阪

上

東淀川成

◎一、六五五　山口常次郎

西淀川成

◎一、九二九　山内鐵吉

東成

◎二、九四八　川村保太郎

浪花

八七六　白井誠

住吉

◎一、三八九　山本圓吉

天王寺

五一九　茂野三善

浪花

◎二、〇七七　大島新一

此花

◎五、五六二　大矢省三

港

◎五、一八三　田萬清臣

東淀川

◎一、三四一　辻井安治郎

西淀川

六三四　内秋喬一

南

◎一、三五四　庄健一

北

◎二、四一一　古野周藏

◎一、三五一　和田操

芝

◎一、三六六　和久利幾之助

◎二、八二二　馬島個

深川

六九六　新妻清一郎

本所

一、〇七二　伊藤誠

麻布

一、一九八　淺沼稻次郎

四四五　濱田藤次郎

九二三　船越芳之助

二八九　堂前孫三郎

四八三　手島剛毅

一、一四九　末中勘三郎

◎一、八六六　坂本孝三郎

四七四　岩田襄

一八七　河村藤吉

五八八　辻井民之助

五四四　佐々木民三郎

一九五　赤城壽仙

二五〇　唐澤清八

四四二　刈屋省三

四〇三　平野安藏

一八四　石原善行

七七六　丹羽市太郎

一、〇四七　仲橋喜三郎

七八七　栗須喜一郎

四五八　矢勝義雄

八一〇　稻葉房藏

◎二、六七五　小岩井淨

七五五　福岡福一

◎七六九　神田兵三

京

六一二　丹羽增次郎

京都
下京　六四〇 津司市太郎　—　◎八六五 奥村甚之助
◎七六〇 菱野貞次
中京　◎九四八 上田蟻善　—　◎六六一 半谷玉三
東山　四九九 岩本健一　—　六三八 坂本時三

神戸
葺谷　◎八七三 村上喜兵衞　◎七二四 永江一夫　—
湊西　伊藤順藏　◎一、一六三 森脇甚一　—
林田　—　◎一、〇七九 青柿善一郎　木村錠吉
桑田喜三郎　—　—
港東　加藤久勝
灘　鈴木倉吉　◎八〇一 松澤兼人　—　—

三　特殊事件

本年度を通じての最もセンセーショナルな事件は所謂『山宣事件』――舊勞農黨所屬代議士山本宣治氏の刺殺事件である。

第五十六議會開會中、然かも治安維持法改正事後承諾案が上程可決された三月五日の夜九時半、山本宣治氏はその止宿中の光榮館に來訪した七生義團員黑田保久二なる者のために頸動脈及び左心臟部を刺されて即死したのである。黑田保久二は刺殺後錦町署に自首した。

山本宣治氏は本年一月水谷長三郎氏が『政獲同盟』を脫して勞農大衆黨を組織した際にもあくまで非合法主義を持して踏み止つたので官憲の壓迫は甚しく從つて反動團體のつけ狙ふところとなつたのである。犯人黑田は三月五日夜山本宣治氏を訪ねて自決勸告書をつきつけ、口論の末同氏を刺したものであり、山本氏は刺されながら格鬪したものと思はれ、相重なりあつて階下まで轉び落ち、そこで絕命したのである。

この山本宣治氏の暗殺に對しては單に一反動團體の所爲に非ず、反動政治の一表現なりとして全無産政黨が擧つて共同戰線を敷いた。

●●●●●●●●

舊勞農黨の聲明書。帝國主義戰爭の危機に伴つて吹きあれる反動の嵐は、既に吾等の陣營から幾多の輝ける闘士を奪つたが、今又新たなる犧牲の一人が加へられた。吾等の親愛なる闘士山本宣治君の勇敢なる非業の最後がそれである。吾々は殊にそれが田中反動內閣の下に起つた事を、更にそれは最惡の無産階級彈壓法、治安維持法の最後案が資本家地主の利益擁護者の蟠踞する衆議院を通過した其日に起つた事を忘れるものではない。

全國の勞働者農民諸君！同志山本は議會に於て眞に無産階級的立場

から政治的自由獲得のために戰つた唯一人者であつた。彼は殊にこれなりと信ず。我等は大にしん身の力を傾けて治安維持法に抗爭した。所が治安維持法そのものは今やこの勇敢なる階級闘士の鮮血を以て彩られた！吾々はこの事實から如何なる教訓を學びとつたか。諸君！同志山本は死んだ。だが彼の聲は吾々の耳底に生きて吾々を政治的自由の戰場へ驅りたてる。吾々はこの聲に應じて敢然としてふるい立ち荒れ狂ふ反動の嵐と戰ひ、治安維持法を筆頭とする一切の無產階級抑壓法全部を葬り去るべく努力し、殊に當面田中反動內閣の打倒に全力を傾け勞働者農民の政治的行進の最後の勝利への地ならしをしなければならぬ。吾々は今最も嚴肅に同志山本の悲壯の死に對すると同時に、この尊き犧牲を決して無意義に終らしめないであらふことを固く誓ふ。

日本大衆黨聲明書並決議。　治安維持法改正事後承諾案上程の日、多年無產階級運動の最前線を馳驅し來つた山本宣治氏は、突如反動政治の血祭りに上げられた。無產階級運動に對する暴壓その極に達したる現內閣の下に於て、今また高價なる血稅は無產階級の上に課せられたのである　我等は山本代議士の犧牲が單なる一暴力團の所爲に非ずして反動的暴壓政治の表現なりと信ずる。この意味に於て山本代議士の犧牲は無產階級が一致の力を以て守るべく階級的な事件である。我等は山本代議士の犧牲に對して滿腔の弔意を表すると共に、これを機會として反動暴壓政治に對して斷々乎として戰はんことを誓ふものである。

田中反動內閣を打倒せよ！

全無產大衆の力を以て反動政治の倒壞を期せ！

【決議】　代議士山本宣治氏の不慮の死は單なる偶發的事件に非ずして反動政治の意識的計畫的行動の現はれなりと信ず。我等は大にしては反動政治の張本人であり、小にしては事件當面の責任者である內務大臣並に警視總監の處決を促す。

【提議】　山本代議士の不慮の死に對して無產議員團が機宜の處置を採られたることを感謝す。更に我が黨は無產議員團に對して左の二件を提議す。

一、內務大臣處決の決議を提出せられたし

二、無產議員團主催の議員葬を以て山本代議士を弔慰せられたし

社會民衆黨聲明書。　反動的暴力團の橫行を看過默認することは明かに現內閣成立以來の失敗の一つであつて、前議會に於て鈴木內務大臣が引責辭職したるも其理由の一つは玆に存する。今回代議士山本宣治氏が議會開會中反動主義者の兇刄に倒れたことは、議會政治空前の不詳事に鑑み現內閣の反動性が到底立憲國としての治安を維持する誠意と能力なきことを痛感するものである。吾人は無產議員團の同志を失ひたるを哀悼すると共に今回の事件に對し內務大臣及警視總監の責任を問ふものである。

山本宣治氏の遺骸は帝大病院に於て解剖に附せられ、その告別式は三月八日非常なる嚴戒裡に帝大佛敎青年會館に於て擧行せられた。續いて三河島火葬場に於て火葬に附し、遺骨は同志に守られて同夜東京發、九日午前十時二十七分京都著、各勞農團體の出迎へを受け、直ちに同氏の故鄕宇治町に運ばれ、三月十五日を期して東京の靑山齋場、京都の三條靑年會館の二ケ所に東西相呼應して勞農葬を以つて行はれた。當日は何れも嚴重なる警戒を受けた。

尙山本宣治氏の死に就てはこれを議會の問題となし、三月六日の本

會議に於て河上丈太郎氏が宣言的の質問演説をなし、淺原健三氏が葬儀の取締方法に關して陪審法の委員會に於いて質問するところがあつた。日本ナ衆黨は三月十八日本所公會堂に『刺殺問責勞働者大會』を開催したが解散を命ぜられた

四　補缺選擧

本年度内に行はれたる補缺選擧の主なるもの及びその結果は左の如し。

1　社民黨

一月	福岡	縣會補欠	門司市	一、九九四票	山内　義治
同			嘉穗郡	五、七〇〇票	花山　清
三月	埼玉	縣會補欠	入間郡	三、九四〇票	小川　一
十一月	高知	縣會補欠	吾川郡		岡崎　精郎
	神奈川	縣會補欠	會中郡		宗像伊勢嘉

2　大衆黨

二月	秋田	縣會補欠	鹿角郡	一、四八〇票	米澤　岩吉
	大阪	府會補欠	北河内郡	五、五九一票	八代　智藏
三月	愛媛	縣會補欠	北宇和郡		福森重三郎
十一月	岡山	縣會補欠	兒島郡	一、二三三票	山上　武雄
	新潟	縣會補欠	南魚沼郡	四五五票	清澤　俊夾

3　地方政黨

一月	岩手	縣會補欠	盛岡市	一、三一三票	泉　國三郎

以上何れも落選。

第二章　無産政黨各個の運動

第一節　全國的無産政黨

一　社會民衆黨

社會民衆黨は昨年の總選擧に於て四名の代議士を獲得し、斷然他無産政黨をリードすると共に、引き續く選擧闘爭に好運を惠まれ、本年度前半期はその黄金時代たるの觀があつた。殊に東京、大阪、八幡等の市議戦に壓倒的の勝利を占めたことは、同黨の飛躍的な發展を思はせた。然るに、あまりに選擧闘爭に熱中するの餘波は、既成政黨脱落分子の流入を招き黨の指導精神を混濁せしめると共に、黨内の左翼分子との間に自然的な對立を導くに至つた。その口火を切つたものは關西に於ける社民黨、殊に社民黨の支柱たる日本勞働總同盟の急進分子である。これ等の急進分子は既に同黨の昭和三年度大會に於て『合同問題』を中心として反幹部的の態度を採つたが、それは本年六月に至つて遂に本山、鈴木等かゝる急進分子の中心人物の除名問題として表面化するに至つた。その結果日本勞働總同盟は本年九月九日を以て分裂し、大阪聯合會を中心とする一派は別に勞働組合全國同盟を組織した。然しながら勞働組合全國同盟は、政黨問題に於ては依然として社

會民衆黨を支持してゐたので、組合の分裂は必然的に政黨の分裂を豫想せしめたが、果せる哉、同黨の昭和四年度大會に於ては大阪、富山、山梨、東京の一部等代議員の退場を見、完全に分裂するに至つた。

社會民衆黨の活動は、本年度前半に於て華かなりしに引きかへ、本年度後半は內紛に累せられて甚だ振はなかつた。全國的の市町村會議員の選擧に於ても、前半期の好成績に比して後半期は著しく守勢であつた。殊に既成政黨の脫落分子を迎へて甚しく微溫的となつた同黨の鬪爭力は、未曾有の恐慌に導かれて次第に鬪爭的となり來つた民衆に飽かれたことも同黨の活動力を減殺した重大な原因でもある。

1 主なる活動

議會內の鬪爭——議會對策委員片山、赤松、小池、松永、宮崎、小山を任命し、勞働組合方案を提出した。最も活動したのは同黨所屬代議士龜井貫一郎氏であつた。他は消極的に過ぎる觀があつた。詳細は共通運動の項參照。

市町村會選擧鬪爭——片山哲氏を委員長として島中、宮崎、松永、爲藤、赤松、小山、吉川、小池、松岡、渡邊、龜井、西尾、田萬、古野諸氏を委員とする市町村會選擧對策委員會を作り、三月十八日『市町村會議戰全國協議會』を開催し、政策並に方針を決定し、市部に於て驚くべき成功を收めた。詳細共通運動の項參照。

田中內閣打倒鬪爭——『本年度に於ける日常鬪爭は前半期田中反動內閣の下に召集されたる五十六議會の無產議員團の鬪爭を、院外に於ける大衆鬪爭に結合して政友會內閣の打倒運動に全力が集中された』(第四回大會報告書)。このために二月八日本所公會堂に開かれた內閣打倒民衆大會を始めとして各地に打倒運動を捲き起した。

瓦斯値下鬪爭——東京市選出の議員を中心とし、ガス料金五十錢値下、計量器使用料の撤廢を決議し、『ガス料金供託同盟』を組織して戰つた。

教育鬪爭——八月一日—七日第二回民衆政治學校を東京に、夏季大學を大阪に開催した外、長野、東京郡部、京都、九州、仙臺に各民衆政治學校を開催した。

2 黨勢の消長

地方無產政黨の併合——社會進黨(十二月十四日)、弘前自由黨(一月十五日)、獨立民衆黨(七月二十一日)、藝南民衆黨(七月二十二日)、德山民衆黨(七月二十三日)を合同に依つて獲得した。

地方の動靜——本年度內に新設の支部聯合會六、支部四六、改組支部一〇、消滅四である。

3 大會・中央委員會・その他

第一回中央委員會——昭和三年十二月十二日
市町村會議戰全國協議會——昭和四年三月十八日
第二回中央委員會——同六月二十三日
全國議員大會——同六月二十三日
第二十四回中央執行委員會——同十一月十日—十四日

第三回中央委員會――同十一月十五日
第二十五回中央執行委員會――同十一月二十三日―二十八日
第四回大會――同十二月八、九、十日

右の中に就きて、社會民衆黨の本年度の活動、その傾向を知る上に重要なるものを抽出して大樣を述ぶること左の如し。

第二回中央委員會――六月二十三日、芝協調會、第二號談話室に於て開催。教育一般方針書、無產政黨合同問題に關する決議をなした。

【教育一般運動方針書】。（一）教育一般方針は昨年度大會に決定したる我が黨の運動方針に據ることは勿論である。（二）如何なる方法の教育運動なるにせよ、階級的政治道德の高調、我が黨の指導精神の宣明はこれを忘れてはならぬ。（三）我が黨のためには充實せる政治教育を實施しなければならぬ。そのためには、（イ）各支部には分會に於ては、事情の許す限り數日繼續の政治講座を開催すること。（ロ）（略）。（ハ）（略）。（ニ）未組織大衆に對しては黨の日常鬪爭を以て實踐教育をする外、演說會、講演會等を以て當面の問題を解說し、或は黨の主張を宣明すべし。尙極力前記政治講座にて動員すること。（ホ）講座のためには黨發行の小册子及『民衆政治講座』を使用し、尙その他の教科書は即時これを指示する。

【無產黨合同問題に關する決議】。無產黨合同問題に對する我が黨の態度が極めて正當であつた事は、從來戰線統一の空名に幻惑された他の無產各黨が、今日慘しき混亂の醜態を演じつゝあることによつて雄辯に實證されてゐる。我等は今後益々確信を以て我黨獨自の指導精神に立脚する大右翼結成の旗を持して進まんとするものであるが我等は左翼主義を排擊すると共に不純なる右翼主義と妥協してはならぬ。この見地に立つて、我等は階級道德上指彈を受くる人物の統制下にある舊日本農民黨と合同することにも反對しなければならぬ。我が黨は飽くまで我が黨の旗の下に全無產大衆を統一すべく勇往邁進せんとするものである。

全國議員大會――六月二十三日午後六時半協調會館に開催。次の議員行動方針書に對して宣誓した。

【議員行動方針書】。一、我が黨選出の議員は、我が黨の中央及地方議會に派遣したる階級的戰士たるべきことを銘記しなければならぬ。從つて議員の一切の行動は、我黨の主義綱領に立脚しなければならぬ。議員を以て特權的地位の如く考ふるは誤れる有產階級的觀念である。……

二、議員は一切の行動に於て公明なる階級道德に立脚しなければならぬ。而して無產大衆をして聊かなりとも疑惑を抱かしむる如き言動は最も之を愼まなければならぬ。……

三、議員は原則として他の無產派議員と共同戰線を張り、以て有產階級議員と抗爭せねばならぬ。また無所屬議員にして無產階級的色彩を有する者に對しても出來る限り共同戰線に誘引すべきである。而して此の共同鬪爭に於ては、我が黨議員は常に積極的態度を以て是を指導する地位に立たねばならぬ。又此の共同戰線は絕對的統制力を有するものに非ずして、若し或る問題に就き我が黨議員と他派議員との間に重大なるそして妥協すべからざる意見の相異を來したる場合、我が黨議員は獨自の立場をとつて自由行動を執るべきである。

四、議員は議會行動のみに終始することなく常に大衆と密接なる關

係に立ち大衆的日常闘爭に於ても其先頭に立たなければならぬ。而して議員は絶えず大衆の輿論を議會内に反映することに努めなければならぬ。

五、議員は各執行委員會の監督統制に服するは勿論なるも、我が黨は特に政策實行及階級性を監視のため、議員統制委員會を設置し、議員の一切の行動をして大衆の期待に副はしめんことを期するが故に議員は常に議員統制委員會の統制下に立たねばならぬ。

六、議員統制委員會の任務は、議員が大衆に誓約したる諸政策を實現するため、又議員行動の階級性に過なからしむるため、責任を以て議員を統制監督するにある。……議員は統制委員會に出席して意見を發表することが出來る。

七、議員統制委員會の組織(略)

第四回全國大會――十二月八、九、十日、芝協調會館に於て開催。出席代議員四百十五名。片山書記長開會の挨拶をなし、議長に島中雄三氏、副議長に堀内長榮、川村保太郎兩氏を推薦。左記の諸件を議した。

一、軍制改革に關する件。二、政友民政兩黨彈劾決議案。三、失業保險法制定要求の件。四、當面重大政策決定の件。五、資本家本位の產業合理化反對の件。六、選擧公營を基礎とする選擧法改正要求の件。

尙本年夏以來の大阪を中心とする黨の内紛問題に關しては特別委員を擧げて調査し、その報告は大會第二日の議場に於て白井委員長より報告されたが、この報告に對して何等の質問をも許さず即決可決をしたので端なくも紛糾を來し、大阪側その他の代議員は大會第三日の議場に於て脫退聲明書を發して脫退し、完全に分裂した。

4　支部及び支部の活動

◇埼玉縣支部聯合會創立大會――一月◇大阪府支部聯合會創立大會――一月◇山梨縣支部聯合會創立大會――四月三日◇大阪市會議員宣誓式――六月十三日◇青森縣支部聯合會創立――六月◇高知縣支部聯合會創立――十月◇新潟縣支部聯合會創立――十月

東京區議戰――十一月二十八日、二十五名の候補者を擁立し、十五名の當選者を出した。

5　分裂問題

既に本節の冒頭に於て述べたやうに、社會民衆黨の支持團體『總同盟』の大阪聯合會を中心として捲き起された分裂問題は、延いて社會民衆黨の分裂にまで發展した。最初社會民衆黨本部はこの問題に就て愼重なる態度を採り、十月二十二日第二十二回の中央執行委員會に於て調査委員五名（島中、松永、爲藤、堀内、川村）を擧げ、大阪へ出張調査せしめた。この調査報告に基づいて第二十四回中央執行委員會は十一月十日、十二日、十三日、十四日の四日間に亘つて開かれ、大多數を以て次の調停案を可決した。

一、中央執行委員會は左記八名に對し、黨則第三十七條の趣旨に則り全國同盟に對し、それが脫退を勸告す。

右回答は一週間以内になすべきこと。

勸告に應ぜざる時の處置は中央執行委員會に一任。

（人員）本山茂貞、鈴木悅次郎、桑島南海士、熊本與一、井上良二

田中良一、津脇喜代男、福住豐隆。

二、全國同盟のなしたる黨役員に對する中傷は黨の社會的信用を失墜せしめるにつき、遺憾の意を釋明せしめ、嚴に將來を戒告す。その釋明方法は中央執行委員會に一任す。

この調停案は十一月十五日に開かれた第三回の中央委員會に於ても承認せられ、大阪側またこれに基づいて陳謝することになり、左記の陳謝文を可決した。

【陳謝文】、先に我等が勞働總同盟幹部にして黨員たるものに對し、個人的中傷を行ひたるは、當時組合對立の抗爭渦中にありし故とはいへ、黨の社會的信用を傷くること大なるものあるを感じ、玆に黨本部に對し陳謝の意を表し、併せて今後嚴に斯の如き言動をなさゞることを聲明す。

これに依つて表面的には一應解決したるが如くであつたが陳謝文の掲載方法に關し、また脱退者の脱退理由に關して意見の扞格あり、黨本部より再三再四關西側の諒解を求むるために下阪したが、關西側は再審議を求めてきかず、全國大會に於て同問題に關する質問應答を全然阻止したので端しなくも紛糾を生ずることゝなつた。大會は特別委員二十二名を選んで審議した結果、壓倒的多數を以て左の報告を可決した。

【大阪問題特別委員會報告】、本部報告中大阪問題に關する部分を承認すべきや否やの審議を委託されたる委員會は、中央委員會決定の第一項に就ては既に解決濟なるに就き問題とせず。第二項の釋明方法に關する中央執行委員會の處置を承認するや否やに就て討議を行ひ西尾末廣君等に對し階級的裏切行爲として指摘されたる事實に就き愼重審議を遂げたる結果、委員會は二十票對二票を以て斷じて裏切行爲にあらずと認定し、大會は質問討論を省略して本部報告を承認すべきことを二十票對二票を以て可決せり。

よつて委員會は大會に對し大阪問題に關する委員會の報告を質問討論を用ひずして直に承認すべきことを要求することに滿場一致決定せり。

この報告の可決されたのは大會第二回の議場に於てゞあつたがために大阪側代議員は脱黨を決意し、大會第三回の議場に於て田萬氏脱退の挨拶をなし、脱退聲明書を發して退場し、完全に分裂を見るに至つた。脱退派は直に全國的政黨の組織に着手した。然るにこの問題は單に大阪側丈けに止まらず各地に波及し、黨本部はこれに對して極力鎭撫につとめてゐたが、黨の中央執行委員宮崎龍介氏の一派は全國各地の同志と連絡を採り、十二月二十五日本所公會堂に於て『社會民衆黨反動化防衛全國協議會』を開催するに至り、右の決議をなした。

【決議】。一、鈴木文治、松岡駒吉、西尾末廣三君は吾黨第四回大會に於て立黨の精神に悖り集團的暴力を以つて階級的裏切行爲を隱蔽せんがために討議を蹂躙したり、依て即時三君の脱退を勸告し、之れが實行を黨中央執行委員會に要求す。

この回答は來る三十一日正午迄に當協議會事務所宛にせらるべし。

二、黨中央執行委員會は黨大會反動化によりて全黨員大衆に及ぼす

惡傾向に對し適當に善處すべし。

これに對して同二十六日社會民衆黨の本部側は緊急中央執行委員會を開き對策を協議したが、一部の除名說を排して左の決議をなした。

【決議】。支部有志の名を以てせる反動化防衞協議會なるものは事の理由はしばらく措き一旦黨大會に於て決定せる問題に對し非議を加ふるものにして黨中黨を立つる如きは明かに立黨の精神に違反するものと認む、よつて黨中央執行委員會は即時これが解散を命ず。

然るにこの中央執行委員會の決定に對して宮崎氏は服しなかつたので、押し迫つた二十九日の中央執行委員會は遂に黨則第三十七條に依つて宮崎龍介氏を除名處分に附した。こゝに於て宮崎龍介氏等の『反動防衞化全國協議會』は社民黨を脫退し、先に新黨樹立を表明した大阪側の新黨準備會と連絡をとり、全國的な新政黨の組織に着手したのである。この新政黨組織運動は年內には何等具體化することなくして昭和四年度は暮れ、その發展は全て次年度に貽されたのであるが、確實な解散の見透しを前にし、然かも黨大會を楔機として惡化し來つた社會民衆黨の內紛＝分裂は、同黨にとつては非常な痛手であつた。

二　日本大衆黨

所謂七黨合同に依つて成立した日本大衆黨は、その後間もなく內紛に見舞はれ、本年度前半期は殆んど黨の內部整理に忙殺されたと言つても過言でない。從つて前半期の活動は甚だしく不活潑なるを免れなかつた。全國的な市町村會選擧に於ても、その成績は兎角社會民衆黨は壓倒され氣味であつた。

然るに六月十五日の擴大中央執行委員會に於て黨の陣容を整へてからは黨の統制も確立し、殊に社會民衆黨の內紛あるあり、新勞農黨の結黨を機會に所謂左翼陣營にも對立の生ずるあり、內外の狀勢有利に展開して見ちがへるほど活氣を呈するに至つた。

本年度に於ける活動の主なるものは、全國的な市町村會選擧闘爭、田中反動內閣打倒闘爭、失業防止闘爭、團結權獲得闘爭である。殊に濱口內閣成立以來、これに對する對策を樹立し、『濱口內閣批判』闘爭として以て來るべき總選擧戰の前哨戰としたのである。日本大衆黨が傳統的に有する『戰線統一主義』に對しては、その執行方針に於て當分合同の打ち切りを聲明し、新勞農黨の結黨に際してもこれに對して何等積極的に働きかけをしなかつた。また地方無產政黨の合同に對しても消極的の態度を採り、從つて戰線は表面上非常に複雜化した觀があつた。けれども日本大衆黨が可速度的に發展したに引き換へて、それを離れた舊日農黨及び舊無產大衆黨の勢力が急速に沒落したのは、やがて日本大衆黨の傘下にこれ等の分散的諸勢力を吸引すべき必然的行程なりと思はれる。

1　主なる活動

議會闘爭——第五十六議會成立前に當つて日本大衆黨は社會民衆黨に對して『議會對策共同委員會』を提唱したが後者の拒絶するところとなつて成立を見なかつた。尙同黨は一月二十一日の常任中央執行委員會に於て左の如き對議會策の根本方針を決定した。

(イ)無產黨獨自の立場を明確にすること。(ロ)田中內閣の打倒に主眼をおくこと。(ハ)院內行動の基準を闘爭と暴露におくこと。(ニ)無產黨議員團の結束をはかること。(ホ)所屬議員は重要問題については議員統制委員會の協議統制を受くべきこと。(ヘ)全ての院內行動は院外の大衆運動と相呼應しその尖端たるべきこと。

尙議院內の行動に就ては共通運動の項參照。

田中內閣打倒闘爭——一切の議會內外の闘爭を田中反動內閣打倒闘爭に集中し、二月五日本所公會堂に民衆大會を開催した外、三月三日には上野公園に於て屋外民衆大會を、三月十八日は本所公會堂山本宣治代議士刺殺問責をかねて勞働者大會を開催し、その他全國に本運動を指令した。

市町村會選擧闘爭——本部に『市町村會選擧對策委員會』を設け、『市町村會を民衆の手に』と稱するパンフレットを發行し闘爭の指針を示した。詳しくは共通運動の項參照。

濱口內閣に對する闘爭——九月十三日濱口內閣に對する闘爭の要項を左の如く定めた。

一、濱口內閣財政々策批判。(イ)所謂緊縮政策が公債の市價維持策に隷すること、(ロ)緊縮政策の第一次的要請たる稅制の根本的改革、特に民衆負擔稅の改廢を看却せることに反對すること。(ハ)軍備の縮少、恩給年金制度の根本的改革といふ整理緊縮の主要部門に何等斧鉞を加へることなく末節的なる節減及び繰り延べに依つて『緊縮』を呼號する點に反對すること。(ニ)義務教育費の國庫負擔增額等、所謂緊縮政策の黨略化に反對すること。(ホ)金解禁政策は現下の必要惡としてこれを容認するもこれが黨略化に反對するは勿論、これがために生ずべき一般無產階級の苛重負擔に對して何等施設なき點に反對すること、尙金解禁を即時斷行すべき時は平價切り下げ案を考慮し民衆への負擔轉嫁を出來る限り最少限度に止むべきこと。

二、濱口內閣の社會政策批判。(イ)濱口內閣の言論抑壓と抗爭すること。(ロ)濱口內閣の羊頭狗肉的の社會問題對策に反對すること。(ハ)『失業防止及救濟』に關して社會政策審議會特別委員會の決定したる要綱は、(A)緊縮整理政策と首尾一貫したる聯繫を缺き、(B)この財源を起債に求め、(C)極めて黨略的なることを指摘してこれを徹底的に批判すること。(ニ)中小工業者、農民に對する金融施設、救濟政策に對する無方針を暴露すること。

三、濱口內閣の一般政策に對する批判。(イ)濱口內閣が臨時議會の召集を回避したる點に反對を表明すること。(ロ)綱紀肅正に籍口せる一切の黨略的の人事異動に反對すること。

失業防止闘爭——團結權の獲得闘爭、生活權の擁護運動と結合して十一月二日本所公會堂に開催した民衆大會を始めとして、各地に同一形態の運動を起した。

總選舉對策——解散を豫想して十月十八日黨本部に總選舉對策委員會を開催し、立候補地區と立候補者を決定し、選舉政綱を可決した。選舉政綱は、(一)徹底普選の獲得、(二)政略の廓清、(三)失業の救濟、(四)民衆負擔の輕減、(五)團結權、耕作權の確立、(六)軍備の縮少、(七)金解禁對策の要求の七項よりなる。詳細は日本大衆年鑑一九三〇年版三二—四頁參照。

2 黨勢の消長

地方動靜——合同後の內紛に依つて、舊日農黨系、舊無產大衆黨系の脫退を見たが、後半期の活動に依つて、山梨、高知、愛知、岡山四支部聯合會の外、六十一支部の新設を見た。消滅したのは內紛問題にからむで解體を命ぜられたる山口、島根の二支部聯合會である。

地方政黨の併合——十月一日北東民衆黨を秋田縣聯合會の下に併合した。

3 大會・中央委員會・その他

第一回中央執行委員會——十二月二十一、二日
第二回中央執行委員會——二月十三日
第三回擴大中央執行委員會——六月十五日
農村對策委員會——六月十六日
總選舉對策委員會——十月十八日
第四回中央執行委員會——十一月二十三日
農村對策委員會——十一月二十三日
全國大會——十二月十五、十六日

右の中に就きて、日本大衆黨の本年度に於ける運動方針を知るに足るべきものを抽出してその大樣を述べやう。

第一回中央執行委員會——十二月二十一、二日の二日間に亘つて開催。各專門部長の選任の外、左の執行方針を決定した。(一)日本大衆黨は主體の完成を以て當面の任務と考ふるが故に今回協議會に於て勸誘せし諸黨以外には合同問題は當分打切るべし。(二)新黨組織準備會は宗派的分裂主義者の指導下にあるものと見なし、これが合法性を獲得すると否とに關はらず日本大衆黨は合同せずまた合同の申込に應ぜず。(三)新黨組織準備會に屬せし者を入黨せしめる場合には、黨支部、黨支部聯合會に於て嚴重なる調査をとげ、宗派的分裂主義者の指導をはなれたるや否やを見定め黨本部の常任執行委員會の承認を受くべし。

第二回中央執行委員會——二月十三日芝青年會館。淸黨運動にから む中央執行委員會であつて、鈴木、黑田、大道、古市等の諸氏は辭任退場した。

第三回擴大中央執行委員會——六月十五日、芝協調會館に於て開催。黨內紛問題の總決算をなしたる外左の諸件を可決した。

【市町村會議員の行動に關する件】。(一)市町村會議員の統制機關、支部及び支部聯合會に議員統制委員會を設け、市町村會議員の行動を統制す、各町村會議員は支部の議員統制委員會、市會議員は聯合會の議員統制委員會の統制に服するものとす。(二)議員の行動基準、(1)市町村會議員は日本大衆黨の階級的立場を嚴守し、「獨自」の立場を明確にすること。(2)市會に於ては市長、議長、副議長の選擧に獨自の候補を立てゝ爭ふこと。(3)町村會に於ては、專任の議長の獲得

に向つて努力すること。町村長の更迭に關しては勿論無産町村長の獲得に向つて進むこと。(4)市町村會議員は大衆に公約せる政策の實現に向つて鋭意奮鬪すること。(5)議員は常に大衆の先端に立つて果敢なる日常鬪爭をなすこと。(6)議員は議會内に於ける鬪爭を有効に行ふために他の無産黨議員と無産黨議員團を組織すること。

【地方政黨の合同に關する基準の件】。(1)日本大衆黨の執行方針を積極的に支持すること。(2)階級的前科者を排除すること。(3)合同交渉の場合には本部統制の下に近接支部には近接聯合會と合同協議をなさしめること。日本大衆黨は地方無産政黨の合同統一に關して滿腔の誠意を有す。然し過去の經驗に鑑み實踐的の破綻なからしむるため以上の態度を以てこれに臨むものである。

【農村對策委員會設置の件】。(1)農民運動の指導連絡を計り、進んで農村對策の根本方針を決定するため、黨本部に農村對策委員會を設く(2)農村對策委員會には法律部を設け、常任書記を置き、所屬辯護士團の連絡統一の任に當る。(3)黨關係の辯護士を以て辯護士團を組織し辯護士の連絡統一を合理化すること。(4)府縣聯合會に同樣に農村對策委員會を設け、農民組合との間に緊密な連絡を作り、本部農村對策委員會の方針に基き農村爭議その他農民組合運動の指導連絡の任に當る。(5)小作立法の獲得を以て農村政治運動の當面の目標とし請願署名運動をなすこと。(6)農民組合運動の明確なる基準と大衆黨の農村對策を研究調査し農村綱領を作るため特別委員會を設く。

●●●全國大會——十二月十五、六日協調會館に於て開催。出席代議員二七一名。河野書記長開會を宣し、議長に麻生久氏、副議長に杉山元次郎、松谷與二郎、坂本孝三郎、棚橋小虎、須永好五氏を推薦左記の諸件を議した。

一、黨規改正の件。二、一般方針に關する件。三、第五十七議會對策の件。四、選擧革正に關する件。五、失業保險法制定の件六、産業合理化反對の件。七、濱口内閣不信任の件。八、役員詮衡、中央執行委員長　麻生久、書記長　河野密氏、統制委員長　須永好氏、中央執行委員　西村菊次郎氏以下廿八名。

4　支部及び支部の活動

東京府支部聯合會合同大會——二月十一日、上野自治會館
高知縣支部聯合會創立大會——三月二十五日
新潟縣支部聯合會擴大支部長會議——六月一日、長岡市城内町
東京府支部聯合會議員團會議——六月八日
山梨縣支部聯合會創立大會——七月十日、甲府市市會議事堂
福岡縣支部聯合會創立大會——九月八日
愛知縣支部聯合會創立——十月

5　内　紛

日本大衆黨は合同後間もなく内紛に見舞はれた。内紛の直接の原因をなしたのは福田狂二氏の出したリーフレット『清黨』に關するものである。

それは日本大衆黨の首腦部麻生、平野兩氏の醜聞に關するものである。黨の常任部は多數を以て『事實無根』なりとしたが、舊無産大衆黨舊民憲黨の常任委員はあくまで徹底的の調査を主張し、遂に二月十三日第二回の中央執行委員會を開催するに至つた。會議の劈頭古市春彦鈴木茂三郎、黒田壽男の三常任は『常任中央執行委員會が該問題を速

に處斷し得ざるを遺憾としその責任を負ひ常任中央執行委員を辭す』と云ふ理由の下に辭任退場し、淺原代議士も『淸黨問題及びこれに關する我が黨本部の態度に鑑み我が黨現在の議員統制機關の統制を甘受するは我が國無產大衆の政治的要求に背反するが如き嫌あるを以て、今後該機關の統制に服するを潔しとせず』として退場した。かくて同委員會は次の決議をなした。

【決議】一、リーフレット「淸黨」並に「進め」號外に記載されたる事實は常任中央執行委員會及び統制委員會の嚴密なる調査の結査事實無根なること明かなり。二、無根なる事實を組織的に流布し黨の統制を意識的に攪亂したる福田狂二を除名す。

これに依つて問題は表面解決したるが如きも實質的には何等解決を見ず、遂に五月中旬に至つて平野一派の舊農民黨系も脫退を聲明するに至つたので、五月十六日左の除名處分を斷行した。

【決議】。日本大衆黨結黨の階級的意義を滅却し、徒に舊黨意識にとらへられて內部對立を激成し、黨の統制を紊したる責任者として左記の者を除名す。

平野力三、鈴木茂三郎、黑田壽男、中澤辨次郎、猪俣津南雄

舊日本農民黨系は農民組合を中心として社會民衆黨に合同を提唱したが容れられず、地方無產政黨の組織にその方針を轉換した。この方針に基づいて組織されたのは九州勤勞黨、山梨農民勞働黨の二黨である。舊無產大衆黨系は日本大衆黨分裂反對同盟を作つたが、ために五月二十一日大道憲二氏以下十名が除名され、六月七日分裂反對全國實行委員會を開催したので、その責任者として六月十四日堺利彥氏三名が除名された。

かくして日本大衆黨は、七黨合同の結果として戰線の整備をしたのも束の間、舊農民、舊無產大衆の大部分を失つて殘るものは舊日勞黨、舊民憲黨、舊信州大衆黨のみとなつた。分裂反對同盟はその後復黨運動を續けたが、復黨絕望と見て十月二十九日全國實行委員會の名に依つて解體を宣し、これまた地方的無產政黨の組織に轉換して行つた。因にこの內紛に關して採つた日本大衆黨幹部側の態度は六月十五日の擴大中央執行委員會に於て承認せられ、十二月十五、六日の全國大會に於てまた是認せられた。

三　勞農黨（政治的自由獲得勞農同盟）

昭和三年十二月二十四日の結黨大會に於て解散を命ぜられた新黨組織準備會は、十二月二十八日結黨の意思を放棄して政治的自由獲得勞農同盟全國準備會として創立を宣言した。これは、その宣言に言へる如く、『我が新黨準備會は現在の狀勢の下にあつてはそれが階級的なる限り合法性の剝奪は不可避である』と云ふ見地に立つて、結黨の意志を放棄したものであつた。然しながらその合法政黨主義の放棄は、舊勞農黨の解散以來益々結束を固めて來た同黨の舊勢力に大なる衝擊を與へ、各地に合法政黨組織を企圖するものが生ずるに至つ

た。第一に合法政黨主義を標榜して立つたのは水谷長三郎氏の一派であり、一月十七日勞農大衆黨の創立を宣言した。これに倣つて地方無產黨の組織されたものは中國無產黨、大和無產統一黨、岩手無產黨、宮城大衆黨である。

これ等の分裂にも拘らず、政獲同盟は益々その潛行的の活動を續け、三月五日の山本宣治氏の刺殺事件、四月十六日の第二次共產黨檢擧事件を通じて、左翼の陣營を死守して來た。然るに八月八日に至つて突如同々盟の幹部大山、細迫、上村三氏の名を合法的勞農黨樹立の聲明書に發した。これは各方面に異常なるセンセーションを與へたが、就中政獲同盟に動搖を來し、期せずして合法非合法の二對立を生ずるに至つた。即ち政獲同盟は八月九日新勞農黨の提唱に反對を聲明したが八月十四日全國委員會の名に於て大山郁夫、細迫兼光、上村進、河上肇、小岩井淨五氏の除名を聲明し、八月十六日名稱を勞農同盟と改めた。然し乍ら新勞農黨の樹立計畫は地方に多くの支持者を得、九月六日上村進氏方に準備會本部を設け十一月一日、二日芝協調會館に於て結黨大會を開催した。

綱領

一、我が黨は勞働者農民無產市民その他一切の被壓迫民衆の日常利益の擁護と伸張のために鬪ふ。

二、我が黨は勞働組合農民組合の擴大强化を重要なる任務とす。

三、我が黨は無產階級戰線の統一を期す。

四、我が黨は全被壓迫民衆の政治的自由獲得のために鬪ふ。

政策

一、言論、出版、集會、結社の自由。

二、選擧法の徹底的改正にする十八歲以上の男女の選擧權、被選擧權、大選擧區制、選擧の完全なる自由獲得。

三、地方自治體の完全なる自主化、府縣知事、市町村長、其他一切の自治體公職の直接選擧。

四、治安維持法、治安警察法、暴力行爲取締法、其他一切の無產階級抑壓諸法令の廢止。

五、裁判に依らざる一切の處罰、逮捕、監禁、家宅侵入の廢止、冤罪並に不當拘留に對する國家の賠償。

六、職權亂用、不當拘束、暴行凌辱、收賄官吏の嚴罰。

七、裁判の絕對公用、一般投票による陪審員の公選及び其權限の擴張。

八、刑務所及警察署に於ける待遇改善、讀書、通信、面接の自由、豫審終結後の即時保釋と保證金の廢止。

九、政治警察並に機密費の廢止。

一〇、財產稅、不在地主稅、奢侈稅の創設、所得稅、相續稅、地租營業收益稅の免稅點引上、以上諸稅の高率累進賦課。

一一、戶數割、車馬稅、その他一切の無產階級負擔惡稅の廢止。

一二、生活必需品の消費稅及關稅の撤廢、國營及獨占事業料金の引下げ。

一三、團結權、罷業權、團體協約權の獲得。

一四、完全なる八時間勞働制及び坑內その他危險作業に於ける六時

間勞働制の即時實施。
一五、資本家負擔による週休制の獲得。
一六、最低賃銀、最低俸給制の獲得。
一七、資本家負擔による失業手當制度の獲得。
一八、失業手當法の制定。
一九、勞働爭議調停法の廢止。
二〇、傷病老廢勞働者、農民、下級俸給者並に遺族の生活國家保證。
二一、工場法、海商法、海員法、健康保險法の徹底的改正、交通事故特別裁判法の制定。
二二、交通、運輸、電氣、鑛山、水産、森林、鹽田、土木建築勞働者その他自由勞働者の傷害疾病に對する特別補償法の制定。
二三、自作農創定法の廢止、小作調停法の徹底的改正。
二四、耕作權の確立、立毛、繭、その他農産物の差押、立入禁止絶對反對。
二五、米、麥、その他農産物の强制檢査の廢止。
二六、肥料、農具、種子の國營並に無料貸與、凶作、違蝗及土地取上の場合に於ける農民の生活の國家保障。
二七、官公有並共有の林野、河川、湖沼及一切の荒地不用地の農民に依る自由使用確認。
二八、農會及産業組合、漁業組合の廢止、耕地整理法、森林法の徹底的改正。
二九、全兵科に於ける一年現役制の實施、除隊後の職業保證。
三〇、兵卒の待遇改善、兵卒の人格權確認。
三一、一切の軍務による家庭窮乏の國家による生活保證。

第二部第五篇　無　産　政　黨

三二、青少年婦人勞働者特別待遇の獲得、青少年婦人の徒弟制度の廢止。
三三、義務教育機關の增設完備、その年限延長、その費用及兒童の凡ての給與の國庫負擔。
三四、學生々徒の研究の自由及校内に於ける自治權の確立。
三五、官制男女青年團、在鄕軍人會、青年訓練所の廢止、補習學校の自主化。
三六、女子の法律上、經濟上、社會上の差別撤廢。
三七、前借その他による女子及少年の人身賣買の禁止。
三八、國庫負擔に依る無料宿泊所、無料診療所の全國的設置並にその管理權の獲得。
三九、借家法並に借地借家調停法の徹底的改正及その全國的實施。
四〇、居住權の確立、家賃制限法の制定、無産者住宅の公營、增設及その管理權の獲得。
四一、民族的、封建的賤視觀念の差別撤廢、糺彈權の獲得、恩惠的施設反對。
四二、植民地民族の解放。
四三、秘密外交の廢止。
四四、對支干涉絶對反對。
四五、帝國主義戰爭反對。

尙本黨の役員は、
中央執行委員長　大山郁夫氏　書記長　細迫兼光氏　中央執行委員
上村進氏外二十八名
である。本黨の結黨が本年度末であつたので、大山、河上兩

氏相携へての全國的遊說の外その活動として多く記すべきものを有たない。

1　大會・中央委員會・その他

創立大會――十一月一日、二日芝協調會館に於て開催、代議員二三〇名。細迫兼光氏開會を宣し、議長に大山氏、副議長に上村進氏、奥村甚之助氏、鈴木源重氏を選任、次の諸件を議した。一、反動計畫打破の件。二、戰線統一に關する件。三、第五十五議會對策の件。四、失業問題對策の件。五、勞働組合法反對の件。六、組織並に活動に關する一般運動方針決定の件

勞農黨支持全國勞働組合協議會――十一月三日キリスト教青年會館に於て開催。

2　支部及び支部の活動

青森縣聯合會發會――十一月二十日青森市公會堂
川崎支部發會――十一月二十日
八幡支部發會――十二月二十日八幡市小倉劇場
泉州支部發會――十二月二十二日

第二節　地方政黨

本年度に於ける無產政黨の動搖は地方的政黨を續出せしめ無產戰線の七花八裂時代を出現せしめた。その主なるもの左の如し。

一　無產政黨戰線統一協議會

これは舊勞農黨の再建不可能と見ていち早く合法的政黨樹立に轉換した地方的政黨の連繫である。すなはち、勞働大衆黨、大和無產統一黨、岩手無產黨、千葉勞農黨、宮城大衆黨中國無產黨の六黨の代表者が九月二十八、九日の兩日に勞農大衆黨本部に會して組織したものである。協議會は十月二十九日に東京に於て第二回目の會合を開き、各黨に向つて合同を提唱したが問題にならなかつた。

無產政黨戰線統一協議會――九月二十八、九日、京都勞農大衆黨本部に於て開催。出席は泉國三郎、横田忠雄（岩手無產黨）、岩井傳治（千葉勞農黨）、村井一夫、吉本隆一、滿野春一（中國無產黨）、藤本忠良、若村國男（大和無產統一黨）、水谷長三郎、神田兵三（勞農大衆黨）の諸氏出席。新勞農黨、日本大衆黨何れに對しても單獨行動をとらざることを決定した。

1　勞農大衆黨

昭和四年一月十七日京都市水谷氏宅にて結黨。出席者七三名。

【綱領】一、我黨は、我が國の國情に即し、合法的手段により勞働者、農民、俸給生活者、小商人、その他あらゆる無產階級の政治的、經濟的、社會的生活に於ける利益の擁護獲得を期し、併せて土地、生產、分配に關する制度の改革を期す。二、我黨は全無產階級の政治的自由の獲得及特權階級のみの利害を代表する既成政黨を打破し、議會並に地方自治政の徹底的改造を期す。三、我黨は全無產階級の政治的戰線の統一を期す。

尙本黨の役員は左の如し。

執行委員長　水谷長三郎氏、書記長　神田兵三氏

2　中國無產黨

昭和四年二月二日結黨、執行委員長高橋武夫氏。顧問に高津正道氏本黨の綱領は後に組織された東京無產黨の綱領と全く同一である。就て見られたし。

3　大和無產統一黨

昭和四年四月十四日、奈良縣北葛城郡高田町光蓮寺に於て結黨。出席約三〇名。

【綱領】一、我黨は我國の國情に即し勞働者農民部落民其他一般被壓迫民衆の政治的經濟的社會的徹底解放を期す。二、我黨は合法的手段に依り有產者の利益に偏倚したる諸制度を改め合理合法の社會生活の實現を期す。三、我黨は同一社會層を結合したる全てのの全國的及地方的無產政黨の合同に依る單一政黨の樹立を期す。

尙役員は左の如し。

執行委員長辻本菊次郎氏、書記長　米田富氏

4　宮城大衆黨

社會民衆黨に慊らず、舊勞農黨より分離したる分子を糾合して地方的政黨を組織せんとの運動は本年初期より企てられてゐたが容易に具現せず、久しく行き惱んでゐたが九月六日に至つて準備會が成り正式に結黨を發表し、十月六日仙臺市公會堂に於て結黨大會を擧げた。

役員は、

執行委員長　菊池養之輔氏、書記長　細井關氏

第二部第五篇　無產政黨

5　岩手無產黨

岩手無產黨は昨年十二月二十二日に結黨したる地方政黨であるが、泉國三郎氏を執行委員長として盛岡市を中心に近接農村に支部を有し本年一月の縣議補缺選擧には泉氏を立てゝ一三一二票を獲得し潛勢力を示した。町村議の選擧にもかなりの成績をあげた。

二　舊日本農民黨系

日本大衆黨に合同したる舊日本農民黨系は、その後同黨の內紛問題により脫退を決意し、五月十五日協調會館に於て擴大中央委員會を開き、左の決議をなした。

【決議】一、十六日に開かるべき日本大衆黨常任執行委員會に對し全日本農民組合は日本大衆黨支持取消の通告をなすこと。二、今後執れの政黨を支部すべきかに就ては新に設置さるゝ政黨對策委員會に一任し、該委員會は大右翼結成の趣旨を以て愼重對策を講ずること。三、政黨對策委員としては須貝快天、平野力三兩氏外十五名を任命す。

續いて同組合は社會民衆黨の支持を決議し、合同交渉委員をあげて社會民衆黨に合同を交渉した。然るに社會民衆黨は『幹部中に階級道德上指彈される人物がある』ことを理由として合同を拒絕したので遂に七月二十日に至り左の申し合せをなして地方的政黨の樹立に轉換した。

【申し合せ】一、社會民衆黨との合同は今日迄の交渉の結果不可能なるを認め打ち切ること。二、全日本農民組合各地方同盟及聯合會は各自地方無產政黨を樹立すること。

この申し合せに從つて各地に地方名を冠した勤勞黨を組織することゝ

なり九月七日九州勤勞黨の結黨式があげられた。中央執行委員長大石榮氏、書記長稻富稜人氏。超えて十二月十五日甲府市に於て山梨農民勞働黨の結黨式があげられた。中央執行委員長平野力三氏。

【綱領】一、吾等は吾國の國情に即し農民、勞働者及小市民等勤勞階級の政治的經濟的社會的解放の實現を期す。一、吾等は合法的手段を通じて現在の不合理なる土地、生産、分配に關する諸制度の改革を期す。一、吾等は勤勞階級の利害を代表し有産階級本位の政治的制度の改造を期す。

三　その他

1　東京無産黨

日本大衆黨内にあつて分裂反對同盟を組織してゐた舊無産大衆黨系の一派は、分裂反對同盟を解體すると共に地方無産政黨組織の方針を採り、その第一着手として十二月二十五日神田松本亭に於て組織したのが東京無産黨である。

【綱領】一、吾黨は勞働者農民俸給生活者其他一般無産市民の政治上經濟上社會上の利害を代表す。二、吾黨は有産者の利害に偏倚したる政治上經濟上社會上の諸制度を改め合理公正なる社會生活の實現を期す。三、吾黨は同一の社會層を代表する凡ての全國的及地方的無産政黨の合同によりて單一政黨の樹立を期す。

役員中央執行委員長　中西伊之介氏、書記長　黑田壽男氏、顧問堺利彥氏。

2　神奈川自治黨

横濱船渠會社の從業員を主體とする神奈川自治黨は三名の縣會議員を擁してゐるが、本年度に於ける活動として何等見るべきものがなかつた。

3　立憲民衆黨

日本大衆黨新潟縣支部聯合會の内紛に依つて除名されたる綱島正興氏を中心として組織されたる地方的政黨である。四月十六日長岡市に於て結黨式を擧げ、執行委員長綱島正興、書記長星野三省氏。最も右翼的な立場を採り、社民黨に合流すると傳へられてゐたが、本年度内には實現出來なかつた。活動の見るべきものは殆んどない。

四　全國勞農青年同盟

昭和三年十一月八日、日勞黨本部において第一回創立準備會を開いた「全國勞農青年同盟」は、本年一月二十日東京市芝區芝公園芝青年團會館に於て創立大會を開催するに至つた。

附主要無産政黨一覽

政黨名	事務所々在地	結黨年月日	主要支持團體名	黨員數	幹部氏名	機關紙	備考

勞農黨

東京市麹町區內幸町一ノ五

昭四・一一・一

勞働組合全國協議會、全國農民、東京市從業員、東京交通

支部　九五
聯合會　一二

委員長　書記長　會計　宣傳部　機關紙　財政部　組合　對策部　組織部　政治部　婦人部　調查部　教育部　青年部　國際部

大山郁夫　細迫兼光　上村進　神道寛次　大沼晴直　糸川二一郎　石原美行　篠田八十八　長井恭三郎　高畠春二　山花秀雄　大山郁夫

旬刊勞働農民新聞

昭和五・六現在
黨費三〇錢（內本部費四〇）
代議士　一
府縣議　六

社會民衆黨

東京市芝區新堀町三一
電高輪四〇七〇

大一五・一二・五

勞働總同盟、官業勞働、海軍聯盟、工人クラブ、海員組合、農民總同盟

黨員　六一、三〇〇
支部　一五〇
聯合會　八

中央執行委員長　安部磯雄
中央執行委員　一六名
書記長　赤松克麿

組織部　機關部　宣傳部　出版部　調查部　教育部　情報部　青年部　婦人部　財政部　事業部

龜井貫一郎　小池四郎　松永義雄　松下芳男　山崎一雄　大槻正秋　僞蘇五郎　鳥中雄三　龜田一郎

中央執行委員會議長　麻生久
書記長　三輪壽壯
統制委員長　大矢省三
顧問　高野、堺、

月刊社會民衆新聞

昭和五・六現在
黨員は四年、三月一〇日現在
黨費一円（本部費五〇錢）
代議士　二
府縣議　七
市議　五六
町村議　三七二

全國大衆黨　東京市芝區田村町六六　電芝三二〇九　昭五・七・二〇　日本大衆黨、全國民衆黨及統一協議會が合同す　月刊全國大衆新聞　黨費本人年額五〇錢

中央執行委員二九名
組織部長　淺沼稻次郎
情報部長　岡田宗太郎
財務部長　高橋亀吉
機關紙部長　河野密
選挙部長　鈴木茂三郎
婦人部長　細田所輝明
青年部長　宮崎、田萬、高橋、山崎、賀川、松谷、山本
議會對策部長　水谷長三郎
國際事業部長　安平鹿之助
教育部長　木村壽男
宣傳部長　松本利彦

日本大衆黨　東京市芝區田村町六六　電芝三二〇九　昭五・二・二〇　組合同盟、總聯合、全國農民、窯業勞働、横濱市從業員組合、商船同志會　月刊日本大衆新聞

總務部長　麻生久
機關紙部長　河野密
連絡部長　三輪壽壯
組織部長　淺沼稻次郎
青年部長　高橋太郎
傳部長　細田所輝明
宣育部長　綱吉
教部長　榮勘十
婦人部長　森田
財務部長　加藤
議會對策部長　金井
選挙部長　平野
調査部長　芳賀學次

中央執行委員
宮崎、田萬、井關、阿部、山内、古野、水谷長三郎、鈴木茂三郎、黑田壽男、堺利彦

顧問　松谷、杉山、高野、高橋、賀川、山崎、河野密、三輪壽壯、淺沼稻次郎

常任中央執行委員一四名

書記長　河野密

委員長　麻生久

黨員九四、一五七
支部二二三
聯合會三三

現在黨費五〇錢　昭五・六
代議士二
府縣議四二
市議三一
町村議四五〇

全國民衆黨　東京市京橋區南鍋町振興館　昭五・一・一五　全國同盟

無產政黨統一全國協議會　京都市上京區御幸通リ御池上ル　昭四・九・一八　東京無黨產以下の黨加盟、中統一無黨を除き全國大衆黨を合同結成す　十黨產

昭四・一二・一〇　社民黨大會に脫退

東京無産黨	東京市麹町區麹町八丁目二四	昭四・一二・二五	東京出版、東京交通、俸給者組合、借家人	一四	一、〇五〇	顧問 堺利彦	書記長 黒田壽男	常任執行委員 鈴木、吉川、田中、高野、泉、	無産大衆
勞農大衆黨	京都市御幸通御池下ル東	昭四・一・一七	京都一般、繊維勞働、京都更紗、京都木材	八	八三五		顧問 水谷長三郎 神田兵三		日本大衆黨、分反系の結黨 昭五・五現在 黨費二〇錢（本部六〇）
無産大衆黨	大阪市浪速區櫻川二丁目	昭五・一・一五	關西總聯盟、大阪足袋、借家人、水平社	八	六三二	顧問 安部磯雄、栗須、三井、	書記長		市議 一 町議 一
岩手無産黨	盛岡市不來方町	昭三・二・二四				執行委員長 泉國三郎			昭五・六現在 府議 一 市議 三 町村議 一三
宮城大衆黨	仙臺市榴ケ岡停留場前	昭四・一〇・六	全農、借家人			執行委員長 横田忠夫、五名			昭五・六現在
秋田無産黨	秋田縣土崎港町	昭	農民組合			委員長 菊地養之輔 書記長 袖井開一 常任委員 一〇名			昭五・六現在 黨費一〇錢（本部五錢） 町村議 一八
千葉勞農黨	千葉市	昭四・	農民組合						昭五・六現在 黨費月一〇錢（本部六） 町村議 六
愛知無産黨	名古屋市南區瑞穗町枯木一八	昭五・一・三一	中部木材、名古屋製材、中部俸給者借家人	二	五六五	執行委員長 淺谷天狼 書記長 吉田龍雄	委員長 辻本菊次郎 書記長 米田富 會計 藤本信太郎		昭五・六現在 黨費二〇錢 町村議 九
大知無産統一黨	奈良縣高田町高砂町	昭四・四・一四	農民組合、水平社		四五〇				昭五・七現在 黨費月一〇錢
中國無産黨	廣島市舟入町		廣島合同、自由勞働、勞友會、借家人	八	約七〇〇		委員長 高橋武夫 書記長 佐竹新市 常任執行委員 六名		黨費 五〇
									昭五・六現在 市議 一 村議 一

統一無產黨	神戸市御崎本町三ノ八四	昭五・三・一六	兵庫縣合同、額椽工	支部	一五〇	二	委員長	青柳善一郎	昭五・六現在黨費一〇錢
神奈川自治黨	横濱市中區橘通三ノ六	昭二・八・二七	武相聯盟				書記長	岡田富太郎	市議一大衆黨より分離結黨
駿豆民衆黨	靜岡縣熱海町田原町	昭四・五・二三					委員長	久留宗義	昭五・三・二八工信會大會にて解體決定
關西民衆黨	大阪市北區相生町六三	大一五・一・二七	純向上會				委員長	八木岡本信一榮吉	純向上新聞
社會民憲黨	大阪市西淀川區野里町五三〇	昭五・四・二五		支部	二		委員長	加美山道蕃	黨費三〇錢府議一
							書記長	幡鉾文	昭五・六現在黨費一三〇錢
							統制委員長	青柳善一郎	昭五・六現在
日本民衆黨	新潟縣長岡市城內町	昭四・一二・七	農民組合	聯合會支部	二六	三	委員長	綱島正興	興民新聞
							書記長	星野三省	昭五・六現在黨費五〇錢縣議一町村議九
							政治部長	小山長三郎	
							組織部長	高山一太郎	
							農民部	本山克己	
九州勤勞黨	福岡縣筑紫郡大野村下大利	昭四・九・七	農民組合	支部	一三、八七六	二	書記	稻野口陽彦	昭五・六現在黨費三〇錢町村議六名勤勞大衆黨之に合同す
							會計	富田人	
							顧問	阿部乙吉	
臺灣民衆黨	臺北市建成町	昭二・七・一	工友總聯盟、農民協會、勞働青年會	支部	一、〇〇六	一八	組織	陳其昌	臺灣新民報
							宣傳	廖進平	昭五・六現在黨費一〇〇錢
							政治	許胡、社會	
							財政	蔣渭水	
							顧問	林獻堂、蔡培火、林幼春、蔡式穀	

第六篇　借家人運動

昭和四年下半期に至るや、年來の不景氣は、濱口内閣の極政策及その緊縮方針の實現によつて、また同内閣によつて早晩斷行されんとする金解禁を見越して、いよ〳〵深刻となり、ために無産大衆の生活の窮乏が一層增大すると、全國都市に恰も燎原の火の如き勢をもつて家賃値下運動が捲きこされるに至つた。此の運動に動員された勢力は單に勞働階級のみに止らず一般俸給生活者、小賣商人等の小市民層も包含せるものであつて、もとより之を勞働者運動といふことは可能でないが然し都市居住者の約八割强を占める所謂産借家人大衆の、家主の不當なる搾取に對する大衆的自衞動であり、而もそれ等の大衆がともかく統制ある團體を組するか或は各無産政黨、勞働組合等の支持を受けて、個々家主に、また强力なる家主組合に對して抗爭せる全國的運である點を考へるならば、それが一個の深刻なる社會問題あるといひ得る以外に、此運動は今日益々擴大されつゝあ階級鬪爭の一側面をなすものと云ひ得るであらう。

第一章　運動勃發に至る迄の情勢

消滅して各種の無産者運動の組織

從來布施辰治氏を中心とする借家人組合全國同盟、全國借家人同盟、借家人同盟等の組合及社民、日勞、勞農の各無産政黨によつて指導哺育されつゝあつた借家人運動が、昭和四年十月――十二月に至つて俄に、その質に於て深刻味を增すと同時に其規模に於ても正に全國的な運動に迄擴大展開されるに至つた原因は、一つには茲數年來一般物價は低落を續け來つたが、家賃は之に追隨せず中には却つて漸騰の傾向を示すものさへあつた。然るに一般物價は四年下半期に、特に十月――十一月に著しく下落するに至つたにも拘らず家賃のみは依然として好景氣時代の高値を維持してゐたために借家人大衆は家賃の不合理性を、換言すれば家主の不當なる搾取を明確に意識するに至つたこと、而してまた斯の如き著しき物價下落は、生活費中衣服費、食料品費等の低減となつて現はれ、我國に於てはたゞさへ高率を占めてゐる家賃の收入に對する比率が益々高まつて百圓以下の小額所得者の階級は痛切に家賃の重壓を感ずるに至つたことであらう。一方年來の不景氣は政府の消極政策實現と金解禁の聲明を楔機として一層深刻化し、加ふるに本年に入つて加速度的に進展せる産業合理化運動は都市に於ける失業者群を增大せしめると同時に勞働條件をも更に劣惡化して就業者の賃銀收入を激減せしめ、かくて逐年窮乏の度を益しつゝあつた借家人大衆の生活水準が一層低下するに及んで、窮狀打開の一策としてまづ不當の

高値を維持せる家賃値下を要求するに至つたのは極めて自然の成行である。而してこの借家人運動を全國に蔓延波及せしめる槓杆となつたものは、總選擧を見越せる各無產政黨が此題目を捉えて借家人運動に積極的に進出したることゝ諸大新聞の論調に借家人側を助成する傾向の顯著なるものがあつた事等是である。

左に物價並に家賃に關する二、三の統計を掲げて上述の情勢を明にする。

卸賣物價指數（大正十年—十三年の全三ヶ年平均價格を一〇〇とす）（商工省調）

	全國平均	東京市	大阪市
昭和元年	九三・三	八九・九	八九・四
同　二年	八八・一	八六・〇	八六・二
同　三年	八八・二	八六・〇	八七・五
昭和四年一月	八八・七	八七・〇	八八・〇
同　二月	八八・二	八六・〇	八八・〇
同　三月	八八・三	八六・〇	八九・〇
同　四月	八八・〇	八五・〇	八八・〇
同　五月	八六・九	八四・〇	八七・〇
同　六月	八六・一	八三・〇	八五・〇
同　七月	八五・四	八二・〇	八四・〇
同　八月	八四・五	八二・〇	八三・〇
同　九月	八四・三	八二・〇	八二・〇
同　十月	八五・五	八一・〇	八〇・〇
同　十一月	八一・〇	七九・〇	八〇・〇
同　十二月	七九・八	七七・〇	七九・〇

即ち卸賣價格は昭和元年以降常に低落の一路を辿り、殊に四年下半期に入つては全國平均數は一三・九、東京市のそれは一七の下降を示し年末に至る程低落の傾向は著しい。四年十二月には全國平均相場は二割八厘、東京市にあつては實に二割三分方の下落である。之に對し家賃の狀態は、最近の調査なきゆえ上掲の物價指數と正確に對照せしめることは可能でないが、協調會の家賃調査のあつた大正十年—十二年の三年間についてみれば、一疊當り家賃は左の如く騰貴してゐる。

	全國	東京地方 卸賣物價	大阪地方 卸賣物價
	円		
大正十年	・七八	一・一九（二八七）	一・〇四（二七五）
大正十一年	・九二	一・三一（二七七）	一・一六（二六八）
大正十二年	・九五	一・三八（二八六）	一・二七（二七一）

備考　括弧内の數字は商工省調東京、大阪兩市卸賣物價指數（明治三十三年を一〇〇とす）

右の三年に兩市の一般物價は低落の傾向を示しつつあるに拘らず家賃は之に反對の傾向を示し、東京地方一割六分、大阪地方二割二分、全國平均二割二分の騰貴である。十三年以後最近に至る家賃の情況は調査資料なきため不明であるが、上騰の速度こそ右の如きものでなかつたにせよ上騰の勢は尙數年を繼續し、その後最近に到る迄略々停滯の狀態にあつて、特殊の事情に基く少年の例外を除いては値下がなかつたものと考へて大過はないであらう。

斯く一般物價の漸落の傾向に相反して急騰を續けた家賃は、協調會の大正十三年家賃調査によれば、借家人階級の收入に對し、殊に一〇〇圓以下の小額所得者にあつては、約二割内外の高率を占め、而もこの收入に對する家賃の高率性は累年漸騰の氣配を見せ、收入に對する家賃の負擔は益々增大した。

收入對家賃の割合（職工及俸給生活者の平均）

月收	全國	大阪地方	東京地方
五〇圓迄	二〇・四二%	二五・九七%	二〇・四四%
一〇〇圓迄	一九・三二	二〇・八九	一九・四五
一五〇圓迄	一六・一八	一七・五二	一五・五三
二〇〇圓迄	一四・八三	一五・八四	一五・四六
二五〇圓迄	一四・八四	一四・七一	一五・二三
三〇〇圓迄	一四・三四	一四・六一	一八・一二
平均	一七・四八	一八・二七	一七・七九

備考　東京地方は大正十二年調査

收入對家賃の割合の變化（俸給生活者職工の總平均）

	全國	大阪地方	東京地方
大正十年	一二・五四%	一四・五〇%	一六・二%
大正十一年	一四・八二	一五・二九	一七・五八
大正十二年	一五・五二	一六・三九	一七・七九
大正十三年	一七・四八	一八・二七	—

この割合の變化も引續きかかる速度をもつて進行し來たつたか否かは不明であるが、昭和四年下半期に於ける一般物價の顯著なる下落に基く生活費の低減は、借家人階級に家賃負擔の遞增する重壓を痛感せしむるに至つたことは明である。

調停によつて表面に現出せる借家爭議が、大正十四年——昭和三年の四年間に約四割增加し、而も大正十四年の調停事件總數中四割六分を占めてゐた家屋明渡及家賃支拂の請求に基くもの激增して、昭和三年には總件數八、四三六件中の七割五分を占めるに至つたといふ事實は、家賃負擔の過重に堪え得ず、已むなく家賃に對する消極的抵抗——家賃不拂又は家賃延滯の擧に出でたる借家人の激增を反映するものである。昭和四年度の借家調停件數は不明であるが、本年六月末現在の借地借家調停件數は一〇、四三二にて上半期のみで既に前年度總件數とほゞ同數に達してゐる。うち約八割を借家調停件數とみれば之また半年にして前一年と略々同數の借家爭議調停が行はれたものと考えることが出來る。下半期に入つて勃發せる大衆的運動の機運は、既に此時消極的抵抗の形態をとつて着々醸成せられつゝあつたのである。全國に於ける借家（借地）調停事件總數及び大阪區裁判所管轄借家關係民事訴訟事件並に同借家調停事件數累年統計は左の通りである。

借地借家調停事件總數（司法省統計年報）

		舊受	新受	計	家屋明渡及家賃支拂
大正十四年	借家	四三二	五、六二〇	六、〇五二	（二、七九五）
	借地	一三二	一、一六〇	一、二九二	
	計	五六四	六、七八〇	七、三四四	
昭和元年	借家	五八九	六、七一七	七、三〇六	（四、一一六）
	借地	一七四	一、一八四	一、三五八	
	計	七六三	七、九〇一	八、六六四	

昭和二年	借家	八一七	八、五〇四	九、三三一（六、三〇一）	二八一
	借地	二五七	一、八七六	二、一三三	一七〇
	計	一、〇七四	一〇、三八〇	一一、四五四	一七四
昭和三年	借家	六〇〇	七、八三六	八、四三六（六、二八四）	一四六
	借地	二六五	一、九六四	二、二二九	九二
	計	八六五	九、八〇〇	一〇、六六五	一〇四
昭和四年	借家				四六
	借地	一二、四三四	一三、一三九	二三、五六三	一五三
					一五四
					一六八
					八一
家屋賃借繼續		四六〇	三三九	二八一	一七〇
家賃値下		一六四	一八二	九二	一〇四
其他		一六二	一九七	一五七	一五三
總計		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
					一、〇〇〇
					一、〇〇〇
					一、〇〇〇
					一、〇〇〇
					一、〇〇〇

（大阪區裁判所書記課調査）

借家關係民事訴訟事件（大阪區裁判所管轄）

總數	大正十二年	一、七一四	二、〇一六	二、一二一	三、〇〇五
	同十三年	二、〇一六	二、一二一	三、〇〇五	三、三一九
	同十四年	二、一二一	三、〇〇五	三、三一九	三、四三六
	昭和元年	三、〇〇五	三、三一九	三、四三六	三、九六三
	同二年	三、三一九	三、四三六	三、九六三	三、〇五二
	同三年	三、四三六	三、九六三	三、〇五二	八五六
	同四年	三、九六三	三、〇五二	八五六	七一
建物明渡		一、一二四	一、四八七	一、五八九	二、二七〇
家賃金		五五〇	四八七	四八五	六七六
					八三五
					七八〇
					八五六
					七一
					四九

借家調停事件（大阪區裁判所管內）

（同上調査）					
大正十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同十五年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同十六年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同十七年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同十八年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同十九年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同二十年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同二十一年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同二十二年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同二十三年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同二十四年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同二十五年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同二十六年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同二十七年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同二十八年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同二十九年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同三十年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同三十一年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同三十二年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同三十三年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同三十四年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同三十五年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同三十六年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同三十七年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同三十八年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同三十九年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同四十年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同四十一年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同四十二年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同四十三年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同四十四年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同四十五年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同四十六年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同四十七年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同四十八年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同四十九年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同五十年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同五十一年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同五十二年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同五十三年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同五十四年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同五十五年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同五十六年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同五十七年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同五十八年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同五十九年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同六十年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同六十一年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同六十二年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同六十三年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同六十四年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同六十五年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同六十六年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同六十七年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同六十八年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同六十九年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同七十年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同七十一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同七十二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同七十三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同七十四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同七十五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同七十六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同七十七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同七十八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同七十九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同八十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同八十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同八十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同八十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同八十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同八十五年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同八十六年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同八十七年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同八十八年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同八十九年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同九十年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同九十一年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同九十二年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同九十三年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同九十四年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同九十五年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同九十六年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同九十七年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同九十八年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同九十九年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百一年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百二年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百三年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百四年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百五年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百六年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百七年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百八年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百九年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百十年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百十一年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百十二年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百十三年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百十四年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百十五年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百十六年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百十七年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百十八年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百十九年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百二十年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百二十一年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百二十二年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百二十三年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百二十四年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百二十五年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百二十六年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百二十七年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百二十八年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百二十九年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百三十年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百三十一年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百三十二年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百三十三年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百三十四年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百三十五年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百三十六年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百三十七年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百三十八年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百三十九年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百四十年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百四十一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百四十二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百四十三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百四十四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百四十五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百四十六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百四十七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百四十八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百四十九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百五十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百五十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百五十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百五十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百五十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百五十五年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百五十六年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百五十七年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百五十八年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百五十九年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百六十年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百六十一年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百六十二年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百六十三年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百六十四年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百六十五年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百六十六年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百六十七年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百六十八年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百六十九年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百七十年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百七十一年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百七十二年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百七十三年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百七十四年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百七十五年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百七十六年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百七十七年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百七十八年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百七十九年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百八十年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百八十一年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百八十二年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百八十三年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百八十四年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百八十五年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百八十六年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百八十七年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百八十八年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百八十九年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百九十年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百九十一年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百九十二年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百九十三年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百九十四年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百九十五年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百九十六年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百九十七年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百九十八年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百九十九年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百十年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百十一年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百十二年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百十三年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百十四年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百十五年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百十六年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百十七年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百十八年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百十九年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百二十年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百二十一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百二十二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百二十三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百二十四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百二十五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百二十六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百二十七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百二十八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百二十九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百三十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百三十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百三十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百三十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百三十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百三十五年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百三十六年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百三十七年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百三十八年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百三十九年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百四十年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百四十一年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百四十二年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百四十三年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百四十四年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百四十五年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百四十六年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百四十七年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百四十八年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百四十九年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百五十年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百五十一年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百五十二年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百五十三年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百五十四年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百五十五年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百五十六年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百五十七年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百五十八年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百五十九年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百六十年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百六十一年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百六十二年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百六十三年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百六十四年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百六十五年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百六十六年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百六十七年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百六十八年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百六十九年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百七十年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百七十一年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百七十二年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百七十三年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百七十四年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百七十五年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百七十六年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百七十七年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百七十八年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百七十九年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百八十年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百八十一年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百八十二年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百八十三年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百八十四年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百八十五年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百八十六年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百八十七年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百八十八年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百八十九年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百九十年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百九十一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百九十二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百九十三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百九十四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百九十五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百九十六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百九十七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百九十八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百九十九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百十五年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百十六年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百十七年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百十八年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百十九年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百二十年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百二十一年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百二十二年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百二十三年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百二十四年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百二十五年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百二十六年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百二十七年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百二十八年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百二十九年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百三十年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百三十一年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百三十二年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百三十三年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百三十四年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百三十五年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百三十六年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百三十七年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百三十八年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百三十九年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百四十年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百四十一年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百四十二年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百四十三年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百四十四年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百四十五年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百四十六年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百四十七年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百四十八年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百四十九年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百五十年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百五十一年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百五十二年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百五十三年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百五十四年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百五十五年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百五十六年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百五十七年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百五十八年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百五十九年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百六十年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百六十一年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百六十二年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百六十三年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
同百六十四年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
同百六十五年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
同百六十六年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
同百六十七年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
同百六十八年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
同百六十九年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
同百七十年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同百七十一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
同百七十二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
同百七十三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同百七十四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
同百七十五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同百七十六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
同百七十七年	同八年	同九年	同十年

相當廣範圍に亘つて活躍せるものを列擧すれば左の通りである。

【東京市】▲全國借家人同盟(日本大衆黨)。▲借家人同盟(勞農黨)。▲借家人組合全國同盟(布施辰治)。▲借家人組合總聯盟(上記三組合にて組織)——(三・九)。▲家賃地代値下全國同盟——(四・一一・二五)。▲深川民衆自治會——(四・五)。▲本所民衆自治會——(四・一一・一二)。▲日本借家人組合(社會民衆黨)——(四・一一・一二)

【大阪市】▲全大阪借家人組合(社民、日本勞働組合同盟、官業勞働總同盟、勞働組合全國同盟)——(四・三・八)。▲大阪市住宅相互組合(日本大衆黨、組合總聯合)——(四・一一・二)。▲大阪借家人同盟(勞農黨)——(二・一二・一〇)。▲城南借家人同盟(勞農黨)——(四・六・二〇)。(四・一〇・一〇)。▲東大阪借家人同盟(勞農黨)——(四・一〇・二五)。▲關西借家人同盟(勞農黨)——(四・三・五)。▲東大阪借家人組合——(四・三・二〇)。▲大阪借家人組合聯合會(立憲勞働黨)——(四・一〇・一五)。▲家賃三割値下期成同盟會(大阪無產大衆黨)——(四・一一・二〇)。▲全國借家人聯盟(日本民衆黨)——(四・一一・二七)。▲關民黨借家人同盟(關西民衆黨、勞働組合純向上會)——(四・一一・一五)。▲西大阪借家人組合(民衆黨)——(四・三・九)。【京都市】▲京都借家人同盟會(勞農大衆黨)。▲全京都借家人組合(社會民衆黨)——(四・一〇・一六)。【大津市】▲滋賀借家人組合(社會民衆黨)——(四・一〇)。【神戸市】▲値下同盟會(日本大衆黨)——(四・一一)。▲全神戸借家人組合(勞農黨)——(四・一一)。【横濱市】▲借地、借家人組合總聯合(横濱借地借家人同盟其他六團體加盟)——(四・一一)。▲横濱借地借家人協會——(四・一二)。【名古屋市】▲借家人同盟會——(四・一一)。▲東郊家賃値下同盟會——(四・一一)。▲名古屋市內借家人同盟會(社會民衆黨)——(四・一一)。▲中央借家人組合(社民、日本海員組合、名古屋勞働組合)——(四・一一)。▲名古屋借家人同盟會(日本大衆黨)——(四・一一・二二)。▲愛知借家人組合——(四・一一)。▲借家人組合全國同盟愛知縣總聯合會——(四・一一・二三)。▲借家人組合——(四・一一)。【豐橋市】▲借家人同盟會——(四・一一)。【和歌山市】▲和歌山借家人組合(社會民衆黨)——(四)。【下關市】▲西部借家人同盟(日本大衆黨、社民黨)——(四)。▲家賃値下期成同盟會(社會民衆黨)——(四・一一・二一)。【松江市】▲松江家賃値下同盟會——(四・一二)。【福岡市】▲福岡借家人組合——(四・一一・二三)。▲借家人聯盟(日本大衆黨)——(四)。【八幡市】▲北九州借家人同盟——(四・一一)。【門司市】▲門司市借家人同盟——(四)。【長崎市】▲長崎市借家人組合(社會民衆黨)——(四・一二・八)。【小樽區】▲借家人同盟(社會民衆黨)——(四・一一)。【函館區】▲函館區借家人聯盟——(四・一一)【青森市】▲借家借地人同盟青森支部(勞農黨)——(四・一一)。【弘前市】▲弘前借家人組合(社會民衆黨)——(四・一二)。【本莊町(秋田)】▲本莊家賃地代値下聯盟(四・一一)。【秋田市】▲借地借家人同盟(勞農黨)——(四・一一)。【山形市】▲山形借地借家人擁護組合——(四・一二・五)。【仙臺市其他宮城縣各町】▲宮城借家人同盟會(宮城大衆黨)——(四・一一)。【若松市】▲會津借家人組合——(四・一一)。【宇都宮市】▲家主借家人同盟。【前橋市其他縣下各町】▲全群馬借家人同盟(日本大衆黨)——(四・一一)。【水

戸市）▲水戸市家賃値下期成同盟會――（四・一一）。【千葉市】▲千葉借家借地人組合（勞農黨）――（四・一一）。【甲府】▲甲府南部借地借家人組合（社會民衆黨）――（四・一一）。▲山梨借家人同盟（日本大衆黨、全國農民組合）――（四・一二）。▲山梨借家借地人組合（全日本農民組合）――（四・一一）。【長野市】▲借家借地人同盟――（四・一一）。【新潟市】▲家賃値下同盟（社會民衆黨）――（四・一一）。▲借地借家人組合（社會民衆黨）――（四・一一・二六）。▲新潟借地借家人組合（勞農黨）――（四・一二・三）。【富山市】▲借家人同盟會――（四・一一）。【金澤市】▲金澤市在住借家人組合――（四・一一）。【福井】▲福井借地借家人同盟――（四・一一）（東京朝日、日々、大朝、大毎其他各紙、および大阪市住宅年報による）

尙ほ以上の諸組合の他、同一家主に從屬する借家人の組織せる小規模の一時的値下同盟は、各市全町に亙つて無數に簇生した。大阪市の如き全市に亙つて約五千の加入者を有する百五十の値下同盟が存在して居つた――同市社會課調。十一、十二兩月に於ける借家借地調停件數の激增は、それ等大小諸組合の活發なる進出の一面を反映するものである。（本年鑑第四部統計表第三表（其三）「昭和四年借家借地調停件數月別表」參照）。

尙大阪市に於ける借家人組合の活躍を語る同市借家爭議の月別件數表を左に掲げる。

一、發生月及種別主要借家爭議件數

種類	昭和四年六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
借家人能動	一	一	三	四	六	一三	一四	二四二
借家人受動	―	―	四	三	二	四	一	一四
計	一	一	七	七	八	一七	一五	二五六

二、關係戸數別主要借家爭議件數

種類	五〇戸以上	五〇戸一〇〇戸	一〇〇戸以上	計	總戸數	一件當平均戸數
借家人能動	二九	一六	七	二四二	六、六三七	二七・四
借家人受動	一四	―	―	一四	三八	二・七
計	二三	一六	七	二五六	六、六七五	二六・七

（大阪府警察部調査、大阪市住宅年報）

二　諸組合の要求事項

借家人大衆の主たる要求は云ふ迄もなく家賃値下げ（地方の特殊な情況によつて要求引下率は相違してゐたが、一割乃至五割で、一般には諸物價下落率に相應する三割値下が要求されたが）にあつたが、その要求は家賃價格の一構成要素たる地代の値下げに及び、其他之に附隨して數種の事項が要求された。左に掲ぐる各無産政黨及び借家人組合のスローガンは、借家人大衆の要求が奈邊にあつたかを明瞭に語るであらう。

(1)　日本大衆黨、全國借家人同盟（生活擁護大會（於東京市）決議――四年十一月十三日――）

一、家賃即時三割値下。一、敷金、權利金の撤廢。一、强制立退絶

對反對。一、借家法の徹底的改正。一、失業者家賃の國庫負擔。

(2) 勞農黨政綱。一、借家法並に借地借家調停法の徹底的改正及その全國的實施。一、居住權の確立。一、家賃制限法の制定。一、無産者住宅の公營、增設及その管理權の獲得。

(3) 借家人同盟(同盟執行委員會決議—十一月十二日—)。一、家賃三割値下。一、家賃不拂同盟組織。一、滯納に基く明渡し反對。一、失業者家賃の國庫負擔。一、明渡訴訟に對する司法省抗議運動。

(4) 社會民衆黨、日本借家人組合(聯合協議會決議—十一月十二日—)。一、家賃三割値下。一、敷金權利金全廢。一、修繕費用家主負擔。一、失業期間の家賃支拂猶豫。一、不當明渡要求絶對反對。一、公營住宅標準家賃制定實施。一、調停委員に借家人より代表者を出す事。一、借家法調停法の改正。

(5) 全日本地代家賃値下運動協議會決議(於東京—十一月二十四日—)。一、家賃三割値下を即時斷し行漸次五割値下げ目的を達せん事を期す。一、敷金を廢し又は利息を附すべし。一、地代を値下げして震災前に復歸せん事を期す。

(6) 大阪市住宅相互組合(第一回大會決議—十一月二日夜大阪—)。一、家賃値上げを目的とせる家屋明渡要求の禁止。一、敷金の廢止または利子を附する事。一、借家人の疊建具造作等の有形財産權と共に營業權、老舗の無形財産權を確認する事。一、住宅の通風、換氣、採光に基準を與へ且つ取締るところの住宅標準法の制定、一、公正なる家賃の決定と無用なる借家紛議を防止するため家賃制限法を制定せられたき事。

借家人大衆の要求せる所は以上をもつてはゞ盡きて居るが、其他關西地方に於ては中間搾取者「差配」の排除が要求された。

三 家主組合

上述の如く各都市に簇生せる借家人組合の攻勢に對抗して家主も亦共同戰線を張つて家主組合を組織するに至つた。從來も關西地方殊に神戸、大阪兩市には家屋の管理又は家主の協調機關として强力なる家主組合が存在して居つたが、之等の組合も、借家人組合の發展、進出に遇ふや其性質を一變して借家人組合に對抗する鬪爭的自衛團體に轉化するに至つた。即ち家主組合はその加盟家主に對する家賃延滯又は不拂、家屋明渡家賃値下强要事件に就いての應援、家賃の統一、地主に對する地代値下要求に夫々活動する所があつた。調査資料のある大阪市の家主組合の主要なるものは左の如し。

大阪市に於ける主要なる家主組合及借地人組合

(大阪市社會部調査課調——四年十二月末現在)

▲昭和協會(二・四・一)西區——▲大阪家主協會(二・八・一)西區——▲家屋所有者相互組合(四・一一・一五)東成區——▲大阪家主協和會港區——▲建物保護會(—)港區——▲四貫島建物保主會(四・一二・一五)——▲大阪朝日榮和協會(四・一一・二三)此花區——▲大阪市住宅協會(四・一一)東區——▲城東住宅親睦會(四・一二・一〇)東成區——▲東大阪貸家同盟組合(四・一一・一三)東成區——▲日本借地借家協

調會(四・一〇・三〇)西淀川區――▲西大阪土地建物保全會(四・一一・二六)港區――▲土地家屋貸主同盟會(四・三・一〇)西成區――▲西九條借地人組合(大正一四・七・一〇)此花區――▲辰巳屋土地借地人代表會(――)港區――▲相互一致會(大正一五・六・一一)浪速區――▲今福借地同盟會(大正一四・八)東成區――▲鶴見町借地同盟組合(三・四・一五)東成區。

(大阪市住宅年報昭和五年版に據る)

第三章　運動の概況

家賃値下運動は、五月六日東京市深川區に於ける深川民衆自治會によつて擧げられた烽火に、九月まづ大阪市の大衆が次いで京都、神戸、横濱、名古屋等の各大都市が應じ、十一十二月に至つて全國各府縣の主要都市を皮切りに漸次各府縣小都市に迄波及するに至り、茲に全國的規模に擴大されると共に、その兩月に各地の運動は最も熾烈を極めた。

運動はまづ無產政黨又は既存借家人組合による家賃値下大會、値下要求演說會、懇談會、借家人大會、ビラ撒き等の方法によつて借家人大衆を動員し、大衆の面前に家賃の不合理性を暴露して、これを借家人組合に迄組織するを第一段とし、續いて個々の借家爭議、或は借家人組合の家主に對する値下要求を指導援助する事によつて、また市町議會への建議、關係當局への陳情等の方法によつて、運動を實際的に展開して所期要求の貫徹に向つて進んだ。この運動の過程は如何なる都市に於けるものもほゞ同樣である。植民地を除き、北海道より九州に至る大小各都市の殆んど全部に行はれたが、左に最も深刻且熾烈であつた東京市、大阪市其他二三の大都市に於ける運動概況のみを列擧する。

○東京市――▲深川民衆自治會主催、家賃地代値下演說會（深川川南小學校――五月六日）▲牛込區議飛田野氏主催、値下演說會（牛込會館――八月一日）▲深川區大工町同潤會アパート居住者六百名、家賃三割値下、敷金即時撤廢を同會本部に要求（八月八日）▲本所區內三十ケ町有志の「本所民衆自治會」結成、三割値下即時斷行、震災前地代への復活を決議（本所綠町小學校――十一月十二日）▲深川區同潤會アパート居住者、値下を吉田社會局長官に陳情（十一月十二日）▲本所民衆自治會主催、値下演說會（本所區本横小學校――十一月十四日）▲日本大衆黨、三割値下、生活擁護演說會（荏原町――十一月十九日、大崎、深川――二十日、品川――二十一日、四谷、麹町――二十二、二十三日）▲丸ビル內各商店睦會、三菱地所部に値下嘆願（十一月二十一日）▲武藏野借地借家人組合主催、値下演說會（吉祥寺――十一月十七日）▲東京市議有志發起、全日本地代家賃値下運動協議會開催、各縣、各都市借家借地人團體代表者百五十餘名。出席協議の結果「家賃地代値下全國同盟」成立、家賃三割値下、敷金撤廢又は利息を附すべし、震災前の地代への復歸を決議（日比谷市政會館――十一月二十四日）▲本所區民借家人大會、區會の名に於て地主、家主に値下を交渉す可しとの決議文を同區區長に手交（本所喜樂座――十一月十九日）、

▲全國借家人同盟執行委員會は、市内各所にて借家人大會を開催、十二月一日全國各支部一齊に大會を開催、十二月十五日全國借家人協議會を開催、議會へ請願を行ふ事等を決議（十一月十九日）▲社會民衆黨支持日本借家人組合は社民黨市議團、同各町村會議員團聯合して「家賃値下問題協議會」開催、政策（前掲）を決定し、關係各當局への陳情、市民、區民、町民各大會を開催す可き事を夫々決定（芝區勞働總同盟本部——十一月十七日）

○大阪市——▲社會民衆黨大阪支部は九月の市會に提出すべき下の如き建議案を決定し市會事務局に提出した。一、市營住宅の增設並に値下。一、借家法改正其他（九月十八日）▲社民黨主催「家賃値下懇談會」、參集者市社會事業當局。借家爭議調停委員、社會事業關係者、社民黨市議其他（中央公會堂——九月二十一日）▲社民黨にては十月再び市會に、借家人の安定對策を講ずべきことを建議するに決定（十月廿日）▲大阪市住宅相互組合第一回大會、内相に下の如く提議することを議決、一、家屋明渡要求の禁止、借家人の有形無形の財産權の確認、一、家賃制限法の制定（天王寺公會堂——十一月二日）尙同組合は九月創立以來加盟者約三千二百戸を代表して、家賃値下、敷金附利子の二つを目標として各家主に交渉した。▲勞働組合全國同盟主催「三割値下演說會」（天王寺公會堂——十一月六日）▲日本大衆黨主催「家賃値下斷行演說會」（中本第一小學校——十一月十三日、鶴橋第二小學校——十五日）▲港區物價引下期成同盟會主催「三割値下斷行演說會」（市岡第一校——十一月十三日、同第五校——十四日）▲日本大衆黨主催「時局批判家賃値下斷行演說會」（東成區鶴橋第二校——十一月十五日）▲港區北恩加島町一帶約一千戸の借家人は社民黨の應援をもつて家賃三割値下、敷金全廢を決議、家主に結束して對抗（十一月十一日）▲關西民衆黨は、家屋稅免稅點と累進課率を設くべき旨を府、市會に建議（十一月十八日）▲大阪借家人同盟、關西借家人組合、東大阪借家人組合其他の七團體は合して關西借家人組合協議會を結成、宣言、綱領を可決して共同戰線を張つた（十一月十八日）▲大阪府議鈴木、清水氏其他三十八名は、低家賃家屋免稅を實現せしめるため大阪府稅賦課規則第九條改正案を府會に提出（十一月二十七日）。

○京都市——▲全京都借家人組合發會式並に借家爭議批判演說會（本町淨雲寺十月十六日）▲市内新町寺ノ内借家人六十餘名日本大衆黨應援の下に結束、家主に對抗（十月二十八日）△市内蛸藥師借家人百二十名「家賃値下期成同盟」を組織、勞農大衆黨後援の下に三割値下要求（十一月八日）右爭議に關する大衆黨主催演說會（壬生坊城館——同月十三日）▲市内東山本町借家人八十名社民黨借家人組合後援の下に家賃二割引下を要求（十一月二十一日）▲全京都借家人組合主催「家賃値下要求演說會」（油小路花屋町顯道會館——十一月二十五日、東山五條坂——二十八日、左京區安達町——二十八日）▲市内七條大宮借家人百名勞農大衆黨市議菱野氏を通し値下及敷金半額拂戻要求（十一月二十四日）▲市内下鴨借家人百數十名日本大衆黨、家賃引下期成同盟の應援を求め、三割値下を要求（十一月九日）。

○神戸市——▲神戸俸給者組合主催「減俸反對、家賃値下演說會」、宣言文配布（十月十九日）▲市内神樂町衞生組合中心となり各町組合を糾合、全町千百戸の借家人の贊成調印を得て三割——一割値下要求を交渉（十月十五日）▲大衆黨武庫郡支部、阪神沿道の家賃値下運動を

開始（十一月二十八日）▲大衆黨神戸支部は市内各所にて値下演說會開催（十一月）▲社民黨支部は執行委員をして全町各所の家賃を調査せしめ、パンフレットを作成全市に配布全面的値下運動を展開した（十一月十六日）▲市内上筒井借家人組合準備會は勞農黨と協力全市的運動開始、三割値下宣傳ビラを撒布（十一月十四日）▲日本大衆黨神戸支部は「値下同盟」を組織（十五日）「家賃値下政局批判演說會」を開催（平野共益クラブ十六日）▲勞農黨支部は全神戸借家人組合を通じ借家人大會を開催（神戸基督教青年會館――十二月一日）

○名古屋市――▲市内庄内町借家人同盟會第一回總會並に演說會開催、一割――三割値下斷行を決議（十一月十二日）▲中區御器所町借家人三百名東郊家賃値下同盟を組織、四割値下を要求（十一月十三日）▲社民黨支部は市内各借家人同盟有志と協議の上値下運動開始に決定（十一月十五日）▲日本海員組合名古屋支部、名古屋勞働組合中心となり中央借家人組合を組織、發會式並「値下要求演說會」（十一月二十一日）▲東區出來町有志名古屋借家人同盟を組織、演說會を開催して家賃四割減、敷金撤廢を要求（十一月二十二日）▲愛知借家人組合は借家人組合を糾合し借家人組合愛知聯合會を組織、創立大會並演說會開催（十二月四日）▲中區蛭子町借家人六十三名、同區東西川端町借家人三十二名は夫々値下同盟會を組織五割値下を要求（十一月二十六日）。

第四章　運動の結果

運動の結果として、借家人大衆の要求が如何なる程度に又如何なる範圍に於て貫徹されたか、各都市の個々の運動について述べる事は不可能であるが、大阪府警察部調査による大阪市に於ける借家爭議二四五件の結着は大略各都市の運動の結果を語るものと云ひ得るであらう。大阪市に於ける爭議二四五件の要求率及決定率をあぐれば左の通りである。

家賃値下要求率及決定率別關係件數
（大阪府警察部調査――大阪市住宅年報――）

決定率	一〇%	一五%	二〇%	三〇%	三五%	四〇%	五〇%	要求率不明	計
八%	―	―	―	―	―	―	―	―	―
一〇%	―	一	七	一	三	―	―	―	四二
一一%	―	―	―	―	三	―	―	―	三
一三%	―	―	―	―	―	一	―	―	二
一四%	―	―	一	―	―	二	―	―	三
一五%	―	―	―	―	―	―	七	―	九
一七%	―	―	―	―	―	―	―	二	二
二〇%	―	―	―	―	―	―	―	二	二
二一%	―	―	―	―	―	―	―	―	―
要求撤回	―	―	一	―	―	―	―	―	一
決定率不詳	―	―	―	―	―	―	―	―	―
不明	一	五	二	二	一	一	一	一	一七五
計	一	六	三	三	二	一	一	二	二四三

即ち爭議件數二四五件中不明のものを除く七〇件について見れば、一割乃至一割五分の値下を承諾せるもの五九、乃ち

結果判明件數中八割四分を占めて居る。各都市に於いても運動の結果一割——二割の家賃値下が行はれたものと見て大過はないであらう。一方運動の大衆的展開は一つの社會的壓力となつて、爭議の渦中に入ることを免れた家主をも自發的に一割乃至一割五分の値下を行はしめ、かくて各都市に全般的家賃値下げの傾向を招來せしめるに至つた。

其他運動の結果としてあぐ可き事は、政府並に各市當局が一般住宅の家賃及敷金の騰貴を牽制する爲に都市の住宅政策に留意するに至つたこと是である。即ち東京市は市營店舗住宅の敷金全廢、家賃一割七分値下を決定して市條令改正の手續をなしつゝあることを十一月に發表した。横濱市に於ては一割八分——三分三厘、平均七分七厘の市營住宅家賃値下を十二月十日の市參事會に於いて承認、同月二十七日の市會に上提する事に決定した。また東京府は五年度豫算に於ては家屋税課税率を一割五分引下る旨を十一月十九日に發表した。更に内務省社會局は住宅問題の立法的解決の一助として十一月二十二日次の如き方策を發表した。

一、住宅法を制定し住宅の通風採光及設備に對する一定標準を示し住宅として適當なる施設を實施せしめ、從來の不衛生極まる住宅を廢除する事。

二、敷金の額に一定の制限を設け、且之に利子を附さしめる事は當然であるから司法省所管現行借家法中特に之に關する規定を加へるか若しくは單行法を制定すべきである。

三、法外に高價な家賃を課する民營住宅に對しては現行住宅法第七條中に「近隣の住宅に比し著しき增減ある場合は之に制限を加ふる事を得る」との規定があり、同法により他の家賃に比し法外な高き家賃をとるものある時は當該地方の平均家賃にまで引下げしむる事が出來る。然るに司法省は同法規の適用を未だ行はぬのは遺憾であるによつて裁判所は同法適用の判決例を特に開いて家賃制の範を垂るべきである。

四、民營住宅家賃値下の當面の牽制策としては府縣營その他の公營住宅の家賃制をなす事。

尙大藏省は不當地代制限を目的とする地租賃貸評定價格規定案を第五十七議會に提出す可く成案中である。

以上の如き成果を得て借家人運動は昭和四年を送つた。家賃は他の物價と異り一度値下を行へば引續き之を引下げしめる事は困難であるのと、十一月十二月に簇生した多くの小借家人同盟若くは組合は只當面の家賃引下げのみを唯一の目標として結成したものであるから、一度その目的を達するや消滅するもの多く結局借家人運動は年を越すと共に一旦終末への過程を急ぐものと思はれる。

第一部　勞働者運動／統計表

第一表　工・鑛・交通業に於ける勞働爭議總計（當所調）

第一表（其一）　昭和四年中工鑛交通業に於ける主要爭議業態及月別件數

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
工業	染織工業	一〇	一二	一四	八	一四	一四	二三	二	一八	九	一〇	一四七
	金屬工業	八	五	六	七	二	一七	一五	一三	六	八	九	一一一
	化學工業	五	二	七	五	三	九	二〇	三	二	九	九	一二四
	飲食物工業	二	一	一		二	二	二		一	二		一三
	雜工業	六	一二	二	六	九	一三	一八	一八	二二	二二	一七	一三〇
	特別工業	一		二		三	一		一			一	一〇
	計	三二	四七	四五	二四	五一	五六	七七	六五	四七	四九	四六	五五五
	家內工業及手工業	二	二	三		二	二		八	五	三	二	二七
	人夫其他勞働者	五	五	五	六	一〇	九	一〇	八	八	一三	七	八九
	合計	二九	四四	五二	二六	三三	六七	八七	八一	六〇	五五	五五	六七一
鑛業			一	一	一	二		二		一	一		一三
交通業	水上交通業	一	二	一		二	一	三	二	一	一	一	二五
	陸上交通業	四	二	二	二	二	三	二	一	一	八	六	四三
	計	五	四	四	二	二	七	五	三	二	九	七	五五
官公業	通信交通業		二	二	一	二	二	二		一	一	一	一九
	工業其他		三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	八
	計		五	五	二	三	三	三	一	二	二	二	二七
總計		四四	四九	六三	五一	三九	七五	七五	九九	四四	七四	六五	七六八

第一表（其二）

昭和四年中、工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及府縣別件數

	工業 工場工業	工業 家内、手工業其他勞働者	工業 計	鑛業	交通業	官公業	合計	百分率%
東京	一三三	二九	一六二		二〇	一四	一九五	二五・三九
大阪	一四一	五	一四六		二	一	一四九	一九・四〇
兵庫	四九	一〇	五九		七	三	六九	八・九九
神奈川	二五	二	二七		二	一	三二	四・一七
愛知	一九	八	二七		一		二八	三・六五
福岡	一三	五	一八	六	五		二七	三・五二
岐阜	一七	七	二四				二四	三・一三
廣島	一一	五	一六		四		二〇	二・六一
京都	一三	三	一六		一		一七	二・二二
和歌山	一二	一	一三		二		一五	一・九六
佐賀	一二	一	一三				一三	一・五六
長野	一二	一	一三				一三	一・五六
高知	六	一	七		二	一	一三	一・五六
埼玉	二		二				二	一・四三
北海道	六	二	八		二		一二	一・四三
長崎	四	二	六				一〇	一・三〇
山形	二	五	七		二	一	一〇	一・三〇
千葉	八		八				八	一・〇四
靜岡	七	一	八				八	一・〇四

群馬	七	|	七	|	一	|	八	一・〇四
岡山	六	|	六	|	一	|	七	〇・九一
山口	五	|	五	一	一	|	七	〇・九一
徳島	二	五	七	|	|	|	七	〇・九一
宮崎	二	五	七	|	|	|	七	〇・九一
福島	二	二	四	一	|	一	六	〇・七八
愛媛	五	|	五	|	一	|	六	〇・七八
鹿兒島	三	一	四	|	|	一	五	〇・六五
三重	二	三	五	|	|	|	五	〇・六五
福井	五	|	五	|	|	|	五	〇・六五
秋田	三	二	五	|	|	|	五	〇・六五
栃木	一	三	四	|	|	|	四	〇・五二
鳥取	三	一	四	|	|	|	四	〇・五二
富山	一	一	二	|	一	|	三	〇・三九
宮城	二	|	二	|	一	|	三	〇・三九
奈良	三	|	三	|	|	|	三	〇・三九
茨城	|	二	二	|	|	|	二	〇・二六
滋賀	二	|	二	|	|	|	二	〇・二六
山形	|	一	一	|	一	|	二	〇・二六
島根	一	一	二	|	|	|	二	〇・二六
熊本	二	|	二	|	|	|	二	〇・二六
青森	|	一	一	|	|	|	一	〇・一三
岩手	|	|	|	|	一	|	一	〇・一三
新潟	|	|	|	|	一	|	一	〇・一三

石川	―	一	一	―	―	―	一	〇・一三
計	五五五	一一六	六七一	一二	五八	二七	七六八	一〇〇・〇〇

第一表（其三）昭和四年中、工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及原因別件數

業態	受動的原因 工場閉鎖	受動的原因 解雇反對	受動的原因 解雇手當要求	受動的原因 休業手當要求	受動的原因 組合壓迫	受動的原因 賃銀不拂	受動的原因 賃銀値下反對	受動的原因 待遇改惡反對	受動的原因 其他	受動的原因 計	能動的原因 賃銀値上	能動的原因 解雇手當制定要求	能動的原因 退職手當制定要求	能動的原因 待遇改善要求	能動的原因 組合確認要求	能動的原因 感情的原因	能動的原因 其他	能動的原因 計	合計
工業 工場工業 染織工業	五	一〇	一	―	七	五	一四	一六	一	五九	九	二	―	二四	―	一五	二	五二	一一一
工業 工場工業 金屬工業	八	一七	九	六	一三	八	一一	二五	一	九八	一二	四	一	二二	三	六	一	四九	一四七
工業 工場工業 化學工業	七	一五	一〇	一	七	六	二七	一八	三	九四	一二	一	―	一五	一	一	―	三〇	一二四
工業 工場工業 飮食物工業	二	二	―	―	一	一	一	一	―	八	一	―	―	四	―	―	―	五	一三
工業 工場工業 雜工業	一二	一九	五	五	七	二五	一八	一九	三	一一三	一五	四	―	一一	―	七	―	三七	一五〇
工業 工場工業 特別工業	一	二	―	―	一	―	―	一	二	七	―	―	―	一	―	二	―	三	一〇
工業 工場工業 計	三五	六五	二五	一二	三六	四五	七一	八〇	一〇	三七九	四九	一一	一	七七	四	三一	三	一七六	五五五
工業 家內工業、手工業	―	一	一	―	一	一	一〇	二	―	一六	六	―	―	五	―	―	―	一一	二七
工業 人夫其他勞働者	―	五	三	―	一	一一	一二	八	一	四一	一〇	一	一	二七	―	八	一	四八	八九
工業 合計	三五	七一	二九	一二	三八	五七	九三	九〇	一一	四三六	六五	一二	二	一〇九	四	三九	四	二三五	六七一
鑛業	―	―	―	―	―	四	二	―	二	八	二	―	―	二	―	―	―	四	一二
交通業 水上交通業	―	―	一	―	―	一	一	一	一	五	一	―	―	四	一	四	―	一〇	一五
交通業 陸上交通業	―	五	二	一	一	二	三	二	三	一九	三	一	一	八	三	八	―	二四	四三
交通業 計	―	五	三	一	一	三	四	三	四	二四	四	一	一	一二	四	一二	―	三四	五八
官公業 通信交通業	―	二	一	―	二	一	二	三	―	一一	―	―	―	五	一	二	―	八	一九
官公業 工業其他	―	一	―	―	―	一	―	一	―	三	二	―	―	三	―	―	―	五	八
官公業 計	―	三	一	―	二	二	二	四	―	一四	二	―	―	八	一	二	―	一三	二七

第一表（其四）昭和四年中、工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及經過別件數

		總計	罷業	怠業	示威運動	怠業罷業	罷業示威	怠業示威	罷怠示威	紛議計	工場閉鎖	解雇閉鎖	其他	計
工業	染織工業	三五	七八	四	一	四	一三	一	二	二一	一	二	三	二五
	金屬工業	七九	一〇四	八	一	五	二〇	一	三	一四七	九	一	一	二三
	化學工業	三三	五八	三	一	二	一六	一	一	一二四			一	一
	飲食物工業	一三	七			三	二			一三	二			二
	雜工業	一四一	二九	五			一三	三		一五〇	五	二	二	一七
	特別工業	九七	七				二			一〇			一	二
	計	四二三	四二三	二〇	三	一四	六五	一〇	一六	五五五	一七	四	八	七四
	家內工業	二三	二三				四		一	二七		二		二
	人夫其他勞働者	七七	七七				九	一	二	八九		四		五
	合計	五三二	五三二	二〇	三	一四	七八	二	一九	六七一	一七	五一	八	八一
鑛業		九	九	一			一		一	二				二
交通業	水上交通	一三	一三				一		一	一五		一		一
	陸上交通	三四	三四	三			二		四	四三		三		三
	計	四七	四七	三			三		五	五八		四		四
官公業	通信交通業	一〇	一〇	一			三		二	一九		二		二
	工業其他	一四	一四	二			二		一	二七	一	二		二
	計	四	四	一					三	八	一			一
總計		五九二	五九二	二六	三	一六	八五	四	二三	七六八	一八	五七	八八	八八

勞働者側

業主側

一表（其五）昭和四年中、工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及結果別件數

		被傭者に有利解決	業主に有利解決	妥協	不明	計
工業	工場工業					
	染織工業	二	二六	四一	二三	一一
	金屬工業	四〇	一七	六〇	三〇	一四七
	化學工業	二一	三三	四七	三四	一二四
	飲食物工業	二	二	三	六	一三
	雜工業	二三	三三	六〇	四五	一五〇
	特別工業	一	二	三	四	一〇
	計	一〇八	九一	二一四	一四二	五五五
	家內、手工業	五	三	九	一〇	二七
	人夫其他勞働者	一四	二〇	二八	二七	八九
	合計	一二七	一二四	二五一	一七九	六七一
鑛業		三	一	一	七	一二
交通業	水上交通	四	一	四	六	一五
	陸上交通	七	五	一六	一五	四三
	計	一二	六	二〇	二一	五八
官公業	通信交通	一	三	九	六	一九
	工業其他	一	三	二	二	八
	計	二	六	二	八	二七
總計		一四三	一二七	二八三	二一五	七六八

第二表　勞働爭議統計（社會局調査）

第二表（其一）同盟罷怠業工場閉鎖月別累年表

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
大正八年 件数	一五	一九	一五	一五	一六	四四	一〇六	一二五	五八	五八	四六	五〇	四九七
人員	一、九五五	二、六三七	一、一一八	七二八	二、五五五	三、二三八	一六、八八九	一二、四八七	六、一五二	七、七一六	六、二九四	一、六〇八	六五、一三七
同九年 件数	三二	四三	四七	二七	一九	一四	二五	二五	一九	一二	一五	四	二八二
人員	五、一六〇	五、〇六二	五、五八四	六、二二六	三、五三九	一、五九〇	一、五八二	五、六九六	一、〇一五	七七一	一、八五六	二九二	三六、三七一
同十年 件数	一五	一五	九	一八	一三	一九	三三	三八	五一	二七	二一	九	二四六
人員	一、三七六	一、二四五	七七一	二、九五五	一、四三五	七、七四七	二七、〇六四	四、三八四	二、四七八	六、〇一八	一、八二一	九五五	五八、二二五
同十一年 件数	一五	一七	二七	一八	二一	二〇	三六	三〇	二三	二〇	一四	九	二五〇
人員	一、八〇〇	五、七九二	二、七四五	八三七	七、六二九	四、五五八	六、一一七	二、八二〇	二、一一七	四、三八八	一、五六四	一、一三六	四一、五〇三
同十二年 件数	三	一三	三二	二一	一七	五	三三	二〇	八	一七	二八	一八	二七〇
人員	五六一	三、一九五	四、〇三一	二、三八三	二、二八〇	五、四五一	六、三九三	一、七三二	四八〇	一、〇五九	七、三七三	一、三三三	三六、二五九
同十三年 件数	二四	二一	三八	二八	三五	五五	三〇	二六	二八	二二	一八	八	三三三
人員	二、八六二	一〇、〇六五	一、八八六	九、六九五	九、六三三	一三、一〇四	八、四七一	一、九〇四	一、六三四	一、〇七九	一、九六二	一、二三一	五四、五二六
同十四年 件数	一三	一五	一五	一一	二三	三一	二二	二七	四九	二九	二四	二四	二九三
人員	三、〇六五	一、七七八	七五八	一、五九四	一、八五八	六、九七八	五、二九八	二、九八八	二、一九四	二、五一三	九、三三八	二、三八〇	四〇、七四二
昭和元年 件数	二六	二九	二九	四四	二五	二二	三六	一三九	六〇	四二	三七	一六	四九五
人員	六、一〇八	三、三一七	二、六〇二	三、四二四	一、七六四	一、〇〇四	四、六九〇	七、八二三	七、七八六	一六、八一〇	三、二七七	八、六三〇	六七、二三四
同二年 件数	三四	二四	五三	三四	三三	三五	二三	四七	二六	二六	三〇	一八	三八三
人員	三、〇三三	一、九八九	六、三四六	三、一六〇	四、九四四	七、一九四	二、六二一	七、六七五	三、四〇四	三、〇三〇	一、八一四	一、四六一	四六、六七二
同三年 件数	二二	二一	三五	三六	三六	三七	三五	五八	四三	二三	一八	二九	三九三
人員	一、八五五	一、八九三	三、七〇一	二、四一五	四、一六八	一〇、九九八	二、四五一	三、四一〇	三、七〇四	二、〇八九	一、七五七	四、八一七	四三、三三七

第二表（其二）　昭和四年同盟罷怠業工場閉鎖月別件數

	同四年 件數	人員	同盟罷業 件數	参加人員	同盟怠業 件数	参加人員	工場閉鎖 件数	参加人員	計 件数	参加人員
前年より継続議争	三五	二、五三六	四	一三八	一	三五	—	—	五	一六三
一月	三一	二、九三一	二八	二、〇五三	七	四八三	—	—	三五	二、五三六
二月	五七	一五、二三八	二八	二、一五〇	二	七七三	一	八	三一	二、九三一
三月	二五	七、六二五	四八	九、九二三	五	二、〇〇三	四	三、三〇二	五七	一五、二三八
四月	六一	四、七五四	二三	七六五	二	六六	一	九七	二五	九二八
五月	二五	二、三〇	三〇	三、六八九	四	二五〇	一	五七	三五	三、九九六
六月	三五	四、五四七	三六	二、九〇六	四	六、二五五	三	一三七	四三	九、二八八
七月	五七	一八、九二三	四五	三、五二〇	八	四九四	四	二〇八	五七	四、二二二
八月	五八	七七、二八一	五五	七、三八七	二	九一	四	一四七	六一	七、六二五
九月	三七一	四、二二二	五九	三、五九九	六	九八六	一	一六九	六七	四、七五四
十月	二、五三六	九、二八八	四七	二、一七七	五	一二六	—	—	五二	二、三〇三
十一月	二、九九六	九、二八八	四三	四、〇九三	五	四〇九	二	四五	五〇	四、五四七
十二月	三五	四、二二三	四九	一七、六九四	三	一七四	六	一、〇五五	五八	一八、九二三
計	四、五四七	一八、九二三	四九四	六〇、〇八四	五四	一三、一四五	二八	五、二一五	五七六	七七、四四四

第二表（其三）　昭和四年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計			
		件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	延作業人員	損失
工業器具機械製造	機械製造職工	三	一〇四	七	五四三	一	一	二〇	一、六一七	一一、三八	
	船舶車輛製造職工	五	五、六五八	二	一九三	二	九一四	九	六、七六四	六六、〇〇四	
	其他の職工	八九	四、〇二九	一三	七九八	一〇	四六四	一一三	五、二九一	八〇、〇五八	
工業化學	窯業職工	四八	五、〇八三	六	二六五	三	一三四	五七	五、四八二	七二、八四一	
	製絲職工	八	九〇二	一	一	一	一	八	九〇二	一三、〇七一	
	護謨製造職工	一四	四八四	二	一二〇	一	二九	一七	六三三	四、六〇六	
	製油製脂製造職工	六	一八五	一	一	一	一	六	一八五	一、七四四	
	其の他職工	九	五九五	三	二二一	一	一	一二	八〇六	一、九五二	
工業染色職	紡績職工	二	四、八七二	四	七九三	一	一	一五	五、六六六	一四、二三五	
	製絲職工	二〇	二、七六八	一	五七	一	一	二一	二、八二五	一〇、四六一	
	織物職工	一三	五、六五〇	一	一	一	五、一五〇	一四	六、八〇〇	一五、〇四一	
	染色加職工	二〇	一、七〇四	一	一	一	四四	二一	一、七八八	一〇、一四八	
	其の他職工	四	一二〇	一	一	二	六六	六	一八六	五、一二五	
工業造物飲食職製	醸造職工	一	一	一	一	一	五五	一	五五	二八八	
	煙草製造職工	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	其の他職工	九	一、六六五	一	一	一	一	九	一、六六五	四、三五八	
工業雜	製版印刷製本職工	三三	七三三	一	一	五	二〇三	三五	九三五	八、〇五九	
	木竹製品職工	三三	一、四六八	一	一	一	一	三一	一、四六八	一七、一八一	
	其の他職工	六二	五、四六六	二	四〇	四	一七六	六八	五、六二二	四五、七六七	
鑛業	金屬鑛夫	一	一八	一	一	一	一	一	一八	一四四	
	石炭亞炭鑛夫	四	四五六	一	一	一	一	四	四五六	一、五八五	
	其の他鑛夫	二	二二	一	一	一	一	二	二二	二六八	

瓦斯電氣事業從業者	—	—	三	六、一〇二	—	—	三	六、一〇二	—
運輸業 鐵道軌道從業者	四	一六、三二六	—	—	—	—	四	一六、三二六	七、四一四
運輸業 船舶船夫	四	二三三	—	—	—	—	四	二三三	七七四
運輸業 仲仕人夫	二六	一、三三七	—	—	—	—	二六	一、三三七	二一、二八一
運輸業 其の他の從業者	一四	四四八	五	二、六一三	—	—	一九	三、〇六〇	一、九二六
通信業從業員	四	七八	一	一七	—	—	五	九五	一一
土木建築業 大工、左官其の他の職人	一三	二一三	—	—	—	—	一三	二一三	一、九九七
土方、鳶職	一八	八二三	一	一〇〇	—	—	一九	九二三	三、〇七〇
其他の業務に從ふ者	三〇	一、六七七	四	二九五	—	—	三四	一、九七二	一〇、八七三
計	四九四	六〇、〇八四	五四	三、一四五	二八	五、二一五	五七六	七七、四四四	五七一、八六〇

備考　本表中には前年より繼續のもの五件――罷業、機械器具製造業中其他職工一、(人員三三)製紙一、(人員四〇)雜工業中其他職工一、(人員四四)運輸業中其他從業者一、(人員一一)及怠業、窯業一、(人員三五)――を含む、以下同斷

第二表(其四)　昭和四年同盟罷怠業工場閉鎖發生原因調

		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
		件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
勞働組合の自由又は確認	主たるもの	六	二三一	—	—	—	—	六	二三一
	從たるもの	一五	一、一〇八	一	一六六	二	七四	一八	一、三四八
賃銀增額	主たるもの	七八	四、七三一	一〇	九二一	三	一五五	九一	五、八〇七
	從たるもの	四七	六、五四六	四	一一〇	四	一四六	五五	六、八〇二
賃銀減額反對	主たるもの	一一九	一一、九四八	七	六、三七三	三	一二一	一二九	一八、四四一
	從たるもの	八	三九二	一	四八	—	—	九	四四〇

賃銀算定支給方法の變更又は反對	主たるもの	四〇	二、〇四三	四	一、八三八	一	三、一五〇
	從たるもの	一七	一、一三五	二	五七		四五
勞働時間短縮	主たるもの	八	一、〇九〇	一	二六	一	九八
	從たるもの	三九	二、三四八	一	五、九九四	二	五八
公休日の制定	主たるもの	一	二一九	四	七、六五九	一	五三
	從たるもの	九	二〇六	三	一、四一	一	二一
作業規則の變更又は反對	主たるもの	一六	一、一二〇	三	一、六九一		二〇
	從たるもの	一一	六七六				一四
勞働委員會の設置又は組織權限の變更	主たるもの	—	—				
	從たるもの						
工場設備其他福利增進施設	主たるもの	一	三二		一		二
	從たるもの	二	六七		二七		三五
解雇退職手當の確立又は增額	主たるもの	三三	二、二〇六	四	六、四七八	一	一五〇
	從たるもの	四七	三、六九七	二	三七七	六	二九六
解雇者の復職	主たるもの	九五	一一、五五五	八	二四六	六	二九六
	從たるもの	七一	六、〇八四	六	一〇八一	五	一九五
爭議に犧牲者を出さざること	主たるもの	七	二七四		二三		
	從たるもの	二	一一六				
監督者の排斥	主たるもの	五二	五、一五四	九	一八八五	三	九三
	從たるもの	二一	二、四五六	四	二一〇	一	二六
	主たるもの	九	三六三	一	一六六	一	一〇
	從たるもの	八三	七、二八二	七	三五二	七	二九四
其の他	主たるもの	一七六	一五、四六二	一八	二、七〇八	一〇	二一六
	從たるもの	四九四	六〇、〇八四	五四	一三、一四五	二八	五、二一五
計							

第二表（其五）

同盟罷業工場閉鎖結果累年表

	要求貫徹		妥協		要求不貫徹		自然消滅		未解決		合計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
大正九年	三九	三、五四四	一四三	一七、九七三	一〇〇	一四、八五四	一	一	一	一	二八二	三六、三七一
同十年	二三	三、一六六	一四〇	二四、五二二	八一	三〇、三三二	二	二〇五	一	一	二四六	五八、二二五
同十一年	四〇	四、九七一	一〇七	二一、〇七六	一〇三	一五、四五六	一	一	一	一	二五〇	四一、五〇三
同十二年	五八	六、九〇八	一三〇	一四、三七八	一一〇	一四、九三七	二	三五	一	一	二七〇	三六、二五九
同十三年	六六	一二、六〇八	一三五	一九、七〇七	一三二	二三、二一一	一	一	一	一	一三三	五四、五二六
同十四年	五二	一二、九二二	一一四	一〇、七四四	一二七	一八、〇七六	一	一	一	一	一二七	四〇、七四〇
昭和元年	一三九	一二、九九九	一六一	一四、四一二	一九三	四〇、七八五	二	五八	一	一	四九五	六七、二三四
同二年	一〇九	八、三四五	一一九	一二、三八三	一四八	二三、四九二	三	五八	四	二、三九三	三八三	四六、六七二
同三年	九五	一二、五五六	一三二	二一、四一四	一六一	一三、〇九七	二	二三	五	一六五	三九七	四六、二五二
同四年	一六七	二四、七三三	一八七	三一、八七七	二一一	一九、一九二	五	一〇四	六	一、五三八	五七六	七七、四四四

第三表（其一）

昭和四年中發生小作爭議統計（勞働時報昭和五年三月號に據る）

1　府縣別關係人員及耕地面積

	爭議件數	關係地主小作人 地主	關係地主小作人 小作人	關係耕地面積 田	關係耕地面積 畑	關係耕地面積 其の他	關係耕地面積 計
北海道	五六	六四	八八	二、九九一・二五町	一、〇〇五・九三町	一〇六・五〇町	四、一〇三・六八町
第二部 統計表							三七一

東京	東京	八	一五六	一二	四一七・五〇	—	—	四一七・五〇
京都	京都	二〇	一五一	六一六	三七六・一三	・一〇	・一〇	三七六・三三
大阪	大阪	一四四	一、六〇六	七、四六三	四、四五一・三四	七七・一七	—	四、三八六・六一
神奈川	神奈川	一九	一八五	一、一九三	四四二・七四	二一七・〇二	—	三三六・七六
兵庫	兵庫	六九	六八六	三、三五七	一、九八六・二二	・一四	三・三九	一、九二二・六三
長崎	長崎	五	七四	六四〇	二二二・六五	四二・四二	—	二三三・〇八
新潟	新潟	一三三	七三六	三、二二四	四、三四四・三三	三三八・三二	一・〇七	四、六八三・九二
埼玉	埼玉	六二	九七〇	五、四二五	五〇二・四二〇	三三四・九〇	—	三、九三六・九三
群馬	群馬	三七	二〇三	三七三	一八三・三九	・二二	—	一八三・三一
千葉	千葉	九	四六	二四	七二・二三	四二・〇〇	—	二四・二三
茨城	茨城	二二	二二	四八二	三四一・三九	七一・四八	—	六二二・八七
栃木	栃木	二五	一五〇	八六四	三七一・二七	二八〇・一三	・〇一	六三一・三二
奈良	奈良	三八	三二七	一、四〇七	七四七・四八	—	—	七四七・四八
三重	三重	六	七九	二七二	二六三・六三	—	—	二六三・六三
愛知	愛知	三六	四〇三	一、六六三	三八七・七八	二二七・四九	一・四九	六二六・三六
静岡	静岡	六	三三	八〇八	二三二・二三	一三・〇〇	—	二四七・二三
山梨	山梨	七六	二七七	二、三三二	七二四・九一	二二・〇	・九三	七二八・〇四
滋賀	滋賀	六	三三	二〇三	一〇一・四三	—	—	一〇一・四三
岐阜	岐阜	七三	一、〇六〇	四、二〇四	二、三八三・三四	四一・七〇	三〇・二	二、四二七・二七
長野	長野	一三	二二九	六七六	三一八・〇四	・〇一	—	三一八・〇三
宮城	宮城	一四	二二	一七三	三八・九八	三八・三三	・一四	三六七・六三
福島	福島	二二	八一	六二二	三〇三・三〇	二三・〇〇	—	三一八・三三
岩手	岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	森	三九	四〇	一〇四	二二三・六二	一・〇四	—	二二七・〇〇

山形	三四	一四三	四四三	一三一・一七	三六・六四	一・〇五	一六〇・一四	
秋田	三三	二〇八	六四〇	五六・四六三	四・六七	—	四八六・三六	
福井	四	二八	三七七	三二一・六六	四・一四	四三・六	二四六・四二	
石川	—	—	—	—	—	—	—	
富山	三	二	六一	八七・七二	二一・二	—	九二・八四	
鳥取	一〇八	一〇四・〇一	二四七・七	一二七六・七八一	一四七・三四	四〇・八三	六六四・六六一	
島根	三四	二二二	〇四八	三二六・七六	一〇・〇一	・八二	二二八・四六	
岡山	四〇	一八二	七六七	四四一・一六	・七八	一八・四四	四四〇・四八	
広島	九	四四	二二九	四六・七九	四〇・四	—	四一・八六	
山口	一	六	二九	四〇・〇四	—	—	四〇・〇〇	
徳島	八	九六	二六四	二六〇・四六	・八四	一〇・七	四六二・四八	
香川	一	四	四六	一六・七〇	—	・四一	一七・二二	
愛媛	三三	三二七	六四三	四二一・七六	六・三八	一四・一九	四四四・二四	
高知	三三	二九	三二七	四四・四〇	・〇八	—	四三・四八	
福岡	四二	六四四	二・七四七	一・三二一・四九	一・〇三	・〇四	一七三二・六四	
大分	四	四一	二一九	六六・三八	—	—	六六・三八	
佐賀	三三	四四	四四六	二三七・四四	・三八	—	二二七・八三	
熊本	—	—	—	—	—	—	—	
宮崎	四	一四	二二九	四九・〇一	—	—	四九・〇一	
鹿児島	—	—	—	—	—	—	—	
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	
計	一〇四一	六〇一二	四八四四	三一一四七・三三	二一九六三・四四	一八七・二二	四四一三七・九九	

備考　昭和五年二月末日迄に到着せる報告書による。

2　府縣別爭議要求別數

	小作料一時減額	小作料一時免除	小作料永久減額	小作料增額反對	廢止	米納小作料就限緩和	格下の等制に	其他奬勵米類のもの	小作人の特別な支出する補償	小作契約の繼續	小作權の確認又は賠償	小作權の永續的獲得	組合の自由又は確認	其の他
北海道	三	一	三	五						一五	二	二		九
東京	六													
京都	八		五							五	四			三
大阪	一三									三	五			四
神奈川	一七		一							一				
兵庫	五八		七								二			三
長崎	一		一	三										一
新潟	六九	六	九	一	五					四		五		一四
埼玉	四九		二	三						六				五
群馬	一三		一							九				六
千葉	三			六										
茨城	七			三			一					一		
栃木	八		一	二						二	一			二
奈良	五六		二							一				一
三重	四		二							二				
愛知	二七		七	一						一				一
靜岡	三	一	二							一				一
山梨	四六		四							一九				七
滋賀	六													

佐賀	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	二四	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香川	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	二〇	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	三	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	九	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	九五	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福井	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	四八	一六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
山形	五八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	六	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	八	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三表（其二）小作爭議統計累年表（第四十八回統計年鑑に據る）

	大正十三年			大正十四年			昭和元年			昭和二年			昭和三年		
熊本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	九一七	一八	九七	三三	三	六	一七	四	三三五	四〇	—	—	一八	—	一一八
爭議件數	一、五三二	二七、二三三	二〇、九二〇	六三、一二八・六	七、二四三・〇	五・二	二	一、〇二一	一四七	五〇	八	一〇七	二五	二五五	一七二
參加人員 小作主	二、二〇六	三三、〇〇一	一三四、六四六	九一、五三七・五	四、三五六・八	四六・二	二一	一、三八〇	二五五	四六	二三	二二七	一七二	三五	五六
參加人員 地主	二、七一三	三九、四三七	一五〇、一六三	八九、六三〇・九	四、八〇九・六	四四三・六	一二	一、三八九	一七六	三二	二二	八九	三〇四	四八	一六七
參加人員 小作人	二、〇五二	二四、一三六	九一、三三六	五一、五八一・九	五、八七〇・八	一、七一五・六	三五	一、〇三八	二〇四	三〇	一八	九六	四三二	四九	一五二
關係耕地（町） 田	一、〇三〇	一一、九二六	六三、一二八・六	七、二四三・〇	五・二	二	一、〇二一	一四七	五〇	八	一〇七	二五	二五	三五	五六
關係耕地（町） 畑	六三、一二八・六	一三四、六四六	九一、五三七・五	四、三五六・八	四六・二	二一	一、三八〇	二五五	四六	二三	二二七	一七二	三五	四六	五六
關係耕地（町） 其他	七、二四三・〇	一一、九二六	六三、一二八・六	四、三五六・八	四六・二	二一	一、三八〇	二五五	四六	二三	二二七	一七二	三五	四六	五六
原因別件數 小作料値上	五・二	二	一、〇二一	一四七	五〇	八	一〇七	二五	二五	三五	一七二	三五	五六	四六	一六七
原因別件數 風水害病虫害其他不作	二	一、〇二一	一四七	五〇	八	一〇七	二五	二五	三五	一七二	三五	四六	五六	四六	一六七
原因別件數 小作料高率	一、〇二一	一四七	五〇	八	一〇七	二五	二五	三五	一七二	三五	五六	四六	一六七	四六	一六七
原因別件數 勞費多く收支不償	一四七	五〇	八	一〇七	二五	二五	三五	一七二	三五	四六	五六	四六	一六七	四六	一六七
原因別件數 產檢込米奬勵米關係	五〇	八	一〇七	二五	二五	三五	一七二	三五	五六	四六	一六七	四六	一六七	四六	一六七
原因別件數 思想の變化並に模倣	八	一〇七	二五	二五	三五	一七二	三五	五六	四六	一六七	四六	四六	一六七	四六	一六七
原因別件數 小作權關係又は小作地引上	一〇七	二五	二五	三五	一七二	三五	五六	四六	一六七	四六	四六	四六	一六七	四六	一六七
原因別件數 小作料滯納	二五	二五	三五	一七二	三五	五六	四六	一六七	四六	四六	四六	四六	一六七	四六	一六七
原因別件數 其他	一	五六	四六	一六七	四六	一六七	四六	一六七	四六	四六	四六	四六	一六七	四六	一六七

第四表　勞働組合及組合員數（社會局調）

要求事項別件數	結果別件數	昭和四年末 團體數	昭和四年末 團體總數に對する%	昭和四年末 團體員數	上記團體員中女	昭和三年末 團體數	昭和三年末 團體員	昭和二年末 團體數	昭和二年末 團體員
一時的小作料減額		一〇四		一、〇四四	一、四四四	一、九九三	一、一〇六	一〇四	一、〇一四
永久的小作料減額		三五四		三五四	四五一	二四八	二三五	一四七	二三五
小作料値上反對		七		七	二〇	一二	三一	四二	三一
小作契約繼續		二〇		二〇	一三二	一九四	三四三	三九六	三四三
小作權又は永小作權確認		四		四	三〇	四七	二一	一三	二一
小作權又は永小作權賠償		—		—	—	六一	五三	四九	五三
實收の分配又は刈分		三三		三三	七	四七	八	一	八
其他		三三		三三	五六	四四	一五七	二〇四	一五七
	安協	一、一四八		一、一四八	一、五八八	一、九四一	一、三七一	一、二六一	一、三七一
	要求貫徹	七五		七五	九三	九八	五六	六〇	五六
	要求撤回	三二		三二	二六	二〇	一八	二九	一八
	耕地返還	一〇		一〇	一三	一四	一五	一	一五
	自然消滅	一四		一四	一六	七	九	二	九
	未解決	二五三		二五三	四七一	六三三	五九三	五一三	五九三
機械器具		六八	二%	一〇一、四七六	一、七一九	六四	九七、六〇三	六二	九七、一八二
化學		六九	二	一三、〇四七	一、八二五	五七	一〇、八八七	五七	九、一一三
染織		三五	六	一六、八四六	四、八五五	一八	一三、〇三二	一九	一五、五五二
飲食物		一六	三	三、二一八	二一五	一三	三、九三七	一三	五、二七九
第二部統計表									三七七

第五表　產業組合統計（產業組合年鑑に據る）

雜工業	一〇三	一六	一四、六八七	一、三四一	八四	一三、六六六	八六	一五、〇六一
鑛業	一六	三	六、一三四	二	一五	七、七五六	二	一一、一九八
瓦斯電氣	一五	二	九、八〇九	一五八	一四	八、一五七	一〇	八、八二五
交通運輸	八〇	一三	一三二、九〇一	一、一七八	五九	一三四、四八五	六一	一二六、一八六
内譯 陸上	五四	九	二五、三〇〇	一、一七八	―	―	―	―
内譯 海上	二六	四	一〇七、六〇一	―	―	―	―	―
通信	二	―	一、九六八	―	一	二、二三二	一	八七一
土木建築	三三	三	二、四七九	―	三三	二、八三五	二六	二、五六〇
其他	二〇五	五二	二九、四二〇	六二三	一五四	二六、三三二	一四九	二七、六六九
計	六五〇	一〇〇	五三〇、九八五	二、九一六	五〇一	五〇八、九〇〇	五〇五	三〇九、四九五

第五表（其一）　產業組合累年表

	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	購販賣組合	利用販賣組合	利用購買組合	利用購買販賣組合	販賣信用組合	購買信用組合	利用信用組合	購買販賣信用組合	利用販賣信用組合	利用購買信用組合	利用購買販賣信用組合	計
明治三十三年末	一三	一	二	―	二三	―	一	一	―	―	―	―	―	―	―	二一
同　三十八年末	九八六	九二	二七五	三八	一四二	六三	三〇	四七	―	―	―	―	―	―	―	一、六七一
同　四十三年末	二、三三六	二一七	七七二	七八	五〇三	一三六	四九	三三	三八一	一、二三九	一四	一、〇六三	一四	二六	三六九	七、五〇八
大正四年末	三、〇一五	二三四	五三五	一二二	四六一	一四一	三七	二三〇	四〇〇	二、五八三	二九	二、六〇八	九〇	五七	九四六	一二、五〇九
同　九年末	二、六五〇	二三五	四五四	一〇七	三八五	一六七	二〇	一七二	二五〇	三、〇四五	六一	三、九七五	一五一	七三	一、六九六	一三、四四二
同　十三年末	二、五三六	二八二	三六九	一六二	三三二	一四〇	六三	二二二	一六九	二、七七七	一〇九	三、九九二	九七	二八四	二、九一〇	一四、四四四

第五表（其二）　産業組合員數及出資金額累年表

	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟額	一組合員平均出資金 出資額	一組合員平均出資金 拂込濟額
同十四年末	二、九三七	三七〇	一九五	三〇五	一五四	七一	九一
昭和元年末	二、五五二	三五〇	二四七	二八六	一八四	七〇	八七
同二年末	二、五五六	三一五	二五八	二七七	二三五	七四	九二
同三年末	二、六〇一	三一六	二七三	二七五	二五三	七四	九四
明治三十七年度	六五四	四八、一〇七人	一組合平均組合員人	？円	一、〇四五、〇二七円	？	二〇・九四円
同三十八年度	八三六	六八、五六三	？	？	一、三二八、〇八五	？	一九・三七
同四十三年度	四、九二三	五三四、〇八五	一〇九	？	七、四七七、一九二	？	一四・〇〇
大正四年度	一〇、三七四	一、二八八、九八四	二四	二九、七三六、三九六	二三、一八六、一六一	二三・〇六	一七・二一
同九年度	一二、一八九	二、二九〇、二三五	一八八	八九、九四二、七一七	五五、五四二、二一七	三九・二七	二四・二五
同十二年度	一二、九一六	三、〇三〇、一五七	二四	一七三、〇六九、九一七	一〇二、七七〇、四三三	五七・一二	三三・九二
同十三年度	一三、二一九	三、三一五、二八三	二五一	二〇二、七九七、七九四	一二二 三四四、五七八	六一・一七	三六・九〇
同十四年度	一三、三七九	三、九二五、七四八	二七二	二三〇、八七五、六一五	一四二、五八一、七四四	六三・五〇	三九・二二
昭和元年度	一五、二五七	三、九四七、八〇六	二九八	二五一、二四六、四九三	一六三、八九八、七二七	六三・六四	四一・五二
同二年度	一三、一九七	四、一五七、四〇四	三五	二六六、八〇二、九三五	一八一、九九七、四九〇	六四・一八	四三・七八

第五表（其三）　産業組合員職業別累年表

	調査組合數	農業	林業	工業	商業	水産業	其他	計
明治三十七年度	六三四	三八、七〇一	—	二、二六五	四、五九六	一、一二六	一、四四九	四八、一〇七
同　三十八年度	八三六	五六、六〇九	—	三、二三四	五、八六九	八六〇	一、九九一	六八、五六三
同　四十三年度	四、九二二	四三七、五八八	—	二一、五六四	三四、二五七	九、〇六	三一、五七〇	五三四、〇八五
大正四年度	一〇、三七四	一、〇六七、六四三	一、〇三二	四八、二七二	八四、七二五	二三、六七一	六四、六四一	一、二八八、九八四
同　九年度	一二、一八九	一、八三七、七〇七	二、七六二	九五、五八二	一六五、七八二	三七、八二三	一五〇、五八〇	二、二九〇、二三五
同　十二年度	一二、九一六	二、二九八、六〇八	五、八二二	一三四、〇五二	二七三、五四四	五〇、六九八	二六、四三三	三、〇三〇、一五七
同　十三年度	一三、二一九	二四六、六二七	五、〇六六	一五六、二七六	三二一、八八六	五六、八四三	三〇六、五五五	三、三一五、二八三
同　十四年度	一三、三七九	二、六八六、三〇八	五、〇九二	一七四、二八七	三六六、二七六	六四、六九一	三三九、〇九四	三、九二五、七四八
昭和元年度	一三、二五七	二、八九二、三三一	一〇、一四四	一九〇、六四四	四一五、六三八	六九、一〇一	三六九、九四八	三、九四七、八〇六
同　二年度	一三、一九七	三、〇四四、九八六	六、六四七	二〇二、四九二	四四六、三三七	七五、四八二	三八一、四六〇	四、一五七、四〇四
明治三十七年度		八〇・四	—	四・七	九・五	二・四	三・〇	一〇〇・〇
同　三十八年度		八二・六	—	四・七	八・六	一・二	二・九	一〇〇・〇
同　四十三年度		八一・九	—	四・一	六・四	一・七	五・九	一〇〇・〇
大正四年度		八二・八	〇・一	三・七	六・六	一・八	五・〇	一〇〇・〇
同　九年度		八〇・二	〇・二	四・一	七・二	一・七	六・六	一〇〇・〇
同　十二年度		七五・九	〇・二	四・四	九・〇	一・七	八・八	一〇〇・〇
同　十三年度		七四・五	〇・二	四・七	九・七	一・七	九・二	一〇〇・〇
同　十四年度		七三・九	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三	一〇〇・〇
昭和元年度		七三・二	〇・三	四・八	一〇・五	一・八	九・四	一〇〇・〇
同　二年度		七三・二	〇・二	四・九	一〇・七	一・八	九・二	一〇〇・〇

百分比例

第五表（其四）

産業組合事業累年表

	信用組合			販賣組合			購買組合			利用組合		
	調査組合數	貸付額	組合員貯金（年度末現在）	調査組合數	販賣價格		調査組合數	賣却價格		調査組合數	利用高	
明治三十七年度	四六三	一、一二五、五三五円	二四二、九五三円	六一	八八五、二九六円		一二九	一五五、〇〇七円		—	一、一三六円	
同　三十八年度	六一〇	一、四九七、二八五	四二三、〇八七	一一四	一、三五一、八九九		一四	五〇六、六七五		五二	一〇、七六〇	
同　四十三年度	三、八九二	二、九〇五、五七四	七、二〇四、八二四	一、七三一	一一、二七六、〇六七		二、九三二	七、四六一、一三〇		?	?	
大正四年度	九、〇四〇	五一、二一九、一七二	二九、六一七、四三二	四、五五四	四〇、七七七、三九九		六、七三二	二八、三一二、七五三		一、四四九	四一五、三四四	
同　九年度	一〇、九五五	一八六、一八八、〇三三	二三四、三三〇、七四五	六、三三六	一二六、九一二、四二六		八、九一二	一五七、九四二、四四五		二、三三〇	一、五三六、八〇三	
同　十二年度	一一、六六八	三六八、六九九、一五六	四一四、四七五、三五五	七、一三七	一七〇、一五四、六二二		九、七四二	一三八、二五二、五二一		二、〇八一	二、四五六、二七九	

第五表（其五）　市街地購買組合概況累年比較

	調査組合數	組合員數	出資口數	出資總額	拂込濟出資額	諸積立金	購買品賣却高	預金	借入金	剰餘金
明治三十九年	二	二、一八四人	二、二一四口	二三、一四〇円	九、四四一円	九七七円	二三〇、五九九円	一、七五五円	円	四、六七八円
同四十四年	一九	九、六二九	一一、八〇五	一三六、五〇五	一一六、九五八	二七、〇一七	一、二四三、五九九	二一、九一二	三九、四三三	三三、九〇六
大正五年	二七	一四、〇八六	一七、四九四	二〇八、一一〇	一六九、二三五	七九、一六七	一、四八九、四三六	四二、二七一	二九、二八四	四三、九四四
同十年	八五	五九、一四二	一二七、一七八	二、〇七二、九一四	一、〇九七、七八〇	一九九、七八〇	一〇、三八四、一八四	六三一、三一四	五三八、二四六	一九九、五一五
同十一年	一〇一	六八、四六八	一三九、一二〇	二、三一七、九三六	一、三二七、八〇八	二五八、〇七一	一一、九二四、三三一	五七一、五二九	一、〇六四、一三一	一九〇、六七四
同十二年	一一一	一〇二、六七五	一八五、四八二	二、六四五、一〇四	一、六〇七、一八三	二九二、八一三	一四、四二六、二二〇	九四二、一八五	一、八八二、九二〇	一六三、三一八
同十三年	一二〇	一一六、五〇二	二三、〇二四	二、六九九、二六八	一、七二〇、九四五	四四四、九〇七	一八、五〇〇、八〇七	一、〇一三、二七二	二、三三一、一一八	二八四、九四八
同十四年	二九	一一九、九四六	二三〇、二三二	二、八四九、四五六	一、七八〇、六六八	五九七、三〇〇	二一、三七二、〇八二	一、二五一、五七八	三、〇九八、四〇八	二七三、一六八
昭和二年	一四七	一三五、一八八	二四七、二九四	二、九九九、四五七・四	一、九一七、七二四・四	七六八、三二六	二〇、六九〇、一五八	一、九九三、六五六	二、六七九、九二八	三三七、〇八五